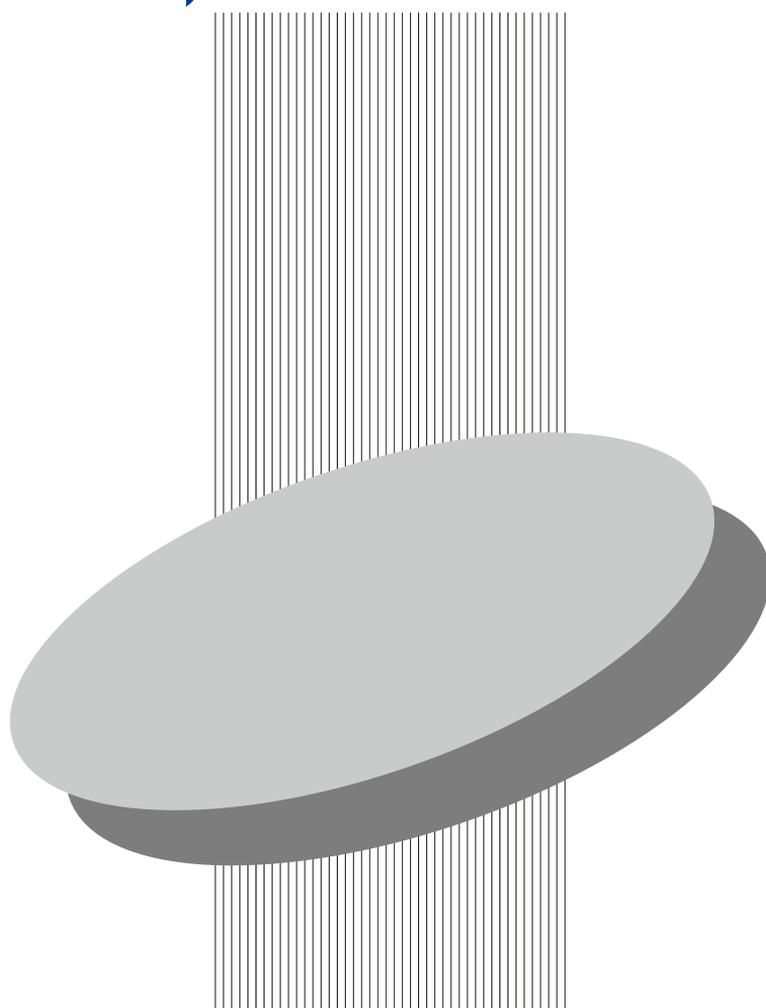


# 学生要覧

# 2025



SUMS



鈴 鹿 医 療 科 学 大 学

# 目 次

本学の沿革	5
建学の精神・教育の理念	9
教育方針	13
履修要項－鈴鹿医療科学大学ポータルサイトの紹介	47
履修要項－授業について	48
履修要項－カリキュラム表	51
履修要項－学籍について	89
履修要項－単位認定について	91
履修要項－履修について	92
履修要項－試験・成績について	100
履修要項－進級要件・卒業要件について	106
履修要項－資格取得について	107
履修要項－災害時の授業について・公欠について	113
学生生活ガイド	121
キャリア形成・就職活動について	132
附属図書館及び白子分館利用の手引	133
規約集	137
鈴鹿医療科学大学学則	139
鈴鹿医療科学大学学生心得	159
鈴鹿医療科学大学学費等納入規程	161
鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程	173
鈴鹿医療科学大学不正受験行為者の処分・指導に関する内規	178
鈴鹿医療科学大学進級要件内規	181
鈴鹿医療科学大学構内交通規制に関する内規	187
鈴鹿医療科学大学体育施設使用心得	190
鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設使用心得	191
鈴鹿医療科学大学情報ネットワーク利用規程	192
鈴鹿医療科学大学情報ネットワーク利用遵守事項	194
鈴鹿医療科学大学ICT教育センター マルチメディア施設の機器利用規程	195
鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター規程	196
卒業延期制度について	197
卒業後聴講制度について	198
鈴鹿医療科学大学奨学制度規程	199
鈴鹿医療科学大学再入学に関する規程	201
鈴鹿医療科学大学転学部等に関する規程	203
鈴鹿医療科学大学科目等履修生に関する内規	205
SUMSポイント制度規程	207
SUMSポイント制度導入について	208

研究倫理について.....	210
鈴鹿医療科学大学研究者の行動規範.....	212
消費者ホットラインについて.....	214
学内建物配置図.....	217

## 本学の沿革

## 沿革

- 平成3（1991）年4月 日本放射線技師会を中心に、三重県、鈴鹿市、日本放射線機器工業会などの支援により、「鈴鹿医療科学技術大学」を開学（保健衛生学部：放射線技術科学科・医療栄養学科、医用工学部：医用電子工学科・医用情報工学科開設）
- 平成8（1996）年4月 大学院「医療画像情報学研究科・医療画像情報学専攻（修士課程）」を開設
- 平成9（1997）年4月 保健衛生学部放射線技術科学科の入学定員を80名から100名に増員
- 平成10（1998）年4月 大学名称を「鈴鹿医療科学大学」に変更
- 平成11（1999）年4月 大学院研究科の名称を「保健衛生学研究科」に変更し、「医療画像情報学専攻（博士後期課程）」および「医療栄養学専攻（修士課程）」を開設
- 平成11（1999）年7月 東洋医学研究所を設立
- 平成12（2000）年4月 保健衛生学部医療栄養学科が「管理栄養士養成施設」に指定
- 平成14（2002）年4月 保健衛生学部「理学療法学科」を開設  
医用工学部医用電子工学科を医用工学部「臨床工学科」に名称変更
- 平成16（2004）年4月 保健衛生学部「医療福祉学科」を開設  
「鍼灸学部鍼灸学科」を開設
- 平成20（2008）年4月 白子キャンパスに「薬学部薬学科」を開設
- 平成21（2009）年4月 大学院に東京サテライトキャンパスを設置
- 平成22（2010）年4月 大学院研究科に「医療科学研究科・医療科学専攻」を設置し、「保健衛生学研究科」は募集停止
- 平成23（2011）年4月 保健衛生学部医療栄養学科の入学定員を40名から80名に増員し、「管理栄養コース（管理栄養士養成課程）」および「臨床検査コース（臨床検査技師養成課程）」を設置
- 平成25（2013）年4月 保健衛生学部「鍼灸学科」を開設し、「鍼灸学部鍼灸学科」は募集停止  
保健衛生学部医療福祉学科に「医療福祉コース」および「臨床心理コース」を設置
- 平成26（2014）年4月 白子キャンパスに「看護学部看護学科」および「大学院薬学研究科・医療薬学専攻」を開設
- 平成29（2017）年4月 千代崎キャンパスに「鈴鹿医療科学大学附属こころの相談センター」および「鈴鹿医療科学大学附属こころのクリニック」を開設
- 平成30（2018）年4月 保健衛生学部医療栄養学科管理栄養コースを保健衛生学部医療栄養学科「管理栄養学専攻」に、臨床検査コースを「臨床検査学専攻」に名称変更  
保健衛生学部医療福祉学科医療福祉コースを保健衛生学部医療福祉学科「医療福祉学専攻」に、臨床心理コースを「臨床心理学専攻」に名称変更  
保健衛生学部「鍼灸学科」を保健衛生学部「鍼灸サイエンス学科」に名称変更  
保健衛生学部医療栄養学科臨床検査学専攻の入学定員を40名から50名に増員
- 平成31（2019）年4月 保健衛生学部「リハビリテーション学科」を開設し、理学療法学専攻（理学療法士養成課程）および作業療法学専攻（作業療法士養成課程）を設置  
保健衛生学部理学療法学科は募集停止  
保健衛生学部鍼灸サイエンス学科に鍼灸・スポーツトレーナー学専攻および鍼

- 灸学専攻を設置
- 令和2（2020）年4月 看護学部看護学科の入学定員を80名から100名に増員
- 令和3（2021）年4月 鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院を開院  
医用工学部に「医療健康データサイエンス学科」を開設  
医用工学部医用情報工学科は募集停止
- 令和4（2022）年4月 白子キャンパスに「保健衛生学部救急救命学科」を開設
- 令和5（2023）年4月 保健衛生学部医療栄養学科管理栄養学専攻・臨床検査学専攻を、「保健衛生学部医療栄養学科」「保健衛生学部臨床検査学科」に改組  
医用工学部医療健康データサイエンス学科にデータサイエンス学専攻および診療情報管理学専攻を設置

## 建学の精神・教育の理念

## 〈建学の精神〉

科学技術の進歩を真に  
人類の福祉と健康の向上に役立たせる

## 〈教育の理念〉

知性と人間性を兼ね備えた  
医療・福祉スペシャリストの育成

## 〈教育目標〉

- ① 高度な知識と技能を修得する
- ② 幅広い教養を身につける
- ③ 思いやりの心を育む
- ④ 高い倫理観を持つ
- ⑤ チーム医療に貢献する



## 教育方針

## 鈴鹿医療科学大学が求める学生像

鈴鹿医療科学大学は、日進月歩の科学技術を、真に人類の健康と福祉の向上に役立たせるために、保健・医療・福祉等の分野におけるコラボレーションが極めて大切であるとの考え方に立ち、わが国で最初に創設された、保健衛生学部、医用工学部、薬学部、看護学部からなる医療科学の総合大学です。

国民の健康を守り福祉を充実する仕事が好きで、優れた良識、広い視野、豊かな感性、そして何よりも大切な、温かい心で人々の支援をすることをいとわない、高度医療の技術者、研究者、教育者等になることを望んでいる人を求めています。

### 具体的な人物像

- \*保健・医療・福祉などに対する学習意欲が旺盛で、常に幅広い教養、新しい知識や技術などを求める人
- \*温かい思いやり、親切心、豊かな感性などを持つ人
- \*礼儀正しく、人との和を大切にする人
- \*多様な考え方を受け入れ、主体的、論理的に行動できる人
- \*企画力、判断力、実行力などの実践的問題解決能力を身につけ社会に貢献することに意欲を持つ人

## 大学全体としての4つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学には4学部11学科において13の専攻分野（学位プログラム）があります。各専攻の学位授与方針の共通する事項を、大学全体としての学位授与方針として以下に示します。

本学は、5つの教育目標について、基本的には下記の10項目を、専攻によってはそれ以上の項目を修得した学生に学士の学位を授与します。各専攻の学位授与方針は概ね大学全体としての学位授与方針に準拠していますが、専攻ごとの特性により、内容や表現には異なる部分がありますので、各専攻の方針を参照してください。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④保健・医療・福祉専門領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤保健・医療・福祉の専門職に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥保健・医療・福祉の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦自ら保健・医療・福祉分野の課題を発見し、その解決に向けて科学的に探究し、成果等表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションを取ることができ、保健・医療・福祉専門職として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程編成の方針は専攻により異なりますが、大学全体として共通する方針について以下に示します。

- 1) 本学は、5つの教育目標に基づいた学位授与方針を修得するための科目群を低学年（基礎分野）から高学年（専門分野）へ、適切な順序で配置し、それぞれに効果的な教育方法と適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 全学生が円滑に社会から期待される水準に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成し、学生の習熟度に応じたきめの細かい支援と心理面のサポートを行います。
- 3) 教育方法としては講義、演習、実習という従来の枠組みとともに、体験型学習、ワークショップ、課

題探究型学習、多職種連携実践など、チームの中での課題探究を通して主体的に学習する態度を育む教育方法（アクティブ・ラーニング）を活用します。

4) 学修評価方法としては、従来からの知識・思考確認試験やレポートに加えて、技能・態度を適切に評価するための評価尺度（ルーブリック<sup>註1</sup>など）や、学生の行動記録に基づいた学修ポートフォリオなどを活用し、学位授与方針や授業形態に適した評価方法を採用します。詳細は、後述の学修評価の方針（アセスメント・ポリシー）を参照してください。

5) 以下に、学位授与方針ごとに、大学全体として共通する教育課程編成方針を示します。

①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。

この学位授与方針に対応する科目群は「医療人底力教育」であり、5つの教育目標達成のすべての入口となります。全学科の学生が一つのキャンパスに集い、しかも全学科混成のクラスで、医療人として社会で自立するために共通に必要な汎用的技能や態度、常識、健全な心と体について学ぶ特色ある初年次教育です。

「医療人底力教育」の中で最も特色あるカリキュラムは「医療人底力実践」です。このカリキュラムでは、学科混成の小グループで、社会で自立するために必要な汎用的技能や態度を体験学習や課題探究型学習（アクティブ・ラーニング）で学びます。

教育目標の『チーム医療に貢献する』に対応する科目には、上記の「医療人底力実践」に加えて「多職種連携の基礎」があります。多様な職種の人々からなるチーム医療が良好に機能するための知識・技能・態度を学びます。なお、「事例で学ぶ多職種連携」、「実践で学ぶ多職種連携」「慢性疼痛で学ぶチーム医療」の「基礎」、「実践」については、高学年における実践的授業とについては、高学年における実践的授業として選択科目で配置されています。

関連社会福祉施設などにおける「ボランティア・社会体験」は、入学早期の現場体験により、医療専門職に向けての修学の動機付けとともに『思いやりの心』や『高い倫理観』を育みます。

また、希望者には「リメディアル教育」の機会を提供します。特に、各専攻に関連した国家試験・資格試験に合格する上で必要な、最も基礎となる学力を再確認していきます。

②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に関与することができる。

低学年には英語、中国語の科目を配置し、専攻によっては上位学年で医療英語や専門教育に係る国際対応の授業などを配置しています。外国語教育は『幅広い教養』の一貫として位置付けていますが、グローバル化が進む中で保健・医療・福祉専門職が外国語を修得することは必須の資質になりつつあります。

③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。

専門以外の領域と専門領域との関連を学ぶ科目群であり、医療人底力教育の「医療・福祉の変遷と制度」をはじめ、「人間と文化と社会」「自然科学への誘い」「自然科学の基礎」が相当します。なお、各科目と学位授与方針との対応は、専攻により異なる場合があります。

④保健・医療・福祉専門領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。

専門領域の中でも最先端の進歩を紹介する科目群や、数理・データサイエンスの科目群がこれに相当します。例えば統計学、数学、コンピュータサイエンス、人工知能など今後の社会に必要とされる数理的思考やデータ分析、活用能力を育成できるような、科目群が配置されています。

⑤保健・医療・福祉の専門職に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。

「核となる知識について社会が求める水準」とは、各保健・医療・福祉専門職の国家試験や資格試験

に合格し得る水準を意味します。全学生が円滑に社会が求める『高度な知識と技能を修得』できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成します。

この一貫した教育課程には、専門教育や専門基礎教育における必修科目以外にも、教養教育や医療人底力教育の一部の科目群や、リメディアル教育も含まれます。各授業、科目、学年の終了時に、何ができるようになったか（アウトカム）を確認しつつ、学生の習熟度に応じて補習授業などの必要な支援を行います。

⑥保健・医療・福祉の現場で活用できる基本的技能を修得している。

医療専門職に必要な技能を修得する科目群であり、多くの場合資格取得に必須であり、専攻によっては資格試験として位置づけられています。

教育方法は演習、学内実習、実習準備教育、基本的臨床技能教育、現場実習などがあります。なお、現場実習の呼称は各専攻により異なります。医療人底力教育の「医療人底力実践」では、各専門教育における技能の入口となる汎用的技能を学びます。

⑦自ら保健・医療・福祉分野の課題を発見し、その解決に向けて科学的に探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。

小グループによる課題探究型授業やワークショップ、あるいは卒業研究などの科目群がこれに相当します。

⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、保健・医療・福祉専門職として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。

医療人底力教育における「医療人底力実践Ⅱ（体験プログラム）」や「多職種連携の基礎」でチーム医療の知識や考え方を学び、「医療人底力実践Ⅳ（発展プログラム）」、「事例で学ぶ多職種連携」、「実践で学ぶ多職種連携」、あるいは専門教育における実習準備教育や現場実習など、多様な職種のチームからなる実践的学習で培います。

⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。

保健・医療・福祉に携わる者にとって大切なこの人間性の項目は、医療人底力教育におけるボランティアや社会体験、「医療人底力実践」、「多職種連携」、専門教育における実習準備教育や現場実習などの実践的学習で培います。

⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。

医療人底力教育における「いのちの倫理学」や専門教育における倫理に関連した授業において倫理についての知識を学び、上記と同様に、医療人底力教育の「医療人底力実践」、「多職種連携」や専門教育の実習準備教育や現場実習などの実践的学習で倫理観や規律性を培います。

注1) ルーブリック：学習到達度を示す評価基準を観点と尺度からなる表として示したものを。

## ○学修評価の方針（アセスメント・ポリシー）

教育課程編成方針においても学修評価の方針について触れましたが、ここでは大学全体に共通する学修評価の方針について示します。

### 1) 学生単位の学修評価の方針

①学位授与方針や授業形態に最も適した評価方法を採用します。

知識や思考力の評価方法としては、従来から行われている知識・思考を確認する試験やレポートなど

があります。技能や態度については、プレゼンテーション、実技、実習などを観察し、適切な評価尺度（ルーブリック<sup>注1</sup>など）を用いる評価方法を活用します。薬学部では、客観的臨床能力試験（OSCE<sup>注2</sup>）で技能や態度の評価が行われます。

また、個々の学生の学修への取り組み方を評価するために、学生自らが学修過程ならびに各種の学修成果を記入する学修ポートフォリオを活用します。

- ②学修評価には、学生の学力向上の手段として活用する「形成的評価」と、可否（単位認定）を決定する「総括的評価」があり、両者を適切に組み合わせます。

「形成的評価」には、各授業で行われる小テストや国家試験・資格試験のための模擬試験などがあります。「総括的評価」は学期（セメスター）修了時に行われる定期試験です。定期試験における最終的総括評価（可否の判定）に至るまでに、学生が期待される水準に到達するよう、形成的評価を必要に応じて繰り返します。

- ③各段階において学生が、何ができるようになったか（アウトカム）を確認し、最終的な目標達成のどの位置まで到達したか把握できるようにします。

全学生が「核となる知識について社会が求める水準」まで段階を踏んで着実に到達できるよう、授業、科目、学年終了時などの各段階において、学生が「何ができるようになったか」を適切な評価方法で確認し、最終的な目標達成に至る自分の立ち位置（マイルストーン）を把握できるようにします。

- ④各科目の可否の判定（単位認定）に加えてGPA<sup>注3</sup>による評価を活用します。

GPAは学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したのですが、進級、卒業（学位授与）、国家試験・資格試験合格の目安になり、奨学金等の審査、あるいは進路変更などの修学指導に用いられる場合があります。

- ⑤学生に主体的に学習に取り組む態度を育むために、学生が自らの学修行動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動<sup>注4</sup>）を促します。

担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどのきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。

## 2) 大学単位、専攻単位の学修評価の方針

大学全体や各専攻の教育課程の教育効果を評価するための方針を以下に示します。

- ①各専攻の教育課程が「核となる専門的知識について社会が求める水準」に学生が到達することに有効であったかどうかについて、単位認定者の割合やGPAの他に、国家試験・資格試験の成績を活用します。

本学では、国家試験・資格試験の成績の指標として、各専攻における「入学者数（入学時資格取得希望者数）あたりの合格者数」を重視します。全国の同種・同レベルの大学と比較して上位となるように、各専攻及び大学全体の教育課程編成や学修指導方法の改善に生かします。

- ②技能や態度への教育効果については、各専攻・各科目の評価尺度（ルーブリックなど）を用いた評価結果の他に、全学的な学修行動調査や意識調査により評価します。

- ③各教育段階で、学生の授業評価や教員の自己評価の機会をもち、学生の立場に立った授業や教育課程の改善（FD<sup>注5</sup>活動）を不断に継続していきます。

- ④卒業生や学生の就職先機関による本学の教育に対する評価を活用し、教育課程の改善に生かします。

- ⑤以上の学修評価結果や教学についてのさまざまなデータを大学として集積して分析することにより（IR<sup>注6</sup>）、科学的根拠に基づいた教育課程の改善を図ります。

注1) ルーブリック：学習到達度を示す評価基準を観点と尺度からなる表として示したものの。

注2) OSCE : Objective Structured Clinical Examination (客観的臨床能力試験) 学生の模擬患者に対するインタビューや臨床の現場に必要な基本的技能の実技を、評価者が観察し、客観的に評価する試験。

注3) GPA : Grade Point Average 学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したものの。

注4) PDCA 活動 : Plan (計画) → Do (実行) → Check (振り返り) → Act (改善) のサイクルを回して、自らの向上に取り組む活動。

注5) FD : Faculty Development 大学教員が授業の内容や方法を改善し向上させるための組織的な取組みの総称。

注6) IR : Institutional Research 教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受入れの方針は専攻により異なりますが、大学全体として共通する方針について以下に示します。

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、基本的には次のような人を受け入れます。なお、各専攻により入学者受入れの方針には異なる部分がありますので、各専攻の入学者受入れの方針を参照してください。

- ①保健・医療・福祉の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- ②科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- ③保健・医療・福祉領域で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- ④病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- ⑤いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- ⑥多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

このような人を適正に選抜するために、入学後の教育課程を踏まえ、各専攻に高等学校等で履修すべき科目等を公表した上で、多様な選抜方法を実施します。

入学者受入れの方針の①～②に対応する学力の評価については個別学力試験、大学入学共通テストを利用し、また、高等学校の調査書、推薦書、面接における口頭試問、作文も活用します。

入学者受入れの方針の③～⑥に対応する能力の評価については、面接、高等学校の調査書、推薦書、作文、志望動機書によって評価します。

学力と学力以外の能力を評価して選考を行いますが、総合型選抜、学校推薦型選抜（基礎テスト方式、面接方式、指定校制推薦）、一般選抜A日程、B日程、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜の各入試形態により、学力と学力以外の評価の重みの比率や、評価の手段が異なります。

一般選抜A日程、B日程、大学入学共通テスト利用選抜では学力評価の重みが大きく、総合型選抜、学校推薦型選抜（基礎テスト方式、面接方式、指定校制推薦）では、学力以外の能力評価の重みが大きくなります。

本学への入学が確定した学生は、大学での授業を支障なく受講できるよう、各専攻で指定する科目について、特に高校での履修が不十分であった科目を重点的に、入学までに自ら学習することが必要です。必要に応じ入学前リメディアルの機会を提供します。

## 放射線技術科学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は放射線技術科学を専攻し、放射線技術科学科に4年以上在籍し、卒業要件を満たす単位を修得したうえ、5つの教育目標について、下記の10項目を修得した学生に学士（診療放射線学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、医療機関における診療放射線技師としての国際対応や国際情報の活用役に立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と診療放射線技師のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④診療放射線技術科学分野の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤診療放射線技師に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥診療放射線の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦自ら診療放射線技術科学・情報科学に関して課題を発見しその解決に向けて科学的に探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、診療放射線技師として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩診療放射線技師としての倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の放射線技術科学専攻の学位授与方針に掲げた10項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するために効果的な教育課程（カリキュラム）を編成します。
- 2) 診療放射線技師に求められる核となる専門的知識・技能について、社会が求める水準に全学生が円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成します。
- 3) 学生が主体的に取り組む学内実習あるいは卒業研究に最新鋭の画像診断機器の設備を活用します。
- 4) 医療機関や医療機器メーカー等の将来に対し先見性を持って対応できるよう、診療放射線技術科学分野における最先端の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用することのできる科目・授業を配置します。
- 5) 多様な職種の人々と協働して医療・福祉に関する領域を学ぶ科目群として学科の枠を超えた「医療人

底力教育」を配置します。

- 6) 学生が主体的に学習に取り組む態度を促す科目群や授業（アクティブ・ラーニングなど）を学内実習・臨床実習を中心として、さまざまな形を活用します。
- 7) 学生の習熟度などのデータに基づき、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していきます。
- 8) 学修評価方法には、学力試験、レポート、プレゼンテーション、ルーブリック、学修ポートフォリオなどがありますが、これらを、形成的評価及び総括的評価として適切に活用します。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、放射線技術科学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 医療の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 医療で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 医療栄養学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は管理栄養学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（栄養学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用、医療の国際化などに役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④管理栄養分野の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤管理栄養士に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥管理栄養の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦自ら栄養学にかかわる課題を発見し、その解決に向けて科学的に探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションを取ることができ、管理栄養士として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科の学位授与方針に掲げた10項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針10項目を修得するための科目（群）を低学年（基礎分野）から高学年（専門分野）へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な学修方法・過程で実施し、適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 核となる専門知識・技能について全学生が期待される水準に円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせた教育課程を編成し、同時に、学生の習熟度に応じた支援や心理面でのケアを行います。
- 3) 社会で自立するために全学科共通に必要な知識・技能・態度を、学科を越えた学生の混成のクラスで学ぶ特色ある初年次教育「医療人底力教育」を行います。
- 4) 管理栄養関連データの解析に、数理・データサイエンスを活用できる能力を養う教育を行います。
- 5) 管理栄養士の将来に先見性を持って対応できるよう、専門分野における最先端の状況を把握することのできる本学ならではの教育を行います。

- 6) 多様な職種の人々と協働して医療・福祉に関する領域を学ぶ科目群として学科の枠を超えた科目を配置し、管理栄養士として主体的に多職種連携を図れる能力を養います。
- 7) 外国語理解・表現の基本的な科目を配置し、栄養学に関する国際対応や国際情報の活用、医療の国際化などに役立てる能力を養います。
- 8) 臨床検査に関する科目を配置し、個人の身体状況や栄養状態等を総合的に判断し、指導できる能力を養います。
- 9) 東洋医学と西洋医学を融合した薬膳学を学び、医療に貢献する日本薬膳学会認定の医療薬膳師の受験資格を取得できるよう科目を配置します。
- 10) 健康食品と健康との係わりを物質レベルで理解が可能であり、かつ疾病や生活習慣等の検査結果に関する知識を有する日本食品安全協会認定の健康食品管理士の受験資格を取得できるよう科目を配置します。
- 11) 学生が主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を促す授業（アクティブ・ラーニング）を行い、学生の自学自習時間を確保しつつ、さまざまな形で支援します。
- 12) 学修評価方法には、学力試験、レポート、プレゼンテーションなどがありますが、これらを、形成的評価及び総括的評価として適切に活用します。
- 13) 各科目の担当教員による可否の判定（単位認定）に加えてGPAによる評価を活用します。GPAは進級、卒業（学位取得）、国家試験・資格試験合格の目安になり、奨学金等の審査、あるいは進路変更などの修学指導に用いられる場合があります。
- 14) 学生に主体的に学習に取り組む態度を促すと同時に、学生が自らの学修活動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促していきます。また、担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどのきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。
- 15) 医療栄養学科の学修評価については、専門的知識・技能については、学内の学力試験による単位認定者の割合やGPA、国家試験・資格試験成績の全国水準との比較等により評価します。学力試験で測定困難な能力や資質については、各科目のルーブリック等による評価の集計、全学的な学修行動調査や意識調査、卒業生や学生の就職先機関からのアンケート調査等を活用して評価します。
- 16) 医療栄養学科の教学についてのさまざまなデータを分析することにより（IR）、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善（FD活動）を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は教育目標及び学位授与方針を踏まえ、管理栄養学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 食と栄養の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 食と健康・医療に興味を持ち、将来管理栄養士として活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぶ意欲のある人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 臨床検査学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は臨床検査学を専攻し、5つの教育目標について下記の11項目を修得した学生に学士（臨床検査学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④臨床検査分野の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤臨床検査技師国家試験に合格できるだけの知識を修得している。	
	⑥臨床検査技師として要求される基本的技能を修得している。	
	⑦臨床検査分野やその周辺・応用分野の課題を科学的に探究するために必要な基盤的技術を身に付けている。	
チーム医療に貢献する	⑧自ら臨床検査に関わる課題を発見し、科学的な根拠に基づいてその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力、判断力、表現力を身に付けている。	
	⑨チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、臨床検査の専門職として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑩病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑪保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の臨床検査学科の学位授与方針に掲げた11項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針11項目を修得するための科目（群）を低学年（基礎分野）から高学年（専門基礎・専門分野）へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な学修方法・過程で実施し、適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 臨床検査の核となる専門的知識・技能について全学生が期待される水準に円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成し、同時に、学生の習熟度に応じた支援や心理面でのケアを行います。
- 3) 臨床検査とその結果を平易な表現で説明できる能力を養う科目を配置します。
- 4) 臨床検査関連データの解析に、数理・データサイエンスを活用できる能力を養う教育を行います。
- 5) 臨床検査の将来に先見性を持って対応できるよう、専門分野における最先端の状況を把握することの

できる本学ならではの教育を行います。

- 6) 臨床検査技師として、多様な職種の人々と協働して医療・福祉に貢献するために必要な領域を学ぶ科目群を学科の枠を超えて配置します。
- 7) 臨床検査に関わる課題を見出し、主体性をもって解決や探究に取り組む能力を養う科目を配置します。
- 8) 国際的な視点を持ち、臨床検査を先端医療や研究開発に主体性をもって生かす能力を養う科目を配置します。
- 9) 臨床検査学と深くかかわる栄養学の内容に関して管理栄養士国家試験に出題されるレベルの知識を有し、それを保健・医療・福祉に生かす能力を養う科目を配置します。
- 10) 健康食品と健康との係わりを物質レベルで理解が可能であり、かつ疾病や生活習慣等の検査結果に関する知識を有する日本食品安全協会認定の健康食品管理士の受験資格を取得できるよう科目を配置します。
- 11) 臨床検査技師としてだけでなく社会の一員として自立するために共通に必要な知識・技能・態度を、全学科の学生の混成のクラスで学ぶ特色ある初年次教育「医療人底力教育」を配置します。
- 12) 学生が主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を促す授業（アクティブ・ラーニング）を充実し、学生の自学自習時間を確保しつつ、さまざまな形で支援します。
- 13) 学生の習熟度に対応した科目・授業、サポートを行います。
- 14) 学修評価方法には、学力試験、レポート、プレゼンテーションなどがありますが、これらを、形成的評価及び総括的評価として適切に活用します。
- 15) 各科目の担当教員による可否の判定（単位認定）に加えてGPAによる評価を活用します。GPAは進級、卒業（学位取得）、国家試験・資格試験合格の目安になり、奨学金等の審査、あるいは進路変更などの修学指導に用いられる場合があります。
- 16) 学生に主体的に学習に取り組む態度を促すと同時に、学生が自らの学修活動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促していきます。また、担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどのきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。
- 17) 臨床検査学科としての学修評価については、専門的知識・技能については、学内の学力試験による単位認定者の割合やGPA、国家試験・資格試験成績の全国水準との比較等により評価します。学力試験で測定困難な能力や資質については、各科目の評価の集計、全学的な学修行動調査や意識調査、卒業生や学生の就職先機関からのアンケート調査等を活用して評価します。
- 18) 教学についてのさまざまなデータを臨床検査学科として分析することにより（IR）、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善（FD活動）を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、臨床検査学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 臨床検査の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 臨床検査領域で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## リハビリテーション学科 理学療法学専攻 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は理学療法学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（理学療法学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、理学療法領域における国際活動や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と理学療法のかかわりについて理解し、自分自身の意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④リハビリテーションの将来に先見性を持って対応できるよう、専門分野における最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤理学療法士に求められる専門的知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥理学療法の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦科学的な根拠に基づいて課題を解決できる臨床問題解決能力、すなわち思考力、判断力、表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会のルールを遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻の学位授与方針に掲げた10項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するための科目群を低学年から高学年へ適切な順序で配置し、効果的な教育課程（カリキュラム）を編成します。
- 2) 核となる専門的知識・技能について社会が求める水準に全学生が円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成します。
- 3) 医療人として社会で自立するために、共通に必要な知識・技能・態度を、全学科の学生の混成のクラスで学ぶ初年次教育「医療人底力教育」を配置します。
- 4) リハビリテーションの夢の将来に、先見性を持って対応できるよう最先端の状況を把握することのできる科目・授業を配置します。

医療・福祉の分野は日進月歩であり、例えばニューロリハビリテーションやロボットスーツによる運動障害の治療など、以前は「夢」であった分野が現実になりつつあります。本専攻では、そのようなりハビリテーションにおける「夢」の将来に先見性を持って対応できるよう、各専門分野の最先端の状況

が把握できる、本学でしか学ぶことのできない授業を行います。

例えば、日本のサイバーダイン社が開発した装着型サイボーグ HAL® は、最近の研究で四肢の運動障害のリハビリテーションに有効であることが認められ、今後、日本全国あるいは世界中に広がる可能性があります。当大学ではいち早く、サイバーダイン社の関連会社をキャンパス内に誘致し、障がい者の治療を行うとともに、本専攻の学生への先端的な教育を行っています。さらに高度、複雑化する数理・データサイエンスについて、必修科目「情報リテラシー」「卒業研究」「卒業研究の基礎」等を通じた教育を行っています。

今、国全体で地域包括ケアが推進されようとしており、その中でも小児領域を担う人材の不足が問題となっています。本専攻では他大学、自治体、地域医療機関と連携し、三重県下唯一の理学療法士養成大学として初年次からこの領域の人材育成に力を入れています。

- 5) 多様な職種の人々と協働して医療・福祉に関する領域を学ぶ科目群を学科の枠を超えて配置します。
- 6) 学生が主体的に学習に取り組む態度を促す科目群や授業（アクティブ・ラーニングなど）を臨床見学、臨床実習を通じて活用します。
- 7) 学生の習熟度に対応した科目・授業、サポートを行います。
- 8) データに基づき、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、理学療法学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 医療・福祉領域の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 理学療法士として活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 病める人、障がい者、高齢者、弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## リハビリテーション学科 作業療法学専攻 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は作業療法学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（作業療法学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、作業療法領域における国際活動や国際情報の活用役に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と作業療法のかかわりについて理解し、自分自身の意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④リハビリテーションの将来に先見性を持って対応できるよう、専門分野における最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤作業療法士に求められる専門的知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥作業療法の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦科学的な根拠に基づいて課題を解決できる臨床問題解決能力、すなわち思考力、判断力、表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会のルールを遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻の学位授与方針に掲げた10項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するための科目群を低学年から高学年へ適切な順序で配置し、効果的な教育課程（カリキュラム）を編成します。
- 2) 核となる専門的知識・技能について社会が求める水準に全学生が円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成します。
- 3) 医療人として社会で自立するために、共通に必要な知識・技能・態度を、全学科の学生の混成のクラスで学ぶ初年次教育「医療人底力教育」を配置します。
- 4) リハビリテーションの夢の将来に、先見性を持って対応できるよう最先端の状況を把握することのできる科目・授業を配置します。

本専攻のカリキュラムはWFOT（世界作業療法士連盟）認定基準に準拠して設定しており、認定申請を準備しています。本学を卒業後、作業療法士の資格を取得すれば、将来、世界各国で作業療法士として活躍することも可能です。作業療法士の活躍の場は、医療機関、特に回復期から介護保険施設、訪問

リハビリテーションの生活期にかけて広がっています。また、現在でも認知症や高次脳障害を有する人の社会生活や自動車運転が社会問題になっていますが、本専攻の作業療法評価学、作業療法治療学領域の専門科目では最新の機器を導入し、講義、実習を進めます。さらに高度、複雑化する数理・データサイエンスについて、必修科目「情報リテラシー」「作業療法研究法」「卒業研究」等を通じた教育を行っています。

今、国全体で地域包括ケアが推進されようとしており、その中でも小児領域を担う人材の不足が問題となっています。本専攻では他大学、自治体、地域医療機関と連携し、三重県下唯一の作業療法士養成大学として初年次からこの領域の人材育成に力を入れています。

- 5) 多様な職種の人々と協働して医療・福祉に関する領域を学ぶ科目群を学科の枠を超えて配置します。
- 6) 学生が主体的に学習に取り組む態度を促す科目群や授業（アクティブ・ラーニングなど）を臨床見学、臨床実習を通じて活用します。
- 7) 学生の習熟度に対応した科目・授業、サポートを行います。
- 8) データに基づき、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、作業療法学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 医療・福祉領域の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 作業療法士として活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 病める人、障がい者、高齢者、弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 医療福祉学科 医療福祉学専攻 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は医療福祉学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（医療福祉学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②	外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。
	③	文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。
高度な知識と技能を修得する	④	福祉領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。
	⑤	ソーシャルワーカー（社会福祉専門職）に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。
	⑥	社会福祉の現場で活用できる基本的技能を修得している。
チーム医療に貢献する	⑦	自ら社会福祉分野の課題を発見しその解決に向けて科学的に探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。
	⑧	チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、ソーシャルワーカー（社会福祉専門職）として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。
思いやりの心を育む	⑨	支援を求める人の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。
高い倫理観を持つ	⑩	人権と人格の尊重をもとにして、保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者・利用者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。
		①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 学位授与の方針を達成するための科目（群）を低学年（基礎分野）から高学年（専門基礎・専門分野）へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な学修方法・過程で実施し、適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 全学生が期待される水準に円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成し、同時に、学生の習熟度に応じたきめ細かい支援や心理面でのケアを行います。
- 3) 特に入学した最初に行う教育が重要とされていますが、医療福祉学専攻では、社会で自立するために共通に必要な知識・技能・態度を学べるよう、「医療人底力教育」を配置します。
- 4) 保健・医療・福祉の未来に先見性を持って対応できるよう、専門分野における最先端の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる科目・授業を配置します。
- 5) 学修方法・過程には、講義、演習、実習、卒業研究、学外実習、学外実習準備教育（基本的臨床技能教育等）、ワークショップ型授業、体験型学習、反転授業、小グループ能動学習（PBL：課題探究型学習、

多職種連携チーム医療実践教育)、などがあります。これらの中でも、学生が主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を促す授業（アクティブ・ラーニング）を行い、学生の自学自習時間を確保しつつ、さまざまな形で支援します。

- 6) 学修評価方法には、学力試験、レポート、プレゼンテーション、ルーブリック、OSCE（客観的臨床能力試験）、学修ポートフォリオなどがありますが、これらを、形成的評価及び総括的評価として適切に活用します。
- 7) 各科目の担当教員による可否の判定（単位認定）に加えてGPAによる評価を活用します。GPAは進級、卒業（学位取得）、国家試験・資格試験合格の目安になり、奨学金等の審査、あるいは進路変更などの修学指導に用いられる場合があります。
- 8) 学生に主体的に学習に取り組む態度を促すと同時に、学生が自らの学修活動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促していきます。また、担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどのきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。
- 9) 医療福祉学専攻としての学修評価については、専門的知識・技能について、学内の学力試験による単位認定者の割合やGPA、国家試験・資格試験成績の全国水準との比較等により評価します。学力試験で測定困難な能力や資質については、各科目のルーブリック等による評価の集計、全学的な学修行動調査や意識調査、卒業生や学生の就職先機関からのアンケート調査等を活用して評価します。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、医療福祉学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 保健・医療・福祉の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 保健・医療・福祉領域で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 他者の痛みを理解しようと努力し、思いやりの心をもった人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様性をもった人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 医療福祉学科 臨床心理学専攻 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は臨床心理学を専攻し、5つの教育目標について下記の13項目を修得した学生に学士（心理学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④臨床心理専門領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤臨床心理の専門職に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥臨床心理の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
	⑦自分自身の体験を通して学び、気づき、変化していく力を獲得している。	
	⑧自己の表現と他者の表現に対する細やかな気づきを通して自己理解、他者理解ができる。	
チーム医療に貢献する	⑨客観的なデータを科学的な根拠に基づいて論理的に考えることと多義的・多焦点的な側面を論理的あるいはメタファーを用いて考えることの両者を尊重することができ、その成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑩チームの中でコミュニケーション力と主体性をもって多様な人々と協働して学び、心理専門職としての基本的役割を担うことができる。	
思いやりの心を育む	⑪実践から学ぶ姿勢とそこから得た知識と経験をもとに、日常で生じる問題に主体的に取り組むことができる。	
高い倫理観を持つ	⑫病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
	⑬保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床心理学の専門性を用いて、実社会及び心理専門職領域において貢献できる人を育成するという教育目標を達成するためのカリキュラムを編成しています。そこには、人と人の信頼関係を築き尊重し合うための理論的な学習、体験による学習が用意されています。

#### 1) 臨床的基礎の修得

1年生全員を対象として行われる「医療人底力教育」では、医療人に必要とされる基盤的な技能・知

識・資質の教育を行います。また、人間の心を理解し尊重するために必要な知識と方法論を身に付けるために、選択必修科目を設けるほか、専門教育科目の中にふさわしい科目を配置します。

## 2) 専門的な知識と技術の習得

専門的知識と技術を身に付けるため、基礎的な科目で各分野の入門と概論を教育し、専門性の高い科目でこれらの分野の様々な発展的内容を教育します。

## 3) 実習と演習の重視

身に付けた知識や技能を生かし、能動的に学ぶ姿勢を獲得するため実習や演習を重視します。そこでは、体験し表現するという観点からディスカッションやプレゼンテーションなどを行い、コミュニケーション能力を育成します。

また、数理・データサイエンスを活用できる能力を併せて育成します。

## 4) 地域社会との連携

実社会及び心理専門職領域において役割を果たせる力を養うため、身に付けた知識・技能を用いて問題解決に取り組む科目を配置します。そこでは、現場を体験するなかで、必要とされる協調性や協働力を獲得します。

## 5) キャリア形成の支援

学生個々の特性にあったキャリア選択につながるよう、実習や演習の中で自分自身の適性を見極める自己への理解力を高めます。それと同時に、他者への理解力も高め、キャリア形成の基盤となる実社会及び心理専門職領域でのより良い人間関係を築く能力を育成します。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は教育目標及び学位授与方針を踏まえ、臨床心理学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 人間の心を理解し、尊重するための人間性を有する人
- 2) 臨床心理学及び心理学の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 3) 論理的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 4) 人間とその心に強い関心がある人
- 5) 自ら動く力と学ぶ意欲がある人

## 鍼灸サイエンス学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は鍼灸学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（鍼灸学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④鍼灸分野の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤鍼灸師に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥鍼灸診療において、対象者の健康状態や病的状態を西洋医学的及び東洋医学的に正しく評価・判断し、適切かつ安全な鍼灸治療を提供できる能力を身に付けている。	
	⑦鍼灸学の学問体系確立に寄与できるための医学研究に必要な基礎的能力と問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を身に付けている。	
チーム医療に貢献する	⑧現代医療における鍼灸の役割、他職種の役割を理解し、協力しながら援助ができる素養を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻の学位授与方針に掲げた各項目を備えた鍼灸師を育成するため、以下のような考え方に基づき教育課程を編成します。

- 1) 健康の維持増進、疾病の予防及び回復に寄与しうる幅広い知識と適切かつ安全な技術を修得するために、専門基礎分野の教育を初年次から編成します。
- 2) 西洋医学及び東洋医学に関する専門基礎分野・専門分野の科目を有機的に連携させ、段階的に学修できる教育課程を編成します。
- 3) 医学研究に必要な数理・データサイエンスを活用した基礎知識を修得できる授業を実践した上で、2年次から4年次にかけて研究活動及び論文執筆を行うことによって、自ら問題を発見・分析し、合理的な解決案を導出するトレーニングを実践します。
- 4) 早期から段階的に臨床実習を編成し、臨床現場に立つ鍼灸師に必要なスキルを、それまでに身に付けた知識や態度、技術を繰り返し確認することで、鍼灸師として求められるレベルにまで引き上げていきます。

- 5) 高い倫理観と温かい人間性を裏付ける幅広い教養を身に付けるために、専門教育と平行して、医療人底力教育を実施し、社会人・医療人としての高い見識と誠実な態度を修得します。
- 6) 初年次教育（医療人底力教育）にキャリア教育を配置し、専門教育の「鍼灸への誘い」や実習科目において、全学年を通じてキャリアデザインの視点を加味した教育を行います。
- 7) 患者との意思疎通やチーム医療を推進する能力を身に付けるべく、初年次から他学科と合同して行う講義や実際の患者と触れ合う機会を取り入れた教育を行います。
- 8) 東洋医学と西洋医学を融合した薬膳学を学び、医療に貢献する日本薬膳学会認定の医療薬膳師の受験資格を取得できるよう科目を配置します。
- 9) 健康食品と健康との係わりを物質レベルで理解が可能であり、かつ疾病や生活習慣病等の検査結果に関する知識を有する日本食品安全協会認定の健康食品管理士の受験資格を取得できるよう科目を配置します。
- 10) はりきゅう施術に加え、スポーツ選手や患者に対しトレーニング指導を行い、競技におけるパフォーマンス向上や健康増進に寄与できるよう、フィットネストレーナー資格であるJATI ATI及びNSCA CSCSの資格を取得できるよう科目を配置します。
- 11) 4年間にわたり、はり師・きゅう師国家資格取得に必要な科目を系統的に配置し、対策指導と学生の習熟度に対応したサポートを行います。
- 12) 定期試験や模擬試験の結果、授業改善アンケートの結果などを常に網羅的に把握し、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針をふまえ、鍼灸学を専攻しようとする人のうち次のような人を受け入れます。

- 1) 保健・医療・福祉の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力、判断力、表現力の基礎が備わっている人
- 3) 鍼灸学、伝統医学に強い関心を持ち、知識と技術を反復して学習する忍耐力と研鑽する意欲のある人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 救急救命学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は救急救命学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（救急救命学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④救急医学領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤救急救命士に求められる核となる知識・技能について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥救急・災害医療の場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦自ら救急救命学分野の課題を発見し、その解決に向けて科学的に探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、救急救命士として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や災害弱者の立場と苦しみを理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会のルールを遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するための科目（群）を低学年（基礎分野）から高学年（専門基礎・専門分野）へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な学修方法・過程で実施し、適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 核となる専門的知識・技能について社会が求める水準に全学生が円滑に到達できるよう「何ができるようになったか」（アウトカム）に照準を合わせた学修効果の高い教育課程を編成します。
- 3) 医療人として社会で自立するために、共通に必要な知識・技能・態度を、全学科の学生の混成のクラスで学ぶ初年次教育「医療人底力教育」を配置します。
- 4) 救急外来で活躍する救急救命士の将来に、先見性を持って対応できるよう最先端の状況を把握することのできる科目・授業を配置します。
- 5) 多職種を目指す学生と協働して医療・福祉に関する領域を学ぶ科目群を学科の枠を超えて配置します。
- 6) 学生が主体的に学習に取り組む態度を促す科目群や授業（アクティブ・ラーニングなど）をシミュレーション、臨床実習を通じて活用します。

- 7) 学修評価方法として、学力試験、レポート、プレゼンテーション、ルーブリックなどを適切に活用します。
- 8) 学生には主体的に学習に取り組む態度を促すと同時に、学生が自らの学修活動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促していきます。また、担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。
- 9) データに基づき、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していく。そして、教学についての様々なデータを大学として分析することにより、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善（FD活動）を不断に継続していきます。

### ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、救急救命学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 救急医療の専門的知識・技能を学ぶために必要な基礎学力を有している人
- 2) 医療専門職として倫理観と科学的思考並びに実践能力を身に付ける意志を有している人
- 3) 救急救命士として活躍しようという目的意識が明確で、積極的に地域の救急医療や国内外の災害医療に関わり、社会に貢献しようという意志を有している人
- 4) 博愛の精神を持って、自分も他者も大切にできる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 感性が豊かで、多様な人々と適切なコミュニケーションをとることができる人

## 臨床工学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は臨床工学を専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（臨床工学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④臨床工学の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤臨床工学技士に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥臨床工学の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦自ら臨床工学分野の課題を発見しその解決に向けて科学的に探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションを取ることができ、臨床工学専門人材として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科の学位授与方針に掲げた10項目を達成するための教育課程編成の方針を以下に示します。

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するための科目群を低学年から高学年へ適切な順序で配置し、効果的な教育課程（カリキュラム）を編成します。
- 2) 臨床工学技士に求められる核となる専門的知識・技能について社会が求める水準に全学生が円滑に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成します。臨床工学技士が扱う医療機器について正しく理解し、またその進歩に応じることのできる臨床工学技士を育成します。
- 3) 医療人として社会で自立するために共通に必要な知識・技能・態度を、全学科の学生の混成のクラスで学ぶ初年次教育「医療人底力教育」を配置します。チーム医療を担う一員として、他の医療職種との連携協力関係を築き、思いやりのある医療を実現できる臨床工学技士を育成します。チームの中で、医療機器安全管理にリーダーシップが発揮できるよう、必要な知識・技能とコミュニケーション能力を磨きます。

- 4) 臨床工学分野における最先端の状況を数理・データサイエンスに基づき、把握することのできる科目・授業を配置します。臨床工学分野の発展に貢献できる臨床工学技士を育成します。
- 5) 学生が主体的に学習に取り組む態度を促す科目・授業（アクティブ・ラーニングなど）をさまざまな形で行います。
- 6) 学生の習熟度に対応した科目・授業、サポートを行います。
- 7) データに基づき、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善を不断に継続していきます。
- 8) 各科目において、学位授与方針や授業形態に適した評価方法を用いて学生の学修成果を評価します。

### ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、臨床工学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 臨床工学分野の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 医療機器の操作という重要な仕事に責任感をもって取り組む臨床工学技士を目指す意欲のある人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人
- 7) 医療機器の改善・開発への取り組みに意欲のある人
- 8) 臨床工学、関連医工学の研究に意欲のある人

## 医療健康データサイエンス学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は医療健康データサイエンスを専攻し、5つの教育目標について下記の10項目を修得した学生に学士（医療健康データサイエンス）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④医療健康データサイエンス分野の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤保健・医療・福祉の分野をデータ分析とデータ環境の両面から支える医療健康データサイエンティストに求められる知識・技能について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥医療健康データサイエンスが関係する現場で活用できる基本的技能を修得している。	
チーム医療に貢献する	⑦医療健康データサイエンス分野の課題を発見しその解決に向けて科学的に探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けている。	
	⑧チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、医療健康データサイエンス専門人材として主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑨病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑩保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会のルールを遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 学位授与方針に掲げた10項目を修得するための科目（群）を低学年（基礎分野）から高学年（専門基礎・専門分野）へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な学修方法・過程で実施し、適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 医療健康データサイエンスは、医療の学際的学問分野であり、育成する人材には医療分野のみならず幅広い活躍の場が用意されています。低学年において医療健康データサイエンスの基礎と医学医療などの専門教育並びに医療人として必要な素養を身に付ける教育を行うことと並行して学生個別の能力や分野適格性を見極めるために小グループ能動学習を行います。
- 3) 小グループ能動学習の結果は、全教員と個々の学生が共有し、高学年での適切な教育内容の選択と教育に繋がります。
- 4) 幅広い活躍の場があることを受けて、科目の多くは選択となりますが、それらは①分析する力、②構築する力、③応用する力の3つのくりに分かれ、卒業後の進路に応じてどのくりに重視するかで選

択科目が変わります。

- 5) より適した選択科目の修得ができるようにするための情報提供を幾つかの科目の中に組み込み、個々の学生の能力と希望に応じた科目の選択ができるように設計し、大学生として期待される水準に到達できるように教育します。
- 6) アクティブラーニングを多用し、学生が主体性を持って多様な人々と協働する力を育成します。
- 7) 高学年では、いくつかの科目で現場で働く人々による実践教育を通じて実学を学びます。
- 8) 学修評価方法として、学力試験、レポート、プレゼンテーション、ルーブリックなどを適切に活用します。
- 9) 学生には主体的に学習に取り組む態度を促すと同時に、学生が自らの学修活動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促していきます。また、担当教員は、試験の成績、GPA、意識調査、学修ポートフォリオなどを活用して個々の学生に対して面談を実施するなどのきめの細かい修学指導を行い、学生の主体的な学習を促します。
- 10) 情報収集や情報処理の実践を伴ういくつかの科目では、コンピュータ実習室と講義室の両方を確保し、実習を通じてより実践的な技能の体得を促します。

教学についての様々なデータを大学として分析することにより、学生の立場に立った授業やカリキュラムの改善（FD活動）を不断に継続していきます。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、医療健康データサイエンスを専攻しようとする学生のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 保健・医療・福祉の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 保健・医療・福祉の領域で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 5) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 薬学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、薬学を専攻し、5つの教育目標について、下記の13項目を修得した学生に学士（薬学）の学位を授与します。（具体的には、薬学部薬学科において6年以上在学し、教育課程編成方針に沿って設定された授業科目を履修し、所定の単位を修得することが学位授与の要件です。修得すべき科目には講義、実習、演習、卒業研究が含まれます。）

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を修得し、保健・医療・福祉の国際対応や国際情報の活用に役立てることができる。	①医療人として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と保健・医療・福祉のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表明できる。	
高度な知識と技能を修得する	④薬学の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤薬剤師に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥医療現場等で個別最適化した薬物治療を実践できる知識と基本的技能を修得している。	
	⑦保健・医療・福祉のニーズや高度化する医療に実践的に対応できる薬の専門家としての薬学的ケア力を身に付けている。	
	⑧科学的な根拠に基づいて医療・薬学における課題を解決できる思考力、判断力、表現力を身に付けている。	
チーム医療に貢献する	⑨生涯にわたる探究心と学習意欲を保ち、医療・薬学の発展に寄与できる能力を身に付けている。	
	⑩チームの中で適切なコミュニケーションをとることができ、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けている。	
思いやりの心を育む	⑪次の世代を担う人材を育成する意欲と態度を身に付けている。	
高い倫理観を持つ	⑫病める人や弱者の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
	⑬保健・医療・福祉の倫理観を理解し、患者や家族の秘密を保持し、社会の規律を遵守することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 学位授与方針項目を修得するための科目群を低学年（基礎分野）から高学年（専門分野）へ、適切な順序で配置し、それぞれに効果的な教育方法と適切な学修評価方法を採用します。
- 2) 全学生が薬学教育モデル・コアカリキュラム<sup>注</sup>を核とする専門的知識・技能・態度について期待される水準に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせたムリ・ムラ・ムダのない一貫した教育課程を編成し、学生の習熟度に応じたきめの細かい支援と心理面のサポートを行います。

- 3) 医療人として社会で自立するために共通に必要な汎用的技能や態度、常識、健全な心と体について学ぶ特色ある初年次教育である「医療人底力教育」を行います。
- 4) 保健・医療・福祉の発展に寄与できるよう、薬学における最先端の状況を把握し、数理・データサイエンスも活用できる本学科ならではの専門教育を行います。
- 5) 教育方法としては、講義、演習、実習という従来の枠組みとともに、体験型学習、ワークショップ、課題探究型学習、多職種連携実践などチームの中での課題探究を通して主体的に学習する態度を育む教育方法（アクティブ・ラーニング）を活用します。
- 6) 学修評価方法としては、従来からの知識・思考確認試験やレポートに加えて、技能・態度を適切に評価するための評価尺度（ルーブリックなど）や学生の行動記録に基づいた学修ポートフォリオなどを活用し、学位授与方針や授業形態に適した評価方法を採用します。
- 7) 各科目の可否の判定（単位認定）に加えてGPAによる評価を活用します。
- 8) 学生が自らの学修行動を振り返り、自己の改善に結び付ける活動（PDCA活動）を促します。
- 9) 薬学科としての学修評価は、専門的知識については、単位認定者の割合やGPAを活用します。技能や態度については、各科目の評価尺度（ルーブリックなど）を用いた評価結果に加えて全学的な学修行動調査や意識調査により評価します。
- 10) 学修評価結果や教学についてのさまざまなデータを大学として分析することにより（IR）、学生の立場に立った授業や教育課程の改善（FD活動）を不断に継続していきます。

注) 薬学教育モデル・コア・カリキュラム：6年制薬学部としての教育内容を精選し、卒業時まで学生が身につけるべき必須の能力（知識・技能・態度）の到達目標を分かりやすく提示したもの。文部科学省が設置する薬学系人材養成の在り方に関する検討会によって取りまとめられている。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、薬学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受け入れます。

- 1) 薬学の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 薬剤師として活躍しようという目的意識が明確で、企画力、判断力、実行力などの実践的問題解決能力を身に付け将来社会に貢献することに意欲を持つ人
- 4) 病める人や弱者の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 看護学科 3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、看護学を専攻し、5つの教育目標について下記の11項目を修得した学生に学士（看護学）の学位を授与します。

教育目標	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	
幅広い教養を身に付ける	②外国語理解・表現の基本的な能力を身に付け、国内外において国際的視野に立って看護を実践する素地を身に付けている。	①看護専門職者として社会で自立するための底力となる汎用的技能、態度、常識、健全な心と体を備えている。
	③文化・社会・科学と看護のかかわりや、社会における自身の自立について、意見を表現することができる。	
高度な知識と技能を修得する	④看護専門領域の最先端の進歩の状況を把握し、数理・データサイエンスを活用できる。	
	⑤看護専門職者に求められる核となる知識について社会が求める水準まで修得している。	
	⑥看護の現場で活用できる基本的技能を修得している。	
	⑦保健・医療・福祉のニーズを理解し、課題に対して科学的根拠にもとづいて問題解決思考で取り組む能力を身に付けている。	
⑧自己省察を通して看護専門職者としての課題を明らかにし、生涯にわたり自己成長を遂げていくことができる素地を身に付けている。		
チーム医療に貢献する	⑨チーム医療の一員として多職種連携・協働しながら、看護専門職者としての役割を果たすことができる。	
思いやりの心を育む	⑩さまざまな健康状態にある人の立場を理解し、思いやりの心を共感的態度で伝えることができる。	
高い倫理観を持つ	⑪保健・医療・福祉における倫理観を持ち、守秘義務及び社会の規律を遵守して、看護を実践することができる。	

### ○教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学専攻の学位プログラムにおいては、学位授与方針11項目を修得するための科目（群）を低学年から高学年へ、基礎分野から専門分野へ適切な順序で配置して教育課程を編成し、それぞれを効果的な教育方法で実施し、適切な学修評価方法を採用します。

- 1) 医療人底力教育科目を配置し、看護専門職者としての基礎知識・技術・資質・教養を養う。
- 2) 人が生涯発達し続ける存在であることや人間と環境と健康のつながりを理解する科目を配置し、人を全人的に理解する能力を養う。
- 3) 「基礎看護」「臨床看護」「広域看護」「統合」の4領域の看護専門科目を配置し、講義・演習・実習を有機的に連動させた教育を行う。
- 4) 外国語コミュニケーションや国際看護の科目を配置し、多様化する社会のニーズや地域の国際化に対応できる能力を養う。
- 5) 情報リテラシーや保健情報統計科目を配置し、データを科学的に分析することや情報通信技術（ICT）

を活用することができる基礎的能力を養う。

- 6) 看護倫理の科目を配置し、看護実践の学修を通して高い倫理観を育成する。
- 7) 看護の課題を探究する科目を配置し、知的好奇心を育み、生涯にわたり学び続ける姿勢を形成する。
- 8) 保健・医療・福祉システムや多職種連携・協働を理解する科目を配置し、チーム医療の一員として看護の役割を果たす能力を育成する。
- 9) 学生参加型の主体的・探究的・実践的教育方法を主として、論理的思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力を養う。
- 10) 学力試験・実技試験・総合的な実践力評価等、多様で適切な評価方法を用いて評価する。
- 11) さまざまな教育段階で、学生の授業評価や教員の自己評価の機会をもち、教育改善に生かす。

### ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、看護学を専攻しようとする人のうち、次のような人を受けます。

- 1) 看護の専門的知識・技能を学ぶことができる基礎学力を持つ人
- 2) 科学的な思考力・判断力・表現力の基礎が備わっている人
- 3) 保健・医療・福祉領域で活躍しようという目的意識が明確で、自ら学ぼうとする意欲のある人
- 4) 人の思いや痛みを理解し、相手の立場に立って思いやることができる人
- 5) いのちの尊厳を理解し、社会の規律を守ることができる人
- 6) 多様な人々と適切なコミュニケーションを取り協働できる人

## 履修要項

# 鈴鹿医療科学大学ポータルサイトの紹介

ポータルサイト URL : <https://suzuka-u.ap-cloud.com>

The screenshot shows the 'Active Portal' interface. At the top, there is a navigation bar with 'Active Portal', language options (日本語, ENG), and a 'ログアウト' button. Below the navigation bar, there are several menu categories: '掲示板' (Message Board) with sub-items like 'メッセージ', 'Webフォルダ', '学生指導', '履修状況', '自己評価', 'アンケート', 'Melly', and '個人情報'; 'Web申請' (Web Application) with 'コース・資格申請' and '施設予約管理'; '授業支援' (Classroom Support) with '履修登録', 'シラバス', and 'その他'; and 'Web出欠管理' (Web Attendance Management) with '出席登録' and '公欠申請'. Below these menus, there are two main content areas: '掲示板' (Message Board) showing a notice about wireless LAN on 10/03, and '休補講・教室変更' (Classroom Change) showing a notice about a lecture change on 10/24.

本学では、教育支援システムとして「A-Portal（エーポータル）」を導入しています。入学時に配付されるIDとパスワードでログインができ、主に次のような機能を使用します。

- ① 科目の履修登録
- ② 履修科目の時間割確認
- ③ 休講・補講通知などの講義に関する変更連絡の確認
- ④ 定期試験に関する連絡
- ⑤ 成績の確認
- ⑥ レポートの提出
- ⑦ 授業に関するQ & A

携帯サイト



QRコード

なお、必ず携帯電話へのメール転送設定と「Melly」アプリをインストールし、講義に関する変更連絡や緊急時のお知らせなど、確認するようにしてください。各自が常にA-Portalの情報を確認する習慣を付けてください。

詳細については、別途配付する「A-Portal利用マニュアル」で確認してください。

携帯電話の設定内容などにより不具合が生じる場合もありますので、不明な点などは教務課または白子教務課へ問い合わせてください。

## 1. 授業について

### (1) 授業科目の履修と単位制について

#### ① 授業と自主的な研究活動

大学での学修は、授業と自主的な研究活動を基盤として組み立てられています。したがって、各授業を中心としてさらに日常的に自ら研究し、深めるという積極的な学修態度を身につけることが特に必要です。

大学において、一つの授業科目をマスターするためには、授業に出席するだけでなく、自ら考え、さらに研究することが肝要です。すなわち、一つの授業科目の学問体系を中心として、さらに関連する他の分野にも及んで深く学ぶことが要請されています。そのためには、図書館の利用、ゼミ活動等を通じて自主的・集団的な学修態度を1年次から養っておくことが大切です。

#### ② 学修計画と単位制

大学における学修は、先に述べたように、授業と自主的な研究活動を基軸として組み立てられています。そして、授業科目の履修に伴う所要の学修時間を単位によってあらわすことにしています。単位制とは、ある授業科目を履修し、試験等に合格することによって、その単位を修得していく制度です。

#### ③ 学期

授業は学年暦にしたがって実施されます。原則として、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日ですが、授業日数の都合等で後期の開始が早まっているのが現状です。

#### ④ 授業時間

各時限の授業時間は次のとおりです。1回あたりの授業時間は90分を基本とし、それを2時間として計算します。また便宜上、1時限(90分)を1コマと呼ぶことがあります。

時 限	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限
時 間	9 : 30～11 : 00	11 : 10～12 : 40	13 : 30～15 : 00	15 : 10～16 : 40	16 : 50～18 : 20

#### ⑤ クラス

各学年には、語学科目等履修時にクラス分けがされている科目があります。

#### ⑥ 教室

授業は講義棟の他に、実験・実習棟などで実施される場合がありますので、各自学生要覧、授業時間割表等で教室を確認してください。

### (2) 授業科目等について

#### ① 科目の区分

授業科目は、内容により基礎分野と専門基礎分野、専門分野に分けられています。それぞれに属する各授業科目については、A-Portal及び「カリキュラム表」(学則別表I)に記載されていますので参照してください。

#### ② 科目の種類

本学の授業科目には、次のような種別があります。

## a) 履修方法による種別

必修科目	必ず履修しなければならない科目。
選択科目	自由に選択して履修する科目。 学科によっては、一定の科目群から一定の単位を選択して修得する必要がある場合があります。
自由科目	卒業必要単位に含まれない科目。(GPAからも除外)

## b) 授業実施時期による種別

四期科目	春期・夏期・秋期・冬期に授業が行われる科目。クォーター科目ともいい、1年間で4つに分け、各期に完結させる科目です。
半期科目	前期または後期に授業が行われる科目。セメスター科目ともいい、1年間で2つに分け、各期に完結させる科目です。本学の授業科目は、原則として半期科目ですが、1年間を通して行われる科目などもあります。
通年科目	1年を通して授業が行われる科目。
集中講義科目	特別に一定の期間に集中して授業が行われる科目。実施時期は科目により異なります。
隔週科目	毎週ではなく、隔週で行われる授業科目。
期間限定科目	授業実施時期が予め決まっている科目。

## ③ 単位の計算について

## a) 単位の計算は次のように行います。

単位の基準については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次表のとおり計算するものとします。

区分	内容	単位
講義および演習	毎週1～2時間、15週	1単位
実験・実習	毎週2～3時間、15週	1単位

b) 1年間の授業は、前期(15週)・後期(15週)の2期、又は春期(8週)・夏期(8週)・秋期(8週)・冬期(8週)の4期に分けられ、30週で完了します。

## ④ シラバスについて

シラバスは、概要、一般目標、授業計画(到達目標)、教材、評価方法等について記載されたものです。A-Portalで見ることができますので履修科目登録前または授業開始後も必ず熟読してください。

## ⑤ 休講について

大学または授業担当教員にやむを得ない事情が発生した場合、授業が休講になることがあります。この場合、A-Portalで連絡します。

## ⑥ 補講について

休講があった場合、補講を実施します。補講は他の授業に支障がなければ授業期間中に、または各学期に設定された補講日に行います。

⑦ 欠席について

授業には毎回出席することが当然です。病気その他やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、担当教員にその旨連絡してください。公欠制度についてはP 113参照してください。

なお、長期欠席の場合は担任教員に相談してください。

⑧ 教科書について

前期及び後期の始めに一定期間、教科書の特設販売会場を設けています。会場や販売日時などの案内は、前期及び後期ガイダンス時に指定書店より資料が配布されますので各自購入してください。

教科書によっては返品できないものもありますので、購入する際に注意してください。

⑨ 連絡について

休講、補講、時間割変更、教室変更、履修登録等の授業全般及び試験等に関する重要な連絡や、各学科からの伝達、呼び出しなどはA-Portalによって行います。

見落としなどによる不利益は本人の責任となりますので、各自が日常的にA-Portalを確認する習慣をつけてください。

カリキュラム表 (学則別表 I)

放射線技術科学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
			1	2	3	4	必 修	選 択	
基 礎 分 野	医療人 底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること
			医学の基礎入門	1				1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)	
			医療の倫理学	1				1 (15)	
			臨床医学への招待	1				1 (15)	
		人々の生活と医療	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること	
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践I (学科プログラム)	1					1 (30)
			医療人底力実践II (体験プログラム)	1					1 (30)
			医療人底力実践III (データサイエンス)	1					1 (15)
			医療人底力実践IV (他学科連携プログラム)		1				1 (15)
		連携教育 多職種	多職種連携の基礎		1			1 (30)	選択科目から3単位以上を修得すること
			事例で学ぶ多職種連携			1		1 (30)	
			実践で学ぶ多職種連携				1	1 (30)	
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1				1 (30)	
		教養と常識 医療人の	慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること
			医学医療最近の進歩	1				1 (15)	
			食と健康	1				1 (15)	
			医療における安全と安心	1				1 (15)	
	東洋医学と統合医療		1				1 (15)		
	地域包括ケアと多職種連携		1				1 (15)		
	薬の役割・薬のできるまで		1				1 (15)		
	情報時代と医療		1				1 (15)		
	医療とコミュニケーション		1				1 (15)		
	人間と文化と社会		グローバルヘルスと日本	1				1 (15)	
			心と医療	1				1 (15)	
			法と医療	1				1 (15)	
		経済と医療	1				1 (15)		
		社会保障と医療	1				1 (15)		
		社会と病	1				1 (15)		
		国際理解	1				1 (15)		
		三重を学ぶ	1				1 (15)		
		ボランティアと災害支援	1				1 (15)		
		コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)		
	科学 健康	スポーツと健康	1				1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること	
		スポーツの科学	1				1 (15)		
		スポーツ科学実習		1			1 (30)		
	コミュニケーション 言葉と	英語 I	1				1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること	
		英語 II	1				1 (30)		
		医療英語の基礎A		1			1 (30)		
		医療英語の基礎B		1			1 (30)		
		英語コミュニケーションA	1				1 (30)		
		英語コミュニケーションB	1				1 (30)		
		中国語 I	1				1 (30)		
	中国語 II	1				1 (30)			
	科学的思考の 基礎	自然科学の基礎	2				2 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること	
数		2				2 (30)			
物		2				2 (30)			
理		2				2 (30)			
化学		2				2 (30)			
生物	2				2 (30)				
情報リテラシー	1				1 (30)				
基礎分野計			45	6	1	1	17 (345)	36 (705)	
専 門 基 礎 分 野	疾病の成り立ち 人体の構造と機能及び 保健医療福祉 における基礎 理工学的基礎 並びに放射線の 科学及び技術	臨床医学概論			2		2 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること	
		解剖学	2				2 (30)		
		解剖学演習	1				1 (30)		
		生理学	2				2 (30)		
		生化学	2				2 (30)		
		病理学		2			2 (30)		
		救急医学概論			2		2 (30)		
	臨床薬理学			2		2 (30)			
	応用数学		2			2 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること		
	電気・電子工学基礎	2				2 (30)			
	応用電子工学演習		1			1 (30)			
	医用工学演習		1			1 (30)			
放射線生物学	2				2 (30)				
医用物理学基礎	2				2 (30)				

カリキュラム

放射線技術科学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
			1	2	3	4	必 修	選 択	
専門基礎分野	放射線の科学 保健医療福祉に おける理工学的 基礎並びに 放射線及び技術	放射線物理学Ⅰ	2				2 (30)		
		放射線物理学Ⅱ	2				2 (30)		
		放射化学	2				2 (30)		
		放射化学演習	1				1 (30)		
		放射線計測学Ⅰ	2				2 (30)		
		放射線計測学Ⅱ		2			2 (30)		
		放射線科学実験		1			1 (45)		
専 門	基 礎 分 野 計	22	9	6	0	35 (615)	2 (30)		
専門分野	診療画像技術学 ・臨床画像学	放射線科学技術論	2				2 (30)		
		画像解剖学		2			2 (30)		
		X線画像機器学概論	1				1 (15)		
		X線画像機器工学Ⅰ	2				2 (30)		
		X線画像機器工学Ⅱ		1			1 (15)		
		医用画像機器工学		2			2 (30)		
		X線画像技術学Ⅰ	2				2 (30)		
		X線画像技術学Ⅱ		2			2 (30)		
		X線画像技術学Ⅲ		1			1 (15)		
		基礎診療画像技術学	1				1 (15)		
	診療画像技術学		1			1 (15)			
	画像検査学		2			2 (30)			
	核医学検査学	核医学機器工学		2			2 (30)		
		核医学検査技術学Ⅰ		2			2 (30)		
		核医学検査技術学Ⅱ			2		2 (30)		
	放射線治療学	放射線治療機器工学		2			2 (30)		
		放射線治療技術学Ⅰ		2			2 (30)		
		放射線治療技術学Ⅱ			2		2 (30)		
	医療画像情報学	放射線治療技術学演習			1		1 (30)		
		医療画像情報学Ⅰ	2				2 (30)		
		医療画像情報学実習		1			1 (45)		
		医療画像情報学Ⅱ		2			2 (30)		
	放射線安全管理学	医療画像情報学演習		1			1 (30)		
		放射線安全管理学		2			2 (30)		
		放射線安全管理学実習			1		1 (45)		
	※1	関 係 法 規		2			2 (30)		
	実践臨床画像学	医療安全管理学			2		2 (30)		
		画像診断学			2		2 (30)		
		実践臨床画像学実習Ⅰ			1		1 (45)		
	臨床実習	実践臨床画像学実習Ⅱ			1		1 (45)		
		臨床実習Ⅰ			6		6 (270)		
	総 合	臨床実習Ⅱ				6	6 (270)		
		診療放射線技術と研究			1			1 (15)	
キャリアプランニング				1			1 (15)		
診療放射線学総合演習					2	2 (60)			
専 門 分 野 研 究 卒	卒業研究				4	4 (180)			
	専 門 分 野 計	10	27	20	12	67 (1665)	2 (30)		
合 計			77	42	27	13	119 (2625)	40 (765)	

※1 医療安全管理学

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野	専門分野	合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	必 修	必 修	選 択	
17	7	35	67	119	7	126以上

カリキュラム

医療栄養学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
基 礎 分 野	医療人底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること
			医学の基礎入門	1				1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)	
			医療の倫理学	1				1 (15)	
			臨床医学への招待	1				1 (15)	
		人々の生活と医療	1				1 (15)	選択科目から3単位以上を修得すること	
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1					1 (30)
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1					1 (30)
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1					1 (15)
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1				1 (15)
	多職種連携 教育	多職種連携の基礎		1			1 (30)		
		事例で学ぶ多職種連携			1		1 (30)		
		実践で学ぶ多職種連携				1	1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1				1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)		
	医療人の教養と常識	医学医療最近の進歩	1				1 (15)		
		食と健康	1				1 (15)		
		医療における安全と安心	1				1 (15)		
		東洋医学と統合医療	1				1 (15)		
		地域包括ケアと多職種連携	1				1 (15)		
		薬の役割・薬のできるまで	1				1 (15)		
		情報時代と医療	1				1 (15)		
		医療とコミュニケーション	1				1 (15)		
	人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1				1 (15)		
		心と医療	1				1 (15)		
		法と医療	1				1 (15)		
		経済と医療	1				1 (15)		
		社会保障と医療	1				1 (15)		
		社会と病	1				1 (15)		
		国際理解	1				1 (15)		
		三重を学ぶ	1				1 (15)		
		ボランティアと災害支援	1				1 (15)		
		コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)		
	健康科学	スポーツと健康	1				1 (15)		
		スポーツの科学	1				1 (15)		
		スポーツ科学実習	1				1 (30)		
コミュニケーション 言葉と	英語Ⅰ	1				1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること		
	英語Ⅱ	1				1 (30)			
	医療英語の基礎A		1			1 (30)			
	医療英語の基礎B		1			1 (30)			
	英語コミュニケーションA	1				1 (30)			
	英語コミュニケーションB	1				1 (30)			
	中国語Ⅰ	1				1 (30)			
中国語Ⅱ	1				1 (30)				
科学的思考の基盤	環境科学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること		
	地球科学・宇宙科学	1				1 (15)			
	科学と社会	1				1 (15)			
	数学Ⅰ	2				2 (30)			
	数学Ⅱ	2				2 (30)			
	物理学	2				2 (30)			
	化学Ⅰ	2				2 (30)			
	化学Ⅱ	2				2 (30)			
	生物学Ⅰ	2				2 (30)			
	生物学Ⅱ	2				2 (30)			
情報リテラシー※	1				1 (30)				
基 礎 分 野 計		55	5	1	1	21 (405)	41 (780)		
専 門 分 野	公衆衛生学Ⅰ※		2			2 (30)	専門分野の選択科目から1単位以上を修得すること		
	公衆衛生学Ⅱ※		2			2 (30)			
	健康管理学※	1				1 (15)			
	公衆衛生学実習※			1		1 (45)			
	解剖学※	2				2 (30)			
	生理学※		2			2 (30)			
	運動生理学※		2			2 (30)			
	生化学Ⅰ※		2			2 (30)			
生化学Ⅱ※		2			2 (30)				
臨床検査医学総論		1				1 (15)			

カリキュラム

医療栄養学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
専 門 分 野	臨 床 医 学 ※			2		2 (30)		専門分野の選択科目から1単位以上を修得すること	
	微 生 物 学 ※		2			2 (30)			
	生 物 有 機 化 学 ※	2				2 (30)			
	免 疫 学		2			2 (30)			
	薬 理 学			2			2 (30)		
	化 学 実 験		1			1 (45)			
	生 物 学 実 験		1			1 (45)			
	解 剖 生 理 学 実 習 ※		2			2 (90)			
	生 化 学 実 験 ※			2		2 (90)			
	微 生 物 学 実 験 ※		1			1 (45)			
	食 品 分 析 学 ※		2			2 (30)			
	食 品 学 総 論 ※		2			2 (30)			
	食 品 加 工 学 ※		2			2 (30)			
	食 品 学 各 論 ※		2			2 (30)			
	調 理 学 ※	2				2 (30)			
	食 品 衛 生 学 ※			2		2 (30)			
	食品学実験(食品加工学を含む) ※		2			2 (90)			
	調 理 学 実 習 ※		2			2 (90)			
	応 用 調 理 学 実 習			1			1 (45)		
	食 品 衛 生 学 実 習 ※			1		1 (45)			
	基 礎 栄 養 学 ※		2			2 (30)			
	基 礎 栄 養 学 実 習 ※			1		1 (45)			
	応 用 栄 養 学 I ※		2			2 (30)			
	応 用 栄 養 学 II ※			2		2 (30)			
	応 用 栄 養 学 III ※			2		2 (30)			
	応 用 栄 養 学 実 習 ※			1		1 (45)			
	栄 養 教 育 論 I ※		2			2 (30)			
	栄 養 教 育 論 II ※			2		2 (30)			
	栄 養 教 育 論 III ※			2		2 (30)			
	栄 養 教 育 論 実 習 ※			2		2 (90)			
	臨 床 栄 養 学 I ※		2			2 (30)			
	臨 床 栄 養 学 II ※			2		2 (30)			
	臨 床 栄 養 学 III ※			2		2 (30)			
	臨 床 栄 養 学 IV ※			2		2 (30)			
	臨 床 栄 養 学 実 習 ※			2		2 (90)			
	公 衆 栄 養 学 I ※			2		2 (30)			
	公 衆 栄 養 学 II ※			2		2 (30)			
	公 衆 栄 養 学 実 習 ※				1	1 (45)			
	給 食 経 営 管 理 論 I ※			2		2 (30)			
	給 食 経 営 管 理 論 II ※			2		2 (30)			
	給 食 経 営 管 理 論 実 習 ※			1		1 (45)			
	総 合 演 習 I ※			1		1 (30)			
総 合 演 習 II ※				1	1 (30)				
臨 地 実 習 I (給食の運営) ※			1		1 (45)				
臨 地 実 習 II ※			2		2 (90)				
臨 地 実 習 III ※				1	1 (45)				
予 一 ム 医 療			1		1 (30)				
医 療 栄 養 学 特 別 演 習				1	1 (30)				
卒 業 研 究				4	4 (180)				
専 門 分 野 計	7	42	45	8	99 (2415)	3 (75)			
合 計	62	47	46	9	120 (2820)	44 (855)			

★ 専門分野の選択科目から1単位以上を履修すること。

※ 管理栄養士国家試験受験資格要件は、専門分野より※印の科目90単位を修得し、本課程の卒業要件を満たすこと。

卒業必要単位数

基礎分野		専門分野		合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	選 択	
21	8	99	1	120	9	129以上

自由科目 (卒業要件外科目)

授 業 科 目 の 名 称	開 講 年 次				単 位 数	時 間 数	備 考
	1	2	3	4			
東 洋 医 学 基 礎 理 論 I		2			2	30	医療薬膳師認定試験 受験資格取得要件科目
東 洋 医 学 基 礎 理 論 II		2			2	30	
中 医 薬 膳 学			2		2	30	

※自由科目は卒業単位として認定されない。

栄養士免許取得に係る栄養士法施行規則と  
本学履修科目との対比表

栄養士法施行規則 (第9条関係)		医療栄養学科				
施行規則 教育内容	単位数		科目名	単位数		
	講義 演習 又は	実験 又は		講義 演習 又は	実験 又は	
専門基礎分野	社会生活と健康	4	情報リテラシー	1		
			公衆衛生学Ⅰ	2		
			公衆衛生学Ⅱ	2		
			健康管理学	1		
				公衆衛生学実習		1
				社会生活と健康の小計	6	1
	人体の構造と機能	8	4	解剖学	2	
				生理学	2	
				運動生理学	2	
				生化学Ⅰ	2	
				生化学Ⅱ	2	
				臨床医学	2	
				微生物学	2	
				生物有機化学	2	
				解剖生理学実習		2
				生化学実験		2
	微生物学実験		1			
				人体の構造と機能の小計	16	5
	食品と衛生	6		食品分析学	2	
				食品学総論	2	
食品加工学				2		
食品学各論				2		
食品衛生学				2		
食品学実験(食品加工学を含む)					2	
			食品衛生学実習		1	
			食品の衛生の小計	10	3	
専門分野	栄養と健康	8	基礎栄養学	2		
			基礎栄養学実習		1	
			応用栄養学Ⅰ	2		
			応用栄養学Ⅱ	2		
			応用栄養学Ⅲ	2		
			応用栄養学実習		1	
			臨床栄養学Ⅰ	2		
			臨床栄養学Ⅱ	2		
			臨床栄養学Ⅲ	2		
			臨床栄養学Ⅳ	2		
	臨床栄養学実習		2			
				栄養と健康の小計	16	4
	栄養の指導	6	10	栄養教育論Ⅰ	2	
				栄養教育論Ⅱ	2	
				栄養教育論Ⅲ	2	
				栄養教育論実習		2
				公衆栄養学Ⅰ	2	
				公衆栄養学Ⅱ	2	
				公衆栄養学実習		1
				栄養の指導の小計	10	3
給食の運営	4		給食経営管理論Ⅰ	2		
			給食経営管理論Ⅱ	2		
			給食経営管理論実習		1	
			調理学	2		
			調理学実習		2	
			臨地実習Ⅰ(給食の運営)		1	
			給食の運営の小計	6	4	
合計	36	14	合計	64	20	
	50			84		

管理栄養士学校指定規則の教育内容・単位数に対比した  
本学履修科目・単位数について

管理栄養士 学校指定規則			医療栄養学科			
指定規則 教育内容	単位数		科目名	単位数		
	講義 演習 又は	実験 又は		講義 演習 又は	実験 又は	
専門基礎分野	社会・健康と環境	6	情報リテラシー	1		
			公衆衛生学Ⅰ	2		
			公衆衛生学Ⅱ	2		
			健康管理学	1		
				公衆衛生学実習		1
	人体の構造と機能及び 疾病の成り立ち	14	10	解剖学	2	
				生理学	2	
				運動生理学	2	
				生化学Ⅰ	2	
				生化学Ⅱ	2	
				臨床医学	2	
				微生物学	2	
				生物有機化学	2	
				解剖生理学実習		2
				生化学実験		2
	微生物学実験		1			
				食品分析学	2	
	食べ物と健康	8		食品学総論	2	
				食品加工学	2	
				食品学各論	2	
調理学				2		
食品衛生学				2		
食品学実験(食品加工学を含む)					2	
			調理学実習		2	
			食品衛生学実習		1	
専門分野	基礎栄養学	2	基礎栄養学	2		
			基礎栄養学実習		1	
	応用栄養学	6	応用栄養学Ⅰ	2		
			応用栄養学Ⅱ	2		
			応用栄養学Ⅲ	2		
			応用栄養学実習		1	
	栄養教育論	6	栄養教育論Ⅰ	2		
			栄養教育論Ⅱ	2		
			栄養教育論Ⅲ	2		
			栄養教育論実習		2	
臨床栄養学	8	臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学Ⅱ	2			
		臨床栄養学Ⅲ	2			
		臨床栄養学Ⅳ	2			
		臨床栄養学実習		2		
公衆栄養学	4	公衆栄養学Ⅰ	2			
		公衆栄養学Ⅱ	2			
		公衆栄養学実習		1		
給食経営管理論	4	給食経営管理論Ⅰ	2			
		給食経営管理論Ⅱ	2			
		給食経営管理論実習		1		
総合演習	2	総合演習Ⅰ	1			
		総合演習Ⅱ	1			
臨地実習	4	臨地実習Ⅰ(給食の運営)		1		
		臨地実習Ⅱ		2		
		臨地実習Ⅲ		1		
合計	60	22	合計	66	23	
	82			89		

カリキュラム

臨床検査学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
基 礎 分 野	医療人底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること
			医学の基礎入門	1				1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)	
			医療の倫理学	1				1 (15)	
			臨床医学への招待	1				1 (15)	
		人々の生活と医療	1				1 (15)		
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)	選択科目から4単位以上を修得すること
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)	
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)	
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)	
	多職種連携の基礎			1			1 (30)		
	多職種連携 教育	事例で学ぶ多職種連携			1		1 (30)		
		実践で学ぶ多職種連携				1	1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1				1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)		
		医療人の教養と常識	1				1 (15)		
	人間と生活	人間と文化と社会	医学医療最近の進歩	1				1 (15)	
			食と健康	1				1 (15)	
			医療における安全と安心	1				1 (15)	
			東洋医学と統合医療	1				1 (15)	
			地域包括ケアと多職種連携	1				1 (15)	
			薬の役割・薬のできるまで	1				1 (15)	
			情報時代と医療	1				1 (15)	
			医療とコミュニケーション	1				1 (15)	
			グローバルヘルスと日本	1				1 (15)	
			心と医療	1				1 (15)	
	健康科学	健康科学	法と医療	1				1 (15)	
			経済と医療	1				1 (15)	
			社会保険と医療	1				1 (15)	
			社会と病	1				1 (15)	
			国際理解	1				1 (15)	
			三重を学ぶ	1				1 (15)	
			ボランティアと災害支援	1				1 (15)	
			コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)	
			スポーツと健康	1				1 (15)	
			スポーツの科学	1				1 (15)	
	科学的思考の基礎	科学的思考の基礎	スポーツ科学実習	1				1 (30)	選択科目から1単位以上を修得すること
			英語 I	1				1 (30)	
			英語 II	1				1 (30)	
			医療英語の基礎A		1			1 (30)	
医療英語の基礎B				1			1 (30)		
英語コミュニケーションA			1				1 (30)		
英語コミュニケーションB			1				1 (30)		
中国語 I			1				1 (30)		
中国語 II			1				1 (30)		
物理学の世界			1				1 (15)		
基礎分野計	基礎分野計	環境科学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること	
		地球科学・宇宙科学	1				1 (15)		
		科学と社会	1				1 (15)		
		数学 I	2				2 (30)		
		数学 II	2				2 (30)		
		化学 I	2				2 (30)		
		化学 II	2				2 (30)		
		生物学 I	2				2 (30)		
		生物学 II	2				2 (30)		
		情報リテラシー	1				1 (30)		
専門分野	専門分野	解剖組織学 ※	1				1 (30)	専門分野の選択科目から2単位以上を修得すること	
		解剖組織学実習 ※		1			1 (45)		
		生化学 ※	1				1 (30)		
		免疫学 ※	1				1 (30)		
		微生物学 ※	1				1 (30)		
		生理学 ※	1				1 (30)		
		生理学実習 ※		1			1 (45)		
		病理学 ※	1				1 (15)		
		★1 臨床検査医学総論 ※			2		2 (30)		
		臨床検査医学演習 (R-CPC等) ※			1		1 (30)		
基礎分野計			54	5	1	1	20 (390)	41 (780)	

カリキュラム

臨床検査学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
専 門 分 野	☆2	公 衆 衛 生 学 ※	2				2 (30)	専門分野の選択科目から2単位以上を修得すること	
		医 用 工 学 ※	1				1 (30)		
	☆3	医 用 工 学 実 習 ※		1			1 (45)		
		情 報 科 学 概 論 ※	1				1 (15)		
	病 態 学		内 科 学 I ※			2			2 (30)
			内科学Ⅱ (産婦人科学・小児科学他) ※			2			2 (30)
			薬理学 (病態薬理学を含む) ※			2			2 (30)
			認 知 症 の 検 査 ※			1			1 (15)
	形 態 検 査 学		医 動 物 学 ※	1					1 (30)
			血 液 検 査 学 I ※		1				1 (30)
			血 液 検 査 学 II ※		1				1 (30)
			血 液 検 査 学 実 習 ※			2			2 (90)
			病 理 検 査 学 I ※		2				2 (30)
			病理検査学Ⅱ (細胞診を含む) ※			1			1 (30)
			病理検査学実習 (細胞診を含む) ※			2			2 (90)
	分 析 検 査 学	生 物 化 学	機 器 分 析 学 ※		1				1 (30)
			臨床化学Ⅰ (放射性同位元素検査技術学を含む) ※		1				1 (30)
			臨 床 化 学 II ※		1				1 (30)
			臨 床 化 学 実 習 ※			2			2 (90)
	防 御 検 査 学	病 因 ・ 生 体	微 生 物 検 査 学 I ※		2				2 (30)
			微 生 物 検 査 学 II ※		2				2 (30)
			微 生 物 検 査 学 実 習 ※			2			2 (90)
			免 疫 検 査 学 ※		1				1 (15)
			免 疫 検 査 学 実 習 ※		1				1 (45)
	生 理 機 能 検 査 学	生 理 機 能 検 査 学	画 像 生 理 検 査 学 ※			2			2 (30)
			画 像 生 理 検 査 学 実 習 ※			1			1 (45)
			生 理 機 能 検 査 学 I ※		2				2 (30)
			生 理 機 能 検 査 学 II ※			2			2 (30)
			生 理 機 能 検 査 学 III ※			1			1 (15)
			生 理 機 能 検 査 学 実 習 ※			2			2 (90)
	検 査 総 合 管 理 学	検 査 総 合 管 理 学	臨 床 検 査 学 総 論 ※		1				1 (30)
			臨床検査学総論実習 (医動物を含む) ※		2				2 (90)
			医 療 安 全 管 理 学 ※			1			1 (15)
			医 療 安 全 管 理 学 実 習 ※			1			1 (45)
			予 一 ム 医 療			1			1 (30)
			総 合 臨 床 検 査 学 演 習 I			1			1 (30)
			総 合 臨 床 検 査 学 演 習 II				1		1 (30)
			総 合 臨 床 検 査 学 演 習 III				1		1 (30)
			実 習 地	技 能 修 得 到 達 度 評 価 実 習 ※			1		
	医 療 栄 養 学	医 療 栄 養 学	臨 床 実 習 ※			11			11 (360)
食 品 学					2		2 (30)		
健 康 食 品 総 論				2			2 (30)		
食 品 衛 生 学					2		2 (30)		
輸 血 ・ 移 植 検 査 学	輸 血 ・ 移 植 検 査 学	栄 養 学 (応用栄養学を含む) ※		1			1 (30)		
		臨 床 栄 養 学 ※			2		2 (30)		
		輸 血 ・ 移 植 検 査 学 ※		2			2 (30)		
		輸 血 ・ 移 植 検 査 学 実 習 ※		2			2 (90)		
臨 床 検 査 総 合 管 理 学	臨 床 検 査 総 合 管 理 学	検 査 管 理 総 論 I ※			2		2 (30)		
		検 査 管 理 総 論 II ※			2		2 (30)		
		精 度 管 理 学 ※			2		2 (30)		
先 端 医 療 学	先 端 医 療 学	遺 伝 子 検 査 学 ※		1			1 (30)		
		遺 伝 子 検 査 学 実 験 ※		2			2 (90)		
		再 生 医 療 技 術 学			1		1 (15)		
		再 生 医 療 技 術 学 実 習				1	1 (45)		
卒 業 研 究	卒 業 研 究				4	4 (180)			
専 門 分 野 計	専 門 分 野 計	11	32	56	7	101 (2865)	5 (105)		
合 計	合 計	65	37	57	8	121 (3255)	46 (885)		

☆1 医学検査の基礎とその疾病との関連

☆2 保健医療福祉と医学検査

☆3 医療工学及び情報科学

☆専門分野選択科目から2単位以上を修得すること。

※臨床検査技師国家試験受験資格要件は、専門分野より※印の科目90単位を修得し、本課程の卒業要件を満たした者

カリキュラム

## 臨床検査学科

卒業必要単位数

基礎分野		専門分野		合計		総合計
必修	選択	必修	選択	必修	選択	
20	9	101	2	121	11	132以上

自由科目（卒業要件外科目）

授業科目の名称	開講年次				単位数	時間	備考
	1	2	3	4			
東洋医学基礎理論Ⅰ		2			2	30	医療薬膳師認定試験 受験資格取得要件科目
東洋医学基礎理論Ⅱ		2			2	30	
生薬学			2		2	30	
中薬膳学			2		2	30	
自由科目合計	0	4	4	0	8	120	

★自由科目は卒業単位として認定されない。

〈資料〉 臨床検査技師指定規則審査基準の対比表

指定科目	必要単位数	詳細科目	開講科目名	講義		実習		実施単位数	
				単位	時間	単位	時間		
病態学	7	I 臨床病態学	内科学Ⅰ	2	(30)			7	
			内科学Ⅱ(産婦人科学・小児科学他)	2	(30)				
			臨床検査医学総論	2	(30)				
			臨床検査医学演習(R-CPC等)	1	(30)				
	20	8	II 解剖学	解剖組織学	1	(30)			21
				解剖組織学実習			1	(45)	
			III 生理学	生理学	1	(30)			
				生理学実習			1	(45)	
			IV 生化学	生化学	1	(30)			
	生化学実験				1	(45)			
	基礎とその疾病の臨床検査	5	V 栄養学	栄養学(応用栄養学を含む)	1	(30)			5
VI 薬理学			薬理学(病態薬理学を含む)	2	(30)				
VII 病理学			病理学	1	(15)				
VIII 微生物学			微生物学	1	(30)				
IX 臨床栄養学			臨床栄養学	2	(30)				
X 病態薬理学			(薬理学に含む)						
		XI 認知症の検査	認知症の検査	1	(15)				
公衆衛生学	4	I 公衆衛生学	公衆衛生学	2	(30)			5	
			多職種連携の基礎	1	(30)				
		II 医学概論	いのちの倫理学	1	(15)				
			医療・福祉の変遷と制度	1	(15)				
医用工学概論	4	I 医用工学概論	医用工学	1	(30)			4	
			医用工学実習			1	(45)		
		II 検査機器総論	機器分析学	1	(30)				
血液検査学	4		血液検査学Ⅰ	1	(30)			4	
			血液検査学Ⅱ	1	(30)				
			血液検査学実習			2	(90)		
病理検査学 尿・糞便等 一般検査学	5		病理検査学Ⅰ	2	(30)			5	
			病理検査学Ⅱ(細胞診を含む)	1	(30)				
			病理検査学実習(細胞診を含む)			2	(90)		
	3	I 尿・糞便など一般検査	臨床検査学総論	1	(30)			4	
			臨床検査学総論実習(医動物を含む)			2	(90)		
	II 寄生虫学	医動物学	1	(30)					
生化学検査学・ 免疫検査学	6	生化学的検査 放射性同位元素検査 技術学	臨床化学Ⅰ(放射性同位元素検査技術学を含む)	1	(30)			7	
			臨床化学Ⅱ	1	(30)				
			臨床化学実習			2	(90)		
		免疫検査学	免疫学	1	(30)				
			免疫検査学	1	(15)				
			免疫検査学実習			1	(45)		
遺伝子関連 一染色体検査学	2		遺伝子検査学	1	(30)			3	
			遺伝子検査学実験			2	(90)		
輸血・移植 検査学	4		輸血・移植検査学	2	(30)			4	
			輸血・移植検査学実習			2	(90)		
微生物検査学	6		微生物検査学Ⅰ	2	(30)			6	
			微生物検査学Ⅱ	2	(30)				
			微生物検査学実習			2	(90)		
生理検査学	10		生理機能検査学Ⅰ	2	(30)			10	
			生理機能検査学Ⅱ	2	(30)				
			生理機能検査学Ⅲ	1	(15)				
			生理機能検査学実習			2	(90)		
			画像生理検査学	2	(30)				
			画像生理検査学実習			1	(45)		
臨床検査 総合管理学	6		検査管理総論Ⅰ	2	(30)			6	
			検査管理総論Ⅱ	2	(30)				
			精度管理学	2	(30)				
医療安全管理学	2		医療安全管理学	1	(15)			2	
			医療安全管理学実習			1	(45)		
臨地実習	12		技能修得到達度評価実習			1	(45)	12	
			臨床実習			11	(360)		
合計	88		合計	58	(1140)	35	(1440)	93	

カリキュラム

リハビリテーション学科 理学療法学専攻

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考		
			1	2	3	4	必 修	選 択			
基 礎 分 野	医療人底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)		選択科目から1単位以上を修得すること	
			医学の基礎入門	1					1 (15)		
			医療・福祉の変遷と制度	1					1 (15)		
			医療の倫理学	1					1 (15)		
			臨床医学への招待	1					1 (15)		
		人々の生活と医療	1					1 (15)		選択科目から3単位以上を修得すること	
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践I (学科プログラム)	1				1 (30)			
			医療人底力実践II (体験プログラム)	1				1 (30)			
			医療人底力実践III (データサイエンス)	1				1 (15)			
			医療人底力実践IV (他学科連携プログラム)		1			1 (15)			
		多職種連携 教育	多職種連携の基礎		1			1 (30)			
			事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)		
			実践で学ぶ多職種連携				1		1 (30)		
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1					1 (30)		
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1				1 (30)		
	医療人の教養と常識	医学医療最近の進歩	1					1 (15)			
		食と健康	1					1 (15)			
		医療における安全と安心	1					1 (15)			
		東洋医学と統合医療	1					1 (15)			
		地域包括ケアと多職種連携	1					1 (15)			
		薬の役割・薬のできるまで	1					1 (15)			
		情報時代と医療	1					1 (15)			
		医療とコミュニケーション	1					1 (15)			
	人間と生活	人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1					1 (15)		
			心と医療	1					1 (15)		
			法と医療	1					1 (15)		
			経済と医療	1					1 (15)		
			社会保障と医療	1					1 (15)		
			社会と病	1					1 (15)		
			国際理解	1					1 (15)		
			三重を学ぶ	1					1 (15)		
		健康科学	ボランティアと災害支援	1					1 (15)		
			コミュニケーションの大切さ	1					1 (15)		
			スポーツと健康	1				1 (15)			
			スポーツの科学	1				1 (15)			
			スポーツ科学実習	1				1 (30)			
言葉とコミュニケーション			英語 I	1				1 (30)			
			英語 II	1				1 (30)			
	医療英語の基礎A		1				1 (30)				
	医療英語の基礎B		1				1 (30)				
	英語コミュニケーションA	1					1 (30)				
	英語コミュニケーションB	1					1 (30)				
	中国語 I	1					1 (30)				
中国語 II	1					1 (30)					
科学的思考の基礎	誘い(まない)自然科学への	環境科学	1					1 (15)	選択科目から6単位以上を修得すること		
		地球科学・宇宙科学	1					1 (15)			
		科学と社会	1					1 (15)			
	自然科学の基礎	数学 I	2					2 (30)			
		数学 II	2					2 (30)			
		物理学 I	2					2 (30)			
		物理学 II	2					2 (30)			
		化学 I	2					2 (30)			
		化学 II	2					2 (30)			
		生物学 I	2					2 (30)			
		生物学 II	2					2 (30)			
		情報リテラシー	1				1 (30)				
		基礎分野計			57	5	1	1	12 (285)	52 (930)	
		専門基礎分野	専門基礎科目	解剖学	2				2 (30)		
				応用解剖学	2				2 (30)		
解剖学実習	1						1 (45)				
生理学	2						2 (30)				
応用生理学	2						2 (30)				
生理学実習	1						1 (45)				
病理学概論	1						1 (30)				
臨床心理学				1			1 (30)				
発達心理学		2			2 (30)						

カリキュラム

リハビリテーション学科 理学療法学専攻

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	専 門 基 礎 分 野 目 録	リハビリテーション概論	1				1 (30)	
		リハビリテーション医学	1				1 (30)	
		内科学総論		1			1 (30)	
		内科学各論		1			1 (30)	
		整形外科学総論		1			1 (30)	
		整形外科学各論		1			1 (30)	
		神経内科学総論		1			1 (30)	
		神経内科学各論		1			1 (30)	
		小児科学		1			1 (30)	
		一般臨床医学		1			1 (30)	
		精神医学				1	1 (15)	
		医学英		1			1 (30)	
		リハビリテーション工学				1	1 (15)	
		救急医学概論			1		1 (15)	
画像評価学			1		1 (15)			
臨床栄養学		1			1 (15)			
薬理			2		2 (30)			
専 門 基 礎 分 野 計		13	13	4	2	32 (735)	0 (0)	
専 門 分 野	基礎理学療法学	基礎運動学	2				2 (30)	
		応用運動学		2			2 (30)	
		運動実習		1			1 (45)	
		臨床運動学				1	1 (30)	
	理学療法評価学	運動器系評価学		2			2 (30)	
		神経系評価学		2			2 (30)	
		理学療法評価学実習		1			1 (45)	
		臨床評価法実習			1		1 (45)	
	理学療法治療学	物理療法学		2			2 (30)	
		物理療法学実習			1		1 (45)	
		運動療法学総論		2			2 (30)	
		運動器系理学療法学			1		1 (30)	
		運動器系理学療法学実習			1		1 (45)	
		脊髄損傷理学療法学		1			1 (30)	
		脳血管障害理学療法学			1		1 (30)	
		脳血管障害理学療法学実習			1		1 (45)	
		神経筋疾患理学療法学			1		1 (30)	
		発達障害系理学療法学		1			1 (15)	
		発達障害系理学療法学実習			1		1 (45)	
		内部障害理学療法学		2			2 (30)	
		内部障害理学療法学実習			1		1 (45)	
		生活技術学		2			2 (30)	
		生活技術学実習			1		1 (45)	
	義肢装具学		1			1 (30)		
	義肢装具学実習			1		1 (45)		
	理学療法特論				1	1 (30)		
	スポーツ医学			2		2 (30)		
	理学療法技術論演習			1		1 (30)		
	ロボットリハビリテーション演習			1		1 (15)		
	理学療法管理学				2	2 (30)		
	地域理学療法学	生活環境学			2		2 (30)	
		老年期障害学演習				1	1 (30)	
		地域理学療法学			2		2 (30)	
臨床実習	初期臨床実習		1			1 (45)		
	臨床評価実習			3		3 (135)		
	総合臨床実習				15	15 (675)		
卒業研究	通所訪問リハビリテーション実習				1	1 (45)		
	卒業研究の基礎			2		2 (30)		
	卒業研究				1	1 (45)		
専 門 分 野 計		2	20	24	22	68 (2085)	0 (0)	
合 計		72	38	29	25	112 (3105)	52 (930)	

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野	専門分野	合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	必 修	必 修	選 択	
12	13	32	68	112	13	125以上

カリキュラム

リハビリテーション学科 作業療法学専攻

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
			1	2	3	4	必 修	選 択		
基 礎 分 野	医 療 人 底 力 教 育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること	
			医学の基礎入門	1				1 (15)		
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)		
			医療の倫理学	1				1 (15)		
			臨床医学への招待	1				1 (15)		
			人々の生活と医療	1				1 (15)		
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)	選択科目から7単位以上を修得すること	
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)		
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)		
			多職種連携の基礎		1			1 (30)		
			事例で学ぶ多職種連携			1		1 (30)		
		多職種連携 教育	実践で学ぶ多職種連携				1	1 (30)	選択科目から7単位以上を修得すること	
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1				1 (30)		
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)		
			医学医療最近の進歩	1				1 (15)		
			食と健康	1				1 (15)		
			医療における安全と安心	1				1 (15)		
	医療人の教養と常識	東洋医学と統合医療	1				1 (15)	選択科目から7単位以上を修得すること		
		地域包括ケアと多職種連携	1				1 (15)			
		薬の役割・薬のできるまで	1				1 (15)			
		情報時代と医療	1				1 (15)			
		医療とコミュニケーション	1				1 (15)			
		グローバルヘルスと日本	1				1 (15)			
		心と医療	1				1 (15)			
		法と医療	1				1 (15)			
		経済と医療	1				1 (15)			
		社会保障と医療	1				1 (15)			
	人間と生活	人間と文化と社会	社会と病	1				1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること	
			国際理解	1				1 (15)		
			三重を学ぶ	1				1 (15)		
			ボランティアと災害支援	1				1 (15)		
			コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)		
			健康科学	スポーツと健康	1					1 (15)
				スポーツの科学	1					1 (15)
				スポーツ科学実習	1					1 (30)
			コミュニケーション	言葉とコミュニケーション	英語Ⅰ	1				1 (30)
	英語Ⅱ	1					1 (30)			
	医療英語の基礎A				1			1 (30)		
	医療英語の基礎B				1			1 (30)		
	英語コミュニケーションA	1						1 (30)		
	英語コミュニケーションB	1						1 (30)		
中国語Ⅰ	1						1 (30)			
中国語Ⅱ	1						1 (30)			
科学的思考の基礎	自然科学への誘	環境科学	1				1 (15)	選択科目から6単位以上を修得すること		
		地球科学・宇宙科学	1				1 (15)			
		科学と社会	1				1 (15)			
	自然科学の基礎	数学Ⅰ	2				2 (30)			
		数学Ⅱ	2				2 (30)			
		物理学Ⅰ	2				2 (30)			
		物理学Ⅱ	2				2 (30)			
		化学Ⅰ	2				2 (30)			
		化学Ⅱ	2				2 (30)			
		生物学Ⅰ	2				2 (30)			
		生物学Ⅱ	2				2 (30)			
		情報リテラシー	1				1 (30)			
		基礎分野計	57	5	1	1	11 (255)		53 (960)	
専門基礎 分野	専門基礎 科目	解剖学	2				2 (30)			
		応用解剖学	2				2 (30)			
		解剖学実習	1				1 (45)			

カリキュラム

リハビリテーション学科 作業療法学専攻

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	専 門 基 礎 科 目	生 理 学	2				2 (30)	
		応 用 生 理 学	2				2 (30)	
		生 理 学 実 習	1				1 (30)	
		病 理 学 概 論	1				1 (30)	
		臨 床 心 理 学		1			1 (30)	
		発 達 学		2			2 (30)	
		リハビリテーション概論	1				1 (15)	
		リハビリテーション医学	1				1 (30)	
		内 科 学 総 論		1			1 (30)	
		内 科 学 各 論		1			1 (30)	
		整 形 外 科 学 総 論		1			1 (30)	
		整 形 外 科 学 各 論		1			1 (30)	
		神 経 内 科 学 総 論		1			1 (30)	
		神 経 内 科 学 各 論		1			1 (30)	
		小 児 科 学		1			1 (30)	
		一 般 臨 床 医 学		1			1 (30)	
		精 神 医 学		1			1 (30)	
		医 学 英 語		1			1 (30)	
		リハビリテーション工学				1	1 (15)	
		ロボットリハビリテーション演習			1		1 (15)	
救 急 医 学 概 論			1		1 (15)			
画 像 評 価 学			1		1 (15)			
臨 床 栄 養 学		1			1 (15)			
薬 理 学				2	2 (30)			
専 門 基 礎 分 野 計		13	14	3	3	33 (735)	0 (0)	
専 門 分 野	基 礎 作 業 療 法 学	運 動 学	1				1 (15)	
		運 動 学 実 習		1			1 (30)	
		作 業 療 法 概 論		1			1 (15)	
		基 礎 作 業 学		1			1 (15)	
		基 礎 作 業 学 実 習		1			1 (30)	
		作 業 療 法 研 究 法		1			1 (15)	
	作 業 療 法 評 価 学	検 査 測 定 実 習		1			1 (30)	
		身 体 障 害 評 価 学		1			1 (15)	
		精 神 障 害 評 価 学		1			1 (15)	
		発 達 障 害 評 価 学			1		1 (15)	
	作 業 療 法 治 療 学	老 年 期 障 害 評 価 学			1		1 (15)	
		身 体 障 害 作 業 治 療 学 I		1			1 (15)	
		身 体 障 害 作 業 治 療 学 I 実 習			1		1 (30)	
		身 体 障 害 作 業 治 療 学 II			1		1 (15)	
		身 体 障 害 作 業 治 療 学 II 実 習			1		1 (30)	
		精 神 障 害 作 業 治 療 学			1		1 (15)	
		精 神 障 害 作 業 治 療 学 実 習			1		1 (30)	
		発 達 障 害 作 業 治 療 学		1			1 (15)	
		発 達 障 害 作 業 治 療 学 実 習			1		1 (30)	
		老 年 期 障 害 作 業 治 療 学			1		1 (15)	
		老 年 期 障 害 作 業 治 療 学 実 習			1		1 (30)	
		日 常 生 活 活 動 支 援 学		1			1 (15)	
		日 常 生 活 活 動 支 援 学 実 習			1		1 (30)	
		高 次 脳 機 能 障 害 作 業 治 療 学		1			1 (15)	
		高 次 脳 機 能 障 害 作 業 治 療 学 実 習			1		1 (30)	
		義 肢 装 具 作 業 療 法 学		1			1 (15)	
		義 肢 装 具 作 業 療 法 学 実 習			1		1 (30)	
職 業 関 連 作 業 療 法 学				1		1 (15)		
ハ ン ド セ ラ ピ ー 学					1	1 (15)		
感 覚 統 合 療 法 学				1		1 (15)		
急 性 期 作 業 療 法 学			1		1 (15)			
総 合 演 習				1	1 (15)			
作 業 療 法 管 理 学	職 業 倫 理 学				1	1 (15)		
	職 場 管 理 学				1	1 (15)		

カリキュラム

リハビリテーション学科 作業療法学専攻

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 分 野	地 域 作 業 療 法 学	地 域 作 業 療 法 学		1			1 (15)	
		地 域 作 業 療 法 学 実 習			1		1 (30)	
		生 活 環 境 論			1		1 (15)	
		訪 問 作 業 療 法 学				1	1 (15)	
	臨 床 実 習	臨 床 実 習 I		2			2 (90)	
		臨 床 実 習 II			5		5 (225)	
		臨 床 実 習 III				9	9 (405)	
		臨 床 実 習 IV				9	9 (405)	
卒 業 研 究	卒 業 研 究				1	1 (45)		
専 門 分 野 計		1	16	23	24	64 (1920)	0 (0)	
合 計		71	35	27	28	108 (2910)	53 (960)	

卒業必要単位数

基 礎 分 野		専 門 基 礎 分 野	専 門 分 野	合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	必 修	必 修	選 択	
11	17	33	64	108	17	125以上

医療福祉学科 医療福祉学専攻

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
			1	2	3	4	必 修	選 択	
基 礎 分 野	医療人 底力 教育	医療人の基礎知識	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること
			医学の基礎入門	1				1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)	
			医療の倫理学	1				1 (15)	
			臨床医学への招待	1				1 (15)	
		技能と資質	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)	選択科目から5単位以上を修得すること
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)	
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)	
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)	
			多職種連携の基礎		1			1 (30)	
	多職種連携 教育	事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)	
		実践で学ぶ多職種連携				1		1 (30)	
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1					1 (30)	
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1				1 (30)	
		医療人の教養と常識	医学医療最近の進歩	1					1 (15)
			食と健康	1					1 (15)
			医療における安全と安心	1					1 (15)
			東洋医学と統合医療	1					1 (15)
	地域包括ケアと多職種連携		1					1 (15)	
	薬の役割・薬のできるまで		1					1 (15)	
	情報時代と医療		1					1 (15)	
	医療とコミュニケーション						1 (15)		
	人間と生活	人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1					1 (15)
			心と医療	1					1 (15)
			法と医療	1					1 (15)
			経済と医療	1					1 (15)
			社会保障と医療	1					1 (15)
			社会と病	1					1 (15)
			国際理解	1					1 (15)
			三重を学ぶ	1					1 (15)
		ボランティアと災害支援	1					1 (15)	
		コミュニケーションの大切さ	1					1 (15)	
	健康科学	スポーツと健康	1					1 (15)	
		スポーツの科学	1					1 (15)	
	言語とコミュニケーション	スポーツ科学実習		1				1 (30)	
		英語とコミュニケーション	英語Ⅰ	1				1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること
英語Ⅱ			1				1 (30)		
医療英語の基礎A				1			1 (30)		
医療英語の基礎B				1			1 (30)		
英語コミュニケーションA			1				1 (30)		
英語コミュニケーションB			1				1 (30)		
中国語Ⅰ			1				1 (30)		
中国語Ⅱ	1					1 (30)			
科学的思考の基盤	誘(いざない)自然科学への	数学の世界	1				1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること	
		物理学の世界	1				1 (15)		
		化学の世界	1				1 (15)		
		生物学の世界	1				1 (15)		
		統計学の初歩	1				1 (15)		
		環境科学	1				1 (15)		
		地球科学・宇宙科学	1				1 (15)		
		科学と社会	1				1 (15)		
※1	情報リテラシー	1				1 (30)			
基礎分野計			45	6	1	1	10 (240)	43 (810)	
専門基礎分野	医療	医学概論	2				2 (30)	専門基礎分野の選択科目から12単位以上を修得すること	
		認知症の理解と援助		2			2 (30)		
		小児と医療			2		2 (30)		
		精神医学と精神医療Ⅰ	2				2 (30)		
		精神医学と精神医療Ⅱ	2				2 (30)		
	保健	看護学			2		2 (30)		
		保健医療と福祉			2		2 (30)		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ		2			2 (30)		
	福祉	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ		2			2 (30)		
		医療福祉の基礎	2				2 (30)		
		医療ソーシャルワーク論			2	2 (30)			

カリキュラム

医療福祉学科 医療福祉学専攻

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	福 祉	社会学と社会システムⅠ	2				2 (30)	専門基礎分野の選択科目から12単位以上を修得すること
		社会学と社会システムⅡ	2				2 (30)	
		ソーシャルワーク法学		2			2 (30)	
		社会福祉概論Ⅰ	2				2 (30)	
		社会福祉概論Ⅱ(社会福祉史)	2				2 (30)	
		家族援助論			2		2 (30)	
		ソーシャルワークの基盤と専門職		2			2 (30)	
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		2			2 (30)	
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2			2 (30)	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2				2 (30)	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2			2 (30)	
	貧困に対する支援		2			2 (30)		
	高齢者福祉Ⅰ		2			2 (30)		
	障害者福祉Ⅰ		2			2 (30)		
児童・家庭福祉Ⅰ		2			2 (30)			
心 理	心理学と心理的支援	2				2 (30)	専門分野の選択科目から45単位以上を修得すること	
	発達心理学	2				2 (30)		
	臨床心理学概論	2				2 (30)		
	学習・言語心理学		2			2 (30)		
専 門 基 礎 分 野 計	20	30	10	0	28 (420)	32 (480)		
専 門 分 野	医 療 福 祉	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2				2 (30)
		社会福祉の原理と政策Ⅱ		2				2 (30)
		高齢者福祉Ⅱ		2				2 (30)
		障害者福祉Ⅱ			2			2 (30)
		児童・家庭福祉Ⅱ			2			2 (30)
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2				2 (30)
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2				2 (30)
		社会福祉調査の基礎			2			2 (30)
		福祉サービスの組織と経営				2		2 (30)
		社会保険Ⅰ		2			2 (30)	
		社会保険Ⅱ		2			2 (30)	
		権利擁護を支える法制度			2		2 (30)	
		刑事司法と福祉				2	2 (30)	
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ		2			2 (30)	
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ			2		2 (30)	
		ソーシャルワーク演習		1			1 (30)	
		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ		1			1 (30)	
		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ			1		1 (30)	
		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ			1		1 (30)	
		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ			1		1 (30)	
		キャリアデザイン基礎			2		2 (30)	
		キャリアデザイン応用			2		2 (30)	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1			1 (30)	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1			1 (30)	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1		1 (30)		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ			1		1 (30)		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2			2 (60)		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ			6		6 (180)		
	キャリアデザイン実習			4		4 (120)		
	医療ソーシャルワーク実習指導			1		1 (30)		
	医療ソーシャルワーク実習				2	2 (60)		
	精 神 保 健 福 祉	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ			2		2 (30)	
ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ				2		2 (30)		
精神保健福祉制度論				2		2 (30)		
精神障害リハビリテーション論				2		2 (30)		
精神保健福祉の原理Ⅱ				2		2 (30)		
ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅰ				1		1 (30)		
ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅱ				1		1 (30)		
ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅲ					1	1 (30)		
ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅰ				1		1 (30)		
ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅱ				1		1 (30)		
ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅲ				1	1 (30)			
ソーシャルワーク実習(精神)				5	5 (150)			

カリキュラム

医療福祉学科 医療福祉学専攻

授業科目の名称		開講年次				単位数(時間数)		備考	
		1	2	3	4	必修	選択		
専門分野	臨床心理	知覚・認知心理学		2				2 (30)	専門分野の選択科目から45単位以上を修得すること
		福祉心理学			2			2 (30)	
		心理学統計法		2				2 (30)	
		心理的アセスメント			2			2 (30)	
		障害者・障害児心理学		2				2 (30)	
		社会・集団・家族心理学Ⅰ	2					2 (30)	
		社会・集団・家族心理学Ⅱ				2		2 (30)	
		司法・犯罪心理学				2		2 (30)	
	心理学的支援法		2				2 (30)		
	総合	医療福祉演習Ⅰ			1		1 (30)		
		医療福祉演習Ⅱ			1		1 (30)		
		医療福祉演習Ⅲ				1	1 (30)		
		医療福祉演習Ⅳ				1	1 (30)		
		社会福祉特講Ⅰ			1			1 (30)	
		社会福祉特講Ⅱ			1			1 (30)	
		社会福祉特講Ⅲ				1		1 (30)	
		社会福祉特講Ⅳ				1		1 (30)	
		精神保健福祉特講Ⅰ			1			1 (30)	
		精神保健福祉特講Ⅱ			1			1 (30)	
		精神保健福祉特講Ⅲ				1		1 (30)	
精神保健福祉特講Ⅳ					1		1 (30)		
卒業研究				4		4 (180)			
専門分野計	2	30	59	22	18 (450)	95 (2070)			
合計	67	66	70	23	56 (1110)	170 (3360)			

※1 自然科学の基礎

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野		専門分野		合計		総合計
必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
10	11	28	12	18	45	56	68	124以上

カリキュラム

〈参考〉

社会福祉士国家試験受験資格に係る社会福祉に関する科目を定める省令と履修科目との対比表

社会福祉士及び介護福祉士法 第7条第1号に定める大学に関する規定の指定基準と本学履修科目との対比について

指 定 科 目	時間数	左に対応して開設されている科目	単位	時間数
医学概論	30	医 学 概 論	2	30
心理学と心理的支援	30	心 理 学 と 心 理 的 支 援	2	30
社会学と社会システム	30	社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム I	2	30
		社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム II	2	30
社会福祉の原理と政策	60	社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 I	2	30
		社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 II	2	30
社会福祉調査の基礎	30	社 会 福 祉 調 査 の 基 礎	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職（専 門）	2	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 I	2	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 II	2	30
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法（専 門） I	2	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法（専 門） II	2	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 I	2	30
		地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 II	2	30
福祉サービスの組織と経営	30	福 祉 サ ー ビ ス の 組 織 と 経 営	2	30
社会保障	60	社 会 保 障 I	2	30
		社 会 保 障 II	2	30
高齢者福祉	30	高 齢 者 福 祉 I	2	30
		高 齢 者 福 祉 II	2	30
障害者福祉	30	障 害 者 福 祉 I	2	30
		障 害 者 福 祉 II	2	30
児童・家庭福祉	30	児 童 ・ 家 庭 福 祉 I	2	30
		児 童 ・ 家 庭 福 祉 II	2	30
貧困に対する支援	30	貧 困 に 対 す る 支 援	2	30
保健医療と福祉	30	保 健 医 療 と 福 祉	2	30
権利擁護を支える法制度	30	権 利 擁 護 を 支 え る 法 制 度	2	30
刑事司法と福祉	30	刑 事 司 法 と 福 祉	2	30
ソーシャルワーク演習	30	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習	1	30
ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習（専 門） I	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習（専 門） II	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習（専 門） III	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習（専 門） IV	1	30
ソーシャルワーク実習指導	90	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 I	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 II	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 III	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 IV	1	30
ソーシャルワーク実習	240	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 I	2	60
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 II	6	180

〈参考〉

精神保健福祉士国家試験受験資格に係る精神保健福祉士法の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目と本学履修科目との対比表

精神保健福祉士法第7条第1号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目と本学履修科目との対比について

指 定 科 目	時間数	左に対応して開設されている科目	単位	時間数
医学概論	30	医 学 概 論	2	30
心理学と心理的支援	30	心 理 学 と 心 理 的 支 援	2	30
社会学と社会システム	30	社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム I	2	30
		社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム II	2	30
社会福祉の原理と政策	60	社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 I	2	30
		社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 II	2	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 I	2	30
		地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 II	2	30
社会保障	60	社 会 保 障 I	2	30
		社 会 保 障 II	2	30
障害者福祉	30	障 害 者 福 祉 I	2	30
		障 害 者 福 祉 II	2	30
権利擁護を支える法制度	30	権 利 擁 護 を 支 え る 法 制 度	2	30
刑事司法と福祉	30	刑 事 司 法 と 福 祉	2	30
社会福祉調査の基礎	30	社 会 福 祉 調 査 の 基 礎	2	30
精神医学と精神医療	60	精 神 医 学 と 精 神 医 療 I	2	30
		精 神 医 学 と 精 神 医 療 II	2	30
現代の精神保健の課題と支援	60	現 代 の 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援 I	2	30
		現 代 の 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援 II	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職	2	30
精神保健福祉の原理	60	精 神 保 健 福 祉 の 原 理 I	2	30
		精 神 保 健 福 祉 の 原 理 II	2	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 I	2	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 II	2	30
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 (精 神 専 門) I	2	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 (精 神 専 門) II	2	30
精神障害リハビリテーション論	30	精 神 障 害 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	2	30
精神保健福祉制度論	30	精 神 保 健 福 祉 制 度 論	2	30
ソーシャルワーク演習	30	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習	1	30
ソーシャルワーク演習（専門）	90	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 (精 神 専 門) I	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 (精 神 専 門) II	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 (精 神 専 門) III	1	30
ソーシャルワーク実習指導	90	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 (精 神) I	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 (精 神) II	1	30
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 (精 神) III	1	30
ソーシャルワーク実習	210	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 (精 神)	5	150
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 I	2	60

医療福祉学科 臨床心理学専攻

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考			
			1	2	3	4	必 修	選 択				
基	医療人底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること			
			医学の基礎入門	1				1 (15)				
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)				
			医療の倫理学	1				1 (15)				
			臨床医学への招待	1				1 (15)				
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践I (学科プログラム)	1				1 (30)	選択科目から5単位以上を修得すること			
			医療人底力実践II (体験プログラム)	1				1 (30)				
			医療人底力実践III (データサイエンス)	1				1 (15)				
			医療人底力実践IV (他学科連携プログラム)		1			1 (15)				
			多職種連携の基礎		1			1 (30)				
多職種連携 教育	事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)					
	実践で学ぶ多職種連携				1		1 (30)					
	慢性疼痛で学ぶチーム医療 (基礎)	1					1 (30)					
	慢性疼痛で学ぶチーム医療 (実践)		1				1 (30)					
	医療人の教養と常識	医学医療最近の進歩	1						1 (15)			
		食と健康	1						1 (15)			
		医療における安全と安心	1						1 (15)			
		東洋医学と統合医療	1						1 (15)			
地域包括ケアと多職種連携		1					1 (15)					
薬の役割・薬のできるまで		1					1 (15)					
情報時代と医療		1					1 (15)					
医療とコミュニケーション		1				1 (15)						
礎	人間と生活	人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1				1 (15)				
			心と医療	1				1 (15)				
			法と医療	1				1 (15)				
			経済と医療	1				1 (15)				
			社会保障と医療	1				1 (15)				
			社会と病	1				1 (15)				
			国際理解	1				1 (15)				
			三重を学ぶ	1				1 (15)				
			ボランティアと災害支援	1				1 (15)				
			コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)				
健康科学	スポーツと健康	1					1 (15)					
	スポーツの科学	1					1 (15)					
	スポーツ科学実習		1				1 (30)					
野	人間と生活	コミュニケーション 言葉と	英語 I	1				1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること			
			英語 II	1				1 (30)				
			医療英語の基礎A		1					1 (30)		
			医療英語の基礎B		1					1 (30)		
			英語コミュニケーションA	1						1 (30)		
			英語コミュニケーションB	1						1 (30)		
			中国語 I	1						1 (30)		
			中国語 II	1						1 (30)		
			科学的思考の基盤	誘(いざない) 自然科学への	数学の世界	1					1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること
					物理学の世界	1					1 (15)	
化学の世界	1						1 (15)					
生物学の世界	1						1 (15)					
統計学の初歩	1						1 (15)					
環境科学	1						1 (15)					
地球科学・宇宙科学	1						1 (15)					
科学と社会	1						1 (15)					
*1	情報リテラシー	1				1 (30)						
基礎分野計			45	6	1	1	10 (240)	43 (810)				
専門基礎分野	臨床心理	臨床心理学の基礎	2					2 (30)	専門基礎分野の選択科目から16単位以上を修得すること			
		心理学概論※	2					2 (30)				
		臨床心理学概論※	2					2 (30)				
		発達心理学 I ※	2					2 (30)				
		発達心理学 II ※	2					2 (30)				
		心理学統計法※		2				2 (30)				
		社会・集団・家族心理学 I ※	2					2 (30)				
		社会・集団・家族心理学 II ※			2			2 (30)				
		心理学実験※		2				2 (60)				
		公認心理師の職責※				2		2 (30)				
コミュニケーションの基礎	2					2 (30)						

カリキュラム

医療福祉学科 臨床心理学専攻

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
専 門 基 礎 分 野	臨 床 心 理	知 覚・認 知 心 理 学 ※		2			2 (30)	専 門 基 礎 分 野 の 選 択 科 目 か ら 16 単 位 以 上 を 修 得 す る こ と	
		学 習・言 語 心 理 学 ※		2			2 (30)		
		神 経・生 理 心 理 学 ※		2			2 (30)		
		感 情・人 格 心 理 学 I ※		2			2 (30)		
		感 情・人 格 心 理 学 II ※		2			2 (30)		
	心 理 学 研 究 法 ※		2			2 (30)			
	医 療 福 祉	社 会 福 祉 概 論 I	2				2 (30)		専 門 基 礎 分 野 計
		社 会 福 祉 概 論 II (社 会 福 祉 史)	2				2 (30)		
		人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 ※	2				2 (30)		
		認 知 症 の 理 解 と 援 助			2		2 (30)		
		小 児 と 医 療			2		2 (30)		
		保 健 医 療 と 福 祉			2		2 (30)		
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職	2				2 (30)		
		精 神 疾 患 と そ の 治 療 I ※			2		2 (30)		
		精 神 疾 患 と そ の 治 療 II ※			2		2 (30)		
看 護 学				2		2 (30)			
貧 困 に 対 す る 支 援	2				2 (30)				
高 齢 者 福 祉	2				2 (30)				
障 害 者 福 祉	2				2 (30)				
家 族 援 助 論			2		2 (30)				
専 門 基 礎 分 野 計	20	24	14	4	42 (660)	20 (300)			
専 門 分 野	臨 床 心 理	健 康・医 療 心 理 学 ※			2	2 (30)	専 門 分 野 の 選 択 科 目 か ら 6 単 位 以 上 を 修 得 す る こ と		
		障 害 者・障 害 児 心 理 学		2				2 (30)	
		心 理 学 的 支 援 法 ※		2				2 (30)	
		深 層 心 理 学		2				2 (30)	
		心 理 的 ア セ ス メ ン ト I ※		2				2 (30)	
		心 理 的 ア セ ス メ ン ト II ※			2			2 (60)	
		心 理 療 法 I			2			2 (30)	
		心 理 療 法 II			2			2 (30)	
		教 育・学 校 心 理 学 ※			2			2 (30)	
		福 祉 心 理 学 ※			2			2 (30)	
		司 法・犯 罪 心 理 学 ※				2		2 (30)	
		産 業・組 織 心 理 学 ※				2		2 (30)	
		心 理 演 習 I ※			1			1 (30)	
	心 理 演 習 II ※			1		1 (30)			
	心 理 演 習 III ※			2		2 (60)			
	心 理 実 習 I ※		1			1 (30)			
	心 理 実 習 II ※			1		1 (30)			
	心 理 実 習 III ※				1	1 (30)			
医 療 福 祉	関 係 行 政 論 I (社 会 保 障) ※		2			2 (30)			
	関 係 行 政 論 II (児 童・家 庭 福 祉 制 度) ※		2			2 (30)			
	権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度			2		2 (30)			
	関 係 行 政 論 III (教 育 原 理) ※		2			2 (30)			
	関 係 行 政 論 IV (更 生 保 護 制 度) ※				2	2 (30)			
就 労 支 援 サ ー ビ ス		2			2 (30)				
総 合	卒 業 研 究				6	6 (270)			
専 門 分 野 計	0	17	19	13	39 (870)	10 (180)			
合 計	65	47	34	18	91 (1770)	73 (1290)			

\* 1 自然科学の基礎  
※ 公認心理師養成科目

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野		専門分野		合計		総合計
必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
10	11	42	16	39	6	91	33	124以上

〈参考〉

公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な科目と本学履修科目との対比表

公認心理師法 第7条第1号及び第2号に定める大学に関する規定の指定基準と本学履修科目との対比について

指 定 科 目	左に対応して開設されている科目	単 位	時間数
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	30
心理学概論	心理学概論	2	30
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	30
心理学研究法	心理学研究法	2	30
心理学統計法	心理学統計法	2	30
心理学実験	心理学実験	2	60
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	30
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	30
感情・人格心理学	感情・人格心理学Ⅰ	2	30
	感情・人格心理学Ⅱ	2	30
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	30
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学Ⅰ	2	30
	社会・集団・家族心理学Ⅱ	2	30
発達心理学	発達心理学Ⅰ	2	30
	発達心理学Ⅱ	2	30
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	30
心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	2	30
	心理的アセスメントⅡ	2	60
心理学的支援法	心理学的支援法	2	30
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	30
福祉心理学	福祉心理学	2	30
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	30
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	30
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	30
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	30
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	2	30
	精神疾患とその治療Ⅱ	2	30
関係行政論	関係行政論Ⅰ（社会保障）	2	30
	関係行政論Ⅱ（児童・家庭福祉制度）	2	30
	関係行政論Ⅲ（教育原理）	2	30
	関係行政論Ⅳ（更生保護制度）	2	30
心理演習	心理演習Ⅰ	1	30
	心理演習Ⅱ	1	30
	心理演習Ⅲ	2	60
心理実習（80時間以上）	心理実習Ⅰ	1	30
	心理実習Ⅱ	1	30
	心理実習Ⅲ	1	30

〈参考〉

認定心理士単位認定基準(2018年度入学生 臨床心理学専攻)

この単位認定基準は、2014年度改訂版日本心理学会認定心理士資格細則別表に準拠

【2018年度以降入学生用カリキュラム】資格取得に必要な科目および単位と本学履修科目との対比について

指 定 領 域		単 位	左に対応して開設されている科目	単 位	時 間 数	修 得 条 件	
① 基 礎 科 目	a 心理学概論 (基本主題)	4	心 理 学 概 論	2	30	4単位以上修得すること (基本主題を2単位以上含むこと)	
	a 心理学概論 (副次主題)		臨 床 心 理 学 の 基 礎	1 (※)	30		
			臨 床 心 理 学 概 論	1 (※)	30		
				感 情 ・ 人 格 心 理 学 II	1 (※)	30	
	b 心理学研究法 (基本主題)	4	心 理 学 研 究 法	2	30	8単位以上修得すること (最低4単位分はc心理学実験・実習の単位であること)	
			心 理 学 統 計 法	2	30		
	c 心理学実験・実習 (基本主題)	4	心 理 学 実 験	2	60		
				心 理 的 ア セ ス メ ン ト II	2		60
	c 心理学実験・実習 (副次主題)			心 理 実 習 I	0.5(※)		30
				心 理 実 習 II	0.5(※)		30
			心 理 実 習 III	0.5(※)	30		
			心 理 演 習 I	0.5(※)	30		
		心 理 演 習 II	0.5(※)	30			
		心 理 演 習 III	1 (※)	60			
上記3領域の合計 12単位以上							
② 選 択 科 目	d 知覚心理学・学習心理学 (基本主題)	4	知 覚 ・ 認 知 心 理 学	2	30	4単位以上修得すること	
			学 習 ・ 言 語 心 理 学	2	30		
			感 情 ・ 人 格 心 理 学 I	2	30		
	e 生理心理学・比較心理学 (基本主題)	4	神 経 ・ 生 理 心 理 学	2	30	4単位以上修得すること	
	f 教育心理学・発達心理学 (基本主題)		発 達 心 理 学 I *	2	30		
			発 達 心 理 学 II	2	30		
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	30			
	g 臨床心理学・人格心理学 (基本主題)	4	障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学	2	30	4単位以上修得すること (基本主題を2単位以上含むこと)	
			心 理 的 ア セ ス メ ン ト I	2	30		
			心 理 学 的 支 援 法	2	30		
			健 康 ・ 医 療 心 理 学	2	30		
	g 臨床心理学・人格心理学 (副次主題)		福 祉 心 理 学	2	30		
			精 神 疾 患 と そ の 治 療 I	1 (※)	30		
		精 神 疾 患 と そ の 治 療 II	1 (※)	30			
h 社会心理学・産業心理学 (基本主題)	4	社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 I	2	30	4単位以上修得すること		
		社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 II	2	30			
		司 法 ・ 犯 罪 心 理 学 (or g基**)	2	30			
		産 業 ・ 組 織 心 理 学	2	30			
上記3領域の12単位以上 (必ず基本主題を含むこと)、5領域で合計 16単位以上							
③	i 心理学関連科目、卒業研究		卒 業 研 究	6	270		
	(①と②の合計単位数が36単位以上の場合、③は不要)						
修得条件及び卒業研究を含め、上記科目より 総計36単位以上 修得すること。							

※副次主題は原則として修得単位数の2分の1が認定の対象となる

\* 各講義の概論講義に相当する科目を a 領域の副次科目で申請可能。ただし最終的な判断は科目内容で行う。

\*\* 本人の申請により g 基本主題で申請可能。ただし最終的な判断は科目内容で行う。

本表は日本心理学会作成「公認心理師省令科目の認定心理士科目各領域への対応 (案)」を元に作成した。

鍼灸サイエンス学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
			1	2	3	4	必 修	選 択		
基	療 人 底 力 教 育	医療人の基礎知識	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から1単位以上を修得すること	
			医学の基礎入門	1				1 (15)		
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)		
			医療の倫理学	1				1 (15)		
			臨床医学への招待	1				1 (15)		
			人々の生活と医療	1				1 (15)		
		医療人の技能と資質	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)	選択科目から3単位以上を修得すること	
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)		
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)		
			多職種連携教育	多職種連携の基礎		1				1 (30)
				事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)
	実践で学ぶ多職種連携					1	1 (30)			
	慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1					1 (30)			
	医療人の教養と常識	慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)			
		医学医療最近の進歩	1				1 (15)			
		食と健康	1				1 (15)			
		医療における安全と安心	1				1 (15)			
		東洋医学と統合医療	1				1 (15)			
		地域包括ケアと多職種連携	1				1 (15)			
		薬の役割・薬のできるまで	1				1 (15)			
		情報時代と医療	1				1 (15)			
	礎 分 野	人間と社会	医療とコミュニケーション	1				1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること	
			グローバルヘルスと日本	1				1 (15)		
			心と医療	1				1 (15)		
			法と医療	1				1 (15)		
			経済と医療	1				1 (15)		
			社会保障と医療	1				1 (15)		
			社会と病	1				1 (15)		
			国際理解	1				1 (15)		
			三重を学ぶ	1				1 (15)		
			ボランティアと災害支援	1				1 (15)		
			コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)		
			健康科学	スポーツと健康	1					1 (15)
		スポーツの科学		1				1 (15)		
		スポーツ科学実習			1			1 (30)		
コミュニケーション		英語Ⅰ	1				1 (30)			
		英語Ⅱ	1				1 (30)			
		医療英語の基礎A		1			1 (30)			
		医療英語の基礎B		1			1 (30)			
	英語コミュニケーションA	1				1 (30)				
	英語コミュニケーションB	1				1 (30)				
科学的思考の基盤	中国語Ⅰ	1				1 (30)				
	中国語Ⅱ	1				1 (30)				
基礎分野計	自然科学への誘い(いさな)	数学の世界	1				1 (15)			
		物理学の世界	1				1 (15)			
		化学の世界	1				1 (15)			
		生物学の世界	1				1 (15)			
		統計学の初歩	1				1 (15)			
		環境科学	1				1 (15)			
		地球科学・宇宙科学	1				1 (15)			
		科学と社会	1				1 (15)			
	※1	情報リテラシー	1				1 (30)			
	基礎分野計	45	6	1	1	11 (255)	42 (795)			

カリキュラム

鍼灸サイエンス学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 の 成 り 立 ち	解 剖 生 理 学 基 礎 ☆ 3	2				2 (30)	
		解 剖 生 理 学 I ☆ 3	2				2 (30)	
		解 剖 生 理 学 II ☆ 3		2			2 (30)	
		解 剖 生 理 学 III ☆ 3		2			2 (30)	
		解 剖 生 理 学 IV ☆ 3		2			2 (30)	
		解 剖 生 理 学 V ☆ 3		2			2 (30)	
	疾 病 の 成 り 立 ち と 予 防 及 び 回 復 の 促 進	病 理 学		2			2 (30)	
		衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 I ☆ 3	2				2 (30)	
		衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 II ☆ 3	2				2 (30)	
		内 科 学 I			2		2 (30)	
		内 科 学 II			2		2 (30)	
		内 科 学 III			2		2 (30)	
		内 科 学 IV				2	2 (30)	
		整 形 外 科 学 概 論			2		2 (30)	
	整 形 外 科 学 各 論			2		2 (30)		
	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 学			2		2 (30)		
	※ 2	鍼 灸 へ の 誘 い	2				2 (60)	
	医 事 法 学			1			1 (15)	
	専 門 基 礎 分 野 計		10	12	13	2	37 (585)	0 (0)
	専 門 分 野	基 礎 は り 学 ・ 基 礎 き ゅ う 学	東 洋 医 学 基 礎 理 論 I ☆ 3	2				2 (30)
東 洋 医 学 基 礎 理 論 II ☆ 3			2				2 (30)	
臨 床 は り 学 ・ 臨 床 き ゅ う 学		鍼 灸 基 礎 理 論 I			2		2 (30)	
		鍼 灸 基 礎 理 論 II			2		2 (30)	
		ス ポ ー ツ 鍼 灸 学 ☆ 1		2			2 (30)	
		健 康 ・ 美 容 鍼 灸 学		2			2 (30)	
		外 科 系 鍼 灸 治 療 学 I			2		2 (30)	
		外 科 系 鍼 灸 治 療 学 II			2		2 (30)	
		外 科 系 鍼 灸 治 療 学 III			2		2 (30)	
		内 科 系 鍼 灸 治 療 学 I			2		2 (30)	
		内 科 系 鍼 灸 治 療 学 II			2		2 (30)	
		内 科 系 鍼 灸 治 療 学 III			2		2 (30)	
鍼 灸 症 候 鑑 別 診 断 学			2			2 (30)		
※ 3		社 会 鑑 別 学		2			2 (30)	
実 習		鍼 灸 技 術 学 入 門	2				2 (60)	
		鍼 灸 基 礎 技 術 学 I		2			2 (60)	
		鍼 灸 基 礎 技 術 学 II		2			2 (60)	
		鍼 灸 臨 床 技 術 学 I			2		2 (60)	
		鍼 灸 臨 床 技 術 学 II				1	1 (30)	
		東 洋 医 学 診 察 診 断 法			1		1 (30)	
	臨 床 生 理 学 実 習			1		1 (30)		
	取 穴 実 習 I		2			2 (60)		
	取 穴 実 習 II		2			2 (60)		
	臨 床 実 習 I		1			1 (45)		
臨 床 実 習 II			1		1 (45)			
臨 床 実 習 III				2	2 (90)			
総 合 領 域	救 急 処 置 法 ☆ 1		1				1 (15)	
	ト レ ー ナ ー イ ン タ ー ン シ ッ プ I ☆ 1		1				1 (30)	
	ト レ ー ナ ー イ ン タ ー ン シ ッ プ II ☆ 1		1				1 (30)	
	医 療 福 祉 概 論		2				2 (30)	
	生 化 学 ☆ 3		2				2 (30)	
	基 礎 栄 養 学 ☆ 3		1				1 (15)	
	臨 床 栄 養 学 ☆ 3		1				1 (15)	
	食 品 学 ☆ 3		1				1 (15)	
	薬 膳 学 ☆ 3			2			2 (30)	
	生 薬 学 ☆ 3			2			2 (30)	
薬 理 学 ☆ 3			2			2 (30)		
医 学 英 語			2			2 (30)		
鍼 灸 古 典 文 献 学			1			1 (15)		

選 択 科 目 か ら 6 単 位 以 上 を 修 得 す る こ と

カリキュラム

鍼灸サイエンス学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	必 修	選 択		
専 門 分 野	総 合 領 域	総 合 鍼 灸 学 I			1		1 (30)	選 択 科 目 か ら 6 単 位 以 上 を 修 得 す る こ と	
		総 合 鍼 灸 学 II			1		1 (30)		
		総 合 鍼 灸 学 III				3	3 (90)		
		総 合 鍼 灸 学 IV				3	3 (90)		
		鍼 灸 総 合 研 究 I		2			2 (60)		
		鍼 灸 総 合 研 究 II			3		3 (90)		
		鍼 灸 総 合 研 究 III				2	2 (60)		
		フ ィ ッ ト ネ ス ・ ス ポー ツ 特 論 I ☆ 1	2						2 (30)
		フ ィ ッ ト ネ ス ・ ス ポー ツ 特 論 II ☆ 1	2						2 (30)
		フ ィ ッ ト ネ ス ・ ス ポー ツ 特 論 III ☆ 1		2					2 (30)
		フ ィ ッ ト ネ ス ・ ス ポー ツ 特 論 IV ☆ 1		2					2 (30)
		フ ィ ッ ト ネ ス ・ ス ポー ツ 特 論 V ☆ 1			2				2 (30)
		東 洋 医 学 ・ 鍼 灸 学 特 論 I ☆ 2	2						2 (30)
	東 洋 医 学 ・ 鍼 灸 学 特 論 II ☆ 2	2					2 (30)		
東 洋 医 学 ・ 鍼 灸 学 特 論 III ☆ 2		2				2 (30)			
専 門 分 野 計		14	35	37	11	63 (1515)	34 (540)		
合 計		69	53	51	14	111 (2355)	76 (1335)		

- ☆ 1 スポーツトレーナーの受験資格を得るための科目  
鍼灸・スポーツトレーナー学専攻は必ず履修し単位を修得すること。
- ☆ 2 鍼灸学専攻は必ず履修し単位を修得すること。
- ☆ 3 医療栄養師の受験資格を得るための科目
- ※ 1 自然科学の基礎
- ※ 2 保健医療福祉とはり及びきゆうの理念
- ※ 3 社会はり学・社会きゆう学

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野	専門分野		合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	必 修	選 択	必 修	選 択	
11	8	37	63	6	111	14	125以上

救急救命学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考		
			1	2	3	4	必 修	選 択			
基 礎 分 野	医療人 底力 教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)		選択科目から1単位以上を修得すること	
			医学の基礎入門	1					1 (15)		
			医療・福祉の変遷と制度	1					1 (15)		
			医療の倫理学	1					1 (15)		
			臨床医学への招待	1					1 (15)		
		人々の生活と医療	1					1 (15)		選択科目から1単位以上を修得すること	
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)			選択科目から6単位以上を修得すること
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)			
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)			
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)			
		連携教育 多職種	多職種連携の基礎		1			1 (30)			
			事例で学ぶ多職種連携			1		1 (30)			
			実践で学ぶ多職種連携				1	1 (30)			
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1				1 (30)			
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1			1 (30)			
		医療人の 教養と常識	医学医療最近の進歩	1				1 (15)			
			食と健康	1				1 (15)			
			医療における安全と安心	1				1 (15)			
			東洋医学と統合医療	1				1 (15)			
	地域包括ケアと多職種連携		1				1 (15)				
	薬の役割・薬のできるまで		1				1 (15)				
	情報時代と医療		1				1 (15)				
	医療とコミュニケーション		1				1 (15)				
	人間と 生活		人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1				1 (15)		
		心と医療		1				1 (15)			
		法と医療		1				1 (15)			
		経済と医療		1				1 (15)			
		社会保障と医療		1				1 (15)			
		社会と病		1				1 (15)			
		国際理解		1				1 (15)			
		三重を学ぶ		1				1 (15)			
		ボランティアと災害支援	1				1 (15)				
		コミュニケーションの大切さ	1				1 (15)				
	健康科学	スポーツと健康	1				1 (15)				
		スポーツの科学	1				1 (15)				
		スポーツ科学実習	1				1 (30)				
	言葉と コミュニケーション	英語Ⅰ	1				1 (30)	選択科目から2単位以上を修得すること			
		英語Ⅱ	1				1 (30)				
		医療英語の基礎A		1			1 (30)				
		医療英語の基礎B		1			1 (30)				
		英語コミュニケーションA	1				1 (30)				
		英語コミュニケーションB	1				1 (30)				
		中国語Ⅰ	1				1 (30)				
		中国語Ⅱ	1				1 (30)				
	科学的 思考の 基礎	自然科学への 誘(いざない)	数学の世界	1				1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること		
			物理学の世界	1				1 (15)			
化学の世界			1				1 (15)				
生物学の世界			1				1 (15)				
統計学の初歩			1				1 (15)				
環境科学			1				1 (15)				
地球科学・宇宙科学			1				1 (15)				
科学と社会			1				1 (15)				
情報リテラシー			1				1 (30)				
基礎分野計			46	5	1	1	12 (285)	41 (765)			
専門 基礎 分野	専門 基礎 科目	解剖学※	2				2 (30)				
		生理解学※	2				2 (30)				
		公衆衛生学※				2	2 (30)				
		生化学※	2				2 (30)				
		微生物学※	2				2 (30)				
		微薬理学※		2			2 (30)				
		病理学※		2			2 (30)				
		内科	2				2 (30)				

カリキュラム

# 救急救命学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
			1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	専 門 基 礎 科 目	外 科 学 ※		2			2 (30)		
		整 形 外 科 学 ※		2			2 (30)		
		脳 外 科 学			2		2 (30)		
		放 射 線 医 学 ※				2	2 (30)		
専 門 基 礎 分 野 計			8	10	2	4	24 (360)	0 (0)	
専 門 分 野	救 急 救 命 処 置 学	病 院 前 救 急 医 療 学 概 論 ※	2				2 (30)		
		救 急 救 命 処 置 学 概 論 I ※		2			2 (30)		
		救 急 救 命 処 置 学 概 論 II ※		2			2 (30)		
	疾 病 救 急 医 学	疾 病 救 急 医 学 I ※		2			2 (30)		
		疾 病 救 急 医 学 II ※		2			2 (30)		
		疾 病 救 急 医 学 III ※			2		2 (30)		
	救 急 症 候 学	救 急 症 候 学 I ※			2		2 (30)		
		救 急 症 候 学 II ※			2		2 (30)		
	臨 床 救 急 医 学	外 傷 救 急 医 学 ※		2			2 (30)		
		救 急 病 態 生 理 学 ※			2		2 (30)		
		小 児 科 学 ※			2		2 (30)		
		産 婦 人 科 学 ※			2		2 (30)		
		精 神 医 学			2		2 (30)		
	医 療 学	急 性 中 毒 学 ・ 環 境 障 害 学 ※			2		2 (30)		
		災 害 医 療 論	2				2 (30)		
		災 害 危 機 管 理 学				2	2 (30)		
	救 急 社 会 心 理 学	救 急 救 命 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論		2			2 (30)		
		理 論 救 急 救 命 学			2		2 (30)		
		ス ピ リ チ ュ ア ル ・ ケ ア 概 論				2	2 (30)		
	看 護 学	救 急 看 護 学 概 論			2		2 (30)		
		救 急 救 命 家 族 支 援 論		2			2 (30)		
		遺 族 看 護 学			2		2 (30)		
	救 急 健 康 生 活 支 援 学	救 急 健 康 生 活 支 援 技 術 論		2			2 (30)		
		救 急 健 康 生 活 支 援 技 術 論 演 習		1			1 (30)		
	救 急 救 命 学 綜 合 演 習	特 別 綜 合 演 習 I				1	1 (30)		
		特 別 綜 合 演 習 II				1	1 (30)		
		救 急 活 動 事 例 演 習				1	1 (30)		
		課 題 解 決 演 習				1	1 (30)		
	臨 地 実 習	健 康 安 全 実 習 ※	2				2 (90)		
		応 急 処 置 実 習 ※	3				3 (135)		
		特 定 行 為 実 習 ※		4			4 (180)		
		救 急 救 命 処 置 実 習 ※		4			4 (180)		
救 急 用 自 動 車 同 乗 実 習 ※				6		6 (270)			
	臨 床 実 習 ※			6		6 (270)			
専 門 分 野 計			9	25	36	8	78 (1995)	0 (0)	
合 計			63	40	39	13	114 (2640)	41 (765)	

※救急救命士国家試験受験資格取得に必要な科目

## 卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野	専門分野	合計		総合計
必修	選択	必修	必修	必修	選択	
12	12	24	78	114	12	126以上

## 自由科目（卒業要件外科目）

授 業 科 目 の 名 称	開 講 年 次				単 位 数	時 間 数	備 考
	1	2	3	4			
論理的思考演習			2			2 (60)	
数的思考演習			2			2 (60)	

★自由科目は卒業単位として認定されない。

臨床工学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
			1	2	3	4	必 修	選 択		
基 礎 分 野	医療人 底力 教育	基礎知識 医療人の 技能と資質	いのちの倫理学	1				1 (15)		選択科目から1単位 以上を修得すること
			医学の基礎入門	1					1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1					1 (15)	
			医療の倫理学	1					1 (15)	
			臨床医学への招待	1					1 (15)	
		人々の生活と医療	1					1 (15)		
		多職種 連携 教育	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)		選択科目から3単位 以上を修得すること
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)		
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)		
			多職種連携の基礎		1			1 (30)		
		医療人の 教養と常識	事例で学ぶ多職種連携 実践で学ぶ多職種連携			1			1 (30)	
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1			1		1 (30)	
			慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1				1 (30)	
			医学医療最近の進歩	1					1 (15)	
	食と健康		1					1 (15)		
	医療における安全と安心		1					1 (15)		
	東洋医学と統合医療		1					1 (15)		
	地域包括ケアと多職種連携		1					1 (15)		
	人間と 生活	人間と文化と社会	薬の役割・薬のできるまで	1					1 (15)	
			情報時代と医療	1					1 (15)	
			医療とコミュニケーション	1					1 (15)	
			グローバルヘルスと日本	1					1 (15)	
			心と医療	1					1 (15)	
			法と医療	1					1 (15)	
			経済と医療	1					1 (15)	
			社会保障と医療	1					1 (15)	
		健康科学	社会と病	1					1 (15)	
			国際理解	1					1 (15)	
			三重を学ぶ	1					1 (15)	
			ボランティアと災害支援	1					1 (15)	
			コミュニケーションの大切さ	1					1 (15)	
			スポーツと健康	1					1 (15)	
			スポーツの科学	1					1 (15)	
	言葉と コミュニケーション	スポーツ科学実習	1				1 (30)			
英語Ⅰ		1				1 (30)				
英語Ⅱ		1				1 (30)				
英語コミュニケーションA		1					1 (30)			
英語コミュニケーションB		1					1 (30)			
中国語Ⅰ		1					1 (30)			
科学的 思考の 基礎	中国語Ⅱ	1					1 (30)			
	数学Ⅰ	2				2 (30)				
	数学Ⅱ	2				2 (30)				
	生物学Ⅰ	2				2 (30)				
専 門 基 礎 分 野	人体の 構造 及び機能	生物学Ⅱ	2				2 (30)			
		情報リテラシー	1				1 (30)			
		解剖学	2				2 (30)			
		理学Ⅰ	2				2 (30)			
		理学Ⅱ	2				2 (30)			
	臨床工学に 必要な 基礎	基礎医学実習	1				1 (45)			
		生化学		2			2 (30)			
		臨床工学と医学概論		1			1 (15)			
		臨床工学と公衆衛生学		1			1 (15)			
		病理学	2				2 (30)			
		感染症免疫学			2		2 (30)			
		実用薬学			2		2 (30)			
		医学英語Ⅰ	1					1 (30)		
	医学英語Ⅱ	1					1 (30)			
	臨床工学に 必要 な 基礎	医学物理学Ⅰ	1				1 (15)			
医学物理学演習		1					1 (15)			
医学物理学Ⅱ		2				2 (30)				
医学化学Ⅰ		2				2 (30)				
医学化学Ⅱ		2				2 (30)				
電気工学		2				2 (30)				
基 礎 分 野 計			46	3	1	1	16 (345)	35 (645)		

カリキュラム

臨床工学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	臨床工学に必要な理工学的基礎	電 気 工 学 演 習 I	1				1 (30)	通年科目
		電 気 工 学 II		2			2 (30)	
		電 気 工 学 演 習 II		1			1 (30)	
		電 気 工 学 III		2			2 (30)	
		電 気 工 学 演 習 III		1			1 (30)	
		電 気 工 学 実 験		1			1 (45)	
		電 子 工 学		2			2 (30)	
		電 子 工 学 演 習		1			1 (30)	
		電 子 工 学 実 験		1			1 (45)	
		機 械 工 学			2		2 (30)	
	機 械 工 学 演 習			1		1 (30)		
	計 測 工 学			2		2 (30)		
	応 用 数 学		2			2 (30)		
	基 礎 工 学 演 習		1			1 (30)		
臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	情 報 処 理 工 学	2				2 (30)	通年科目	
	情 報 処 理 工 学 演 習		1			1 (30)		
	統 計 学 基 礎			2		2 (30)		
	シ ス テ ム 工 学			2		2 (30)		
専 門 基 礎 分 野 計		24	19	14	0	52 (960)	5 (135)	
	医 用 材 料 工 学			2		2 (30)	通年科目	
医用生体工学	物 性 工 学			2		2 (30)		
	臨 床 工 学 総 合 演 習			2		2 (60)		
	臨 床 工 学 特 別 演 習 I			1		1 (30)		
	臨 床 工 学 特 別 演 習 II			1		1 (30)		
	臨 床 工 学 基 礎 演 習 I	1				1 (30)		
	臨 床 工 学 基 礎 演 習 II			1		1 (30)		
臨床支援技術	臨 床 工 学 基 礎 演 習 III			1		1 (30)		
	医 用 機 器 学 概 論	2				2 (30)		
	キ ャ リ ア プ ラ ン ニ ン グ	1				1 (15)		
	生 体 計 測 装 置 学		2			2 (30)		
	生 体 計 測 装 置 学 実 習			1		1 (45)		
	画 像 診 断 学			2		2 (30)		
	医 用 治 療 機 器 学			2		2 (30)		
	医 用 治 療 機 器 学 実 習			1		1 (45)		
生体機能代行技術学	臨 床 支 援 技 術 学		2			2 (30)		
	臨 床 支 援 技 術 学 実 習			1		1 (45)		
	血 液 浄 化 装 置 学 I		2			2 (30)		
	血 液 浄 化 装 置 学 II		2			2 (30)		
	血 液 浄 化 装 置 学 実 習		1			1 (45)		
	体 外 循 環 装 置 学 I		2			2 (30)		
	体 外 循 環 装 置 学 II			2		2 (30)		
	体 外 循 環 装 置 学 実 習			1		1 (45)		
	呼 吸 療 法 装 置 学 I			2		2 (30)		
	呼 吸 療 法 装 置 学 II			2		2 (30)		
医療安全	呼 吸 療 法 学 実 習			1		1 (45)		
	呼 吸 と 蘇 生			2		2 (30)		
	医 療 安 全 管 理 学 I		2			2 (30)		
	医 療 安 全 管 理 学 II		2			2 (30)		
関連臨床医学	医 療 安 全 管 理 学 実 習		1			1 (45)		
	医 療 安 全 管 理 学 演 習			1		1 (30)		
	臨 床 循 環 器 学	2				2 (30)		
	臨 床 呼 吸 器 ・ 腎 泌 尿 器 学		2			2 (30)		
	臨 床 工 学 と 呼 吸 循 環 器 学			1		1 (15)		
	臨 床 消 化 器 ・ 神 経 内 科 学			2		2 (30)		
臨床実習	看 護			2		2 (30)		
	臨 床 実 習				7	7 (210)		
卒 業 研 究	卒 業 研 究				4	4 (180)		
	専 門 分 野 計	6	18	29	15	59 (1380)	9 (195)	
合 計		76	40	44	16	127 (2685)	49 (975)	

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野		専門分野	合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	必 修	選 択	
16	6	52	1	59	127	7	134以上

カリキュラム

医療健康データサイエンス学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
			1	2	3	4	必 修	選 択		
基 礎 分 野	医療人底力教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)		選択科目から1単位以上を修得すること
			医学の基礎入門	1					1 (15)	
			医療・福祉の変遷と制度	1					1 (15)	
			医療の倫理学	1					1 (15)	
			臨床医学への招待	1					1 (15)	
		技能と資質 医療人の	医療人底力実践I (学科プログラム)	1				1 (30)		選択科目から3単位以上を修得すること
			医療人底力実践II (体験プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践III (データサイエンス)	1				1 (15)		
			医療人底力実践IV (他学科連携プログラム)		1			1 (15)		
			多職種連携の基礎		1			1 (30)		
	多職種連携 教育	事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)		
		実践で学ぶ多職種連携				1		1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療 (基礎)	1					1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療 (実践)		1				1 (30)		
		医療人の教養と常識	医学医療最近の進歩	1					1 (15)	
			食と健康	1					1 (15)	
			医療における安全と安心	1					1 (15)	
			東洋医学と統合医療	1					1 (15)	
	地域包括ケアと多職種連携		1					1 (15)		
	薬の役割・薬のできるまで		1					1 (15)		
	情報時代と医療		1					1 (15)		
	医療とコミュニケーション		1					1 (15)		
	人間と生活	人間と文化と社会	グローバルヘルスと日本	1					1 (15)	
			心と医療	1					1 (15)	
			法と医療	1					1 (15)	
			経済と医療	1					1 (15)	
			社会保障と医療	1					1 (15)	
			社会と病	1					1 (15)	
国際理解			1					1 (15)		
三重を学ぶ			1					1 (15)		
ボランティアと災害支援		1					1 (15)			
コミュニケーションの大切さ		1					1 (15)			
健康科学	スポーツと健康	1					1 (15)			
	スポーツの科学	1					1 (15)			
	スポーツ科学実習	1					1 (30)			
言葉とコミュニケーション	英語 I	1				1 (30)		選択科目から2単位以上を修得すること		
	英語 II	1				1 (30)				
	英語コミュニケーションA	1					1 (30)			
	英語コミュニケーションB	1					1 (30)			
	中国語 I	1					1 (30)			
	中国語 II	1					1 (30)			
科学的思考の基盤	自然科学への誘い(さな)	数学の世界	1					1 (15)	選択科目から6単位以上を修得すること	
		物理学の世界	1					1 (15)		
		化学の世界	1					1 (15)		
		生物学の世界	1					1 (15)		
		環境科学	1					1 (15)		
	自然科学の基礎	地球科学・宇宙科学	1					1 (15)		
		科学と社会	1					1 (15)		
		数学 I	2					2 (30)		
		数学 II	2					2 (30)		
		物理学 I	2					2 (30)		
物理学 II	2					2 (30)				
情報リテラシー	1				1 (30)					
基礎分野計			53	3	1	1	9 (225)	49 (870)		
専門基礎分野	教育導入	コンピュータ科学基礎	2				2 (30)			
		コンピュータ科学基礎実習	1				1 (30)			
	技術的素養	インターネットとWebページ	2				2 (30)			
		プログラミング概論	2				2 (30)			
		プログラミング I	2				2 (30)			
	分野の概要	プログラミング II	2				2 (30)			
		医療概論※	2				2 (30)			
医療情報学概論※	2				2 (30)					
データサイエンス入門PBL		2			2 (30)					
専門基礎分野計			15	2	0	0	17 (270)	0 (0)		

カリキュラム

医療健康データサイエンス学科

授業科目の名称			開講年次				単位数(時間数)		備考	
			1	2	3	4	必修	選択		
専 門 分 野	データ・AIの基礎	データ構造とアルゴリズム	2				2 (30)		専門分野の選択科目から31単位以上を修得すること	
		基本情報技術PBL			2		2 (30)			
		データベース基礎Ⅰ		2			2 (30)			
		データベース基礎Ⅱ		2			2 (30)			
		情報セキュリティマネジメント			2		2 (30)			
		プログラミングⅢ		2				2 (30)		
		プログラミングⅣ		2				2 (30)		
		AIプログラミング基礎		2				2 (30)		
		人工知能(AI)Ⅰ(機械学習)			2			2 (30)		
		人工知能(AI)Ⅱ(深層学習)			2			2 (30)		
		情報処理技術Ⅰ(ストラテジ)		2				2 (30)		
		情報処理技術Ⅱ(マネジメント)		2				2 (30)		
		情報処理技術Ⅲ(テクノロジー)		2				2 (30)		
		情報処理技術(総合)演習		1						1 (30)
		AIプログラミングⅠ			2					2 (30)
	AIプログラミングⅡ			2				2 (30)		
	データ分析の基礎と実践	データ分析基礎	デジタル数学入門	2				2 (30)		
			統計学入門※		2			2 (30)		
			統計学入門演習		1			1 (30)		
			データサイエンス基礎			2		2 (30)		
			データサイエンス基礎演習			1		1 (30)		
		データ分析実践	統計データ分析演習Ⅰ		1			1 (30)		
			統計データ分析演習Ⅱ			1		1 (30)		
			ビッグデータの収集・意味Ⅰ			2				2 (30)
			ビッグデータの収集・意味Ⅱ			2				2 (30)
			オープンデータ分析PBL			2				2 (30)
	データ表現技法				2		2 (30)			
	医学医療の知識と技能	医学医療の知識と技能	人体構造・機能論※	2				2 (30)		
			データサイエンスのための臨床医学総論※	2				2 (30)		
			医療制度と医療健康データ※		2			2 (30)		
			診療データマネジメント※		2			2 (30)		
			医療データマネジメント論Ⅰ※		2					2 (30)
			医療データマネジメント論Ⅱ※		2					2 (30)
社会福祉概論※				2				2 (30)		
データサイエンスのための臨床医学Ⅰ※				2				2 (30)		
データサイエンスのための臨床医学Ⅱ※				2				2 (30)		
データサイエンスのための臨床医学Ⅲ※					2			2 (30)		
データサイエンスのための臨床医学Ⅳ※					2			2 (30)		
医療経営入門※				2				2 (30)		
医療管理セミナーⅠ※				1				1 (30)		
医療管理セミナーⅡ※				1				1 (30)		
診療データマネジメントセミナーⅠ				1				1 (30)		
診療データマネジメントセミナーⅡ			1				1 (30)			
診療データマネジメントセミナーⅢ				1			1 (30)			
診療データマネジメントセミナーⅣ				1			1 (30)			
データ・AIの活用		医療情報システム論			2		2 (30)			
		IoT・生体信号・CADPBLⅠ		2			2 (30)			
	IoT・生体信号・CADPBLⅡ		2			2 (30)				
	医療データ・AIシステム実習Ⅰ			1		1 (30)				
	医療データ・AIシステム実習Ⅱ			1		1 (30)				
	医療情報技師セミナー			1			1 (30)			
	AI医療健康と社会PBL				1		1 (15)			
生成AIとDXの構築と運用PBL				1		1 (15)				
キャリアデザインPBL			2			2 (30)				
医療健康データサイエンス論				2		2 (30)				
施設実習※			1				1 (45)			
インターシシップⅠ			1				1 (45)			
インターシシップⅡ				1			1 (45)			

カリキュラム

## 医療健康データサイエンス学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考
		1	2	3	4	必 修	選 択	
専 門 分 野	卒 業 研 究 I			2		2 (60)		
	卒 業 研 究 II				4	4 (120)		
	専 門 分 野 計	8	45	39	11	54 (990)	49 (945)	
合 計		76	50	40	12	80 (1485)	98 (1815)	

※印は診療情報管理士認定科目

データサイエンス学専攻：専門分野の選択科目から31単位以上修得すること

診療情報管理学専攻：診療情報管理士認定科目19単位を全て修得し、専門分野の選択科目から31単位以上を修得すること

### 卒業必要単位数

基 礎 分 野		専 門 基 礎 分 野		専 門 分 野		合 計		総 合 計
必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	選 択	必 修	選 択	
9	13	17	0	54	31	80	44	124以上

データサイエンス学専攻と診療情報管理学専攻は卒業必要単位数が同一であり、2年前期終了時に専攻を選択

薬学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次						単 位 数 (時 間 数)		備 考
			1	2	3	4	5	6	必 修	選 択	
基 礎 分 野	医療人の 基礎知識	いのちの倫理学	1						1 (15)		選択科目から2 単位以上を修得 すること
		医学の基礎入門	1						1 (15)		
		医療・福祉の変遷と制度	1						1 (15)		
		医療の倫理学	1							1 (15)	
		臨床医学への招待	1							1 (15)	
	医療人の 技能と資質	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1						1 (30)		選択科目から8 単位以上を修得 すること
		医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1						1 (30)		
		医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1						1 (15)		
		医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1					1 (15)		
	連携教育 多職種	多職種連携の基礎		1					1 (30)		
		事例で学ぶ多職種連携			1					1 (30)	
		実践で学ぶ多職種連携				1				1 (30)	
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1							1 (30)	
	イントロダクション	薬学への招待	2						2 (30)		
		基礎薬学演習	1						1 (30)		
	医療人の 教養と常識	医学医療最近の進歩	1							1 (15)	
		食と健康	1							1 (15)	
		医療における安全と安心	1						1 (15)		
		東洋医学と統合医療	1							1 (15)	
		地域包括ケアと多職種連携	1							1 (15)	
		薬の役割・薬のできるまで	1							1 (15)	
		情報時代と医療	1							1 (15)	
		医療とコミュニケーション	1						1 (15)		
	人間と文化と社会	心と医療	1						1 (15)		
		グローバルヘルスと日本	1							1 (15)	
		法と医療	1							1 (15)	
		経済と医療	1							1 (15)	
		社会保障と医療	1							1 (15)	
		社会と病	1							1 (15)	
		国際理解	1							1 (15)	
		三重を学ぶ	1							1 (15)	
		ボランティアと災害支援	1							1 (15)	
		コミュニケーションの大切さ	1							1 (15)	
	健康科学	スポーツと健康	1							1 (15)	
		スポーツの科学	1							1 (15)	
		スポーツ科学実習	1							1 (30)	
	コミュニケーション 言葉と	英語Ⅰ	1						1 (30)		選択科目から2 単位以上を修得 すること
		英語Ⅱ	1						1 (30)		
		医療英語の基礎A		1					1 (30)		
		医療英語の基礎B		1					1 (30)		
英語コミュニケーションA		1							1 (30)		
英語コミュニケーションB		1							1 (30)		
自然科学 の基礎	中国語Ⅰ	1							1 (30)		
	中国語Ⅱ	1							1 (30)		
	数学Ⅰ	2						2 (30)			
	数学Ⅱ	2						2 (30)			
	物理	2						2 (30)			
	情報リテラシー	1						1 (30)			
基礎分野計			47	5	1	1	0	0	25 (510)	29 (570)	
専門基礎分野	医学概論	2							2 (30)	選択科目から5 単位以上を修得 すること	
	基礎物理化学	2							2 (30)		
	有機化学入門	2							2 (30)		
	化学基礎Ⅰ	2							2 (30)		
	化学基礎Ⅱ	2							2 (30)		
	生物学基礎Ⅰ	2							2 (30)		
	生物学基礎Ⅱ	2							2 (30)		
	化学計算基礎Ⅰ	1							1 (30)		
化学計算基礎Ⅱ	1							1 (30)			
薬学英語				1				1 (24)			
専門基礎分野計			16	0	0	1	0	0	7 (114)	10 (180)	
分専門	薬学 物理系	物理化学	1						1 (24)	選択科目から6 単位以上を修得 すること	
		薬剤物理化学		1					1 (24)		
		分析化学		1					1 (24)		

カリキュラム

薬学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次					単 位 数 (時 間 数)		備 考	
		1	2	3	4	5	6	必 修		選 択
専 門 分 野	物理系薬学	機 器 分 析 学		1				1 (24)		選択科目から6 単位以上を修得 すること
		化 学 構 造 解 析 学			1			1 (24)		
		放 射 薬 品 学		1				1 (24)		
		臨 床 分 析 技 術 学			1			1 (24)		
		生 体 機 能 解 析 学 I				1			1 (15)	
	化学系薬学	物 理 系 薬 学 実 習		3				3 (90)		
		有 機 化 学 I	1					1 (24)		
		有 機 化 学 II		1				1 (24)		
		生 物 有 機 化 学			1			1 (24)		
		薬 品 化 学			1			1 (24)		
		天 然 物 化 学		1				1 (24)		
		薬 用 植 物 学		1				1 (24)		
		生 薬 学・漢 方 薬 学			1			1 (24)		
	薬 品 資 源 学 ★				1			1 (15)		
	化 学 系 薬 学 実 習		3				3 (90)			
	生物系薬学	人 体 構 造 機 能 学 I	1					1 (24)		
		人 体 構 造 機 能 学 II		1				1 (24)		
		生 化 学 I	1					1 (24)		
		生 化 学 II		1				1 (24)		
		分 子 生 物 学		1				1 (24)		
		生 理 学		1				1 (24)		
		免 疫 学		1				1 (24)		
		微 生 物 学		1				1 (24)		
		分 子 細 胞 生 物 学		1				1 (24)		
		食 品 機 能 学 ★				1			1 (15)	
	生 物 系 薬 学 実 習		3				3 (90)			
	衛生薬学	薬 害・副 作 用 学			1			1 (15)		
		公 衆 衛 生 学			1			1 (24)		
		疫 学			1			1 (24)		
		衛 生 化 学			1			1 (24)		
		食 品 衛 生 学		1				1 (24)		
		栄 養 学			1			1 (24)		
		環 境 衛 生 学				1		1 (24)		
		分 子 毒 性 学				1		1 (24)		
		衛 生 試 験 法 各 論				1		1 (15)		
	衛 生 薬 学 実 習			3			3 (90)			
	薬理学	薬 理 学 総 論		1				1 (24)		
		末 梢 神 經 薬 理 学		1				1 (24)		
		中 枢 神 經 薬 理 学			1			1 (24)		
		化 学 療 法 学			1			1 (24)		
		免 疫 制 御 薬 学			1			1 (24)		
		分 子 標 的 薬 の 薬 理 学			1			1 (15)		
先 進 薬 理 学					1		1 (15)			
薬 理 学 実 習			3			3 (90)				
病態・治療学	循 環 器・血 液 病 態 治 療 学			1			1 (24)			
	腎 臓・生 殖 器 病 態 治 療 学			1			1 (24)			
	代 謝・内 分 泌 病 態 治 療 学			1			1 (24)			
	呼 吸・消 化 器 病 態 治 療 学			1			1 (24)			
	臨 床 薬 理 学			1			1 (15)			
	感 染 症 学				1		1 (24)			
	神 經 生 理 学 入 門		1				1 (24)			
	腫 瘍 薬 学				1		1 (24)			
	神 經 病 態 治 療 学			1			1 (24)			
	免 疫 疾 患 治 療 学				1		1 (24)			
	臨 床 病 態 学				1		1 (24)			
	老 年 薬 学				1		1 (15)			
薬剤・製剤学	製 剤 物 性 学		1				1 (24)			
	生 物 統 計 学		1				1 (15)			
	製 剤 化 の サ イ エ ン ス			1			1 (24)			
	薬 剤 学 I			1			1 (24)			
	薬 剤 学 II				1		1 (24)			
	薬 物 動 態 学			1			1 (24)			
	臨 床 薬 物 動 態 学				1		1 (24)			
	製 剤 設 計 学				1		1 (24)			
	薬 剤 設 計 学 概 論				1		1 (15)			
薬 剤・製 剤 学 実 習			3			3 (90)				

カリキュラム

薬学科

授業科目の名称		開講年次						単位数(時間数)		備考
		1	2	3	4	5	6	必修	選択	
専	臨床薬学	臨床薬学入門		1					1 (24)	選択科目から6単位以上を修得すること
		医薬品情報学				1			1 (24)	
		地域医療論			1				1 (24)	
		セルフメディケーション学			1				1 (15)	
		治験・調剤学			1				1 (24)	
		薬事関連法規				1			1 (24)	
		実践処方解析学				1			1 (24)	
		事前実習				4			4 (120)	
		薬学計算演習入門				1			1 (15)	
		病院実務実習					10		10 (450)	
薬局実務実習					10		10 (450)			
門	薬学アドバンスト教育	生体機能解析学Ⅱ					1		1 (15)	選択科目から4単位以上を修得すること
		薬品製造化学					1		1 (15)	
		ゲノム情報応用学					1		1 (15)	
		化学物質安全管理学					1		1 (15)	
		分子予防薬理学					1		1 (15)	
		慢性疾患薬物治療学					1		1 (15)	
		薬剤設計学					1		1 (15)	
		薬学計算演習実践				1			1 (15)	
		医療薬学演習Ⅰ			1				1 (24)	
		医療薬学演習Ⅱ			1				1 (24)	
野	特別演習	薬学総合演習基礎Ⅰ			2				2 (48)	選択科目から2単位以上を修得すること
		薬学総合演習基礎Ⅱ			2				2 (48)	
		薬学総合演習				2			2 (60)	
		薬学特別演習Ⅰ					2		2 (60)	
		薬学特別演習Ⅱ						3	3 (90)	
		薬学特別演習Ⅲ						3	3 (90)	
		卒業研究					10		10 (300)	
専門分野計		4	30	40	38	22	13	125 (3627)	22 (384)	
合計		67	35	41	40	22	13	157 (4251)	61 (1134)	

★医療薬膳師の受験資格を得るための選択科目

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野		専門分野		合計		総合計
必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
25	12	7	5	125	12	157	29	186以上

自由科目(卒業要件外科目)

授業科目の名称	開講年次						単位数(時間数)	備考
	1	2	3	4	5	6		
中医薬膳学★			2				2 (30)	医療薬膳師認定試験受験資格取得要件科目

※自由科目は卒業単位として認定されない。

看護学科

授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考		
		1	2	3	4	必 修	選 択			
基 礎 分 野	医療人 底力 教育	基礎知識 医療人の	いのちの倫理学	1				1 (15)	選択科目から6単位 以上を修得すること	
			医学の基礎入門	1				1 (15)		
			医療・福祉の変遷と制度	1				1 (15)		
			医療の倫理学	1						1 (15)
			臨床医学への招待	1				1 (15)		
		人々の生活と医療	1				1 (15)			
		技能と 資質 医療人の	医療人底力実践Ⅰ(学科プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践Ⅱ(体験プログラム)	1				1 (30)		
			医療人底力実践Ⅲ(データサイエンス)	1				1 (15)		
			医療人底力実践Ⅳ(他学科連携プログラム)		1			1 (15)		
	多職 種 連 携 教育	多職種連携の基礎		1			1 (30)			
		事例で学ぶ多職種連携			1			1 (30)		
		実践で学ぶ多職種連携				1		1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)	1					1 (30)		
		慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)		1				1 (30)		
	医療人の 教養と 常識	医学医療最近の進歩	1					1 (15)		
		食と健康	1					1 (15)		
		医療における安全と安心	1					1 (15)		
		東洋医学と統合医療	1					1 (15)		
		地域包括ケアと多職種連携	1					1 (15)		
		薬の役割・薬のできるまで	1					1 (15)		
		情報時代と医療	1					1 (15)		
		医療とコミュニケーション	1					1 (15)		
		人間と 文化と 社会	グローバルヘルスと日本	1					1 (15)	
			心と医療	1					1 (15)	
	法と医療		1					1 (15)		
	経済と医療		1					1 (15)		
	社会保障と医療		1					1 (15)		
	社会と病		1					1 (15)		
	国際理解		1					1 (15)		
	三重を学ぶ		1					1 (15)		
	ボランティアと災害支援		1					1 (15)		
	コミュニケーションの大切さ		1					1 (15)		
	健康 科学	憲法★		2				2 (30)		
		スポーツと健康★	1					1 (15)		
スポーツの科学★		1					1 (15)			
スポーツ科学実習		1				1 (30)				
コ ミ ュ ニ カ ー シ ョ ン 言葉と	英語Ⅰ★	1				1 (30)	選択科目から2単位 以上を修得すること			
	英語Ⅱ★	1				1 (30)				
	医療英語の基礎A		1					1 (30)		
	医療英語の基礎B		1					1 (30)		
	英語コミュニケーションA	1						1 (30)		
	英語コミュニケーションB	1						1 (30)		
	中国語Ⅰ	1						1 (30)		
	中国語Ⅱ	1						1 (30)		
科学的 思考の 基礎	誘(いざない) 自然科学への	1					1 (15)			
	数学の世界	1					1 (15)			
	物理学の世界	1					1 (15)			
	化学の世界	1					1 (15)			
	生物学の世界	1					1 (15)			
	統計学の初歩	1					1 (15)			
	環境科学	1					1 (15)			
	自然科学 の基礎	1					1 (15)			
生物学Ⅰ	2					2 (30)				
生物学Ⅱ	2					2 (30)				
情報リテラシー★	2					2 (30)				
基 礎 分 野 計	49	7	1	1	15 (315)	43 (795)				
専 門 基 礎 分 野	人体 疾病の 成り立ち と 回復の 促進	人体の形態・構造	2				2 (45)			
		人体の機能	2				2 (30)			
		病気の成り立ち	2				2 (30)			
		生活化	2				2 (30)			
		病態と治療Ⅰ		2			2 (30)			
		病態と治療Ⅱ		2			2 (30)			
		病態と治療Ⅲ		2			2 (30)			
		病態と治療Ⅳ		2			2 (30)			
基礎薬理学		1				1 (15)				
臨床薬理学			1			1 (15)				

カリキュラム

看護学科

授 業 科 目 の 名 称			開 講 年 次				単 位 数 (時 間 数)		備 考	
			1	2	3	4	必 修	選 択		
専門基礎分野	健康支援と 社会保障制度	栄 養 と 健 康	1				1 (15)			
		生 涯 発 達 論	1				1 (15)			
		人 間 関 係 ・ 家 族 関 係		1			1 (15)			
		保 健 医 療 福 祉 行 政 論 I			2		2 (30)			
		保 健 医 療 福 祉 行 政 論 II ☆※1)				1		1 (15)		
		保 健 情 報 統 計 学		2			2 (30)			
専 門	基 礎 分 野 計	10	12	5	1	25 (390)	3 (45)			
専門分野	基礎看護領域	看 護 学 概 論	2				2 (30)			
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1				1 (15)			
		生 活 援 助 技 術 論	3				3 (90)			
		看 護 体 験 実 習	1				1 (45)			
		看 護 展 開 論		1			1 (30)			
		診 療 援 助 技 術 論		3			3 (90)			
		フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト 論		1			1 (30)			
	臨床看護領域	成人看護学	基 礎 看 護 学 実 習		2			2 (90)		
			成 人 看 護 学 概 論		2			2 (30)		
			急 性 ・ リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 看 護 援 助 論			2		2 (45)		
			慢 性 ・ 緩 和 ケ ア 看 護 援 助 論		2			2 (45)		
			成 人 看 護 学 急 性 期 実 習			3		3 (135)		
		小児看護学	成 人 看 護 学 慢 性 期 ・ 緩 和 ケ ア 実 習			3		3 (135)		
			小 児 看 護 学 概 論		2			2 (30)		
			小 児 看 護 援 助 論		2			2 (45)		
			小 児 看 護 学 実 習			2		2 (90)		
			母性看護学	母 性 看 護 学 概 論		2			2 (30)	
	母 性 看 護 援 助 論			2			2 (45)			
	母 性 看 護 学 実 習				2		2 (90)			
	広域看護領域	老年看護学	老 年 看 護 学 概 論		2			2 (30)		
			老 年 看 護 援 助 論		2			2 (45)		
			老 年 看 護 学 実 習			3		3 (135)		
		精神看護学	精 神 看 護 学 概 論		2			2 (30)		
			精 神 看 護 援 助 論			2		2 (45)		
			精 神 看 護 学 実 習			2		2 (90)		
		在宅看護学	コ ミ ュ ニ テ ィ ケ ア 入 門	1				1 (15)		
			地 域 ・ 在 宅 看 護 学 概 論		2			2 (30)		
			地 域 ・ 在 宅 看 護 援 助 論			2		2 (45)		
	地 域 ・ 在 宅 看 護 学 実 習				3		3 (135)			
	公衆衛生看護学	公 衆 衛 生 看 護 学 概 論		2			2 (30)			
		公 衆 衛 生 看 護 管 理 論 ☆※1) ☆				1		1 (15)		
		公 衆 衛 生 看 護 活 動 展 開 論 ☆※1) ☆			3			3 (90)		
		公 衆 衛 生 看 護 学 実 習 ☆※1) ☆				5		5 (225)		
	統合領域	統合領域	看 護 の 統 合			2		2 (30)		
			看 護 倫 理 学			1		1 (15)		
			統 合 実 習				2		2 (90)	
			看 護 専 門 ゼ ミ ナ ー ル			1		1 (30)		
			卒 業 論 文				2		2 (60)	
			国 際 看 護 論			1		1 (15)		
			災 害 看 護 論				2		2 (30)	
			看 護 管 理				1		1 (15)	
			リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン と 看 護			1			1 (15)	選択科目から2単位以上を修得すること
終 末 期 患 者 と 家 族 の 看 護					1			1 (15)		
ウ イ メ ン ズ ヘ ル ス と 看 護					1			1 (15)		
子 ど も の 心 と け ら だ の 健 康					1			1 (15)		
精 神 障 が い 患 者 と 家 族 の 看 護					1			1 (15)		
認 知 症 の 人 と 家 族 の 看 護			1			1 (15)				
看 護 と ヘ ル ス プ ロ モ ー シ ョ ン ☆※2) ☆			1			1 (15)				
専 門 分 野 計	8	29	37	15	73 (2055)	16 (435)				
合 計	67	48	43	17	113 (2760)	62 (1275)				

★ 保健師資格取得後の養護教諭二種免許申請時に必要な科目

☆ 保健師国家試験受験資格取得に必要な科目

☆※1) 保健師国家試験受験資格取得に必要な科目 (保健師課程必須、看護師課程は選択不可)

☆※2) 保健師国家試験受験資格取得に必要な科目 (保健師課程必須、看護師課程も選択可能)

卒業必要単位数

基礎分野		専門基礎分野	専門分野		合計		総合計
必修	選択	必修	選択	必修	選択		
15	10	25	73	2	113	12	125以上

カリキュラム

## 2. 学籍について

### (1) 学籍について

#### ① 修業年限

保健衛生学部・医用工学部・看護学部の修業年限は4年です。卒業するためには最低4年間在学する必要があります。

薬学部の修業年限は6年です。卒業するためには最低6年間在学する必要があります。

編入学の本学における在学すべき年数は入学した年次により異なります。

#### ② 学位

所定の期間在学し、各学科所定の卒業に必要な単位を修得した学生は卒業となり、次の学位が与えられます。

学部名称	学科名称	学位の種類	学位名称
保健衛生学部	放射線技術科学科	学士	診療放射線学
	医療栄養学科	学士	栄養学
	臨床検査学科	学士	臨床検査学
	リハビリテーション学科		
	理学療法学専攻	学士	理学療法学
	作業療法学専攻	学士	作業療法学
	医療福祉学科		
	医療福祉学専攻	学士	医療福祉学
	臨床心理学専攻	学士	心理学
	鍼灸サイエンス学科	学士	鍼灸学
救急救命学科	学士	救急救命学	
医用工学部	臨床工学科	学士	臨床工学
	医療健康データサイエンス学科	学士	医療健康データサイエンス
薬学部	薬学	学士	薬学
看護学部	看護学	学士	看護学

#### ③ 学生番号

学生番号とは、学生それぞれの学籍を記号で表したものであり入学してから卒業するまで変わらないものです。試験を受けるとき、各種証明書の交付を受けるとき等必ず使用しなければならないものです。

学部名称	学科名称	学科略号	入学年度	個人番号(1番から)
保健衛生学部	放射線技術科学科	HR	24	001
	医療栄養学科	HN		
	臨床検査学科	HL		
	リハビリテーション学科	HT		
	医療福祉学科	HW		
	鍼灸サイエンス学科	HA		
	救急救命学科	HE		
医用工学部	臨床工学科	TC	24	001
	医療健康データサイエンス学科	TS		
薬学部	薬学	PP	24	001
看護学部	看護学	NN		

## (2) 学籍異動について

### ① 休学について

- a) 疾病その他やむを得ない理由により2ヶ月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができます。また、疾病のため修学することが適当でない認められる学生については、学長が休学を命ずることがあります。
- b) 休学期間は年度内の1年以内です。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがあります。休学期間の延長を希望する場合は、再度休学手続きが必要です。なお、病気の場合は、医師の診断書が必要です。
- c) 休学期間は通算して4年を超えることができません。
- d) 休学期間は学則に定める修業年限及び在学期間に含まれません。
- e) 休学の手続きは、所属の学科のクラス担任及び学科長に休学理由を話した上で、教務課または白子教務課で「休学願」を受け取り、必要事項を記入、捺印のうえ教務課または白子教務課に提出してください。
- f) 休学を許可され又は命ぜられた学生は、休学在籍料を授業料免除の当該学期から納入しなければなりません。詳細については、学費等納入規程P 161を確認してください。
- g) 納付した学費は返還しません。ただし、学費等納入規程に定めのある場合はこの限りではありません。

### ② 復学について

- a) 休学期間が過ぎると自動的に復学となります。この場合、復学手続の必要はありません。
- b) 休学期間の途中で復学したいときは、学長の許可を得て復学することができます。
- c) 前期又は後期中途において復学した学生は、復学した月からその期の期末までの授業料を、復学した月に納付してください。
- d) 納付した学費は返還しません。ただし、学費等納入規程に定めのある場合はこの限りではありません。

### ③ 留学について

- a) 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができます。
- b) 学長の許可を得て留学した期間は、修業年限及び在学期間に含まれます。
- c) 留学中に修得した単位は、教授会の議を経て60単位を限度として卒業要件の単位として認めることができます。ただし、本学の規程の適用を受けず、休学して留学した場合は、単位の認定はできません。

### ④ 退学について

- a) 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければなりません。
- b) 退学の手続きは、所属の学科クラス担任及び学科長に退学理由を話した上で、教務課または白子教務課で退学届を受け取り、必要事項を記入、捺印のうえ教務課または白子教務課に提出してください。また学生証も返還してください。
- c) 前期又は後期中途で退学した学生は、当該学期分の授業料は徴収します。ただし退学の許可又は除籍の決定が前期は5月末日、後期は11月末日までの場合は、当該学期の授業料の2分の1を免除します。
- d) 納付した学費は返還しません。ただし、学費等納入規程に定めのある場合はこの限りではありません。

### ⑤ 再入学について

- a) 退学前に所属した学科・専攻・学年に再入学を希望する場合は、教授会等の議を経て許可されることがあります。
- b) 再入学の手続きは、教務課または白子教務課で「再入学願」を受け取り、必要事項を記入し、健康診断書及び検定料を添えて、教務課または白子教務課に提出してください。ただし、志願できない場合もありますので、再入学に関する規程P 201を確認してください。

- c) 再入学の時期は、学期の始めとし、再入学年次のカリキュラムが適用されます。
  - d) 再入学を許可された学生の在学年限は、退学前の在学期間（1年未満の端数は切り捨てる）を合算し、同一学年において3年以内とします。
  - e) 学費は、再入学した年度の学費を納入してください。また、再入学初年度には、再入学科を納付してください。
  - f) 納付した学費は返還しません。ただし、学費等納入規程に定めのある場合はこの限りではありません。
- ⑥ 除籍について
- a) 学生が次のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。
    - ・納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
    - ・同一学科・専攻の同一学年における在学年限3年を超えた者
    - ・通算して4年間の休学期間を超えてなお修学できない者
    - ・長期間にわたり行方不明の者
  - b) 学費納入の督促を受けても納入しない場合は、除籍になります。
  - c) ただし、学費未納により除籍通知を受けた学生が、学費納入期限内に次の手続きを完了した場合は、教授会の議を経て学長が除籍を取り消します。
    - ・「除籍取消願」に事情を詳細に記入して教務課または白子教務課に提出
    - ・未納の学費を全額納入
  - d) 納付した学費は返還しません。ただし、学費等納入規程に定めのある場合はこの限りではありません。

### 3. 単位認定について

#### (1) 本学の授業科目の単位について

- ① 履修登録を行った授業科目の試験に合格すれば、所定の単位が与えられます。
- ② 他学部他学科履修の場合

学則第18条の規定に基づき学生は所属学科の科目を履修することを原則としますが、他学部又は他学科の授業科目を、所属学科の授業科目の代替科目として履修することを認めることがあります。代替科目の履修を許可され、試験に合格した修得単位は、卒業要件に加えられます。

- ③ 自己の研鑽を目的とした他学部他学科履修の場合

学則第23条第2項のとおり、履修を許可されて試験に合格した修得単位は、選択科目として取り扱うことができます。ただし、修得単位を卒業要件に加えることはできません。

#### (2) 入学以前に大学等で修得した単位等の認定について

- ① 大学（外国の大学を含む）又は短期大学を卒業、又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生が他大学で修得した単位を、教育上有益と認めるときは、入学時に本学において修得した単位として認定することがあります。
- ② 前項の単位の認定は、(3) ①項と合わせて60単位迄です。ただし、修業年限の短縮を行うことはできません。
- ③ 認定単位数が多く該当年次に履修できる科目が少なくなったとしても、上位学年に配当されている科目の履修を行うことはできません。
- ④ 編入学を許可された学生が、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱いは、教授会の議を経て学長が決定します。

### (3) 本学在学中に他大学等で修得した単位等の認定について

- ① 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む）と協議して、他大学の授業科目の履修を認めることがあります。
- ② 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教授会の議を経て（2）①項と合わせて60単位を限度とし、卒業要件となる単位として認めることがあります。

### (4) 入学（編入学含）前に本学の科目等履修生で修得した単位について

- ① 本学への入学又は編入学前に、科目等履修生として修得した単位は、本学入学後も有効な単位として取り扱います。原則として、その取り扱い単位数に上限はありません。
- ② カリキュラム変更などにより、単位修得済みの科目がカリキュラムから除外されている場合は、その科目の単位を卒業に必要な単位に算入することはできません。

### (5) TOEIC及び実用英語技能検定の単位認定

TOEIC及び実用英語技能検定の成績結果を、以下の基準に基づき、全ての英語関連必修科目（英語I・II、英語コミュニケーションA・B）の単位として認定します。希望する学生は、教務課または白子教務課にて手続きを行ってください。

1. TOEIC 650点以上 または、実用英語技能検定準1級で1単位を認定
2. TOEIC 750点以上 または、実用英語技能検定1級で2単位を認定

尚、TOEICについては、本学入学前1年以内の公開テストと、入学後のIP（学内）テスト・公開テストが対象となります。

手続方法

申請期限：各期の履修登録変更期間終了日まで

申請先：教務課または白子教務課

必要書類：単位認定申請書

スコア等を証明する書類（コピー不可）

学生証

注意事項

- ・同じ申請資格で2回申請できません。
- ・通算して2単位を超えて認定できません。
- ・認定された場合、認定科目となり、「認定」評価として、秀優良可を付けずGPAにも反映されません。

## 4. 履修について

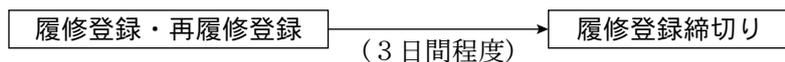
### (1) 履修登録とは

- ① 履修を希望する科目については所定の期間内に履修登録を行わなければなりません。
- ② 履修を行わない場合、その学期における履修の権利を放棄したものとみなされます。
- ③ 履修登録されていない科目については、受講のうえ試験に合格しても単位は与えられません。
- ④ 「シラバス」「学生要覧」などをよく読んで、各自履修科目を決めてください。
- ⑤ 不明な点については、教務課または白子教務課及び担任まで相談してください。

## (2) 登録上の注意点

- ① 学科によっては、科目の履修について要件が定められています。それぞれ履修要件を満たしていなければ履修登録できません。(P 94 (5) 科目ごとの履修条件 参照)
- ② 学科によって、進級・卒業要件が定められています。それぞれの要件を満たしていなければ進級・卒業できません。
- ③ 所属学年よりも上位学年の科目履修は認められません。ただし、進級判定会議で次学年に進級できなかった学生(以下、「過年度生」という)には、上位学年科目の履修を認める制度もあります。(P 99 (6) 上位学年科目受講 参照)
- ④ 前年度不合格であった科目を履修することを再履修と言います。再履修科目と、所属学年に配当されている科目の授業時間が重複している場合は、必修科目を優先させてください。なお両科目とも必修科目の場合は、低学年の再履修科目を履修登録してください。二重申請(同一時間割枠に2科目の履修登録を行うこと)は認められません。そのため所属学年に開講されている科目は、その学年で履修登録し修得してください。時間割が重複して履修できない科目が進級要件に含まれる場合、進級できなくなります。
- ⑤ 再履修科目が前年度と開講期が異なる場合は、今年度が開講される期で登録してください。

## (3) 履修登録の流れ



正式な期間は別途案内します。

## (4) 履修登録単位数の上限

期間ごとに履修登録できる単位数の上限が定められています。各学科・専攻の上限は下表のとおりですので、各自注意のうえ履修してください。なお、通算GPAが3.0以上ある学生は、この上限を超えて履修することができます。

学 科	期間	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	5・6年次生
放射線技術科学科	年間	49	49	33	17	—
医療栄養学科	年間	49	49	49	25	—
臨床検査学科	年間	49	36	57	20	—
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	年間	48	40	30	30	—
リハビリテーション学科 作業療法学専攻	年間	49	40	30	35	—
医療福祉学科 医療福祉学専攻	年間	49	49	42	26	—
医療福祉学科 臨床心理学専攻	年間	49	49	47	21	—
鍼灸サイエンス学科	年間	49	49	49	30	—
救急救命学科	年間	49	45	40	18	—
臨床工学科	年間	49	49	49	30	—
医療健康データサイエンス学科	年間	49	49	48	33	—
薬 学 科	年間	49	50	40	50	35
看 護 学 科	年間	48	48	39	17	—

再履修科目、資格取得に係る選択科目、リメディアル科目は除く

## (5) 科目ごとの履修条件

次の学科の科目の履修については、履修要件が定められています。それぞれの科目履修要件を満たしていなければ履修登録できませんので注意してください。

### 放射線技術科学科

- a) 「医療画像情報学実習」(2年・必修)
  - ・「医療画像情報学Ⅰ」を修得又は修得見込みであること。
- b) 「放射線安全管理学実習」(3年・必修)
  - ・「放射線安全管理学」を修得又は修得見込みであること。
- c) 「臨床実習Ⅰ」(3年・必修)
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生としての品位を損なうような行ないないこと。
  - ・「画像診断学」「実践臨床画像学実習Ⅰ」「実践臨床画像学実習Ⅱ」「放射線安全管理学実習」を修得又は修得見込みであること。
  - ・3年秋期までに開講される専門基礎及び専門分野科目について、「臨床実習Ⅰ」開始までに全て修得又は修得見込みであること。
- d) 「臨床実習Ⅱ」(4年・必修)
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生としての品位を損なうような行ないないこと。
  - ・「臨床実習Ⅰ」を修得又は修得見込みであること。

### 医療栄養学科

#### 「臨地実習Ⅰ（給食の運営）～Ⅲ」

- ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・「総合演習Ⅰ」を修得又は修得見込みであること。
  - ・アチーブメントテストに合格していること。
- a) 「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」(3年・必修)
    - ・「給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ給食経営管理論実習」を修得又は修得見込みであること。
  - b) 「臨地実習Ⅱ」(3年・必修)
    - ・「臨床栄養学Ⅰ～Ⅳ、臨床栄養学実習」を修得又は修得見込みであること。
  - c) 「臨地実習Ⅲ」(4年・必修)
    - ・「公衆栄養学Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学実習」を修得又は修得見込みであること。

### 臨床検査学科

- a) 「臨地実習」(3年・必修)
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・「血液検査学実習、病理検査学実習（細胞診を含む）、臨床化学実習、微生物検査学実習、免疫検

査学実習、画像生理検査学実習、生理機能検査学実習、臨床検査学総論実習（医動物を含む）、医療安全管理学実習、技能修得到達度評価実習、輸血・移植検査学実習」を修得又は修得見込みであること。

#### リハビリテーション学科 理学療法学専攻

- a) 「初期臨床実習」（2年・必修）
  - ・進級以降、休学せず在学していること。
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生としての品位を損なうような行ないないこと。
- b) 「臨床評価実習」（3年・必修）
  - ・「初期臨床実習」（2年・必修）の履修要件。
  - ・3年前期に開講される専門基礎及び専門分野科目について、「臨床評価実習」開始までに全て修得可能と判断されること。
- c) 「卒業研究の基礎」（3年・必修）
  - ・「臨床評価実習」（3年・必修）終了時点で同実習が合格できると判断されること。

#### リハビリテーション学科 作業療法学専攻

- a) 「臨床実習Ⅰ」（2年・必修）
  - ・進級以降、休学せず在学していること。
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生としての品位を損なうような行ないないこと。
- b) 「臨床実習Ⅱ」（3年・必修）
  - ・臨床実習Ⅰ（2年・必修）の履修要件。
  - ・3年前期に開講される専門基礎及び専門分野科目について、「臨床実習Ⅱ」開始までに全て修得可能と判断されること。
- c) 「臨床実習Ⅲ，Ⅳ」（4年・必修）
  - ・臨床実習Ⅱ（3年・必修）の履修要件。
  - ・3年後期に開講される専門基礎及び専門分野科目について「臨床実習Ⅲ，Ⅳ」開始までに全て修得可能と判断されること。

#### 医療福祉学科 医療福祉学専攻

実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。

ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。

- a) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」（2年・前期選択）
  - ・1年次開講の社会福祉士養成に関わる指定科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。
- b) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」（2年・後期選択）
  - ・「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク演習」を修得していること。
  - ・2年次前期までに開講の社会福祉士養成に関わる指定科目のうち未修得科目が3科目以内であること。
- c) 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」（2年・後期選択）
  - ・「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク演習」を修得していること。
  - ・2年次後期までに開講の社会福祉士養成に関わる指定科目のうち、未修得科目（見込み含む）が

3科目以内であること。

d) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」(3年・前期選択)

- ・「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を修得していること。
- ・2年次までに開講の社会福祉士養成に関わる指定科目のうち未修得科目が3科目以内であること。

e) 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」(3年・前期選択)

- ・専門基礎分野と専門分野のうち、2年次までに開講される必修科目を修得していること。
- ・「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」を修得又は修得見込みであること。

f) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ」(3年・後期選択)

- ・「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を修得又は修得見込みであること。

※「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」は6科目を一組として進められる学習である。そのため、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の再履修は可能であるが、「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ」のみの再履修は原則として認められない。

※上記の6科目は実習科目であるため、履修中の欠席・遅刻の取扱いについては特別ルールが適用されることに注意すること(シラバスを参照)。

※編入生及び転科生については、上記の規定に限らず、その都度状況に応じて対応する。

※また、上記b) c) d) e) f) に関して医師の診断書の提出があるなど「特別な事情」がある場合は、その都度検討する。

g) 「ソーシャルワーク実習(精神)」(3年・後期選択)

- ・「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を修得していること。
- ・「ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅱ」を修得又は修得見込みであること。
- ・欠席については上記ソーシャルワーク実習指導に関わる規定に準ずる。

h) 「ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅲ」(4年・前期選択)

- ・「ソーシャルワーク実習(精神)」を修得又は修得見込みであること。

※編入生及び転科生については、その都度状況に応じて対応する。

#### 医療福祉学科 臨床心理学専攻

a) 「心理学実験」(2年・必修)

- ・上記科目を履修するには、「心理学統計法」(2年・必修)を修得済あるいは履修中であること。

b) 「心理実習Ⅰ」(2年・必修)

- ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。

c) 「心理実習Ⅱ」(3年・選択)

- ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。  
「心理実習Ⅰ」を修得済あるいは履修中であること。

d) 「心理実習Ⅲ」(4年・選択)

- ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。  
「心理実習Ⅱ」を修得済あるいは履修中であること。

※上記科目については、履修中の欠席・遅刻の扱いに特別ルールが適用されることに注意すること。

※編入生については、その都度検討する。但し、上記b), c), d) に関して、医師の診断書の提出がある場合など「特別な事情」がある場合は、その都度検討する。

### 鍼灸サイエンス学科

- ・臨床実習について、実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。

### 救急救命学科

- a) 応急処置実習（1年・必修）  
「解剖学」、「微生物学」、「健康安全実習」を修得していること。
  - ・倫理観（社会的に守るべき規範や秩序に基づいた行動）を持たないものは本実習に参加できない場合がある。
- b) 特定行為実習（2年・必修）  
「生理学」、「病院前救急医療学概論」、「応急処置実習」を修得していること。
  - ・倫理観（社会的に守るべき規範や秩序に基づいた行動）を持たないものは本実習に参加できない場合がある。
- c) 救急救命処置実習（2年・必修）  
「救急救命処置学概論Ⅰ」、「特定行為実習」を修得していること。
  - ・倫理観（社会的に守るべき規範や秩序に基づいた行動）を持たないものは本実習に参加できない場合がある。
- d) 救急用自動車同乗実習（3年・必修）  
「疾病救急医学Ⅰ」、「疾病救急医学Ⅱ」、「外傷救急医学」、「救急救命処置学概論Ⅱ」、「救急救命処置実習」を修得していること。
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生として品位を損なうような行為がないこと。
  - ・倫理観（社会的に守るべき規範や秩序に基づいた行動）を持たないものは本実習に参加できない場合がある。
- e) 臨床実習（3年・必修）  
「疾病救急医学Ⅰ」、「疾病救急医学Ⅱ」、「外傷救急医学」、「救急救命処置学概論Ⅱ」、「救急救命処置実習」を修得していること。
  - ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生として品位を損なうような行為がないこと。
  - ・倫理観（社会的に守るべき規範や秩序に基づいた行動）を持たないものは本実習に参加できない場合がある。

### 臨床工学科

- a) 「臨床実習」（4年・必修）
  1. 実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  2. 学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、処分が確定するまで臨床実習履修資格を保留とする。
  3. 上記第2項の者は、処分の内容によっては、臨床実習を受けられないことがある。

### 薬学科

- a) 「言葉とコミュニケーション」（1年・選択）  
薬学部では「英語コミュニケーションA」、「英語コミュニケーションB」を選択することを強く推奨する。

- b) 「化学基礎Ⅰ」を修得していること（1年・選択）。  
ただし、「化学基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「化学基礎Ⅱ」を修得していること。
- c) 「生物学基礎Ⅰ」を修得していること（1年・選択）。  
ただし、「生物学基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「生物学基礎Ⅱ」を修得していること。
- d) 「化学計算基礎Ⅰ」を修得していること（1年・選択）。  
ただし、「化学計算基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「化学計算基礎Ⅱ」を修得していること。
- e) 「薬学総合演習基礎Ⅰ」を修得していること（3年・選択）。  
ただし、「薬学総合演習基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「薬学総合演習基礎Ⅱ」を修得していること。
- f) 「薬局実務実習」、「病院実務実習」（5年・必修）
- ・実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。
  - ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。
  - ・学生としての品位を損なうような行為がないこと。

## 看護学科

臨地実習について、実習に参加し、必要な教育課程を履修できる心身の健康状態であること。  
ただし、学生の求めにより合理的配慮を行うことがある。

- a) 「看護体験実習」（1年・必修）  
「看護学概論」、「コミュニケーション論」を修得していること。  
「生活援助技術論」を修得見込みであること。
- b) 「基礎看護学実習」（2年・必修）  
「生活援助技術論」、「看護体験実習」、「看護展開論」、「診療援助技術論」を修得していること。
- c) 「成人看護学急性期実習」（3年・必修）  
「急性・リハビリテーション看護援助論」を修得していること。
- d) 「成人看護学慢性期・緩和ケア実習」（3年・必修）  
「慢性・緩和ケア看護援助論」を修得していること。
- e) 「精神看護学実習」（3年・必修）  
「精神看護援助論」を修得していること。
- f) 「地域・在宅看護学実習」（3年・必修）  
「地域・在宅看護援助論」を修得していること。
- g) 「公衆衛生看護学実習」（4年・選択）
- ・「公衆衛生・疫学」「保健医療福祉行政論Ⅰ」、「公衆衛生看護活動展開論」、「公衆衛生看護管理論」、「看護とヘルスプロモーション」を修得していること。
  - ・「公衆衛生看護管理論」を修得見込みであること。
  - ・「成人看護学急性期実習」、「成人看護学慢性期・緩和ケア実習」、「小児看護学実習」、「母性看護学実習」、「老年看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」を修得していること。
- h) 「統合実習」（4年・必修）  
「成人看護学急性期実習」、「成人看護学慢性期・緩和ケア実習」、「小児看護学実習」、「母性看護学実習」、「老年看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」のうち6科目以上を修得していること。
- i) 「看護の統合」（4年・必修）  
「統合実習」を修得していること。
- j) 「卒業論文」（4年・必修）  
「看護の統合」、「統合実習」を修得見込みであること。

## (6) 上位学年科目受講

過年度生に対して、所属年次よりも上位学年に配当されている科目を履修できる制度があります。上位学年科目を受講しようとする学生は、各学科「別途資料」をもとに所属学科長・担任に相談の上、上位学年科目を履修登録してください。

履修登録については、「上位学年受講許可願」を期日までに教務課または白子教務課へ提出してください。各学科における上位学年科目の履修制限は次のとおりです。

### 放射線技術科学科、リハビリテーション学科

前・後期それぞれ講義科目数の2分の1以下とする。実験実習科目は認められない。

### 医療栄養学科

以下の科目のうち、1学年上位にあたる科目の受講を認める。

「医療英語の基礎A」「医療英語の基礎B」「臨床検査医学総論」「免疫学」「薬理学」「チーム医療」

### 臨床検査学科、医療福祉学科、救急救命学科、臨床工学科、医療健康データサイエンス学科、薬学科、看護学科

前・後期それぞれ5科目以下とする。実験・実習科目の履修は認められない。

### 鍼灸サイエンス学科

前・後期実験実習科目も含めそれぞれ5科目以下とする。

## (7) 留年生の修得済み科目の繰返し履修制度について

留年生（留年時に限る）は許可を得て修得済み科目（一度履修して合格した科目）を繰返し履修することができます。この繰返し履修によって得た評価がすでに修得した評価を上回った場合、新しい評価に置き換えられGPAに算入されます。ただし、成績への反映は年度末になります。なお、医療人底力実践科目、実験・実習科目及び抽選科目は繰返し履修制度の対象科目から除外します。

本制度を希望する場合は、所属学科長の許可を得て、所定の履修申請書を期日までに教務課または白子教務課へ提出してください。なお、履修登録単位数の上限を超えることはできませんので注意してください。履修に当たっては各学科の指導に従ってください。

## (8) キャンパス間移動を伴う学生の履修に関する教務委員会申し合わせ

### 1. 趣旨：

再履修等で千代崎キャンパスと白子キャンパス間の同一日内での移動を伴う履修の場合、交通事故等の危険回避の観点から、移動は原則認めないこととするが、以下の場合における履修制限について申し合わせる。

### 2. 特例として履修が認められる場合：

(1) キャンパス間の移動に1時限以上空いている場合

(2) 前号以外で履修をしないと進級または卒業要件に抵触し、他に回避する方法がないと判断された科目について、事前にキャンパス間移動に係る授業担当教員及び所属学科長の了承を得た場合

### 3. 改廃：

この申し合わせは、教務委員会において改廃する。

### 4. 施行日：

この申し合わせは、平成27年10月27日に制定し、施行する。

なお、この申し合わせは該当する学生に必要なが生じた場合に伝えることとする。

## 5. 試験・成績について

### (1) 定期試験

#### ① 定期試験の定義

定期試験は、単位を認定するための評価試験（レポート等で代替することがあります）のことで、春・夏・前期末及び秋・冬・後期末に各1回の定期試験を行います。

#### ② 試験当日に受験できなかった場合は不合格となり、再試験も受験できません。

ただし、欠席理由によっては追試験受験許可申請ができます。（2）追試験を参照してください。

#### ③ 単位の認定

単位の認定は、定期試験実施後、授業担当者の評価方法により判定されます。なお、レポート評価試験の場合、盗用・剽窃が発覚した際は単位が認定されない場合があります。

#### ④ 受験資格

原則、出席数が授業数の3分の2以上であること。ただし、シラバスの科目担当教員の指示がある場合はそちらが優先されますので確認すること。出席数が足りない場合、受験資格を失い成績評価されません。したがって不合格となり、その授業科目の単位修得を希望する場合、次年度に改めて履修しなければなりません。

#### ⑤ 定期試験実施期間

定期試験は、春期は概ね5月、夏期及び前期は概ね7月、秋期は概ね10月、冬期及び後期は概ね1月に実施します。定期試験実施期間については、学科によって異なります。学科の指示に従ってください。

#### ⑥ 定期試験受験に関する掲示

前期及び後期定期試験の試験時間割（実施科目、日程、方法など）は、概ね1週間前に連絡します。実施日時、教室等をよく確認してください。

#### ⑦ 成績評価

a) 定期試験の成績及び平常の学習態度等によって評価されます。ただし、演習、実技、実験・実習等は、平常の学習態度により評価を行う場合があります。

b) 評価は次のとおりで秀・優・良・可が合格です。なお、他大学等での修得済単位の場合は認定となります。（「認」と表示される）

なお、留年生の繰返し履修を除き、一度履修して合格した科目の成績評価は変更できません。

c) 「不合格」評価については、学科によって再履修の内容が異なりますので、学科の指示に従ってください。

d) 「履修取消」評価について、履修登録期間以外での「履修取消」は原則認められませんが、履修登録をした後で休学になった場合、該当学期の履修を取消し、履修登録をした授業科目（通年科目を含む）については、成績には「取消」として評価が付きます。

ただし、授業が開始されていない科目については履修登録を削除するものとし、成績にも表示されません。

成績評価		点数
合格	秀	100～90
	優	89～80
	良	79～70
	可	69～60
不合格	不可	59～0
	放棄、欠席	—
履修取消	取消	—
他大学等の単位認定	認	—

⑧ 不合格科目

不合格となった科目は次年度に再履修することができます。再履修方法は学科によって異なりますので、学科の指示に従ってください。

⑨ 成績通知

次学期の開始までにA-Portalにて発表します。

⑩ 成績に関する質問

成績に関する質問は、成績発表日から、春期分は8月末、夏・前期分は10月末日までに、秋期分は1月末、冬・後期分は4月末日までに「成績問合わせ」用紙に質問事項を書いて教務課または白子教務課に提出してください。それ以降の質問は受け付けません。

(2) 追試験

① 追試験の定義

追試験とは、定期試験受験資格のある学生が病気、事故、その他正当な理由で定期試験を受験することができなかつた場合に、一定の期間内に実施する試験です。

② 追試験受験許可願の提出

前項の事由により追試験を願い出る学生は、「追試験受験許可願（試験欠席届）」を、教務課または白子教務課に提出してください。「追試験受験許可願（試験欠席届）」は教務課または白子教務課にあります。

③ 追試験受験許可願（試験欠席届）の理由に関して

追試験受験許可願を提出するときは、その理由が病気による場合は医師の診断書（疾病名、療養期間の記載必要）を、その他の理由による場合は、それを証明する書類を添付してください。

④ 追試験受験許可

追試験受験の事由が公欠にあたるもの、または正当であると認められた場合に限り、学長が受験を許可します。（P 113 9. 公欠についてを参照）

なお、追試験の正当事由として認められるのは次の場合です。

- ・病欠（欠席した試験当日の状況説明のある診断書が必要）
- ・交通事故（事故証明書が必要）
- ・通信障害等で試験が受験できなかった。（該当する試験時間内に、大学関係者に連絡が必要）
- ・その他正当と認めた場合

⑤ 追試験受験許可（本人の不注意によるもの）

以下の欠席理由は、学長が認めた場合に限り、受験を許可します。ただし、一科目につき一回までの申請とします。

- ・本人の不注意による30分以上の遅刻または欠席。
- ・自家用車・バイク・自転車の故障及び交通渋滞による事由。
- ・体調不良で試験を欠席したが、病院に行っていない。
- ・授業時と曜日・時限が変更されていたので、試験が受験できなかった。
- ・通信障害等で試験が受験できず、該当する科目の試験時間内に、大学関係者に連絡ができなかった。

⑥ 追試験実施時期

追試験は、A-Portalにて別途案内します。

⑦ 追試験受験に関する連絡

追試験許可者及び追試験の実施科目、日程、方法などの連絡は、A-Portalによって行います。

⑧ 追試験受験手続

追試験の受験を許可された学生に「追試験受験許可証」を交付しますので、教務課または白子教務課まで取りに来てください。「追試験受験許可証」の交付期間はA-Portalで連絡します。

⑨ 追試験受験手数料

1科目1,000円です。ただし、⑤追試験受験許可（本人の不注意によるもの）の対象者については、1科目2,000円です。本学の証紙販売機（事務局内）で証紙を購入し、受験許可証に貼付してください。なお、公欠との重複で追試験が認められた場合は、徴収いたしませんので証紙は不要です。

⑩ 追試験受験時の手順など

- a) 試験時に「追試験受験許可証」を試験監督者に提出してください。
- b) レポート試験の場合は、レポートに「追試験受験許可証」を添付して、科目の担当教員に提出してください。
- c) 受験許可証が無い場合、受験することができません。（レポートの場合は無効となります。）

⑪ 追試験の結果

各科目の評価は定期試験に準じます。ただし、⑤追試験受験許可（本人の不注意によるもの）の対象者で、合格した場合の評価は可になります。

⑫ 注意事項

追試験は1回限りとします。よって追試験を欠席した場合（公欠を除く）、その科目の単位は認定されません。追試験不合格者は、再試験を受験することができます。

(3) 再試験

① 再試験の定義

再試験とは、定期試験受験資格のある学生が試験を受験し、合格点に達しなかった学生に対して、一定の期間内に実施する試験です。

② 再試験実施期間

再試験は、A-Portalにて別途案内します。

③ 再試験受験に関する連絡

再試験該当者及び再試験の実施科目、日程、方法などの連絡は、A-Portalによって行います。

④ 再試験受験手続

再試験に該当している学生に「再試験受験票」を交付しますので、教務課または白子教務課まで取りに来てください。「再試験受験票」の交付は、決められた期間中に受けてください。

⑤ 再試験受験手数料

1科目2,000円です。本学の証紙販売機（事務局内）で証紙を購入し、再試験受験票に貼付してください。

⑥ 再試験受験時の手順など

- a) 試験時に「再試験受験票」を試験監督者に提出してください。
- b) レポート試験の場合は、レポートに「再試験受験票」を添付して、科目の担当教員に提出してください。
- c) 再試験受験票が無い場合、受験することができません。（レポートの場合は無効となります。）

⑦ 再試験の結果

再試験で合格した場合、評価は可になります。

## ⑧ 注意事項

- a) 再試験が実施されない科目を学科が指定している場合があります。※シラバスを確認してください。
- b) 再試験は1回限りとします。よって再試験を欠席した場合（公欠を除く）、その科目の単位は認定されません。ただし、各学科・専攻の教育質保証委員会の判断により、再度科目指導を実施したうえで、試験等を行うことがあり、合格した場合は、単位が認定されます。

## (4) 受験の心得

学生は、すべての試験において次の事項を守らなければなりません。

- ① 試験会場においては、すべて監督者の指示に従ってください。監督者の指示に従わず、受験態度不良の者には受験を中止させる場合があります。
- ② 試験会場において、一切の私語、カンニング等の不正受験行為は絶対行ってはなりません。また、不正行為と疑われるような行為も絶対行ってはなりません。万一行った場合は、学則および「不正受験行為者の処分・指導に関する内規」P 178に従い、厳しく処分されます。

※処分の一例

- ・当該学期の全試験科目の成績を全て無効とする。
  - ・掲示板に学生番号、不正行為の内容、及び処分の内容を掲示する。
  - ・奨学金対象者は受給資格を失う。
- ③ 学生証は、必ず机の上の見やすい位置に置いてください。万一忘れた場合は学生課または白子学生・就職課に願い出て、仮学生証の交付を受けてください。(手数料：1,000円)
  - ④ 認められた物品以外の持ち込みをしてはなりません。
    - ・筆記用具以外の持ち物はカバンに収納してください。
    - ・携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ（腕時計型コンピュータ）の各種機器については、試験監督の指示に従って一旦机の上に置き、その後電源をOFFにし、カバンに収納してください。この指示に従わず、試験中に先述の機器が見つかった場合は不正受験行為と見なします。
    - ・服のポケット等にもプリント、携帯等を入れておいてはなりません。
    - ・机の中には何も入れてはなりません。※疑われるような行為は処分の対象となります。

受験者がカンニングペーパー又はこれらに類するものを鞆の外に出しておくことも不正受験行為と見なされます。カンニングペーパー等を「見た」「見ない」が問題ではなく、試験中周辺に所持していた行為が処分の対象となります。
  - ⑤ 携帯電話を時計機能、電卓機能として使用することは認められません。

各自腕時計など（アラーム機能停止）を用意してください。ただし、腕から外し机の上に置いてください。
  - ⑥ 試験開始後、30分を経過した遅刻者は入室できません。
  - ⑦ 試験開始後、30分を経過するまでは退室できません。
  - ⑧ 上記以外に学科の指示がある場合には、それにも従ってください。

## (5) 不正受験行為

試験に際し不正受験行為を行った場合は、別に規定する「不正受験行為者の処分・指導に関する内規」（P 178参照）により処分されます。処分によっては、進級できない場合があります。

処分は保護者にも通知されます。悪質なものは、学則第38条によって懲戒されます。

## 再試験と追試験の違い

### 再試験とは

定期試験または追試験を受験した結果、不合格だった学生が、受験できる試験です。

### 追試験とは

定期試験を病気等で受験できなかった学生が、「追試験受験許可願」を提出した上、学長に認められた場合、受験できる試験です。

## (6) GPA制度について

本学では、平成23年度入学生からGPA制度を導入しています。本学が導入するGPAの算出式は下記に示すとおりです。

5段階の成績評価をもとに、GPA (Grade Point Average) を算出し、客観的に表示することで学習の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、個人の学習意欲を向上させることを目的としています。

また、5段階評価やGPA制度は、外国の多くの大学が採用しており、国際化に対応した成績評価方法です。これからは、留学や大学院進学等を希望する場合に必要な制度と考えられます。

成績評価	評価点	GP
秀	90点以上	4.0
優	89～80点	3.0
良	79～70点	2.0
可	69～60点	1.0
不可、放棄、欠席	60点未満	0
取消	—	—
※1 認	—	—

※1 他大学等での修得済み単位が認定されたもの

### 【GPAの算出方法】

$$4.0 \times \text{単位数} + 3.0 \times \text{単位数} + 2.0 \times \text{単位数} + 1.0 \times \text{単位数}$$

履修登録をした単位数の総数

なお、「不可」「放棄」「欠席」となった場合、GPがカウントされるため、GPAを下げることになります。したがって、履修登録した科目を放棄する可能性がある場合は、登録期間内に削除するように注意してください。

取消または他大学等での修得済み単位が認定された「認」については、GPAには加算されません。

## (7) 学修指導について

GPA制度に基づく学修指導を下記の要領で行います。各学科の指導の時期と対象学生と判断する基準は学科別に下表のとおり決められています。注意してください。

なお、各種指導等（補習や面談等）の詳細については、各学科より対象学生に直接連絡がありますので、指示に従ってください。また、学科により下記以外に個別指導を行う場合があります。

学 科	指導の時期 学年（月）	指導の時期までの基準	
		通算GPA	その他
放射線技術科学科	全学年（9～10月）	2.0未満	—
医療栄養学科	2年（9～10月）	2.0未満	—
臨床検査学科	2年（9～10月）	2.0未満	—
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	全学年（11月）	2.0未満	—
作業療法学専攻	全学年（11月）	2.0未満	—
医療福祉学科			
医療福祉学専攻	2年（2～3月）	2.0未満	進級要件該当者
臨床心理学専攻	全学年 （9～10月／2～3月）	2.0未満	進級要件該当者
鍼灸サイエンス学科	全学年 （9月／2～3月）	1.5未満	未修得科目2科目
救急救命学科	2年（9～10月）	2.0未満	—
臨床工学科	2年（10～12月）	1.5以下	学科の判断により対象学生が加 わることがある。
医療健康データサイエンス学科	2年（3月）	1.5未満	—
薬学科	3年（11～12月）	2.0未満	—
看護学科	全学年（3月）	2.0未満	—

#### （8）退学勧告について

毎年3月の後期成績が確定した時点における通算GPAが0.75未満であり、かつ成業の見込みがないと認められる学生には各学科長から退学勧告をする場合があります。

ただし、退学勧告では、退学するか否かは本人の意思が尊重されます。また、退学した場合も改めて修学する意欲が生じたときには、本学学則第16条の規定により再入学が認められる場合があります。

## 6. 進級要件・卒業要件について

### 進級の要件

進級の要件は、各学科内規（P 181）が設けられています。進級判定は、それらの各要件に基づいて教授会の議を経て学長が決定します。

ただし、休学した場合、原則として進級できません。

未修得科目があるまま進級した場合、進級後の学年での開講科目と未修得科目の開講時間が重なる場合があります。その場合は、下位学年の未修得科目から履修してください。重複し履修できなかった科目が要件に係る場合、進級できません。

各学科の進級要件は「鈴鹿医療科学大学進級要件内規」P 181を参照してください。

なお、編入生・転学部等生については、この限りではありません。

### 卒業の要件

学則第27条、第35条及び以下のとおり、単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定します。

「鈴鹿医療科学大学学則」はP 139を参照してください。

## 各学科の卒業要件

### 保健衛生学部

#### 放射線技術科学科（126単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	17	7
専門基礎分野	35	—
専門分野	67	—
合計	126	

#### 医療栄養学科（129単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	21	8
専門分野	99	1
合計	129	

#### 臨床検査学科（132単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	20	9
専門分野	101	2
合計	132	

#### リハビリテーション学科 理学療法学専攻（125単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	12	13
専門基礎分野	32	—
専門分野	68	—
合計	125	

#### リハビリテーション学科 作業療法学専攻（125単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	11	17
専門基礎分野	33	—
専門分野	64	—
合計	125	

#### 医療福祉学科 医療福祉学専攻（124単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	10	11
専門基礎分野	28	12
専門分野	18	45
合計	124	

#### 医療福祉学科 臨床心理学専攻（124単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	10	11
専門基礎分野	42	16
専門分野	39	6
合計	124	

## 鍼灸サイエンス学科（125単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	11	8
専門基礎分野	37	—
専門分野	63	6
合計	125	

## 救急救命学科（126単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	12	12
専門基礎分野	24	—
専門分野	78	—
合計	126	

## 医用工学部

## 臨床工学科（134単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	16	6
専門基礎分野	52	1
専門分野	59	—
合計	134	

## 医療健康データサイエンス学科（124単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	9	13
専門基礎分野	17	—
専門分野	54	31
合計	124	

## 薬学部

## 薬学科（186単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	25	12
専門基礎分野	7	5
専門分野	125	12
合計	186	

## 看護学部

## 看護学科（125単位以上）

科目区分	必修	選択
基礎分野	15	10
専門基礎分野	25	—
専門分野	73	2
合計	125	

## 7. 資格取得について

## (1) 診療放射線技師

「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者で、保健所、病院等において医療業務に従事する専門職です。この免許を取得するためには、厚生労働大臣が行う診療放射線技師国家試験に合格することが必要です。本学放射線技術科学科において必要な知識と技能を修得し、卒業要件を満たすことによって、上記国家試験の受験資格が得られます。このため4年次の「診療放射線学総合演習」の単位を修得していることが条件となります。

## (2) 栄養士

「栄養士」とは、都道府県知事の免許を受けて栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。この免許を取得するには、本学医療栄養学科において必要な知識及び技能を修得することが必要です。

## (3) 管理栄養士

「管理栄養士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養

のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態に応じた高度の専門知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいいます。

この免許を取得するには、管理栄養士国家試験に合格することが必要です。本学医療栄養学科を卒業することによって受験資格を得ることができます。

このため4年次の「医療栄養学特別演習」の単位を修得していることが条件となります。

#### (4) 食品衛生管理者・食品衛生監視員

食品衛生管理者は、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて、業者はその製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととなっています。

また、食品衛生監視員は全国の主要な海・空港の検疫所において、輸入食品の安全監視および指導、輸入食品等に係る微生物検査と理化学検査、検疫感染症の国内への侵入防止の業務に従事します。本学医療栄養学科は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設として指定を受けています。なお、編入学生は対象となりません。

#### (5) 臨床検査技師

「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、病院、臨床検査センター等の医療機関などで臨床検査業務に従事する者をいいます。臨床検査の仕事は血液、尿、糞便などの生体試料の化学検査、がんなどの病態組織を調べる形態検査、心電図、脳波、超音波検査といった生理機能検査の3つの部門に大きく分けられます。臨床検査技師が行った検査データをもとに、医師の正確な診断と治療方針が決定されるので患者さんの命に直接かかわる非常に重要な仕事です。また、集団検診や人間ドックなど予防医学の分野でも臨床検査はもっとも比重が大きく欠かすことのできない重要な役割を担っています。

この免許を取得するためには、臨床検査技師国家試験に合格することが必要です。「総合臨床検査学演習Ⅲ」の単位を含めて卒業に必要な全ての単位を修得し、本学臨床検査学科の卒業要件を満たすことにより、臨床検査技師国家試験の受験資格が取得できます。

#### (6) 健康食品管理士

健康食品と健康との係わりを物質代謝レベルで理解が可能であり、かつ疾病や生活習慣病等の検査結果に関する知識を有し、「食品、健康食品に関して安心・安全」を担保可能な人材とこの分野における研究開発、販売等でのトラブルを未然に防ぐことのできる人材育成を目標としています。

本学医療栄養学科では、卒業に必要な必修科目に加え、選択科目の「薬理学」を履修することにより健康食品管理士認定試験の受験資格が取得できます。

本学臨床検査学科では、卒業に必要な必修科目に加え、選択科目の「食品学」「食品衛生学」を履修することにより健康食品管理士認定試験の受験資格が取得できます。

本学鍼灸サイエンス学科では、卒業に必要な必修科目に加え、選択科目の「薬理学」「生化学」「臨床感染・免疫学」を履修することにより健康食品管理士認定試験の受験資格が取得できます。

## (7) 理学療法士

「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指導の下に身体の障害のある者に治療体操などの運動を行わせ、また電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えるなどし、主にその基本運動能力の回復を図ることを業務とする専門職です。

この免許を取得するには、理学療法士国家試験に合格することが必要です。「理学療法特論」の単位を含め全ての卒業に必要な単位を修得し、本学リハビリテーション学科理学療法学専攻を卒業することにより、理学療法士国家試験受験資格が取得できます。

## (8) 作業療法士

「作業療法士 (OTR)」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に作業療法を行う専門職のことを言います。「作業療法」とは人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助です。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指します。本学にて作業療法士として必要な知識と技能を習得し、卒業要件を満たし、4年次の「総合演習」の単位を習得することによって国家試験の受験資格が得られます。

リハビリテーション学科作業療法学専攻では、医療人として必要な科目を履修し、さらに「ハンドセラピー学」「感覚統合療法学」「急性期作業療法学」「訪問作業療法学」にて専門領域の履修もできます。

## (9) 社会福祉士

「社会福祉士」とは、専門知識、技術をもって、福祉に関する相談に応じ、医師その他の保健医療サービスを提供する者等と連携・調整その他の援助を行うことを業とする専門職です。

この資格を取得するためには、厚生労働大臣の指定する社会福祉士国家試験に合格することが必要です。本学医療福祉学科医療福祉学専攻において指定科目を修得することによって社会福祉士国家試験の受験資格が取得できます。

ただし、定員は30名となります。

## (10) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士 (PSW)」とは、精神科病院、障害福祉サービス事業所などで、精神障害者の社会復帰に関する相談、援助を中心に、受診、入退院の援助から療養、社会参加や自立への支援、人権擁護まで幅広く活動する福祉専門職です。

この資格を取得するためには、厚生労働大臣の指定する精神保健福祉士国家試験に合格することが必要です。本学医療福祉学科医療福祉学専攻において指定科目を修得することによって、精神保健福祉士の受験資格が取得できます。

ただし、定員は20名となります。

## (11) 公認心理師

「公認心理師」とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察及びその結果の分析、2) 心理に関する支援を要する者への相談等の援助、3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談等の援助、4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報提供を行う、こころの専門家 (国家資格) です。

この資格を取得するためには、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する公認心理師国家試験に合格

することが必要です。本学医療福祉学科臨床心理学専攻において指定科目を履修した後、大学院において指定科目を履修することで受験資格が取得できます（学部卒業の後に所定の機関で一定期間実務経験を行うことにより受験資格が得られるルートもありますが、本学では大学院修了を推奨します）。

#### (12) 認定心理士

「認定心理士」とは、心理学の専門家として職務を遂行するのに必要な最小限の標準的、基礎的学力と技能を修得していると認定された人に対して与えられる資格です。「公益社団法人日本心理学会」が認定する資格です。

この資格を取得するためには、本学医療福祉学科臨床心理学専攻において指定科目を修得することが必要です。

#### (13) 児童指導員

児童指導員とは、児童福祉施設において、そこで生活する18歳以下の子どもたちのサポートを行う「任用資格」です。子どもたちが心身共に健全に成長するようにサポートするのが児童指導員の仕事であり、しつけや学習支援、生活上のアドバイスや心理的支援を行い、子どもたちが社会に巣立っていくための手助けをします。本学医療福祉学科を修了することによってこの資格を得ることができます。

#### (14) 社会福祉主事

社会福祉主事とは、福祉事務所で家庭訪問や面談、生活指導などを行う職員として働く場合に必要な「任用資格」です。公務員試験に合格すれば、行政の福祉担当部署や福祉事務所で勤務することができます。また、社会福祉施設の相談員や生活支援員等への就職にも有利な資格です。本学医療福祉学科医療福祉学専攻を修了することによってこの資格を得ることができます（本学医療福祉学科臨床心理学専攻では、所定の科目を履修した場合に取得可能です）。

#### (15) 鍼灸師（はり師・きゅう師）

「鍼灸師」は厚生労働大臣の免許を受け、東洋医療の専門家として病院や、相補・代替医療の施設で活躍したり、独立して治療院を開設できる独立開業権を持つ特色ある医療従事者です。法律上「はり師」「きゅう師」にわかれます。鍼治療では、患部や経路の状態を診察したうえで、鍼を用いて治療します。病気の状態、患者の体質などによって鍼の種類や治療法が決定されます。灸治療では、もぐさ又はそれに類するものを用いて治療します。鍼治療と同様に、心身機能のひずみを整え、自然治癒力を活性化する効果があるとされています。

近年、高齢化社会の進行・生活習慣病の増加・ストレス等の要因により、「こころ」の病が増加するなど病態が複雑化しており、その中で「鍼灸師」が担う役割は一層クローズアップされています。今後は、医師・医療技術者など複数分野の専門家によるチーム医療に積極的に参加することが期待されています。現在は、東西医学を融合した新しい鍼灸として病院（内科鍼灸、麻酔科鍼灸、外科鍼灸、老年鍼灸等）・リハビリテーション施設（リハビリテーション鍼灸）・介護福祉施設（介護福祉鍼灸）等の医療分野だけでなく、スポーツ（スポーツ鍼灸）、美容（美容鍼灸）、企業内の健康管理（産業鍼灸・養生鍼灸）など活躍の場は幅広い分野に広がり、さらには海外でも活躍の場が開かれています。本学鍼灸サイエンス学科で卒業に必要な単位を修得すると「はり師」「きゅう師」の受験資格が取得でき、厚生労働大臣の行う国家試験に合格することにより「はり師免許」「きゅう師免許」が与えられます。

## (16) 医療薬膳師

医療薬膳師とは、東西医学の両面から高度な医学知識を学び、「食（薬膳や栄養学）に基づく指導を通じた健康管理や疾病予防・回復」に寄与できる人材です。鍼灸サイエンス学科と医療栄養学科と臨床検査学科及び薬学科の学生を対象に規定のカリキュラムに従って基礎医学から薬膳学や栄養学などの専門科目を履修し認定試験に合格することで日本薬膳学会認定資格である「医療薬膳師」を取得することが可能です。

## (17) スポーツトレーナー関連資格（JATI、NSCA）

鍼灸・スポーツトレーナー学専攻では、選択科目5科目「フィットネススポーツ特論Ⅰ～Ⅴ」の単位を取得することにより、JATI（日本トレーニング指導者協会）、選択科目8科目「フィットネススポーツ特論Ⅰ～Ⅴ、トレーナーインターンシップⅠ・Ⅱ、救急処置法」の単位を取得することによりNSCA（National Strength and Conditioning Association）におけるスポーツトレーナー関連の資格受験・取得を目指します。鍼灸による身体の治療・コンディショニングに加え、これらスポーツトレーナー関連の資格を取得することで、アスリートの身体作りだけでなく一般患者に対する適切な運動指導も行える鍼灸師を目指します。

## (18) 救急救命士

「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行う専門職です。救急救命士になるには、救急救命士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。本学救急救命学科において必要な知識と技能を修得し、卒業要件を満たすことによって救急救命士国家試験の受験資格が得られます。

## (19) 臨床工学技士

「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指導の下に、生命維持管理装置、すなわち人工透析装置、人工心肺装置、人工呼吸器などの装置を操作し、また保守点検、安全管理を行う重責を担う専門職です。

この免許を取得するためには、本学卒業に必要な単位を修得して臨床工学技士国家試験受験資格を取得し、厚生労働大臣の行う国家試験に合格しなければなりません。国家試験受験出願の際に必要な「卒業見込み証明書」は本学卒業に必要な単位を全て修得する見込みのある学生のみ発行されます。また、4年次に開講される「臨床工学総合演習」については、定期試験期間前に実施される、臨床工学技士教育施設協議会による「全国统一模擬試験」において、基準点を満たすことが単位修得の条件になります。また、講義・演習で欠席日数が1/3を超える学生については原則として単位修得が認められません。

## (20) 診療情報管理士

「診療情報管理士」は、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）と医療研修推進財団が認定する資格です。その仕事の内容は診療報酬点数表にも記載されており、更に厚生労働省が推奨する第三者評価機構である「日本医療機能評価機構」の「病院機能評価項目」に診療情報管理者について、その名称・業務及び必要人員が明記され注目を浴びている資格です。

その仕事内容は次のようなものです。

- ① 診療録・診療記録の収集・保管・検索・貸出
- ② 患者側の請求に基づく診療録・診療記録の開示の支援

- ③ 診療データの分類、傷病名、処置手術のコーディング
- ④ 診療録・診療記録・電子カルテの内容の監査（オーディット）
- ⑤ 臨床評価指標の算出、医療の質・効率評価にデータ活用の支援

本学は四病院団体協議会の指定校になっています。四病院団体協議会の資格認定試験（年1回、2月）に合格し、本学を卒業すれば診療情報管理士の資格を取得できます。本学医療健康データサイエンス学科では診療情報管理関連の科目（「カリキュラム表（医療健康データサイエンス学科）」の授業科目の名称欄に※印がある科目）を開講しており、これらの科目を全て修得すれば、資格認定試験の受験資格を得ることができます。ただし、施設実習では、企業実習又は病院実習を選択するが、病院実習が診療情報管理士認定科目である。

## (21) 医療情報技師

「医療情報技師」は、一般社団法人日本医療情報学会が認定する資格で、「保健医療福祉の質と安全の向上のために、医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術を用い、医療情報を安全かつ適切に管理・活用・提供することができる保健医療福祉分野の専門職」と定義されています。今日広く普及しつつある電子カルテシステムの開発・運用や、蓄積された医療情報の分析など、保健医療福祉分野において欠かせない人材となっています。その資格取得には、「医学・医療」、「情報処理技術」、「医療情報システム」の3つの系を幅広く学ぶ必要がありますが、医療健康データサイエンス学科では1～3年生のカリキュラムに適切に科目を配置し、3年生もしくは4年生での取得を目指しています。病院機能評価においても、「情報管理に関する方針を明確にし、有効に活用している」ことが求められており、ここに医療情報技師の役割が存在します。また、医療情報技師は医療機関側だけではなく、情報システムを提供する企業側でも多数活躍しており、医療健康データサイエンス学科の就職先を考えれば大変有用な資格と言えます。診療情報管理士と共通する科目も多く、医療健康データサイエンス学科では、これら2つの資格を併せ持った人材の育成を目指しています。

## (22) 薬剤師

「薬剤師」の任務は、薬剤師法で「薬剤師は調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と規定されており、医師の処方箋に基づく調剤業務や、医薬品の供給を行うなど薬事衛生をつかさどる人材を認定する厚生労働省管轄の国家資格です。この免許を取得するためには、厚生労働大臣が行う薬剤師国家試験に合格しなければなりません。上記の国家試験の受験資格は、6年制薬学教育の卒業要件を満たす単位の修得によって得られます。本学薬学科において薬剤師として必要な知識・技能・態度を学び、基礎科目、専門科目の単位修得、共用試験（4年次後期に開催されるCBTとOSCE）の合格により卒業要件を満たすこととなります。

## (23) 看護師・保健師

看護師とは、傷病者もしくはじょく婦に対する「療養上の世話」又は「診療の補助」を行う専門職です。看護師になるには、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。

保健師とは、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する専門職です。保健師になるには、看護師国家試験及び保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。

これらの国家試験の受験資格は、保健師助産師看護師法に規定された養成校において、看護師、保健師になるのに必要な学科を修めて卒業した者に与えられます。

本学看護学科において必要な知識と技能を修得し、卒業要件を満たすことによって看護師国家試験の受験資格が得られます。保健師国家試験は、卒業要件に加えて選択（選抜上限30名が履修可能となる）の保健師関連単位を修得することで受験資格が得られます。

\*養護教諭二種免許については、本学看護学科において免許申請に必要な科目の単位を修得し、保健師資格を取得後に、申請手続きをすることによって取得可能です。なお、免許申請に必要な科目の単位とは「スポーツと健康 1単位」「スポーツの科学 1単位」「英語Ⅰ・Ⅱ 2単位」「情報リテラシー 2単位」「憲法 2単位」です。詳細はカリキュラム表看護学科（P87）を参照してください。

## 8. 暴風警報発令等緊急時の対応について〈近畿日本鉄道（名古屋線）の運休を含む〉

三重県下（全域または北中部地方）に、「暴風警報」か「地震警戒宣言」が発令された場合、または、「近畿日本鉄道（名古屋線）が運休している場合」の措置は以下のとおりです。ただし、A-Portalにより別途指示が出された場合にはその指示に従ってください。

1. 午前6時00分現在発令のとき。  
＝1・2限の授業を中止＝
2. 午前10時00分現在発令のとき。  
＝3・4・5限の授業を中止＝
3. 授業開始時以降発令されたとき。  
＝学生の安全及び交通情報を勘案し、状況に応じて、授業等の教育活動を打ち切り、帰宅または避難させます。＝

なお、定期試験及び追・再試験については、上記の取り扱いに準じて延期し、延期された定期試験及び追・再試験については、後日公示します。

また、学生の居住地や通学経路に発令されたために登校できなかったことによる授業（定期試験を含む）の欠席は公欠となります。詳しくは9. 公欠について（1）を参照ください。

## 9. 公欠について

公欠とは、その授業において欠席の取り扱いをしない措置です。欠席を出席の扱いにする制度ではありませんので注意してください。

以下の該当項目による欠席の場合は公欠となりますが、A-Portalにより公欠事由に合わせた証明書等を添付し、事後10日以内に申請しなければなりません。※本学所定の証明書は、本学ホームページ>在学生・保護者の方へ>公欠願についてに掲載されていますのでご利用ください。

なお、公欠に該当する場合は、欠席回数には算入されませんが、当該授業に相当する学修が課されるため授業担当教員の指示を必ず受けてください。

### （1）大学の休校措置範囲外で通学不能の場合（交通機関、気象警報 等）

大学の休校措置範囲（8. 暴風警報発令等参照）外で通学不能になった場合は必要書類を準備のうえ申請してください。

- ①通学区間の公共交通機関が、台風、事故、ストライキ等による運行不能の場合……遅延証明書
- ②居住地に「暴風警報」か「地震警戒宣言」が発令された場合……気象庁の警報発表画面の印刷物

③災害による場合……被災証明書（コピー可）

上記①～③以外の場合は公欠に該当しません。授業担当教員へ相談ください。

〔上記の理由により、授業または試験を遅刻した場合〕

遅刻の取り扱いについては、授業または試験の開始後30分が基準です。

①30分以内の場合

証明書類を授業担当教員に提出し、当該教員の指示に従うことで遅刻ではなく出席となります。なお、公欠願の提出は不要です。

②30分を経過した場合

欠席になりますので、証明書類を添付の上、公欠申請を行ってください。ただし、授業担当教員の指示がある場合は当該指示に従ってください。

(2) 忌引き（会葬御礼等提出）

父母、祖父母、兄弟姉妹等の死亡による忌引きの場合は会葬御礼等を提出してください。

- ・ 1親等（父母、子、配偶者）の場合 …… 告別式または通夜の日を含み連続7日以内
- ・ 2親等（祖父母、兄弟姉妹）の場合 …… 告別式または通夜の日を含み連続3日以内
- ・ 3親等（伯叔父母、曾祖父母）の場合 …… 告別式または通夜の日を含み連続2日以内

※祝祭日及び大学休業日は上記日数に含まれます。

※遠隔地に赴く場合にあっては、2日加算する場合があります。

(3) 学校保健安全法に基づく感染症（本学所定の出校許可証明書提出）

学校保健安全法に基づく感染症と診断された場合は、学内感染を予防するため、出校停止としています。治癒後、出校する際、本学所定の「学校感染症」に関する証明書または診断書を提出してください。

学校感染症の種類及び出校停止期間については、以下を参照ください。

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（ふうしん、三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退した後2日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	ただし、【その他の感染症】に関しては、感染症の種類、大学における感染症の発生・流行の様態等を考慮し、学校医の意見を聞き判断する
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	【その他の感染症】	

※本学指定感染症：ノロウイルス・マイコプラズマ肺炎・溶連菌

(学校保健安全法施行規則第18-19条(令和5年5月8日改正)参考)

御担当医 様

鈴鹿医療科学大学

### 「学校感染症」に関する証明書記入のご依頼

学校保健安全法第19条の規定により、学校で予防すべき感染症に罹患した本学学生について、疾患名および出校停止の措置が必要と考えられる発症日または期間を、下記にご記入いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 「学校感染症」に関する証明書

1. 氏 名： \_\_\_\_\_

(学生番号： \_\_\_\_\_ 学年： \_\_\_\_\_ 年生 ※学生記入)

上記の学生は、 \_\_\_\_\_ 年 月 日に下記の疾病に罹患し、出校停止を必要とされることを証明します。

2. 疾患名 (該当覧にレ点をつけてください。)

疾患名	出席停止期間
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱したあと3日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで
<input type="checkbox"/> 水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退した後2日経過するまで
<input type="checkbox"/> 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (※この期間を超える場合は、医療機関で以下の出校停止期間の記載が必要です) 出校停止期間 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 )
<input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	【学校における感染症第一種】 治癒するまで 【学校における感染症第三種】 医師が感染の恐れがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> 本学指定感染症 <input type="checkbox"/> ノロウイルス <input type="checkbox"/> 溶連菌 <input type="checkbox"/> マイコプラズマ肺炎 ※ 医師が認める期間	出校停止期間 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 )

年 月 日

医療機関名

医師名

印

(4) 裁判員制度による召集について（裁判所の証明書提出）

裁判員候補者として裁判員選任手続のため裁判所に行った場合、または裁判員として選任され任務を行った場合は、裁判所の証明書を提出してください。

(5) 就職試験（本学所定の受験証明書提出）

就職試験の場合は、本学所定の受験証明書に採用機関による受験証明を受けたうえで提出してください。なお、会社訪問、説明会、インターンシップ等採用に係る試験でないものは対象外です。

(6) 臨床及び臨地実習（自己研鑽の場合を除く）

臨床及び臨地実習（ただし、教育課程外で自己研鑽のための実習は除きます。）が授業と重複した場合は、公欠願と日程のわかる資料を提出してください。

(7) 強化指定クラブの大学指定競技参加について（本学所定の大学指定競技参加証明書提出）

強化指定クラブの大学指定競技参加日が授業や定期試験と重複した場合は、大学指定競技参加証明書を証明を受けて提出してください。

(8) その他、教務委員会が認めた場合

以下の例に挙げる活動について、本学が特に必要と認めた場合、教務委員会の承認のもと公欠扱いとなります。

ただし、この場合は「学科承認を得た上で」事前に申請がない場合は、認められません。

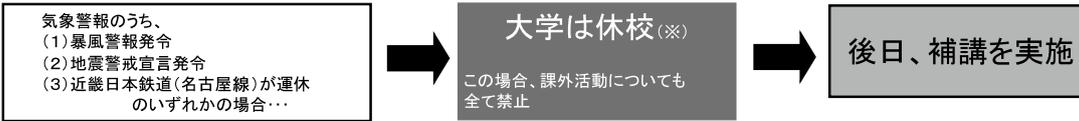
なお、一度教務委員会で承認された同一の活動については、今後は公欠願と証明書等の書類を教務課または白子教務課へ申請することで認められるものとします。

- (例) 1. 全国規模の学会または研究会等における発表（ポスター発表含む）  
2. 文化・課外活動（全国大会またはこれに準ずる大会であること。ただし、個人や当該団体に要請があった場合に限る。）  
3. 2以外の活動で、各種団体から個人を特定して要請があった催事

# 《概念図》

## < 暴風警報発等緊急時 >

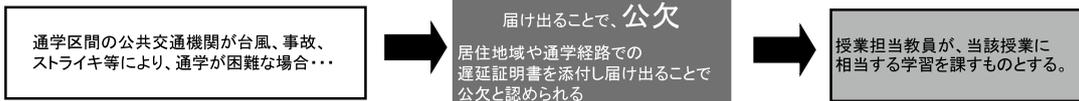
### 暴風警報発等緊急時の対応について



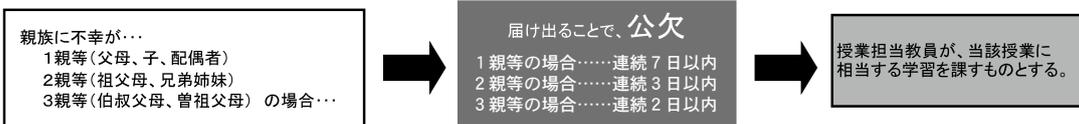
※、「休校」とは…授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則として、大学への立ち入りを禁止する。

## < 公 欠 > 事後10日以内にA-Portalで申請を行うこと

### (1) 交通機関の通学不能(遅延証明書提出)

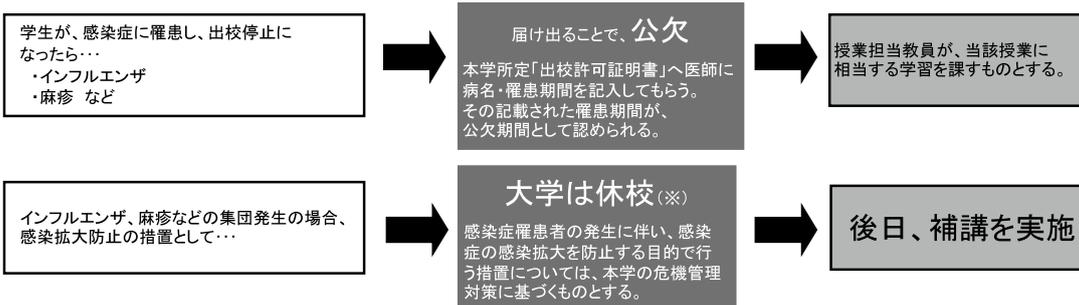


### (2) 忌引き(会葬御礼等提出)



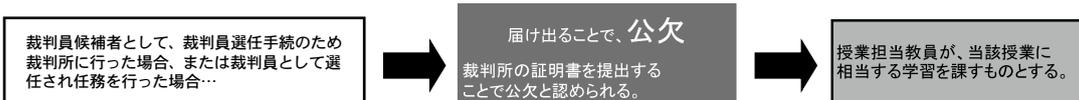
休祭日・大学休業日を含みます。遠方の場合は2日加算する場合があります。

### (3) 学校保健法に基づく感染症(本学所定の出校許可証明書提出)

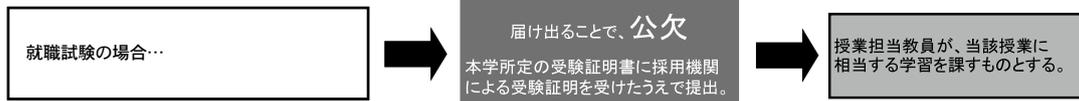


※、「休校」とは…授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則として、大学への立ち入りを禁止する。

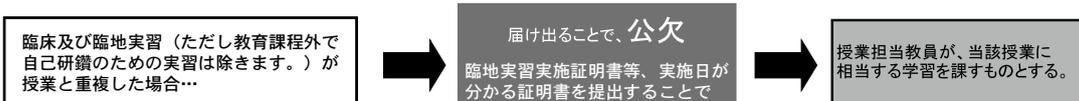
### (4) 裁判員制度による召集について(裁判所の証明書提出)



### (5) 就職試験(本学所定の受験証明書提出)



### (6) 臨床及び臨地実習(自己研鑽の場合を除く)



【注意】※上記以外の事項については、公欠は認められません。(ただし、教務委員会が認めた場合を除く)  
※公欠と認定してもらえると安心してしまいがちですが、欠席を取り消されるだけであって、与えられた課題をしっかりと頑張らなければ評価にはつながらないので注意してください。

# 学生生活ガイド

## 学生生活ガイド

学生生活	122
学生証（身分証明書）について	123
学生への連絡等	123
各種証明書・手数料	124
学生課、白子学生・就職課取扱い「願・届・申請書」一覧	124
通学証明書の交付について	125
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）の交付について	126
通学証明書及び学割使用上の注意	126
「女子学生寮」・「指定寮」について	126
高等教育の修学支援新制度について	126
奨学金について	127
健康管理について	127
健康保険証の携帯	127
学生教育研究災害傷害保険	127
学生相談室について	129
自動車、オートバイ（自動二輪車・原動機付自転車）、 自転車の通学と学内駐車場・駐輪場の利用について	129
郵便物及びファックス等について	130
課外活動	130
クラブ・サークルの更新	130
施設（教室・体育館・グラウンド）等の貸出しについて	130
学友会	131
事務取扱時間	131

## 1. 礼儀と挨拶

人間関係を円滑にし、信頼と協調をはかるには礼が基本です。本学では教職員と学生、学生相互に問わず、常に礼儀正しく、学内外で顔を合わせたときには素直に明るい挨拶を交わすことをモットーとしています。人を敬することにより自分も人から敬愛される人物になりうるものであり、礼を重んじることは自らの品位を高める所似です。

## 2. 服装と身だしなみ

服装・態度を端正に整えることは、自らの品位を保つ基本です。大学生としてふさわしい服装を心掛けてください。

## 3. 飲酒・喫煙

- (1) 学内での飲酒は全面的に禁じられています。また、20歳未満の者の飲酒・喫煙は国の法律で禁止されています。違反しないように注意してください。
- (2) 「キャンパス内全面禁煙」を宣言し、平成20年4月1日からキャンパス内及び周辺はすべて禁煙となっています。

## 4. 学内の美化

学問の府にふさわしい環境を維持するため、学内の清潔、整頓につとめ、紙屑などの投げ捨ては厳に慎み、自主的に学内の美化に協力してください。

## 5. 遺失物・盗難防止

- (1) 自分の持物は自分で管理し、教室・部室などに放置しないようにしてください。また持物には氏名を必ず記入するようにしてください。
- (2) 盗難にあった場合や遺失・拾得物は、速やかに学生課または白子学生・就職課に届け出てください。
- (3) 届け出のあった遺失物は遺失物展示ケースに展示してあるので、心当たりがある場合は申し出てください。ただし、一定期間を過ぎたものは処分します。
- (4) ロッカースペースの施錠は南京錠式になっています。学生課または白子学生・就職課へ申請のうえ各自錠を準備し必ず施錠して使用してください。  
使用中の盗難等の事故にもとづく責任は、すべて使用者が負担してください。

## 6. 施設の保全・火災予防

- (1) 施設・備品は大切に取り扱いってください。不注意などにより損傷・汚損した場合は弁償して貰います。
- (2) 備品(机・椅子など)を移動させるときは、使用后必ず元の位置へ戻し、整理整頓を心掛けてください。
- (3) 火気の始末に十分気をつけてください。
- (4) 失火または火災を発見した場合、すぐに火災報知機を押し、大学教職員・消防署に連絡をとり、消火に当たってください。
- (5) 消火器は、各棟・各階に設置してあるので、平常からその位置を確認しておいてください。

## 7. 障がいのある学生の支援

本学では、障がいがあることを理由にして、授業や学校行事への参加など学習機会が失われることのないように修学上の支援を行っています。障がい者手帳の有無、障がいの種類や程度、「障がい」という名称の有無に関わらず、本人や周囲の学生・教員からの相談に応じています。

もし、履修、試験、学生生活において心配事や悩みがあれば、学生課または白子学生・就職課障がい学生支援係にお越しくください。相談によって知り得た個人情報、支援の目的以外には使用しません。

## 学生証（身分証明書）について

### 1. 学生証とは？

- (1) 学生証は鈴鹿医療科学大学の学生としての身分を証明するものですから、学内外を問わず常時携帯してください。
- (2) 学生証は本学教職員及び交通機関の係員等の請求があったときは、これを呈示しなければなりません。
- (3) 学生証は他人に貸与または譲渡してはいけません。
- (4) 学生証は本学附属図書館等の利用手続きの際、呈示してください。
- (5) 学生証を紛失・破損したときは、直ちに「学生証再交付願（様式4）」によって届け出て再交付を受けてください。なお、紛失した学生証についての一切の責任は学生及び保証人が持つものとします。
- (6) 学生証は退学等により学籍を離れたときは、直ちに返納してください。

### 2. 学生番号とは？

学生それぞれの学籍を記号で表したものであり、入学してから卒業するまで変わらないものです。試験を受けるとき、各種証明書の交付を受けるときなど必ず使用しなければならないものです。

学生番号を覚えておきましょう。（P 89「2. 学籍についての③学生番号」参照）

## 学生への連絡等

学生生活一般の諸事情及び在学中の履修方法については、学生要覧に記載してありますが、細部にわたる解説、臨時の変更などについての伝達方法として、「A-Portal」により個人への伝達を行っています。各自が常に「A-Portal」を確認する習慣をつけてください。

見落とし等で諸手続をしなかったり、遅れたりすることのないよう十分注意してください。受け付けられなかったことなどによる不利益は本人の責任になります。（確認していなかったのが悪かったということになります）

電話による大学の事務上の問い合わせについては、一切応じませんので十分に注意してください。

保護者や友人などから、電話による学生の呼び出しを依頼されることがありますが、大学では取り次ぎや放送による連絡は一切行いません。

また、緊急の場合であっても、原則として「A-Portal」による呼び出ししかできませんので、あらかじめ家族の方にも知らせておいてください。なお、電話による学生の身上、住所、成績などの問い合わせには一切応じないことになっていますので特に注意してください。

## 各種証明書・手数料

(単位：円)

種 類	手数料	窓 口	備 考
成 績 証 明 書	200	オンライン発行	} 1科目の手数料
在 学 証 明 書	200		
健 康 診 断 証 明 書	200		
単 位 修 得 証 明 書	200		
卒 業 見 込 証 明 書	200		
修 了 見 込 証 明 書	200		
卒 業 証 明 書	200		
修 了 証 明 書	200		
追 試 験 申 請	1,000	教務課または白子教務課	
再 試 験 申 請	2,000		
外 国 語 の 証 明 書	1通 500	学生課または白子学生・就職課	
学 生 証 再 交 付	2,000		
仮 学 生 証	1,000		
駐 車 場 利 用 登 録 申 請 書	2,000		
通 学 証 明 書	無料	学割証発行システム 健康管理センター	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料		
国家免許申請用健康診断書	1,000		

上記以外については、別途定める。

1. 申し込み後、7日以内に取りに来ない場合は、破棄します。
2. 授業料その他未納者については、一切の証明書は発行しません。
3. 一旦納入した手数料等は、事由の如何にかかわらず返金しません。
4. 証明書によっては日数を要するものもあるので早めに申し込んでください。
5. 電話での発行依頼、代理の学生による発行依頼などは原則受付できません。
6. オンライン発行については、別途印刷料が発生します。

## 学生課、白子学生・就職課取扱い「願・届・申請書」一覧

種 類	内 容
本人本籍地変更	本籍地変更届（様式17）及び住民票記載事項証明書1通を提出してください。
改姓名	改姓名届（様式11）及び住民票記載事項証明書等の証明書を提出してください。
本人住所変更・電話番号変更	住居届を提出してください。

種 類	内 容
保証人変更 保証人住所変更	保証人・住所 変更届（様式5）を提出してください。
学生証再交付	学生証再交付願（様式4）を提出してください。
事故報告	交通事故・課外活動中の事故など、学内外で事故を起こしたときは、事故報告書（様式12）を提出してください。
駐車場利用登録	自動車で通学する学生は、駐車場利用登録申請書（様式13）を提出し、許可を受けてください。
印刷物等の発行、配布ならびに掲示	印刷物・掲示物等を添付し願い出て許可を受けてください。（掲示には承認印が必要です）
集会・行事開催	集会又は催物等をするときには、30日前までに集会・行事許可願（様式6）に参考資料を添付し願い出て許可を受けてください。
施設使用	建物及び施設・教室等を使用するときは、使用する1週間前までに、施設使用願（様式7）を提出し、許可を受けてください。
物品借用	学内共用物品・備品を借りたい場合は、物品借用願（様式8）を提出し、許可を受けてください。
学生団体結成承認・更新	クラブ・サークルを結成または更新するときは、学生団体結成承認・更新願（様式9）及び、構成員名簿、規約等を提出し、許可を受けてください。
学外団体加入	学外団体への加入・参加をする場合は、所定の願に必要な事項を記入・押印のうえ構成員名簿・規約等の参考資料を添えて願い出て許可を受けてください。
合宿	合宿しようとする10日前までに、合宿願（様式14）を提出し、許可を受けてください。
試合・行事参加	試合・行事に参加する場合は、参加日の1週間前までに試合・行事参加願（様式15）を提出し、許可を受けてください。
学外活動	学外において課外活動を行う場合は、学外活動願（様式16）を提出し、許可を受けてください。

## 通学証明書の交付について

公共交通機関	申 請
近畿日本鉄道 名古屋鉄道 三重交通バス 三岐鉄道	通学証明書は学生証裏面に貼るシールになっています。 <u>通学証明書シールに虚偽の事項を記載するなどして、実際の必要利用区間（最短区間）以外の通学定期を購入するなどの不正をした場合は、民法上の詐欺行為に当たり、また刑法上の詐欺罪で罰せられることがあります（鉄道会社への追徴金支払も発生します）。同時に本学学生全員が、通学定期発行が受けられなくなる場合もあります。通学定期における料金割引は、あくまでも所属キャンパスにおける授業等での利用に供するために設定されているので、「自宅最寄駅～大学最寄駅」区間以外の通学定期の購入は、絶対にしないでください。</u>
市営バス 地下鉄等	名古屋市交通局等の所定の申込書を提出し申請してください。

※ 休学期間中の通学定期購入はできません。

## 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）の交付について

請求・発行	自動発行機より発行（学生証が必要です。）
適用	原則JR線100km以上（私鉄については鉄道会社に問い合わせてください。）
有効期限	発行日より3ヶ月間
未使用の場合	学生課または白子学生・就職課へ返還してください。

## 通学証明書及び学割使用上の注意

通学定期や学割の制度は、学生のみにも与えられている特典ですから、これを乱用してはいけません。下記のような違法行為をした場合、普通料金の3倍以上の追徴金を科せられる場合があります。

- ・学生証を携帯しないで使用すること
- ・自分の学割や定期を他人に使用させること
- ・他人の学割を使用すること
- ・通学以外の目的のため、住所を偽って通学定期を購入すること

（注意）

使用した学割証は不正使用の有無が調査され、その事実があった場合には、本人の処罰は勿論、大学全体が学割証使用の停止処分を受けるような結果となりますので、十分注意してください。

学割・通学定期を不正に使用した者には、以後の学割証及び通学証明書の発行を停止する場合があります。

— 不正使用例 —

- ・他人名義のものを使用
- ・記載事項を勝手に書き換えて使用
- ・有効期間を偽って使用

※上記以外で不正に使用したと見なされた場合。

## 「女子学生寮」・「指定寮」について

1. 大学が運営する女子学生寮に関する詳細は、「学生寮」（電話 059-383-7811）まで問い合わせてください。
2. 大学指定のアパート「指定寮」に関する詳細は、「学生指定寮相談室」（電話 059-381-2235/FAX 059-381-2238）まで問い合わせてください。

## 高等教育の修学支援新制度について

2020年4月より大学等における修学の支援に関する法律に基づき、経済的にサポートが必要で、学修意欲が高い学生を対象とした「授業料減免」や「給付奨学金」の支給が行われる制度が開始されました。（家計急変）高等教育の修学支援新制度もあります。詳細は学生課または白子学生・就職課へ問い合わせてください。※本学は、2019年9月20日付で文部科学省より機関要件の認定を受け、修学支援新制度の対象校となりました。

## 奨学金について

本学では、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金を取り扱っています。大学に推薦依頼のあった奨学金は、全て「掲示」により通知しますので注意してください。

### 1. 日本学生支援機構奨学金

#### (1) 奨学金の種類

第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の二種類があり、貸与終了後（卒業後）返還が始まります。

#### (2) 出願方法

奨学金貸与を希望する学生は、4月中旬～5月上旬に開催予定の貸与希望者説明会に必ず出席してください。なお、募集及び説明会等の通知はA-Portalを通じて行います。

#### (3) その他

- ① 本学入学前に高等学校等において、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生は、返還猶予のための「在学届」を学生課または白子学生・就職課に提出してください。
- ② 採用候補者が入学したときは、あらかじめ日本学生支援機構から交付されている「採用候補者決定通知書」に必要事項を記入し学生課または白子学生・就職課へ提出後、インターネットにて日本学生支援機構へ「進学届」を提出してください。

### 2. その他の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体の奨学生募集については、それぞれの団体から推薦依頼があった場合のみ連絡・公示します。

## 健康管理について

本学では、学生の皆さんの健康管理のために、健康管理センター（千代崎キャンパス）、保健室（白子キャンパス）を設けています。体調が少しでもおかしいと感じたら、ためらわず相談するようにしてください。

## 健康保険証の携帯

自宅外通学者は、国民健康保険被保険者証（個人カード）または、家族の健康保険証から分離した「遠隔地用被扶養者保険証」を所持するようにしてください。

## 学生教育研究災害傷害保険

正課中や学校行事又は課外活動中に被った災害や傷害に対し、その程度に応じて保険金が支払われる制度で、公益財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者になっています。

本学では、入学手続き時に全員加入しています。

概要は次のとおりですが、詳細については別紙「加入者のしおり」を参照してください。

## 1. 保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。

「教育研究活動中」とは次の場合を言います。

正課中	講義、実験・演習または実技による授業（以上を総称して「授業」といいます）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 A 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。 B 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、ガイダンス、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
上記以外で学校施設内にいる間	大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし学生寮にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。
学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間	大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、危険なスポーツを行っている間を除きます。

※ただし、一定の治療日数以上等の条件があります。

## 2. 通学中等傷害危険担保特約

被保険者の住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

通学中	大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます）により、住居と学校施設等との間を往復する間。
学校施設等相互間の移動中	大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます）により、大学が研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

※ただし、一定の治療日数以上等の条件があります。

## 3. 接触感染予防保険支払特約

臨床実習の目的で使用されている施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その接触感染に対する感染予防措置を受けた場合、接触感染予防保険金が支払われます。

## 4. 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、継続的な放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

## 5. 保険請求手続き

学生課または白子学生・就職課が窓口になりますので、事故が発生した場合、速やかに連絡してください。

## 学生相談室について

### 何でも気軽に相談してください

学生の皆さんが心身ともに健全で、充実した学生生活を送れるよう本学では、在学中に直面するいろいろな問題について、専門の先生が皆さんの相談にのってくれる学生相談室が開設されています。

青年期には、心身の成長・成熟に伴う、身体面や精神・心理面での人に話せない悩みや苦しみを誰もが多かれ少なかれ持っています。そんな場合には遠慮なく、気軽に相談室を利用してください。

相談内容の秘密は厳守します。

詳細については学生相談室案内リーフレットをご覧ください。

### ハラスメント被害を防ぐために

大学は自由で幅広い人間関係を保ちながら、多くの人間が世代、性別を超えて学び合う場所です。

教育・研究をしていく上で、心理的にも身体的にも快適で有意義な環境が確保されていることが必要です。

本学は、学生の皆さんが安心して勉学に研究に専念でき、充実したキャンパスライフを送れることのできるハラスメントのない大学を目指します。

### 被害にあってしまったら

あなたがハラスメントを判断するうえで基準となるのは、あなたの感じ方です。不快なことを自分の胸の内に秘めておくだけでは、問題は解決しません。

その行為が不快であることを伝え、すぐに止めてもらうように、勇気を持って、相手に直接伝えてください。あるいは、一人で悩まずに、学生相談室案内リーフレットに記載されている専門員に相談してください。

## 自動車、オートバイ（自動二輪車・原動機付自転車）、自転車の通学と学内駐車場・駐輪場の利用について

本学では、不要不急な自動車通学を原則として禁止しています。健康のためにも近距離または、公共交通機関の利用可能な場所は自動車通学を慎んでください。

また、大学周辺に駐車しますと、地域住民に迷惑をかけトラブルの原因となりますので、違法駐車・迷惑駐車は絶対に行わないようにしてください。自動車運転時は交通法規を守り、絶対に事故を起こさないように注意してください。

本学に通学するのに公共交通機関がない者及び交通の便が非常に悪く通学が困難な者のうち、自動車によって通学しようとする学生は学生課または白子学生・就職課に申請の上、許可（有料）を受けなければなりません。自動車を利用して通学する際は、別記の「鈴鹿医療科学大学構内交通規制に関する内規」等に従って、申請を行ってください。（学生指導委員会主催の「交通安全講習会」に必ず参加するようにしてください。）

無許可での駐車については、内規に従い処分します。

また、自動車・オートバイでの校内の規定速度以上の走行は一切認めません。特に構内の安全確保の面から、スピードの出し過ぎ、暴走運転、違反駐車等は事故の原因となるので十分留意してください。

なお、改造車への許可証は発行できません。合法改造であっても騒音が著しい車・オートバイは住民の方々への大きな迷惑となりますので、厳しい措置を講じます。

オートバイ・自転車により通学する学生は、所定の駐輪場（P 217、P 236 配置図参照）に駐輪するも

のとし、構内を移動することは認めていません。

自転車を利用して通学する場合は、申請が必要となりますので、学生課または白子学生・就職課にて手続きを行ってください。

学生の皆さんは、構内、構外を問わず常に交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう十分注意し通学してください。(自動車、オートバイ、自転車等の利用で交通渋滞等の事由により遅刻・欠席した場合は、公欠扱いにはなりません。試験の場合は、追・再試験の対象とはなりません。)

## 郵便物及びファックス等について

個人的な一般郵便・宅急便などには、大学の住所・宛名等は使わないようにしてください。紛失の際も、責任は負いません。

## 課外活動

課外活動とは、一般には正課の講義や実験、学習以外に行う学生の組織的な諸活動であるとされています。課外活動が、大学教育で重視されている理由は、専門的な知識、技術を修得するばかりでなく、自主的なサークル活動に参加することによって、個人としての判断力や集団の中でより豊かな人間性を養うことができると考えられているからです。

クラブ・サークルを作って活動していくためには、学長の承認が必要です。このためには、「学生団体結成承認・更新願(様式9)」及び構成員名簿、年間活動計画及び規約等を学生課または白子学生・就職課に提出してください。なお、この際、必ず専任の教職員1名を顧問として立ててください。

## クラブ・サークルの更新

クラブ・サークルの団体承認有効期限は原則として1年です。このため毎年「学生団体結成承認・更新願(様式9)」及び構成員名簿、年間活動計画を学生課または白子学生・就職課に提出してください。

- ※ 学内・学外を問わず、課外活動(練習・試合・大会・行事・合宿等)をする場合は、学生課に届けてください。
- ※ クラブ・サークルに所属している学生は、構成部員名簿をもとに「スポーツ安全保険」に加入します。新たに部員が加わった場合は、学生課に届け出てください。

## 施設(教室・体育館・グラウンド)等の貸出しについて

施設(教室等)を授業・試験に支障のない限りクラブ・サークル・一般学生の自主的な活動の場として貸出しています。

貸し出しを希望する場合は、学生課または白子学生・就職課で「施設使用願(様式7)」を提出し、許可を受けてください。また、物品の借用や鍵の貸出しが必要な場合は、「施設使用願」と合わせて、「物品借

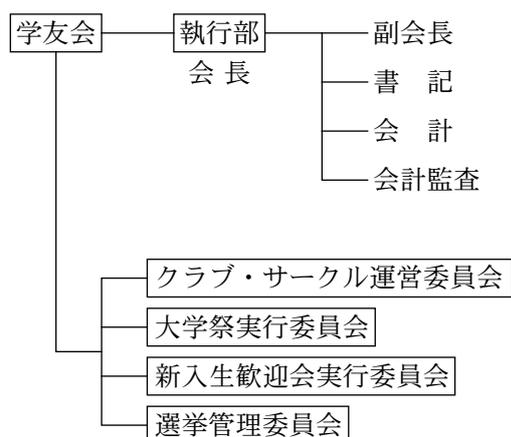
用願（様式8）」で許可を受けてください。

使用後は、施設（教室等）を使用前の状態に復すると共に、物品の借用や鍵の貸出しを受けている場合は、責任をもって学生課または白子学生・就職課まで返却してください。

定期的な、クラブ・サークル活動として使用の場合はこの限りではありません。

## 学 友 会

本学には、全学生を会員として組織する鈴鹿医療科学大学学友会があります。学友会の組織図は下のとおりです。



## 事務取扱時間

月～金 9：00～17：30

（土・日・祝日、学校指定の休業日は休みになります。）

## キャリア形成・就職活動について

就職活動にはさまざまな準備が必要です。早い段階から自己の将来像を描ければ、進む方向も決まり、スムーズな就職活動が可能になります。

本学では1年次に医療人としての基礎能力の養成、自ら学ぶ姿勢の習慣化、早期のキャリア意識の形成を目的とした全学混合クラス編成による「医療人底力教育」を実施しています。

そして、学年進行して就職活動を開始する年次では、“自分の意志で活動していく力”を付けていく為の実践的な「就職ガイダンス」、各種試験の「対策講座・模試」なども行っています。実施時期については、A-Portalで案内しますので、積極的に参加してください。

なお、就職に関する事務は、就職担当課において行っています。日々、各学科の就職担当教員と密接な連携をとりながら、就職に関する「個別相談、履歴書・エントリーシートなどの添削指導、模擬面接」などにも力を入れています。皆さんの就職活動をサポートしていきますので、一人で悩んだりせず、気軽に就職担当課に来てください。

### 【就職担当課】

キャンパス	担当課	場 所	対象学部	窓口受付時間
千代崎キャンパス	就職・キャリア支援課	管理棟 1階事務室	保健衛生学部 医用工学部	月～金 9:15～17:15 (大学休日除く)
白子キャンパス	白子学生・就職課	1号館 1階事務室	薬学部 看護学部 保健衛生学部 (救急救命学科)	

## 附属図書館及び白子分館利用の手引

この手引きは、附属図書館（鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス）、白子分館（鈴鹿医療科学大学白子キャンパス）の利用についての必要な事項を定めたものです。

### <開館時間>

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
附属図書館	9：00～21：00	適時開館	閉館
白子分館		10：00～17：00	閉館

### <休館日>

- ・日曜日及び国民の祝日
- ・入学式・学位授与式・入学試験日並びに学校行事日程日
- ・年末年始の休暇期間中
- ・夏季一斉休暇日
- ・図書の点検及び曝書に必要な期間（その都度案内します。）

### <利用資格>

- ・本学学生
- ・本学教職員
- ・所定の手続きを受けた者（一般利用者）

### <利用上の注意事項>

- ・静粛を保つこと。
- ・喫煙、飲食をしないこと。
- ・図書、器具、壁、床、その他の設備を汚損しないこと。
- ・机、椅子その他備品の位置をみだりに変更しないこと。
- ・私語、音読をしないこと。
- ・協議又は娯楽に類する会合をしないこと。
- ・印刷物もしくはその他の物品を配布したり掲示又は貼紙をしないこと。
- ・勉学以外の仕事を持ち込まないこと。
- ・携帯電話を使用しないこと。
- ・その他、館内の秩序について、係員の指示に従うこと。

### <館内閲覧>

#### <附属図書館>

図書・雑誌・新聞等を自由に閲覧できます。

グループ研究室、閉架書庫、視聴覚資料等を利用したい場合は、カウンターで所定の手続きを行ってください。

### <白子分館>

図書・雑誌・新聞等を自由に閲覧できます。

閉架書庫、視聴覚資料等を利用したい場合は、カウンターで所定の手続きを行ってください。

### <館外貸出>

借りたい図書をカウンターに持参の上、「学生証」または、「図書館利用者カード」を提示してください。

※なお、禁帯出資料（参考図書、辞書・事典類、新聞、視聴覚資料）の貸出は行いません。

※附属図書館・白子分館は、図書の相互貸借（デリバリーサービス）ができます。申し込みは、カウンターで所定の手続きを行ってください。

### <貸出冊数及び期間>

身 分	冊 数	期 間
学 生	5 冊	2 週間
教 職 員・大 学 院 生	5 冊	4 週間
一 般 利 用 者	2 冊	2 週間

### <返却>

館外貸出を受けた図書は、貸出期限までにカウンターに返却してください。

（「学生証」、「図書館利用者カード」を提示する必要はありません。）

### <返却延滞者の取扱い>

貸出期限は必ず守ってください。

貸出期限を過ぎて図書を返却した場合は、延滞日数分（2冊以上延滞した場合は最大値をとる）、貸出を停止します。

図書を返却しない場合は、返却延滞者の学生番号を図書館前の掲示板に掲示します。

### <予約>

貸出希望の図書が貸出中の場合、その図書を予約する事ができます。図書館ホームページの「OPACシステム」（以下、「OPAC」という。）により行ってください。

「OPAC」で予約できない場合は、カウンターに申し出てください。

### <継続貸出>

継続して館外貸出を希望する者は、返却期間内に図書をカウンターに持参し、手続きを受けてください。但し、その継続希望図書を他の者が予約していた場合は、継続貸出はできません。

### <紛失及び破損>

図書を汚損、破損、亡失し、または施設及び設備に損害を与えた場合は、その損害を弁償していただきます。

## <コピー>

図書館で所蔵している図書・新聞・雑誌のコピーを希望する者は、カウンターで所定の手続きを行ってください。著作権に抵触しない範囲でコピーできます。

(コピー機の使用料は有料です。)

## <図書の探し方>

図書館ホームページの「OPAC」より行えます。「OPAC」はインターネットに接続している端末であればどこでも利用できます。

図書は「日本十進分類法NDC」により分類され配架しています。

## <他大学との相互利用>

調べたい図書、雑誌が本学図書館に所蔵されていない場合

- ・他大学図書館などに図書貸借、文献複写を依頼できます。ただし送料、複写料金は申込者の負担となります。

- ・他大学の図書館を利用することができます。利用する場合は紹介状が必要となる場合があります。

事前の問い合わせ（利用紹介）が必要な施設も多くあります。利用に際してあらかじめ手続きが必要ですので、日数には余裕をもってカウンターに申し出てください。

※不明な点があれば図書館員に問い合わせてください。



# 規 約 集

# 鈴鹿医療科学大学学則

## 第1章 総則

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康の向上に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価及び結果の公表の方法並びに組織については、別に定める。

## 第2章 学部、学科及び学生定員

第2条 本学に保健衛生学部、医用工学部、薬学部及び看護学部を置く。

2 保健衛生学部放射線技術科学科、医療栄養学科、臨床検査学科、リハビリテーション学科、医療福祉学科、鍼灸サイエンス学科及び救急救命学科、医用工学部に臨床工学科及び医療健康データサイエンス学科、薬学部薬学科、看護学部看護学科を置く。

3 各学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科・専攻	入学定員	外国人留学生 編入学定員※		収容定員
			3年次	4年次	
保健衛生学部	放射線技術科学科	100	—	—	400
	医療栄養学科	40	—	—	160
	臨床検査学科	50	7	—	214
	リハビリテーション学科				
	理学療法学専攻	40	—	—	160
	作業療法学専攻	40	—	—	160
	医療福祉学科				
	医療福祉学専攻	30	—	—	120
	臨床心理学専攻	30	—	—	120
	鍼灸サイエンス学科	30	—	—	120
医用工学部	救急救命学科	40	—	—	160
	臨床工学科	40	—	—	160
薬学部	医療健康データサイエンス学科	35	—	—	140
	薬学科	100	—	—	600
看護学部	看護学科	100	3	—	406

※協定を結んだ外国の高等教育機関から派遣された留学生に限る

第2条の2 前条第2項に定める学部及び学科の教育研究目的は次のとおりである。

(保健衛生学部)

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、保健衛生学部は、放射線技術科学科、医療栄養学科、臨床検査学科、リハビリテーション学科、医療福祉学科、鍼灸サイエンス学科、救急救命学科を設置し、放

射線、磁気共鳴等を使う医療、健康と栄養、臨床検査、理学療法、作業療法、介護・福祉、臨床心理、鍼灸医療、救急救命等に関する諸科学及び医学について最新で高度な教育・研究を行うことによって、優れた専門知識と技術、医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。

#### ア 放射線技術科学科

放射線技術科学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、放射線技術に関する諸科学、医学及び高度医療機器・設備等に精通し、チーム医療に貢献するとともに、教育、行政、医療機器関係の企業等の諸分野において活躍できる診療放射線技師を養成することを目的とする。

#### イ 医療栄養学科

医療栄養学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、栄養科学、食文化等に精通し、医学、臨床検査、薬学等の知識を身につけて、病院等医療機関、食品業界、医療食を含む健康食品業界、医療機器業界、教育、行政等の分野において、チーム医療、栄養指導、食育、食献立や栄養・健康関連製品の開発等に活躍できる管理栄養士を養成することを目的とする。

#### ウ 臨床検査学科

臨床検査学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、生命科学、健康科学に精通し、臨床検査の知識を深め、医学検査の専門的知識、医療技術、医療栄養学、コミュニケーション能力等を身につけ、病院、健診・検査センター、研究所、企業、行政、教育等の分野において活躍できる臨床検査技師を養成することを目的とする。

#### エ リハビリテーション学科

リハビリテーション学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、リハビリテーション諸科学、医学等に精通し、社会人、職業人、国際人として生涯にわたって自己研鑽できる理学療法士および作業療法士を養成することを目的とする。

#### オ 医療福祉学科

医療福祉学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、福祉に関する諸科学及び医療科学等に精通し、社会福祉、精神福祉、医療福祉、臨床心理等の分野において活躍できる、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、認定心理士等を養成することを目的とする。

#### カ 鍼灸サイエンス学科

鍼灸サイエンス学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、鍼灸医療に関する諸科学および医学等に精通し、地域医療、病院等医療機関、スポーツ業界、美容業界、教育等の分野において活躍できる鍼灸師、鍼灸師の資格を持つスポーツトレーナーを養成することを目的とする。

#### キ 救急救命学科

救急救命学科は、保健衛生学部の教育研究目的に基づき、病院前救急医学に関する諸科学及び救急・災害医学に精通し、博愛精神を基本に人の痛みや苦しみに目を向け、生涯にわたって継続的研鑽・学習に励み、専門的知識・技術の水準を維持する能力と態度を身につけ、救急指定病院（救命救急センター等）、救急搬送サービス、大規模災害等において活躍できる救急救命士を養成することを目的とする。

#### (医用工学部)

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、医用工学部に臨床工学科と医療健康データサイエンス学科を設置し、医学と工学分野の最先端科学技術を積極的に医療に活用できる学際的な教育・研究をとおして、高度な専門知識と技術及び医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。

#### ア 臨床工学科

臨床工学科は、医用工学部の教育研究目的に基づき、臨床工学分野の諸科学、医学、生命維持装置

などの医療機器・設備等に精通し、生涯にわたって最新の知識・技術の修得、人間性の向上等について、学び続ける能力と態度を身につけた、高度な職業人としての臨床工学技士を養成することを目的とする。

#### イ 医療健康データサイエンス学科

医療健康データサイエンス学科は、医用工学部の教育研究目的に基づき、医学・医療の特質ならびに情報科学・工学の知識と技術を修得し、保健・医療・福祉の分野におけるデータ分析環境の構築、AIなどの最新の手法を駆使した分析、課題解決のためのプロジェクトの企画・マネジメントができる医療健康データサイエンティストを養成することを目的とする。

#### (薬学部)

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、薬学部に薬学科を設置し、薬学諸科学について高度で最新の理論・技術、医学、医療科学等の教育・研究及び教養教育を行うことによって、優れた人間性と高い倫理観を持ち医療に貢献でき、幅広く質の高い教養と国際性を身につけるとともに、科学的根拠に基づく論理的思考、問題解決能力、新しい医療技術とライフサイエンスの発展に貢献できる薬剤師を育成することを目的とする。

#### ア 薬学科

薬学科は、薬学部の教育研究目的に基づき、優れた専門知識・技術、医療人としてふさわしい人間性を身につけ、先進の医薬・医療情報に精通し、医薬品の適正な使用と患者中心の医療の維持やセルフメディケーションの支援・指導等の健康教育、及び創薬等に貢献できる薬剤師を養成することを目的とする。

#### (看護学部)

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、看護学部に看護学科を設置し、確固たる医療人としての職業意識をもち、豊かな人間性と倫理観を培い、チーム医療の一員として地域・在宅医療に貢献できる専門的に高い資質をもった看護専門職者を育成することを目的とする。

#### ア 看護学科

看護学科は、看護学部の教育研究目的に基づき、ケアリングマインドを基本に、看護の対象である人間、健康、環境、看護実践を広く理解できる基礎的能力と問題解決能力を備え、少子高齢化社会における地域医療を中心に、倫理観に基づいた看護実践ができる看護師、保健師を育成することを目的とする。

### 第3章 大学院

第3条 本学に大学院を置く。

2 前項に関する学則は別に定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

第4条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を次の4期に分ける。ただし、学長は授業の開始終了について変更することができる。

春期 4月1日から6月30日まで

夏期 7月1日から9月30日まで

秋期 10月1日から12月31日まで

冬期 翌年1月1日から3月31日まで

第6条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日
- (3) 本学創立記念日 5月6日
- (4) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、前項の休業日を都合により変更し、又は授業、実験、実習を課することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第5章 修業年限及び在学年限

第7条 保健衛生学部、医用工学部、看護学部の修業年限は、4年とする。

2 薬学部の修業年限は6年とする。

第8条 同一学科・専攻の同一学年における在学年限は3年以内とし、これを超えて在学することができない。

## 第6章 入学

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、転入学及び次条第3号の規定により入学する場合及び特別の必要があり、かつ教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第11条 本学への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

第12条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

第13条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに所定の納付金を納め、誓約書その他指定の書類を提出しなければならない。

第14条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第15条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、各学科毎に欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者、及び卒業見込みの者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (3) 大学に2年以上在学して、62単位以上修得した者及び修得見込みの者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る）

2 前項の規定により入学を許可された者は既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第16条 再入学を願い出た者があるときは、教授会の議を経て学長は、入学を許可することがある。ただし、第34条の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

## 第7章 教育課程及び履修方法等

第17条 授業科目を分けて、基礎分野及び専門基礎分野、専門分野とする。

第18条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目等に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。学生は所属学科の科目を履修することを原則とする。

第19条 授業科目の名称及び単位数は、別表Iのとおりとする。

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲の教室内の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲の教室内の授業時間数をもって1単位とする。

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、多様なメディアを高度に利用した授業については別に定める。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第21条 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第23条 学生が、所属学科の授業科目以外に、他学科の又は他学部の授業科目の履修又は聴講を希望するときは、当該授業科目を管轄する学部の学部長、学科長の許可及び所属学部の教授会の承認を得なければならない。

2 前項の授業科目及び修得単位は、所属教授会が適当と認めた場合は、選択科目として取り扱うことができる。なお、これらの単位を卒業に必要な単位に含めることはできない。

第24条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

2 実験、実習並びに卒業研究は研究発表、報告書等の審査により可否を判定する。

3 成績の基準は別表IIのとおりとする。

4 進級要件については、別に定める。

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む）との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て60単位を限

度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

第26条 大学（外国の大学を含む）又は短期大学を卒業、又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した学生の既修単位については、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て入学時に本学において修得したものと認定することができる。

2 前項の単位の認定は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項および第2項により修得した単位と合わせて60単位を超えない範囲内で行うことができる。ただし、修学年限の短縮は行うことができない。

第27条 卒業に必要な単位は、放射線技術科学科は126単位以上、医療栄養学科は129単位以上、臨床検査学科は132単位以上、リハビリテーション学科は理学療法学専攻125単位以上、作業療法学専攻125単位以上、医療福祉学科は医療福祉学専攻124単位以上、臨床心理学専攻124単位以上、鍼灸サイエンス学科は125単位以上、救急救命学科は126単位以上、臨床工学科は134単位以上、医療健康データサイエンス学科は124単位以上、薬学科は186単位以上、看護学科は125単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位数のうち、第20条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位を卒業要件としている場合は、同条第1項の授業の方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

## 第8章 休学・転学・転学部等・留学及び退学

第28条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第29条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条の在学期間には算入しない。

第30条 休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができる。

第31条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部等に関する規程は、別に定める。

第32条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

第33条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第29条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第9章 卒業及び学位

第35条 保健衛生学部、医用工学部、看護学部には4年（第15条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学をすべき年数）以上、薬学部には6年以上在学し、第27条に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第36条 卒業した者には、次の学位を授与する。ディプロマサプリメントを併せて交付する。

保健衛生学部	放射線技術科学科	学士（診療放射線学）
	医療栄養学科	学士（栄養学）
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）
	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	作業療法学専攻	学士（作業療法学）
	医療福祉学科	
	医療福祉学専攻	学士（医療福祉学）
	臨床心理学専攻	学士（心理学）
	鍼灸サイエンス学科	学士（鍼灸学）
	救急救命学科	学士（救急救命学）
医用工学部	臨床工学科	学士（臨床工学）
	医療健康データサイエンス学科	学士（医療健康データサイエンス）
薬学部	薬学	学士（薬学）
看護学部	看護学	学士（看護学）

## 第10章 賞 罰

第37条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第38条 学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程に則り、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなくて出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、在学年数に算入する。ただし、その期間が3カ月以上にわたるときは、修業年限から除く。

## 第11章 研究員、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第39条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究員として在籍を許可することがある。

2 研究員を志願することのできる者は、大学院修士課程以上を修了した者、その他、学部教授会または大学院各研究科委員会において適当と認められた者とする。

3 研究員の在籍期間は1年または半年とし、最長5年まで更新することができる。

第40条 削除

第41条 本学において特定の授業科目を聴講し、単位を取得することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は学期毎に許可する。

3 特別聴講学生は1か年毎に許可する。

第42条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、入学選抜審査

会議において、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国の大学、外国の短期大学相当の学校教育（14年以上）を卒業もしくは卒業見込みの者で、本学への入学を志願する者がいるときは、選考の上、教授会の議を経て、入学選抜審査会議において、相当年次に編入学を許可することがある。

第43条 研究員、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則等は別に定める。

## 第12章 検定料、入学金、授業料等及び奨学制度

第44条 検定料、入学金及び授業料等は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、大学間相互単位互換協定に基づき締結された大学等の特別聴講学生については、原則徴収しない。

第45条 検定料、入学金及び授業料並びに手数料等については、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。

第46条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

第48条 前期又は後期中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。ただし、退学の許可又は除籍の決定が、前期は5月末日、後期は11月末日までの場合は、当該学期の授業料の2分の1を免除する。

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学が許可された期の翌期からの授業料を免除する。ただし、別表Ⅲ-④に定める休学在籍料を授業料免除の当該学期から納入しなければならない。

第50条 納付した検定料、入学金、授業料、休学在籍料並びに手数料等については、返還しない。ただし、学費等納入規程に定めのある場合は、この限りではない。

- 2 本学に、奨学制度を設ける。
- 3 奨学制度に関する規程は、別に定める。

## 第13章 職員組織等

第51条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、労務職員、医療職員

- 2 職員の職制並びに服務に関する規程は、別に定める。

第52条 本学の各学部に重要事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会は、専任の教授をもって組織する。

- 3 教授会は、学校教育法第93条第2項の規定に基づき学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) その他教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 4 教授会は、学校教育法第93条第3項の規定に基づき学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 5 本条に定めるもののほか、教授会に関する規程は別に定める。

第53条 本学に学長の諮問機関として大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は、次の各号に掲げる協議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各副学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 各学科長
- (6) 図書館長
- (7) ICT教育センター長
- (8) 大学事務局長
- (9) その他学長が必要と認めた者

3 大学協議会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (2) 大学の自己評価に関する事項
- (3) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (4) 学部・学科その他重要な施設設備の設置廃止に関する事項
- (5) 学事に関する重要事項
- (6) その他教学に関する重要事項

4 本条に定めるもののほか、大学協議会に関する規程は、別に定める。

#### 第14章 公開講座

第54条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、その都度定める。

#### 第15章 附属施設

第55条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 大学附属図書館
- (2) 大学附属こころのクリニック
- (3) 大学附属こころの相談センター
- (4) 大学附属鍼灸治療センター
- (5) 大学附属桜の森病院

2 附属施設に関する必要な事項は別に定める。

#### 第16章 体育館及びその他の施設

第56条 本学に体育館及び学生寮を置く。

2 体育館及び学生寮に関する必要な事項は別に定める。

#### 第16章の2 東洋医学研究所

第56条の2 本学に東洋医学研究所を置く。

2 東洋医学研究所に関する必要な事項は別に定める。

#### 第17章 学則の改正

第57条 本学則の改正等は、理事会の承認を得なければならない。

附則 本学則は、平成2年12月21日から施行し、平成3年度入学生から適用する。

附則 本学則は、平成5年2月25日に改正し、平成5年4月1日から適用する。

附則 本学則は、平成5年9月8日に改正、施行する。

附則 本学則は、平成6年5月25日に改正、施行する。

附則 本学則は、平成8年4月1日に改正、施行し、平成8年度入学生から適用する。

なお、平成7年度以前の入学生については本改正にかかわらず従前の規程による。

附則 本学則は、平成8年12月19日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

ただし、第27条については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前の入学生は本改正にかかわらず従前の規程による。

附則 本学則は、平成9年12月18日改正し、平成10年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成11年10月22日改正し、平成12年4月1日から適用する。

附則 本学則は、平成13年3月27日に改正し、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学生には、なお従前の規定（別表2000－T I－省略）を適用し、第27条に規定する卒業単位は130単位以上とする。

附則 本学則は、平成13年5月29日に改正し、平成14年度入学生から適用する。ただし、平成13年度以前の入学生には、なお従前の規定（別表2001－学納金－省略－）を適用する。

附則 1 本学則は、平成14年4月1日に改正、施行する。ただし、平成13年度以前に入学した医療栄養学科及び医用情報工学科の学生については、なお従前の規定（医療栄養学科については別表2001－HN－省略－、医用情報工学科については別表2001－T I－省略－）を適用する。また、平成13年度以前に入学した医療栄養学科の学生についての、第27条に規定する卒業単位数は135単位以上とする。

2 第36条の規定に拘らず、平成13年度以前に入学した医用電子工学科の学生には、学士（工学）を授与する。

附則 本学則は、平成15年4月1日に改正、施行する。ただし、平成14年度に入学した医療栄養学科、臨床工学科及び医用情報工学科の学生については、なお従前の規定（医療栄養学科については別表2002－HN－省略－、臨床工学科については別表2002－TC－省略－、医用情報工学科については別表2002－T I－省略－）を適用する。また、平成14年度に入学した医療栄養学科、臨床工学科及び医用情報工学科の学生についての、第27条に規定する卒業単位は、医療栄養学科129単位以上、臨床工学科153単位以上及び医用情報工学科124単位以上とする。

附則 1 本学則は、平成16年4月1日に改正、施行する。

2 ー省略

3 別表Ⅲ－〔備考〕について、平成16年度以前に入学した学生にも適用する。

附則 1 本学則は、平成18年4月1日に改正、施行する。

2 ー省略

3 平成12年度以前に入学した放射線技術科学科の学生については、従前の規定（別表1997－HR－省略－）を、平成13年度から平成17年度の入学生については、従前の規定（別表2001－HR－省略－）を適用する。また、第27条に規定する卒業単位数は、平成12年度以前の入学生は164単位以上、平成13年度から平成17年度の入学生については、129単位以上とする。

4 別表Ⅲ－②については、理学療法学科は平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生には、なお従前の規定（別表2005－学納金－省略－）を適用する。また、鍼灸学科は、平成17年度以前の入学生についても適用する。

- 5 第48条、第49条及び第50条については、平成17年度以前の入学生についても適用する。
- 附則 1 本学則は、平成18年9月25日に改正し、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成16年に入学した医療栄養学科の学生については、従前の規定（別表2003－HN－省略）を適用する。平成17、18年度以前に入学した臨床工学科の学生については、従前の規定（別表2005－TC－省略）を適用する。
- 附則 1 本学則は、薬学科および医療福祉学科保育士養成課程設置について、平成20年3月24日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した医療福祉学科の学生については、従前の規定（別表2004－HW－省略一）を適用する。
- 3 別表Ⅲ－②については平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生には、従前の規定（別表2007－学納金－省略）を適用する。また理学療法学科の平成17年度以前の入学生には、従前の規定（別表2005－学納金－省略一）を適用する。
- 附則 1 本学則は、医療福祉学科の入学定員変更について、平成20年9月16日に改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 2 一省略
- 3 平成20年度以前に入学した医療福祉学科の学生については、なお従前の規定を適用する。但し、平成21年4月1日以降の転編入学生については、当規定（別表2008 医療福祉学科）を適用する。
- 附則 1 本学則は、平成21年4月1日に改正し、施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した鍼灸学科の学生については、なお従前の規程を適用する。
- 附則 1 本学則は、医療福祉学科の別表Ⅰに科目を定める省令と本学教育課程との対比表追加について、平成21年3月26日に改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、薬学部の授業料変更について、平成21年5月25日に改正し、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、医療栄養学科の改組に伴う入学定員と編入学定員の変更および授業料変更について、平成22年5月26日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 2 一省略
- 附則 1 本学則は、医療栄養学科管理栄養コースの教育課程変更について、平成22年8月23日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、医療福祉学科の教育課程変更および授業料変更について、平成22年9月24日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した医療福祉学科の学生については、なお従前の規定を適用する。但し、平成23年4月1日以降の転編入学生については、当規定（別表2009医療福祉学科）を適用する。
- 附則 1 本学則は、臨床工学科・医用情報工学科の教育課程変更および成績の基準変更、奨学制度の設置について、平成22年12月17日に改正し、平成23年4月1日から施行する。なお、第24条および第50条2・3項については平成23年度入学生から適用する。
- 附則 1 本学則は、医用情報工学科と鍼灸学科の入学定員変更および授業料変更について、平成23年5月27日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 2 一省略
- 附則 1 本学則は、精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障がい者の保健及び福祉に関する指定科目の変更に伴い、〈別表Ⅰ〉医療福祉学科の教育課程を変更することについて、平成23年

- 9月29日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、医用情報工学科と薬学科の教育課程変更について、平成23年12月21日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、学生定員等について、平成24年3月22日に改正し、平成25年4月1日から適用する。
- 附則 1 本学則は、改組に伴い授業料等の〈別表Ⅲ〉について、平成24年5月25日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、平成24年8月20日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 2 鍼灸学部鍼灸学科は、平成25年4月1日から学生募集を停止し、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。なお、在籍する鍼灸学部鍼灸学科の学生は、第2章第2条、第2条の2、第5章第7条、8条、第7章第27条、第9章第35条、36条、別表Ⅰについては従前の規定を適用する。
- 3 第2条第3項の規定に拘らず、平成25年度から平成27年度までの収容定員は次のとおりとする。(別表省略)
- 附則 1 本学則は、授業料等の〈別表Ⅲ〉について、平成25年5月28日に改正し、平成25年4月1日から適用する。
- 附則 1 本学則は、教育改革に伴う教育課程変更等について、平成25年5月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、教育改革に伴う教育課程変更等について、平成25年9月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、看護学部設置に伴う変更について、平成25年9月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度から平成28年度までの収容定員は次のとおりとする。(別表省略)
- 附則 1 本学則は、転学部等に関する規程の制定に伴う変更等について、平成25年12月20日に改正し、施行する。
- 附則 1 本学則は、特別聴講学生(放送大学)の追加に伴う変更等について、平成25年12月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、平成26年5月30日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、平成26年12月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生について、第36条、第48条第2項および別表Ⅰは従前の規定を適用する。
- 附則 1 本学則は、平成27年3月24日に改正し、平成27年4月1日から施行する。ただし、第53条については、平成26年4月1日に遡って適用する。
- 2 平成27年度から平成29年度までの収容定員は次のとおりとする。(別表省略)
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、平成27年9月28日に改正し、平成28年4月1日から施行する。ただし、薬学科については、平成26年4月1日入学者から適用する。
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、平成27年12月16日に改正し、平成28年4月1日から施行する。なお、理学療法学科については平成26年度以降入学者に、医療福祉学科については平成25、26年度入学者に適用する。
- 附則 1 本学則は、平成28年3月30日に改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ(医療福祉学科臨床心理コースを除く)〉について、平成28年5月30日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

- 2 〈別表Ⅰ〉臨床工学科教育課程「臨床工学演習Ⅰ～Ⅴ」の時間数について、平成28年5月30日に改正し、平成28年度入学生の教育課程については平成28年4月1日に、平成26～27年度入学生の教育課程については平成26年4月1日に遡って適用する。
- 3 〈別表Ⅲ〉検定料（センター利用方式）について、平成28年5月30日に改正し、平成28年4月1日から適用する。
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、平成28年9月28日に改正し、平成29年4月1日から施行する。ただし、薬学科については、平成26年4月1日入学者から適用する。
- 附則 1 本学則は、特別聴講学生の変更等について、平成28年12月16日に改正、施行する。
- 附則 1 本学則は、附属施設追加に伴い、平成29年3月30日に改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、平成29年5月29日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 2 医療栄養学科および医療福祉学科各コースの名称変更については、各コースの開設日に遡って適用する。
- 3 鍼灸学科の名称変更については、平成30年度在学学生から適用する。
- 4 編入学定員の廃止、医療栄養学科臨床検査コースの入学定員変更に伴う平成30年度から平成32年度までの収容定員は次のとおりとする。（別表省略）
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（医療福祉学科）〉について、平成29年9月29日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、第8条について、平成29年12月15日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、〈別表Ⅰ〉薬学科教育課程について、平成29年12月15日に改正し、平成30年4月1日から施行する。なお、平成27年4月1日入学者から適用する。
- 附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（医療福祉学科医療福祉学専攻）〉について、平成30年3月29日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 1 本学則は、平成30年5月30日に改正し、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条については平成30年4月1日に遡って適用する。
- 2 リハビリテーション学科の設置に伴う2019年度から2021年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	2019年度	2020年度	2021年度
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400
	医 療 栄 養 学 科			
	管 理 栄 養 学 専 攻	160	160	160
	臨 床 検 査 学 専 攻	180	190	200
	リハビリテーション学科			
	理 学 療 法 学 専 攻	40	80	120
	作 業 療 法 学 専 攻	40	80	120
	理 学 療 法 学 科	120	80	40
	医 療 福 祉 学 科			
	医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
	臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
鍼灸サイエンス学科	120	120	120	
医用工学部	臨 床 工 学 科	162	160	160
	医 用 情 報 工 学 科	120	120	120

学 部	学 科 ・ 専 攻	2019年度	2020年度	2021年度
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600
看 護 学 部	看 護 学 科	320	320	320

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（リハビリテーション学科）〉について、平成30年9月26日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、第55条および〈別表Ⅰ（鍼灸サイエンス学科）〉について、平成31年3月28日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

2 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、平成31年3月28日に改正し、平成32年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、看護学科の入学定員等の変更について、令和元年5月30日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度から令和4年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400
	医 療 栄 養 学 科			
	管 理 栄 養 学 専 攻	160	160	160
	臨 床 検 査 学 専 攻	190	200	200
	リハビリテーション学科			
	理 学 療 法 学 専 攻	80	120	160
	作 業 療 法 学 専 攻	80	120	160
	理 学 療 法 学 科	80	40	—
	医 療 福 祉 学 科			
	医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
	臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
鍼灸サイエンス学科	120	120	120	
医用工学部	臨 床 工 学 科	160	160	160
	医 用 情 報 工 学 科	120	120	120
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600
看 護 学 部	看 護 学 科	340	360	380

3 本学則は、〈別表Ⅰ（鍼灸サイエンス学科）〉について、令和元年5月30日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

4 本学則は、〈別表Ⅲ〉授業料等について、令和元年5月30日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、第27条について、令和元年9月27日に改正、令和2年4月1日から施行する。

2 本学則は、第36条について、令和元年9月27日に改正、施行する。

3 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、令和元年9月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

4 リハビリテーション学科作業療法学専攻の臨床実習に関する〈別表Ⅰ〉教育課程変更については、平成31年4月1日入学生から適用する。

附則 1 本学則は、第11章について、令和元年12月13日に改正、施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（薬学科）〉について、令和2年3月30日に改正し、令和2年4月1日から

施行する。

- 附則 1 本学則は、令和2年5月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 2 医療健康データサイエンス学科の設置に伴う令和3年度から令和5年度までの収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400
	医 療 栄 養 学 科			
	管 理 栄 養 学 専 攻	160	160	160
	臨 床 検 査 学 専 攻	200	200	200
	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 科			
	理 学 療 法 学 専 攻	120	160	160
	作 業 療 法 学 専 攻	120	160	160
	理 学 療 法 学 科	40	—	—
	医 療 福 祉 学 科			
	医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
	臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
鍼 灸 サ イ エ ン ス 学 科	120	120	120	
医用工学部	臨 床 工 学 科	160	160	160
	医 用 情 報 工 学 科	90	60	30
	医療健康データサイエンス学科	40	80	120
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600
看 護 学 部	看 護 学 科	360	380	400

- 3 本学則は、〈別表Ⅰ（医療健康データサイエンス学科）〉について、令和2年5月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（医療福祉学科医療福祉学専攻および臨床心理学専攻）〉について、令和2年9月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（医療福祉学科臨床心理学専攻）〉について、令和2年12月11日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、第20条の2、第27条、第55条、〈別表Ⅲ〉①について、令和3年3月30日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、令和3年5月28日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

- 2 救急救命学科の設置に伴う令和4年度から令和6年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400
	医 療 栄 養 学 科			
	管 理 栄 養 学 専 攻	160	160	160
	臨 床 検 査 学 専 攻	200	200	200
	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 科			
	理 学 療 法 学 専 攻	160	160	160
作 業 療 法 学 専 攻	160	160	160	

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健衛生学部	医 療 福 祉 学 科			
	医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
	臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
	鍼 灸 サ イ エ ン ス 学 科	120	120	120
	救 急 救 命 学 科	40	80	120
医用工学部	臨 床 工 学 科	160	160	160
	医 用 情 報 工 学 科	60	30	—
	医療健康データサイエンス学科	80	120	160
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600
看 護 学 部	看 護 学 科	380	400	400

附則 1 本学則は、第27条、〈別表Ⅰ〉について、令和3年9月29日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（鍼灸サイエンス学科）（臨床工学科）〉について、令和4年5月30日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

2 本学則は、〈別表Ⅲ〉入学検定料について、令和4年5月30日に改正し、令和4年4月1日から適用する。

附則 1 本学則は、第5条について、令和4年9月28日に改正し、施行する。

2 本学則は、第27条、〈別表Ⅰ（リハビリテーション学科学科）〉について、令和4年9月28日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、医療栄養学科管理栄養学専攻の名称変更について令和4年12月9日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

2 臨床検査学科設置に伴う変更について、令和4年12月9日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

3 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、令和4年12月9日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

4 臨床検査学科の設置に伴う令和5年度から令和7年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400	
	医 療 栄 養 学 科	40	80	120	
	臨 床 検 査 学 科	50	100	150	
	医 療 栄 養 学 科				
		管 理 栄 養 学 専 攻	120	80	40
		臨 床 検 査 学 専 攻	150	100	50
	リハビリテーション学科				
		理 学 療 法 学 専 攻	160	160	160
		作 業 療 法 学 専 攻	160	160	160
	医 療 福 祉 学 科				
		医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
		臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
	鍼 灸 サ イ エ ン ス 学 科	120	120	120	
	救 急 救 命 学 科	80	120	160	

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医用工学部	臨 床 工 学 科	160	160	160
	医療健康データサイエンス学科	120	160	160
	医 用 情 報 工 学 科	30	—	—
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600
看 護 学 部	看 護 学 科	400	400	400

5 本学則は、授業料等の〈別表Ⅲ〉について、令和4年12月9日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ（救急救命学科）〉について、令和5年12月8日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

2 本学則は、〈別表Ⅰ（薬学科）〉について、令和5年12月8日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、〈別表Ⅰ〉について、令和6年3月27日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、外国人留学生に関する変更について、令和6年5月29日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年度から令和9年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	403	406	406	
	医 療 栄 養 学 科	120	160	160	
	臨 床 検 査 学 科	154	208	208	
	医 療 栄 養 学 科	管 理 栄 養 学 専 攻	40	—	—
		臨 床 検 査 学 専 攻	50	—	—
	リハビリテーション学科	理 学 療 法 学 専 攻	160	160	160
		作 業 療 法 学 専 攻	160	160	160
		医 療 福 祉 学 科			
	医 療 福 祉 学 専 攻	医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
		臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
	鍼 灸 サ イ エ ン ス 学 科	120	120	120	
	救 急 救 命 学 科	160	160	160	
	医用工学部	臨 床 工 学 科	160	160	160
医療健康データサイエンス学科		155	150	145	
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600	
看 護 学 部	看 護 学 科	403	406	406	

3 本学則は、第27条について、令和6年5月29日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

4 本学則は、授業料等の〈別表Ⅲ〉について、令和6年5月29日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

5 本学則は、〈別表Ⅰ（看護学科）〉について、令和6年5月29日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、第26条について、令和6年9月27日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

附則 1 本学則は、外国人留学生に関する変更について、令和6年12月13日に改正し、令和7年4月

1日から施行する。

2 令和7年度から令和9年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
保健衛生学部	放 射 線 技 術 科 学 科	400	400	400	
	医 療 栄 養 学 科	120	160	160	
	臨 床 検 査 学 科	157	214	214	
	医 療 栄 養 学 科	管 理 栄 養 学 専 攻	40	—	—
		臨 床 検 査 学 専 攻	50	—	—
	リハビリテーション学科				
	理 学 療 法 学 専 攻	理 学 療 法 学 専 攻	160	160	160
		作 業 療 法 学 専 攻	160	160	160
	医 療 福 祉 学 科	医 療 福 祉 学 科			
		医 療 福 祉 学 専 攻	120	120	120
		臨 床 心 理 学 専 攻	120	120	120
	鍼灸サイエンス学科	120	120	120	
	救 急 救 命 学 科	160	160	160	
医 用 工 学 部	臨 床 工 学 科	160	160	160	
	医療健康データサイエンス学科	155	150	145	
薬 学 部	薬 学 科	600	600	600	
看 護 学 部	看 護 学 科	403	406	406	

3 本学則は、〈別表Ⅰ（医療福祉学科臨床心理学専攻）（救急救命学科）〉について、令和6年12月13日に改正し、令和7年4月1日から施行する。なお、救急救命学科については、令和5年度入学者から適用する。

〈別表Ⅰ〉 P 51 参照

〈別表Ⅱ〉 成績の基準

a) 評価は、試験の成績および平常の学習態度等によって行います。ただし、演習、実験・実習等は、平常の学習態度により評価を行う場合があります。

b) 評価は次のとおりで、秀・優・良・可が合格です。なお他大学での修得済単位の場合は認定になります。

〈別表Ⅲ〉 入学検定料、入学金、授業料等

①入学検定料

点 数	成績表示	判 定
100~90	秀	合 格
89~80	優	
79~70	良	
69~60	可	
59~0	不可	不 合 格
他大学等の単位認定	認	認 定

(単位：円)

入試区分	入学検定料
総 合 型 選 抜	32,000
学 校 推 薦 型 選 抜	
一 般 選 抜	
共通テスト利用方式	3学科まで一律 15,000
	4学科以上一律 20,000
再 入 学	25,000
転 入 学	
編 入 学	
転 学 部 等	10,000
科 目 等 履 修 生	

(注) 特別聴講学生は免除とする。

②学部入学金・授業料（年間）

●初年度の学費

（単位：円）

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	300,000	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000
	医療栄養学科		1,250,000	625,000	625,000	1,550,000
	臨床検査学科		1,450,000	725,000	725,000	1,750,000
	リハビリテーション学科		1,500,000	750,000	750,000	1,800,000
	理学療法学専攻					
	作業療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,800,000
	医療福祉学科		1,050,000	525,000	525,000	1,350,000
	医療福祉学専攻					
臨床心理学専攻	1,050,000	525,000	525,000	1,350,000		
医用工学部	鍼灸サイエンス学科	1,500,000	750,000	750,000	1,800,000	
	救急救命学科	1,300,000	650,000	650,000	1,600,000	
薬学部	臨床工学科	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000	
	医療健康データサイエンス学科	1,250,000	625,000	625,000	1,550,000	
薬学部	薬学	1,900,000	950,000	950,000	2,200,000	
看護学部	看護学	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000	

●2年次以降の学費

（単位：円）

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,650,000	825,000	825,000
	医療栄養学科	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学科	1,650,000	825,000	825,000
	リハビリテーション学科	1,680,000	840,000	840,000
	理学療法学専攻			
	作業療法学専攻	1,680,000	840,000	840,000
	医療福祉学科	1,150,000	575,000	575,000
	医療福祉学専攻			
臨床心理学専攻	1,200,000	600,000	600,000	
医用工学部	鍼灸サイエンス学科	1,680,000	840,000	840,000
	救急救命学科	1,550,000	775,000	775,000
薬学部	臨床工学科	1,650,000	825,000	825,000
	医療健康データサイエンス学科	1,350,000	675,000	675,000
薬学部	薬学	2,100,000	1,050,000	1,050,000
看護学部	看護学	1,650,000	825,000	825,000

- (注) 1. 転入学・編入学・転学部等の入学金、授業料は学費等納入規程参照。  
2. 再入学者の入学金は100,000円とし、授業料は上記と同じ。

## ③ 研究員・科目等履修生及び特別聴講学生の入学金及び授業料等（年間）

（単位：円）

区 分	入 学 金	授 業 料	聴 講 料	在 籍 料
研 究 員	—	—	—	10,000 (注) 4
科 目 等 履 修 生	※ 30,000 (注) 1	20,000 (注) 2	—	—
特 別 聴 講 学 生	—	—	— (注) 3	—

(注) 1. 入学金について、本学卒業生は免除とする。

※ 科目等履修生の入学金について、本学卒業生以外の者で、公共的団体または本学と特別な協力関係のある団体のうち理事会で承認された団体からの推薦者は半額免除とする。

(注) 2. 科目等履修生の授業料は1単位当たりとする。

(注) 3. 特別聴講学生（放送大学）の聴講料は1科目（2単位）当たり11,000円とする。

(注) 4. 研究員の在籍料は1か月当たりとする。在籍期間が1年間の場合は120,000円、半年間の場合は60,000円を一括納入すること。但し、学年の途中において研究員となった場合は、研究員となった時期から当該学年末までの月数を乗じた在籍料を一括納入すること。

## ④ 休学在籍料

（単位：円）

区 分	在 籍 料
半 期	60,000
年 間	120,000

# 鈴鹿医療科学大学学生心得

## (目 的)

第1 この規則は、鈴鹿医療科学大学学則に基づき学生の守る事項を定めることを目的とする。

## (健康診断)

第2 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）の定めるところにより健康診断を受けなければならない。

## (学生証〔身分証明書〕)

第3 学生は、入学時に学生課または白子学生・就職課で学生証（身分証明書）の交付を受けなければならない。

2 学生は登校の際は必ず学生証を携帯し、本学教職員の要求があったときはこれを呈示しなければならない。

3 学生証の形式等については、別に定める。

4 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館等に入れないことがある。

5 学生証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

6 学生証を紛失し、損傷し、または汚損したときあるいは記載事項に変更が生じたときは、直ちに所定の手数料を添えて学生課または白子学生・就職課に「学生証再交付願（様式4）」を提出し、再交付を受けるか訂正を受けなければならない。

7 学生証は、学籍をはなれたときは直ちに学生課または白子学生・就職課に返還しなければならない。

## (身分及び保証人)

第4 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもち、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

2 保証人は、保護者及びこれに準ずる者をもってあてる。

第5 前条記載事項に下記の変更を生じたときは直ちに学生課または白子学生・就職課に届け出なければならない。

(1) 現住所の変更があった場合は、「住居届」を提出すること。

(2) 保証人の変更、保証人の住所変更には、「保証人（住所）変更届（様式5）」を提出すること。

## (集会等)

第6 学生が学内・学外において集会または行事活動をしようとするときは、担当教職員の承認を得て30日前までに責任者が「集会・行事許可願（様式6）」を学生課または白子学生・就職課に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 集会または行事活動が学則等に違反し、若しくは学内の秩序を乱すおそれがあると認められるときはこれを禁止する。

第7 有料の催物を行うときは、前条第1項の手続きを完了し、行事後は遅滞なく、決算報告書を学生課または白子学生・就職課に提出しなければならない。

2 免税による催物を行うときは、集会願、業務及び決算書に免税証明書を添えて学生課または白子学生・就職課に提出し、許可を得た後、免税証明書を所轄税務署に提出し、催物終了後、収益金は大学または公共福祉団体に寄付しなければならない。

第8 学内で建物、施設、物品などを集会等のために使用するときは、その責任者は第7-1の手続きを完了し、「施設使用願（様式7）」「物品借用願（様式8）」を学生課または白子学生・就職課に提出し、許

可を受けなければならない。

#### (団 体)

第9 団体を組織しようとするときは、本学の教職員を顧問に定め、その指導助言を受け、責任者2名が連署のうえ、「学生団体結成承認・更新願（様式9）」及び、その団体の規約及び会員名簿（5名以上）を添えて、責任者から学生課または白子学生・就職課に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項提出書類の記載事項に変更が生じたときは、そのつど前項に準じて、手続きをしなければならない。

第10 学生または学内団体が、学外団体に加入し、あるいは学外団体の活動に参加しようとするときは、顧問の助言を受け、「学外団体加入願（様式10）」に加入しようとする団体の会則（規約）、役員名簿を添えて、その期日の30日前までに学生課または白子学生・就職課に提出し、学長の許可を得なければならない。

第11 学生または学生団体が学外者を招こうとするときは、前条に準じて手続きをしなければならない。

第12 学生の団体及びその行為が、本学の機能を害し、または学内の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、学長はこれを禁止する。

第13 団体を解散または脱退する場合は、直ちに解散届または脱退届を学生課または白子学生・就職課に提出しなければならない。

第14 団体承認の有効期限は、原則としてその年度限りとする。ただし、継続しようとする場合は、毎年「学生団体結成承認・更新願（様式9）」により更新の手続きをしなければならない。手続きが行われない場合は、その団体は解散したものとみなす。

#### (掲示等)

第15 本学内における掲示（ビラ・ポスター等の貼付を含む。以下は同じ。）は、特に許可を得たもの以外は所定の掲示場に掲示しなければならない。

2 学生が掲示しようとするときは、顧問の助言を受け、学生課または白子学生・就職課に申請し許可を得なければならない。掲示物には、責任者名を明記し、掲示期間指定の認印をうけなければならない。

3 掲示の大きさは、A3サイズ以内とする。ただし、特に許可を得たものはこの限りではない。

#### (印刷物などの発行、配布)

第16 学生又は団体が雑誌、新聞、小冊子、その他印刷物を刊行または配布しようとするときは、顧問の助言を受け、印刷物原稿を添えて責任者から学生課または白子学生・就職課に申請し学長の許可を受けなければならない。

注：本文中に示した各様式は別途定めるので、学生課または白子学生・就職課に問い合わせること。

# 鈴鹿医療科学大学学費等納入規程

## (目 的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学の学費及び手数料等の納付に関する事項を定める。

2 学費とは入学金及び授業料等をいい、その金額は別表第1のとおりとする。

3 手数料等とは、入学検定料及び諸証明手数料等をいい、その金額は別表第2のとおりとする。

## (納期及び納入方法)

第2条 別表第1の学費の納期は毎年4月30日とする。但し、新入学生並びに再入学生、転入学生及び編入学生（以下、「再入学生等」という。）の納期は、入学手続き時とする。

2 前項の学費のうち、授業料については2回に分け納入することができる。この場合、分納額は年間納入額の半額とし、その第1回目納期は前項の納期と同様とし、第2回目納期は9月30日とする。

3 学費は、一旦納入した後は原則として返還しない。ただし、次の各号の場合はそれぞれの授業料のみを返還する。

(1) 新入学生及び再入学生等で、入学辞退申請締切期日までに入学辞退を申し出た場合は納入した授業料を返還する。

(2) 1年間分の学費を納入した学生が、後期開始以前に休学、退学あるいは除籍となった場合は、納入した授業料のうち後期分の授業料を返還する。

(3) 休学の許可が、前期は5月末日、後期は11月末日までの場合は、当該学期の授業料の2分の1を返還する。ただし、半期の休学在籍料の2分の1を納入するものとする。

(4) 退学の許可又は除籍の決定が、前期は5月末日、後期は11月末日までの場合は、当該学期の授業料の2分の1を返還する。

## (卒業延期者等の学費)

第3条 所定の修業年限を過ぎて卒業が延期になった者の学費は、その卒業が延期となった年次同額とする。ただし、「卒業延期制度」または、「卒後聴講制度」によるものは、各々その定めによる。

## (外国留学者の学費)

第4条 外国留学を許可された場合の学費の納入については、次のとおりとする。

(1) 当該年度の留学期間が1年の場合 授業料年額の2分の1

(2) 当該年度の留学期間が半年の場合 授業料年額の4分の3

## (再入学者等の学費)

第5条 再入学等を許可された者の学費は、再入学等が許可された年次の学生と同額とする。

2 転学部等を許可された者の学費は、転学部等が許可された新所属年次の学生と同額とする。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成3年3月26日から施行し、平成2年12月21日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成7年9月28日から改正施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年3月18日改正し、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月27日改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月29日改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日に改正、施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年5月25日に改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の入学金及び授業料については、理学療法学科は平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生には、なお従前の規定を適用する。また、鍼灸学科は、平成17年度以前の入学生についても適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月24日改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月16日に改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の入学金及び授業料については、平成20年度以前の入学生についても適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月25日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月18日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月24日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月23日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月27日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月25日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月14日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日に改正し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年12月20日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 2 転学部等に関する一部改正は、平成25年12月20日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年5月30日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年12月16日に改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の2の授業料については、平成27年度以前の入学生についても適用する。

## 附 則

この規程は、平成28年5月30日に改正し、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成28年12月16日に改正、施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年5月29日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年12月15日に改正、施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年2月22日に改正、施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年5月30日に改正、施行する。

## 附 則

この規程は、平成31年3月28日に改正し、平成31年2月8日から適用する。

## 附 則

この規程は、授業料等の別表第1について、令和元年5月30日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年12月13日に改正し、施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年5月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年5月28日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程（別表第2）は、令和4年5月30日に改正し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程（別表第1）は、令和6年5月29日に改正し、令和7年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、令和6年12月13日に改正し、施行する。

別表第1

1 学部入学金及び授業料等

(1) 入学金及び授業料 (年間)

対象者：令和7年度入学者

●初年度の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	300,000	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000
	医療栄養学科		1,250,000	625,000	625,000	1,550,000
	臨床検査学科		1,450,000	725,000	725,000	1,750,000
	リハビリテーション学科		1,500,000	750,000	750,000	1,800,000
	理学療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,800,000
	作業療法学専攻		1,050,000	525,000	525,000	1,350,000
	医療福祉学科		1,050,000	525,000	525,000	1,350,000
	医療福祉学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,800,000
	臨床心理学専攻		1,300,000	650,000	650,000	1,600,000
医用工学部	鍼灸サイエンス学科	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000	
	救急救命学科	1,250,000	625,000	625,000	1,550,000	
薬学部	臨床工学科	1,900,000	950,000	950,000	2,200,000	
	薬学	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000	
看護学部	医療健康データサイエンス学科	1,450,000	725,000	725,000	1,750,000	
	看護学					

●2年次以降の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,650,000	825,000	825,000
	医療栄養学科	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学科	1,650,000	825,000	825,000
	リハビリテーション学科	1,680,000	840,000	840,000
	理学療法学専攻	1,680,000	840,000	840,000
	作業療法学専攻	1,150,000	575,000	575,000
	医療福祉学科	1,200,000	600,000	600,000
	医療福祉学専攻	1,680,000	840,000	840,000
	臨床心理学専攻	1,550,000	775,000	775,000
医用工学部	鍼灸サイエンス学科	1,650,000	825,000	825,000
	救急救命学科	1,350,000	675,000	675,000
薬学部	臨床工学科	2,100,000	1,050,000	1,050,000
	薬学	1,650,000	825,000	825,000
看護学部	医療健康データサイエンス学科	1,650,000	825,000	825,000
	看護学			

対象者：令和5・6年度以降入学者

●初年度の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,410,000	705,000	705,000	1,610,000
	医療栄養学科		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
	臨床検査学科		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	リハビリテーション学科		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	理学療法学専攻					
	作業療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	医療福祉学科		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	医療福祉学専攻					
	臨床心理学専攻					
鍼灸サイエンス学科	1,200,000	600,000	600,000	1,400,000		
救急救命学科	1,200,000	600,000	600,000	1,400,000		
医用工学部	臨床工学科	1,400,000	700,000	700,000	1,600,000	
	医療健康データサイエンス学科	1,050,000	525,000	525,000	1,250,000	
薬学部	薬学 科	1,860,000	930,000	930,000	2,060,000	
看護学部	看護学 科	1,500,000	750,000	750,000	1,700,000	

●2年次以降の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,510,000	755,000	755,000
	医療栄養学科	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学科	1,500,000	750,000	750,000
	リハビリテーション学科	1,600,000	800,000	800,000
	理学療法学専攻			
	作業療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	医療福祉学科	1,050,000	525,000	525,000
	医療福祉学専攻			
	臨床心理学専攻			
鍼灸サイエンス学科	1,700,000	850,000	850,000	
救急救命学科	1,400,000	700,000	700,000	
医用工学部	臨床工学科	1,500,000	750,000	750,000
	医療健康データサイエンス学科	1,350,000	675,000	675,000
薬学部	薬学 科	2,040,000	1,020,000	1,020,000
看護学部	看護学 科	1,600,000	800,000	800,000

学費納入

対象者：令和4年度入学者

●初年度の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,410,000	705,000	705,000	1,610,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
	臨床検査学専攻		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	リハビリテーション学科					
	理学療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	作業療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	臨床心理学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	鍼灸サイエンス学科		1,200,000	600,000	600,000	1,400,000
	救急救命学科		1,200,000	600,000	600,000	1,400,000
医用工学部	臨床工学科		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	医療健康データサイエンス学科		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
薬学部	薬学 科		1,860,000	930,000	930,000	2,060,000
看護学部	看護学 科		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000

●2年次以降の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,510,000	755,000	755,000
	医療栄養学科			
	管理栄養学専攻	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学専攻	1,500,000	750,000	750,000
	リハビリテーション学科			
	理学療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	作業療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	医療福祉学科			
	医療福祉学専攻	1,050,000	525,000	525,000
	臨床心理学専攻	1,050,000	525,000	525,000
	鍼灸サイエンス学科	1,700,000	850,000	850,000
	救急救命学科	1,400,000	700,000	700,000
医用工学部	臨床工学科	1,500,000	750,000	750,000
	医療健康データサイエンス学科	1,350,000	675,000	675,000
薬学部	薬学 科	2,040,000	1,020,000	1,020,000
看護学部	看護学 科	1,600,000	800,000	800,000

対象者：令和3年度入学者

●初年度の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,410,000	705,000	705,000	1,610,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
	臨床検査学専攻		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	リハビリテーション学科					
	理学療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	作業療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	臨床心理学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
医用工学部	鍼灸サイエンス学科		1,200,000	600,000	600,000	1,400,000
	臨床工学科		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
薬学部	医療健康データサイエンス学科		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
	薬学		1,860,000	930,000	930,000	2,060,000
看護学部	看護学		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000

●2年次以降の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,510,000	755,000	755,000
	医療栄養学科			
	管理栄養学専攻	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学専攻	1,500,000	750,000	750,000
	リハビリテーション学科			
	理学療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	作業療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	医療福祉学科			
	医療福祉学専攻	1,050,000	525,000	525,000
	臨床心理学専攻	1,050,000	525,000	525,000
医用工学部	鍼灸サイエンス学科	1,700,000	850,000	850,000
	臨床工学科	1,500,000	750,000	750,000
薬学部	医療健康データサイエンス学科	1,350,000	675,000	675,000
	薬学	2,040,000	1,020,000	1,020,000
看護学部	看護学	1,600,000	800,000	800,000

対象者：令和2年度入学者

●初年度の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授業料 (年間)	前期 授業料	後期 授業料	合 計
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,410,000	705,000	705,000	1,610,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
	臨床検査学専攻		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	リハビリテーション学科					
	理学療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	作業療法学専攻		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	臨床心理学専攻		950,000	475,000	475,000	1,150,000
	鍼灸サイエンス学科					
医用工学部	臨床工学科		1,400,000	700,000	700,000	1,600,000
	医用情報工学科		1,050,000	525,000	525,000	1,250,000
薬学部	薬学		1,860,000	930,000	930,000	2,060,000
看護学部	看護学		1,500,000	750,000	750,000	1,700,000

●2年次以降の学費

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	授業料 (年間)	前期授業料	後期授業料
保健衛生学部	放射線技術科学科	1,510,000	755,000	755,000
	医療栄養学科			
	管理栄養学専攻	1,350,000	675,000	675,000
	臨床検査学専攻	1,500,000	750,000	750,000
	リハビリテーション学科			
	理学療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	作業療法学専攻	1,600,000	800,000	800,000
	医療福祉学科			
	医療福祉学専攻	1,050,000	525,000	525,000
	臨床心理学専攻	1,050,000	525,000	525,000
	鍼灸サイエンス学科	1,700,000	850,000	850,000
医用工学部	臨床工学科	1,500,000	750,000	750,000
	医用情報工学科	1,350,000	675,000	675,000
薬学部	薬学	2,040,000	1,020,000	1,020,000
看護学部	看護学	1,600,000	800,000	800,000

対象者：平成31年度入学者

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授 業 料		合 計	
			1 年次	2 年次以降	1 年次	2 年次以降
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
	臨床検査学専攻		1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	リハビリテーション学科					
	理学療法学専攻		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000
	作業療法学専攻		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
	臨床心理学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
鍼灸サイエンス学科						
医用工学部	臨床工学科		1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	医用情報工学科		1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
薬学部	薬学 科		1,760,000	2,000,000	1,960,000	2,000,000
看護学部	看護学 科		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000

対象者：平成30年度入学者

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授 業 料		合 計	
			1 年次	2 年次以降	1 年次	2 年次以降
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
	臨床検査学専攻		1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	理学療法学 科		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
	臨床心理学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
	鍼灸サイエンス学科					
	医用工学部		臨床工学科		1,300,000	1,400,000
医用情報工学科			1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
薬学部	薬学 科		1,760,000	2,000,000	1,960,000	2,000,000
看護学部	看護学 科		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000

対象者：平成27～29年度入学者

(単位：円)

学 部	学 科 ・ 専 攻	入学金	授 業 料		合 計	
			1 年次	2 年次以降	1 年次	2 年次以降
保健衛生学部	放射線技術科学科	200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	医療栄養学科					
	管理栄養学専攻		1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
	臨床検査学専攻		1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	理学療法学科		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000
	医療福祉学科					
	医療福祉学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
	臨床心理学専攻		900,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
	鍼灸学科		1,100,000	1,600,000	1,300,000	1,600,000
医用工学部	臨床工学科		1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,400,000
	医用情報工学科		1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
薬学部	薬学科		1,760,000	2,000,000	1,960,000	2,000,000
看護学部	看護学科		1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000

(注) 1. 編入学及び再入学の入学金、授業料は次の料金を適用する。

- (1) 1年次に在籍する場合は、令和7年度入学者用料金表の入学金と1年次授業料を適用する。
- (2) 2年次に在籍する場合は、令和5・6年度入学者用料金表の入学金と2年次以降授業料を適用する。
- (3) 3年次に在籍する場合は、令和5・6年度入学者用料金表の入学金と2年次以降授業料を適用する。
- (4) 4年次に在籍する場合は、令和4年度入学者用料金表の入学金と2年次以降授業料を適用する。
- (5) 5年次に在籍する場合は、令和3年度入学者用料金表の入学金と2年次以降授業料を適用する。
- (6) 6年次に在籍する場合は、令和2年度入学者用料金表の入学金と2年次以降授業料を適用する。
- (7) 再入学者の入学金は100,000円とする。

(注) 2. 留年、休学等で翌年も1年次に在籍する場合については、入学年度の料金表の2年次以降の授業料を適用する。

(2) 研究員・科目等履修生及び特別聴講学生等の入学金及び授業料等 (年間)

(単位：円)

区 分	入 学 金	授 業 料	聴 講 料	在 籍 料
研 究 員	—	—	—	10,000 (注) 4
科 目 等 履 修 生	※ 30,000 (注) 1	20,000 (注) 2	—	—
特 別 聴 講 学 生	—	—	— (注) 3	—

(注) 1. 入学金について、本学卒業生は免除とする。

※ 科目等履修生の入学金について、本学卒業生以外の者で、公共的団体または本学と特別な協力関係のある団体のうち理事会で承認された団体からの推薦者は半額免除とする。

(注) 2. 科目等履修生の授業料は1単位当たりとする。

(注) 3. 特別聴講学生(放送大学)の聴講料は1科目(2単位)当たり11,000円とする。

(注) 4. 研究員の在籍料は1か月当たりとする。在籍期間が1年間の場合は120,000円、半年間の場合は60,000円を一括納入すること。但し、学年の途中において研究員となった場合は、研究員となった時期から当該学年末までの月数を乗じた在籍料を一括納入すること。

(3) 休学在籍料

(単位：円)

区 分	在 籍 料
半 期	60,000
年 間	120,000

2 大学院研究科入学金及び授業料等 —省略—

別表第2

1 入学検定料

(1) 学 部

(単位：円)

入 試 区 分	入 学 検 定 料
総 合 型 選 抜	32,000
学 校 推 薦 型 選 抜	
一 般 選 抜	
共 通 テ ス ト 利 用 方 式	3 学 科 ま で 一 律 15,000
	4 学 科 以 上 一 律 20,000
再 入 学	25,000
転 入 学	
編 入 学	
転 学 部 等	
科 目 等 履 修 生	10,000

(注) 特別聴講学生は免除とする。

(2) 大学院研究科

(単位：円)

入 試 区 分	入 学 検 定 料
一 般 入 試	35,000
社 会 人 特 別 選 抜	
再 入 学	25,000
科 目 等 履 修 生	10,000
研 修 生 ( 認 定 社 会 福 祉 士 )	

2 諸証明手数料等

(単位：円)

種 別		金 額	摘 要
手 明 手 数 料 等	成 績 証 明 書	200	邦文1通
	単 位 修 得 証 明 書	200	邦文1通
	卒 業 証 明 書	200	邦文1通
	卒 業 見 込 証 明 書	200	邦文1通
	修 了 証 明 書	200	邦文1通
	修 了 見 込 証 明 書	200	邦文1通
	在 学 証 明 書	200	邦文1通
	健 康 診 断 証 明 書	200	邦文1通
	外 国 語 の 証 明 書	500	大学で作成準備をしているもの以外は実費を徴収する
	そ の 他 の 証 明 書	200	邦文1通
学 生 証 再 発 行 料	2,000	1 件	
仮 学 生 証	1,000		
再 試 験 料	2,000	1 科 目 ( 1 科 目 で 2 以 上 の 試 験 を 行 う 場 合 は そ の 試 験 ご と )	
追 試 験 料	1,000		

# 鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学学則第38条第1項の規定に基づき、鈴鹿医療科学大学学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (懲戒の内容)

第2条 学則第38条第2項に定める懲戒の種類の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分をはく奪することをいい、この処分を受けた者は、再入学を認めない。
- (2) 停学 登校を禁止することをいう。期間は無期または1か月以上6か月以下の有期とする。
- (3) 訓告 書面をもって戒めることをいう。

## (処分案の作成)

第3条 懲戒に相当すると思われる学生の行為があった時は、対象学生（以下「学生」という。）の所属する学部の学部長は、速やかに事実関係を調査し、懲戒処分の必要性等について、懲戒の標準例に基づき、処分案を作成する。

2 学部長は必要に応じ、学生に対して事情聴取等の調査を行うことができる。その際、学生に弁明の機会を与えることができるものとする。

## (自宅謹慎)

第4条 学長は、懲戒処分決定前に学生に対し、自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学期間に通算するものとする。

## (懲戒処分の決定)

第5条 学長は、学部長から提出された処分案を参考に懲戒処分を決定する。

## (懲戒処分の通知と公示)

第6条 懲戒処分の通知は、学生及び保証人（保護者）に対して、文書によりこれを行う。処分の効力は、学長が処分を決定した日に発生する。

2 懲戒事項を学長名をもって学内に2週間公示するものとする。

3 処分の事実は、学生の学籍簿に記載する。ただし、成績証明書等各種証明書には記載しないものとする。

## (停学及び訓告を受けた者の義務)

第7条 停学処分を受けた学生は、別紙様式1により、毎月、文書による生活状況報告を行うものとする。

2 訓告を受けた学生は、別紙様式2により、反省文を提出することとする。

## (無期停学の解除)

第8条 学長は、無期停学処分を受けた学生の反省の程度や学習意欲等を総合的に判断し、無期停学を解除できるものとする。

## (停学期間中の授業料等)

第9条 停学処分を受けた学生は、停学期間中の授業料を納入しなければならない。

2 学生が休学中の場合は、休学在籍料を納入しなければならない。

## (停学処分中の休学)

第10条 停学処分中の学生は、休学することはできないものとする。

## (懲戒処分と自主退学)

第11条 懲戒対象行為を行った学生は、懲戒処分の決定前に自主退学することはできないものとする。

#### (不服申立て)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認等の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に対して、不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てができる期間は、懲戒の効力発生日から30日以内とする。ただし、期間内に不服申立てをすることができない正当な理由があると認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内とする。

3 学長は、不服申立てを受理した場合には、学部長に対して、再度事実関係の調査を命じることができる。

#### (準用)

第13条 鈴鹿医療科学大学大学院学則・第47条の規定に基づき研究科の学生について第2条から前条までの規定を準用するについては、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

#### (試験等の不正行為)

第14条 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合における処分は、別途「不正受験行為者の処分・指導に関する内規」に基づいて行う。

#### (規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月2日から制定し施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年3月31日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年10月29日に改正し、施行する。

#### 附 則

本学則は、第15条について、令和4年9月20日に改正し、施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年9月19日に改正し、適用する。

別表（第3条関係）

懲戒の標準例

区 分	行 為 の 内 容	懲戒の種類
交通事故に関する懲戒処分	・飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反（制限速度30キロ以上の超過）等悪質な運転による人身事故にあたる場合	退学
	・ひき逃げ等悪質な行為にあたる場合	退学
	・その他の交通事故（構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。）にあたる場合	退学、停学又は訓告
薬物犯罪に関する懲戒処分	・薬物犯罪（大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物所持、使用、売買又はその仲介等）にあたる場合	退学又は停学
ストーカー犯罪に関する懲戒処分	・悪質なストーカー犯罪（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）にあたる場合	退学又は停学
	・その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）にあたる場合	停学又は訓告
わいせつ行為等に関する懲戒処分	・わいせつ行為（痴漢、のぞき、不同意わいせつ、青少年保護育成条例等違反、盗撮（隠し撮り）等）及びセクシュアル・ハラスメントにあたる場合	退学、停学又は訓告
コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する懲戒処分	・コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（内部システム、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）にあたる場合	退学又は停学
	・その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用にあたる場合	停学又は訓告
その他の刑事事件に関する懲戒処分	・交通事故以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、放火等）にあたる場合	退学
	・その他の刑事事件（傷害、窃盗等）にあたる場合	退学、停学又は訓告
非違行為	・本学の財物に対し、故意に著しく物的損傷を与えた場合	退学又は停学
	・一気飲み等により、飲酒を強制し、重大な事態に至った場合	退学又は停学
	・20歳未満の者自らの飲酒又は喫煙をした場合、及び20歳未満の者と知りながら飲酒又は喫煙をすすめた場合	停学又は訓告
	上記以外の非違行為	停学又は訓告

## 生活状況報告書

年 月 日

鈴鹿医療科学大学長 殿

学部・学科：

学 生 番 号：

氏 名：

停学期間中の生活状況を下記の通り、ご報告致します。

【生活状況について】

【学習状況について】

(別紙様式2)

# 反 省 文

年 月 日

鈴鹿医療科学大学長 殿

学部・学科：

学 生 番 号：

氏 名：

# 鈴鹿医療科学大学不正受験行為者の処分・指導に関する内規

## (目的)

第1条 この内規は、不正受験行為をした学生（以下、「不正受験者」という。）について、学則第38条に基づき処分・指導に係る必要事項を定めることとする。

- 2 前提として、教員は、学生が不正行為をしないよう事前に指導し、監督する義務がある。
- 3 以下の措置は可及的速やかに進めなければならない。

## (不正受験行為の定義)

第2条 「不正受験行為」とは、定期試験その他の試験における次に例示する行為をいう。

- (1) 他の者が受験者に代わって受験し、又は受験者が他の者を代わりに受験させること。
- (2) 受験者が答案及びカンニングペーパー等を相互に交換することまたは見る行為、見せる行為で、かつ複数の者が組織的に関わって答案を作成すること。
- (3) 受験者がカンニングペーパー又はこれらに類するものを使用すること又は鞆の外に出しておくこと。
- (4) 受験者が持ち込みを許可されたもの以外のノート、辞典、法令集、文献、携帯電話、計算機、プログラム・辞書等の機能を有する電子媒体等を使用すること又は鞆の外に出しておくこと。
- (5) 受験者が他の受験者の答案を見ること、又は他の受験者に答案を見せること。
- (6) 受験者が所持品、机、身体などに解答又は解答に役立つメモなどを書き込んでおくこと。
- (7) その他、前各号に類すると認められる行為。

## (不正受験行為を発見した場合の措置)

第3条 不正受験行為を発見（試験終了後の発覚を含む）したとき、関係者は次の措置を取る。ただし、人権の確保について十分配慮をしなければならない。

- 2 監督者は、当該不正受験行為の事実関係を確認し、証拠品があれば没収し保管する。また、不正受験者をその場に留まらせ、答案及び問題用紙を没収する。試験終了後に不正受験者を伴って教務課長（又は白子教務課長、以下省略）に報告する。監督者は不正受験行為を発見したとき、これを個人的に処理をしてはならない。
- 3 教務課長は、不正受験者の所属する学部長・学科長に報告すると共に、監督者及び不正受験者から事情を聴取して、それぞれ別々の事情調書を作成し、当該者による署名捺印を受ける。
- 4 処分が決定されるまでは、残りの試験科目及び追・再試験の受験を認める。当日学生が次の時間の試験科目がある場合は受験を優先させ、その日の試験終了後、事情聴取する。

## (不正受験委員会の開催)

第4条 学部長は、前条3項の報告を受けたときは、不正受験委員会（以下、「委員会」という。）を招集する。

- 2 委員会の委員は、当該学部の学部長・学科長、副学長（教務・教育改革担当）、大学事務局長、教務課長とし、委員長は学部長とする。

なお、委員会は必要に応じ不正受験行為に係る監督者、関係者、不正受験者の見解を求めることができる。

- 3 委員会は、事情調書を踏まえ不正受験行為について審査認定する。
- 4 委員会は、第5条の処分基準に基づき処分案を作成し教授会に提案する。また不正受験者の指導案を作成し教授会に提案する。

## (処分の基準)

第5条 不正受験者の処分は次の基準による。ただし、以下の行為を超える著しく悪質な不正受験者は学

則第38条によって処分される。

(1) 第2条(1)の行為

2ヵ月の停学処分とし、当該学期の全試験科目の成績は全て無効とする。

(2) 第2条(2)の行為

1週間の停学処分とし、当該学期の全試験科目の成績は全て無効とする。

(3) 第2条(3)、(4)、(5)、(6)の行為

訓告処分とし、当該学期の全試験科目の成績を全て無効とする。

(4) その他の行為

(1)から(3)に準じて処分する。

なお、当該学期とは、

(1) 春期、夏期、前期の授業科目で不正行為が発覚したとき前期を指す。

(2) 秋期、冬期、後期の授業科目で不正行為が発覚したとき後期を指す。

**(処分の決定)**

第6条 教授会は、委員会から提案された不正受験者の処分案・指導案について審議し、審議結果を学長に報告する。

2 不正受験者の処分、指導は、学長が決定する。

**(処分の通告)**

第7条 学長は、書面によって処分の内容を不正受験者および保護者に通告する。

**(処分の措置)**

第8条 不正受験者の処分が決定され次第、所属学科、学年、不正行為の内容、及び処分の内容を掲示板(千代崎・白子両キャンパス)に公示する。

なお、掲示については、次学期の授業開始日から2週間とし、処分の内容により期間は延長できる。

2 処分の内容は学籍簿に記載する。

3 不正受験者が本学奨学制度による特待生または奨学金対象者であるときは、直ちにその資格を失う。

4 成績が無効となった科目について、追・再試験の受験は認めない。また、処分の決定が追・再試験後になった場合は、当該試験の成績を無効とする。

5 処分の結果、成績が無効となった科目は、次年度に再履修することができる。この場合には、当該科目を再度受講後、受験しなければならない。

**(指導の措置)**

第9条 学部長・学科長は、学長の決定に基づき、当該不正受験者の指導を行い、指導結果について委員会に報告する。

**(内規の改廃)**

第10条 この内規の改廃は、教授会及び大学協議会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成15年1月27日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、平成20年8月25日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、平成23年3月10日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、平成27年3月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月19日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月25日から改正し、施行する。

附 則

この内規は、令和6年12月17日から改正し、施行する。

# 鈴鹿医療科学大学進級要件内規

- 第1条 鈴鹿医療科学大学学則第24条第4項に基づき、進級に関する要件を定める。
- 第2条 進級要件は学科・専攻毎に別表第1のとおり定める。ただし、当該学年のGPA値が3.0以上の場合は、進級を認めることがある。
- 第3条 進級判定は、別表第1に基づいて教授会の議を経て学長が決定するものとする。ただし、前期または後期を休学した場合、原則として進級は認められない。
- 第4条 この内規の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。
- 附則 この内規は、平成20年3月24日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成23年3月23日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成24年12月11日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、平成27年2月17日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、平成27年3月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成28年11月22日に改正し、平成28年4月1日から適用する。
- 附則 この内規は、平成28年12月13日に改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成30年11月20日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和元年9月17日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、令和2年2月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和3年1月26日に改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和3年11月30日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和4年3月15日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和5年1月24日に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和5年10月24日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、令和5年10月24日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1

### — 放射線技術科学科 —

#### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

#### 「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 基礎分野：2年次までに開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。  
ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。

#### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

## — 医療栄養学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：2年次までに開講されている必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 専門分野：3年次までに開講されている必修の実験・実習科目を全て修得していること。  
3年次までに開講されている必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

## — 臨床検査学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 専門分野：3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

## — リハビリテーション学科 理学療法学専攻 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目は卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。
- ③ 専門分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。

## — リハビリテーション学科 作業療法学専攻 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目は卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。
- ③ 専門分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。

## — 医療福祉学科 医療福祉学専攻 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 2年次までに開講される上記科目以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

## — 医療福祉学科 臨床心理学専攻 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 2年次までに開講される上記科目以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

## — 鍼灸サイエンス学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」以外の必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。ただし、未修得科目に「鍼灸技術学入門」が含まれないこと。

### 「3年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 2年次までに開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。  
(ただし、未修得科目に実習科目が含まれないこと)
- ③ 基礎分野：2年次までに開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。  
ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 3年次までに開講される「総合領域」の選択科目より6単位以上修得していること。

## — 救急救命学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

## — 臨床工学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目を含め卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎および専門分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

## — 医療健康データサイエンス学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」以外の必修科目のうち、未修得科目が5科目以内であること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 2年次までに開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が7科目以内であること。
- ④ 2年次までに開講される上記以外の選択科目のうち、12単位以上を修得すること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が1科目以内であること。
- ② 3年次までに開講される選択科目のうち、26単位以上を修得すること。

## — 薬学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 「化学基礎Ⅰ」を修得していること。ただし、「化学基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「化学基礎Ⅱ」を修得していること。
- ② 「生物学基礎Ⅰ」を修得していること。ただし、「生物学基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「生物学基礎Ⅱ」を修得していること。
- ③ 「化学計算基礎Ⅰ」を修得していること。ただし、「化学計算基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「化学計算基礎Ⅱ」を修得していること。
- ④ 1年次に開講される「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 2年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 2年次に開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 3年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。
- ③ 「薬学総合演習基礎Ⅰ」を修得していること。ただし、「薬学総合演習基礎Ⅰ」が修得できなかった場合、「薬学総合演習基礎Ⅱ」を修得していること。

### 「5年次への進級要件」

- ① 4年次までに開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 「多職種連携教育」領域および「医療人の教養と常識」領域および「人間と文化と社会」領域の選択科目のうち、8単位以上修得していること。
- ④ 「言葉とコミュニケーション」領域の選択科目のうち、2単位以上修得していること。但し、中国語Ⅱの選択には中国語Ⅰを修得していること。
- ⑤ 共用試験（CBTおよびOSCE）に合格していること。

※病院・薬局実務実習の単位を修得できず、6年次に進級した場合は、本実習を最優先すること。

## — 看護学科 —

### 「2年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

### 「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野25単位（必修・選択）以上を修得していること（基礎分野科目卒業要件）。
- ② 1、2年次開講の専門基礎および専門分野の必修科目単位を全て修得していること。

### 「4年次への進級要件」

- ① 3年次開講の専門基礎および専門分野科目のうち、臨地実習科目を除く必修・選択科目単位を全て修得していること（専門基礎および専門分野科目卒業要件）。
- ② 3年次開講の臨地実習科目のうち、未修得科目が1科目以内であること。

# 鈴鹿医療科学大学構内交通規制に関する内規

## (目 的)

第1条 この内規は、本学構内（以下、「構内」という。）における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下、「車両」という。）による学生の通学に関し、必要な事項を定め、通行の安全と教育、研究環境の保持を図ることを目的とする。

2 共用施設の管理・運営及び使用については、この内規の定めるところによる。

## (駐車許可願)

第2条 自動車通学しようとする学生は、「駐車場利用の手引き」をよく読み「駐車場利用登録申請書」にて申請するものとする。

## (駐車許可証等の交付及び有効期間)

第3条 学生課または白子学生・就職課は、前条の規定により「駐車場利用登録申請書」を受理したときは、車両確認後に「駐車許可証」を交付する。

2 「駐車許可証」の交付は有償とする。

3 「駐車許可証」の有効期限は、毎年その年度限りとする。（4月1日～翌年3月31日）

## (駐車許可証の再交付)

第4条 自動車通学の学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条に準じて、速やかに「駐車許可証」の再交付を受けなくてはならない。（無償）

(1) 通学の車両に変更があったとき。

(2) 「駐車許可証」を紛失、または汚損したとき。

## (駐車制限)

第5条 第3条に定める手続きを経て「駐車許可証」の交付を受けた学生以外の自動車は、構内に駐車できないものとする。

2 駐車時間は、原則として午前7時～午後9時までとする。（千代崎キャンパスでは、土・日・祝日・学校休校日及び午後9時以降の駐車に関しては、駐車場へ暴走運転防止用のチェーンを張るので、指定の場所へ移動すること。）

## (遵守事項)

第6条 学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 構内歩行者の安全を第一とし、騒音の防止に努めること。

(2) 構内での車両の速度は、時速20km以下とすること。

(3) 改造車両及び、騒音の著しい車両は入構しないこと。

(4) 「駐車許可証」の交付の無い自動車は駐車しないこと。

(5) 本学の行事等により、本学が規制を行うときは、これに従うこと。

(6) 指定駐車場以外の場所には駐車しないこと。

(7) 「駐車許可証」は、運転席前面のダッシュボード上の外部から見えるところへ表示すること。

## (違反者に対する措置)

第7条 この内規に違反した学生には、別途措置を定める。

## (適用の除外)

第8条 学生通学用の車両以外の車両には、この内規は適用しないものとする。

(事故の責任)

第9条 構内で発生した学生通学用の車両に関する事故については、本学はその責めを負わない。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、大学協議会を経て大学運営協議会で決定する。

(その他)

第11条 第3条の規定により、「駐車許可証」を交付された学生であっても、駐車場所の確保を保證するものではない。

2 この内規に定める書式その他必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

この内規の改正は、平成12年4月1日から施行する。

この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。

この内規の改正は、平成24年11月6日から施行する。

## 自動車（学生）の構内駐車違反者への対応について

### 「無登録者」対象

#### ＜学生告知内容＞

警告に従わなかった者はタイヤ・ロックを装着し、違反金として3千円徴収する。

#### ＜運用手順＞

- ① 無登録による構内駐車行為に対する警告書を車に貼る。（警告書には、無登録の状態でも再違反をした場合は違反金として3千円を徴収する。従って直ちに年間登録をするよう告知する。）
- ② 警告に従わなかった者はタイヤ・ロックを装着し、違反金として3千円徴収する。  
タイヤ・ロック装着における不利益に関しては大学は責任を負わない。
- ③ 違反金支払いを行った車両のみタイヤ・ロックを解除する。

### 「登録者」対象

#### ＜学生告知内容＞

警告に従わなかった者はタイヤ・ロックを装着し、違反金として1千円徴収する。

#### ＜運用手順＞

- ① 駐車違反の警告書を車に貼る。（警告書には、再違反をした場合は違反金として1千円を徴収する旨告知する。）
- ② 警告に従わなかった者はタイヤ・ロックを装着し、違反金として1千円徴収する。  
タイヤ・ロック装着における不利益に関しては大学は責任を負わない。
- ③ 違反金支払いを行った車両のみタイヤ・ロックを解除する。

## 鈴鹿医療科学大学体育施設使用心得

体育施設の利用者は事故防止及び利用施設の美化を心掛けると共に、次の事項を守らなければならない。

- 1 施設利用願（様式7）を提出の際、学生証を学生課または白子学生・就職課へ提出すること。
- 2 体育館内では体育館専用シューズを使用すること。
- 3 体育館内では火気を使用しないこと。
- 4 キャンパス内全面禁煙につき、体育館、グラウンド等喫煙しないこと。
- 5 盗難防止のため持ち物には細心の注意を払うこと。
- 6 施設・設備・借用物品等を破損、紛失または著しく汚損した場合は、学生課または白子学生・就職課に届け出ること。
- 7 使用後は、使用した施設の設備等を現状に復し、清掃の上、学生課または白子学生・就職課に届け出ること。
- 8 利用規程及び利用心得を守らない場合は、今後の利用を許可しないことがある。

## 鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設使用心得

鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設（以下、「共用施設」という。）の使用者は、鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設使用規程に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- 1 共用施設の使用者は本学の学生に限られ、部外者の使用、もしくはみだりに立ち入ることを禁止する。
- 2 掲示その他これに類するものは、許可を受けて、所定の場所に行うこと。
- 3 火災予防に留意すること。
- 4 盗難防止のため戸締りに注意すること。
- 5 騒音により、周囲に迷惑を生じるような使用をしないこと。
- 6 共用施設の使用は、学生の健全な課外活動にあるので、それ以外の集会・会合は禁止する。
- 7 共用施設内の共用部室を使用するクラブ・サークルの各責任者は、清潔・整頓・規律の保持等に注意し、本使用心得を遵守すること。
- 8 共用施設の管理上の必要に基づいて、本学職員が許可施設に立ち入ることを拒否してはならない。
- 9 その他本学職員の指示に従うこと。

# 鈴鹿医療科学大学情報ネットワーク利用規程

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）の情報ネットワーク利用に関して必要な事項を定める。

第2条 情報ネットワークの利用は、教育および教育情報処理、学術研究を目的とし、かつ原則としてその成果を公開できるものに限る。

第3条 この規程に定める情報ネットワークとは、以下の情報通信にかかわる装置・設備および関連事項をいう。

- (1) 本学構内間を接続する基幹ネットワークに関わる通信回線およびその接続装置
- (2) 各建屋内の各室の情報コンセントまでの通信回線およびその接続装置
- (3) 上記回線上で稼動するサーバシステム
- (4) 本回線運用上必要なIPアドレス、通信プロトコル等のLAN関連事項

第4条 本学のネットワーク運用管理は、ICT教育センター規程第3条に基づきICT教育センターが行う。

第5条 情報ネットワークを利用できる者は、以下の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究員
- (3) 本学に関係する者で、学長が認めた者

第6条 ネットワークに機器を接続できる者は、以下の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究員
- (3) 本学に関係する者で、学長が認めた者

第7条 ネットワークを利用する場合、センターに利用申請書を提出しなければならない。

2 利用申請を許可した場合は、センター長を通じて、その旨を申請者に通知するものとする。

第8条 ネットワークの円滑な運営を行うことならびにネットワークの適正な管理を行うことを目的に、部会を設置することができる。

2 部会の委員については、センターの承認を得て、センター長が委嘱する。

第9条 ネットワークを利用した電子メールによる通信の内容は、発信者の意思を尊重し、通信の媒介者または通信の発信者・受信者以外の者がみだりに外部に漏洩してはならない。

2 犯罪行為、不正行為の調査のためやむを得ず通信の内容を開示する必要が生じた場合、センター長の承認を得なければならない。

第10条 以下の事項に該当する場合、センター長は、不正利用者に改善を求めるとともに、事由によっては事態が改善するまでの間、接続機器の切り離し、利用資格の取消しまたは使用停止等の措置をとることができる。

- (1) 利用者が情報ネットワーク利用遵守事項、その他のネットワーク利用に関わる諸規定に反した場合
- (2) 本学または外部のネットワークシステムに重大な損害または不利益を与えた場合
- (3) ネットワークの円滑な運用を妨げる行為をした場合
- (4) その他、センター長が必要と認めた場合

2 前項の措置とは別に、不正なホームページ公開を行った者に対しては、ホームページ作成・公開に関する規程第8条に基づき処分を行うことができる。

第11条 ネットワークの管理運用に必要な事項は、センターの議を経て、大学協議会で別に定める。

第12条 この規程の改廃は、センターの議を経て大学協議会で行うものとする。

附 則

本規程は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成11年10月1日から改訂施行する。

附 則

本規程は、平成12年4月1日から改訂施行する。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成28年6月21日から一部改正し、施行する。

# 鈴鹿医療科学大学情報ネットワーク利用遵守事項

## 第1項 情報ネットワーク利用に関する遵守事項

情報ネットワーク利用規程および第2項以下に従うとともに、以下の事項を遵守すること。

- (1) 公序良俗に反する行為をしないこと
- (2) 他人のプライバシーを侵害しないこと
- (3) 特定の個人や団体を誹謗中傷しないこと
- (4) 営利を目的とした行為をしないこと
- (5) 法律、学則等が定めることに違反しないこと
- (6) 他の利用者に迷惑もしくは損害を与える行為をしないこと
- (7) 不正に他人のネットワークアカウントを使用しないこと
- (8) 自分のネットワークアカウントを他人に使用させないこと

## 第2項 情報ネットワーク接続に関する遵守事項

第1項の他、以下の事項も遵守すること

- (1) IPアドレスは、ICT教育センターが指定したものを使用すること
- (2) 大学院生、学部生、科目等履修生の場合、指導教員が指定したIPアドレスを使用すること

## 第3項 ホームページ作成に関する遵守事項

第1項、第2項の他、ホームページ作成・公開に関する規程に従っておこなうこと。

## 第4項 電子メール利用に関する遵守事項

第1項、第2項の他、以下の事項をも遵守すること。

- (1) 許可されたメールアドレスで電子メールを送受信すること
- (2) 他人のプライバシーを侵害しないこと
- (3) 不正に他人のメールアドレス、パスワードを使用しないこと
- (4) 自分のメールアドレス、パスワードを他人に使用させないこと

附 則

本遵守事項は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

本遵守事項は、平成11年10月1日から改訂施行する。

附 則

本遵守事項は、平成12年4月1日から改訂施行する。

附 則

本遵守事項は、平成21年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

本遵守事項は、平成28年4月1日から一部改正し、施行する。

# 鈴鹿医療科学大学ICT教育センター マルチメディア施設の機器利用規程

## (目 的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）ICT教育センターのマルチメディア施設の情報処理装置・設備機器の利用にあたって、必要な事項を定めるものである。

## (利用範囲)

第2条 マルチメディア施設の機器を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究員
- (3) 本学の関係する者で、学長が認めた者
- (4) 学外貸出許可者

2 マルチメディア施設の機器は、次のとおりとする。

ICT教育センター管理下にあるコンピュータ実習室ならびに講義室内のマルチメディアの情報処理装置・設備機器

## (利用時間・利用手続)

第3条 マルチメディア関連施設の利用時間は、原則として次のとおりとする。

・土曜日、休・祝日、休校時等を除く平日 午前9時30分から午後6時20分まで

ただし、ICT教育センター長（以下「センター長」という。）は必要に応じ、これを変更することができる。

2 時間外に利用する者は、時間外利用許可願いを利用前日までに提出すること。

## (教育・研究ネットワークの利用)

第4条 マルチメディア機器を経由した教育・研究等のネットワークの利用については、別に定める。

## (利用者の禁止事項)

第5条 マルチメディア施設を利用する者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 機器、備品、消耗品等の無断持出
- (2) 機器、備品、消耗品等の設定、接続、配置等の変更等
- (3) 機器、備品、消耗品等の故意による破壊や汚損
- (4) 室内へ危険物の持込み
- (5) 室内での喫煙及びマルチメディア機器およびコンピュータ等付近での飲食
- (6) 機器類の不必要な長時間占有
- (7) その他、ICT教育センターの指示に違反する行為

2 前項の規定に違反した場合は、センター長は利用を禁止することができる。

## (賠 償)

第6条 利用者がその責に帰する理由により、機器、備品、消耗品等を破壊や汚損または紛失したとき、補償させることができる。また、ICT教育センターに具体的な内容を報告すること。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学運営協議会の承認を得て行うものとする。

## 附 則

本規程は、平成12年7月25日から施行する。

本規程は、令和3年12月7日に改正し、施行する。

# 鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下、「本学」という。）におけるボランティア活動を促進するため、鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を置き、その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、本学においてボランティア活動を促進し、その活動が効果的なものとなることを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学教員、職員及び学生が行う全てのボランティア活動の企画、運営及び評価に関すること
- (2) 本学教員、職員及び学生が行う全てのボランティア活動の実施及び推進に関すること
- (3) ボランティア活動についての情報収集及び情報提供に関すること
- (4) ボランティア活動全般について、本学以外の諸機関との連絡・調整に関すること
- (5) その他、ボランティア活動に関すること

## (組 織)

第4条 センターには次の職員・学生等を置く。

- (1) センター長 教授1名
- (2) 副センター長 教授又は准教授1名
- (3) 事務職員 若干名

2 センター長は、センターの管理・運営に関する事項を統括する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 センターの活動を行うために、学生ボランティア組織等の代表者で、学生会議を組織する。

## (委 員 会)

第5条 センターの運営を円滑かつ適正に行うために、鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 委員会に関する規程は別に定める。

## (事 務)

第6条 センターの事務は、大学事務局 学生課に置く。

## (そ の 他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの活動に関して必要な事項は別に定める。

## (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成20年8月25日に制定し、平成20年8月25日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年10月20日に一部改正し、施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年11月19日に一部改正し、施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日に一部改正し、施行する。

## 卒業延期制度について

### (制度の概要)

4年次生（薬学部6年次生）で、卒業要件を満たすものの、就職活動など正当な理由により、卒業を延期し、引き続き在学することを希望した者のうち、卒業延期が許可された者は、卒業を1年延期することができる。

また、留年者のうち卒業要件を前期で満たした者は半年延期することができる。

### (制度の詳細)

#### 1. 対象（申込資格）

4年次生（薬学科6年次生）で、かつ所属学科の卒業要件を満たす者  
（出願時に卒業要件を満たす見込みのある者を含む）

#### 2. 申込手続

所定の期間内に次の書類を教務課に提出すること。

（1）卒業延期許可願（所定用紙）

#### 3. 在学期間

本来の卒業年度の翌年度4月1日～3月31日（1年間限定。延長不可）

ただし、後期のみ場合は後期開始日～3月31日（半年間限定。延長不可）

#### 4. 学費

授業料の年額30%を一括または分割にて納入すること。

ただし、後期のみ場合は授業料の分割後期分の30%を納入すること。

#### <注意事項>

（ア）年額支払の場合、前期で就職が決定し9月卒業をする時、後期分の授業料を返金する。

（イ）分割支払の場合、理由の如何を問わず当期の授業料は返金しない。

#### 5. 授業科目の履修・成績

授業科目の履修を希望する学生は、担当教員との相談のうえ、所属学科長に申請し許可を得ること。  
卒業延期生として履修した授業科目については、成績評価の対象としない。

#### 6. 卒業の時期

卒業の時期は3.の在学期間終了日とするが、事情変更により前期で卒業を希望する場合は、願い出により9月卒業をすることができる。

#### 7. 学生の身分

卒業延期を許可された学生は、在學生として扱う。よって、教育施設・図書館等を利用可とする。また学割証の発行、及び学則に基づく法令遵守もその対象となる。

#### 8. 申請手続き日程

「卒業延期許可願」提出期間 2月中旬～下旬（平日のみ）

審査結果の通知 3月上旬～中旬

授業料等納付期限 3月31日（休日の場合は直前の平日まで）

※ ただし、留年者のうち卒業要件を前期で満たした者は別途指示する。

# 卒後聴講制度について

## (制度の概要)

この制度は国家資格試験不合格者のうち、次年度の国家資格取得に向け学びなおすことを決意した本学卒業生を対象に支援するためのものである。

## (制度の詳細)

### 1. 対象 (申込資格)

本学卒業生で、国家資格試験不合格者のうち、資格取得に向け1年間本学にて学ぶことを希望する者。  
(ただし、当該学部長の判断により後期からの開始を認める場合がある。)

### 2. 申込手続

所定の期間内に次の書類を教務課に提出すること。

(1) 卒後聴講許可願 (所定用紙)

### 3. 在籍期間

4月1日～翌年3月31日 (後期：後期開始日～3月31日)

### 4. 授業料

授業料の年額30%を一括または分割にて納入すること。

ただし、後期のみの場合は授業料の分割後期分の30%を納入すること。

#### <注意事項>

(ア) 上記以外に「学生教育研究災害傷害保険料」が必要となる。

(イ) 国家資格試験結果判明以前に授業料納入をした者のうち、合格による取消し許可を受けた者のみ全額返金する。

(ウ) (イ) 以外の理由による取消しの場合は当期の授業料は返金しない。

### 5. 概要

各学科の「卒業延期制度」年間プログラムと同一内容とする。

### 6. 授業科目の聴講

授業科目の聴講を希望する学生は、担当教員との相談のうえ、所属学科長に申請し許可を得ること。

卒後聴講生として聴講した授業科目については、卒後聴講生としての成績評価の対象とする。

### 7. 学生の身分

聴講を許可された者は、「卒後聴講生」として扱う。なお、教育施設・図書館等を利用可とする。また学生教育研究災害傷害保険の加入、及び学則に基づく法令遵守もその対象となる。

### 8. 申請手続き日程

「卒後聴講許可願」提出期間 3月中旬～下旬 (平日のみ)

※後期からの聴講を希望する場合も、この期間に申請すること。

審査結果の通知 4月中旬～下旬

授業料等納付期限 前期：5月10日頃 後期：9月末頃

聴講取消し許可 国家資格試験合否結果判明以前に本聴講制度の申込をした者のうち、合格が判明した場合に限り取消しを認める。

# 鈴鹿医療科学大学奨学制度規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学学則第12章第50条3項の規定に基づき、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）奨学金の給付に関して必要な事項を定める。ただし、スポーツ特別選抜による特待生については別に定める。

## (対 象)

第2条 本学は、鈴鹿医療科学大学奨学制度を実施するため、入学に当たって学業成績が優秀な者を特待生とし、特別に奨学金を給付するものとする。

## (対象とする入試)

第3条 学校推薦型選抜、一般選抜（A日程、B日程）および共通テスト利用方式・前期とする。

## (特待生の決定)

第4条 特待生は、入学選抜審査会議において決定する。

2 特待生としての期間は、入学後4年間（薬学部は6年間）とする。

## (給付額)

第5条 奨学金は、本学の授業料に充当するものとし、その額は特待生の所属する学科の入学金を除く年間授業料の半額とする。ただし、特待生は入学時に、教育支援の学生会費、学友会費、学生傷害保険料、同窓会費などの諸会費は別途支払わなければならない。

## (資格の喪失)

第6条 特待生が次の各号のいずれかに該当するときは、特待生の資格を喪失するものとする。

- (1) 特待生を辞退したとき
- (2) 入学を辞退したとき
- (3) 留年したとき
- (4) 休学したとき
- (5) 退学したとき
- (6) 除籍となったとき
- (7) 懲戒処分を受けたとき
- (8) 当該年次の学業成績が所属学科の上位40%以内でなくなったとき
- (9) その他学長が特待生として不相当と認めたとき

2 前項第3号及び第4号において、その理由が海外留学の場合は、復学後資格を復活できるものとする。

## (資格の継続決定)

第7条 全ての継続決定は入学選抜審査会議にて審議し、理事長が行う。

## (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学運営協議会にて審議し、理事会の議決を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成22年12月17日に制定し、平成23年度入学生から適用する。

### 附 則

この規程は、平成23年5月27日に改正し、施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年9月27日に改正し、施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年9月29日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月28日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月8日に改正し、施行する。

# 鈴鹿医療科学大学再入学に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学学則第6章第9条の規定に基づき鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）再入学に関して必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規程における再入学とは、本学を退学した者が入学試験または編入学試験を経ず、再び入学することをいう。

## (出願資格)

第3条 再入学できる者は、退学した日から起算して、経過年数が5年以内の者で、再入学後、成業の見込みがある者でなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、再入学することができない。

- (1) 本学学則第34条の規定により除籍処分になった者
- (2) 本学学則第38条の規定により退学処分になった者
- (3) 1年次の9月30日までに退学した者
- (4) この規程に基づき再入学の後、再び退学した者

## (再入学できる学科・専攻)

第4条 再入学できる学科・専攻は、在学時に所属した学科・専攻とする。

## (出願手続)

第5条 再入学志願者は、保証人連署の再入学願書（本学所定の用紙）に健康診断書及び入学検定料を添え、次の期限（休日の場合は次の平日）までに学長に願出するものとする。

前期から再入学を志願する場合：2月15日

後期から再入学を志願する場合：6月15日

## (審 査)

第6条 再入学先の学科・専攻において、学力審査（小論文含む）、書類審査、面接等により受け入れの是非を審査した結果を受けて、教授会に意見を求め、学長が決定する。

## (再入学の許可)

第7条 再入学の審査に合格した者が、所定の期日までに入学手続を完了したとき、学長が入学を許可する。

## (再入学の学年及び時期)

第8条 再入学の学年は、退学時の学年とし、入学時期は、学期の始めとする。なお、進級要件を満たして退学した場合は、教授会に意見を求め、学長が進級後の学年に再入学を許可することがある。

## (単位の認定及び進級・卒業要件)

第9条 既修得科目の単位は認めるものとし、当初入学時と再入学時の教育課程に相違がある場合は、既修得科目及び単位の読替・認定を行う。

2 再入学者の進級・卒業要件は、再入学した学年の要件を適用する。

## (在学年限)

第10条 再入学後の在学年限は、退学前の在学期間（1年未満の端数は切り捨てる）を合算し、同一学年において3年以内とする。

## (学 費 等)

第11条 再入学の学費等については、本学学費等納入規程に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学運営協議会で行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年6月7日に制定し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月4日に改正し、平成30年4月入学生のうち、学生番号の入学年度2桁が18年度以降の者から適用する。

# 鈴鹿医療科学大学転学部等に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学学則第8章第31条2項の規定に基づき、転学部等の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 転学部等を以下のとおり定義する。

- 2 転学部等とは、転学部、転学科、転学科専攻、転専攻をいう。
- 3 転学部とは、他の学部に転ずることをいう。
- 4 転学科とは、他の学科に転ずることをいう。
- 5 転学科専攻とは、他の学科の専攻に転ずることをいう。
- 6 転専攻とは、同じ学科の専攻に転ずることをいう。

## (出願資格)

第3条 転学部等出願資格は本学の学部学生とする。

## (時 期)

第4条 転学部等ができる時期は、学期初めとする。

## (出願可能条件)

第5条 転学部等は、原則として出願先の学科のうち当該学年の在籍者数が定員を下回っている場合に限り、出願できるものとする。

- 2 放射線技術科学科、リハビリテーション学科、鍼灸サイエンス学科、臨床工学科、看護学科については、学校養成所指定規則等の指定基準により、「修業年限は、三年以上であること」となっていることから、3年次以上への転学部等は認められない。

## (出願方法)

第6条 転学部等を志願する者は、転学部等申請書（以下、「申請書」という。）を教務課または白子教務課（以下「教務課」という。）で受け取り、必要事項を記入し、所属学科（専攻を含む、以下同じ）長に出願しなければならない。

- 2 所属学科長は申請書について学科内で検討し、本人の意思を確認した上で、所属学部長及び志願先学科長と教務課に申請書を基に報告する。
- 3 教務課は、申請書に基づき関係部署へ連絡し、志願者の成績を志願先学科長へ報告する。
- 4 志願先学科長は、当該学生の既修得科目について読替え作業を行い、卒業要件科目と既修得科目を比較考慮の上、相当と認める場合、読替えを認め、その単位数及び転入年次・学期を学部長と決定し、所属学科長と教務課に報告する。
- 5 所属学科長は転学部等をした場合の読替え単位数及び転入年次・学期を志願者に伝える。
- 6 志願者は、出願意思が変わらない場合は、3月5日又は8月31日（休日の場合は次の平日）までに、以下の提出書類を教務課へ提出することとする。

(1) 出願票 (2) 出願動機書 (3) 証紙（検定料 25,000円分）

- 7 所属学科長及び志願先学科長は以上2～5の手続きを速やかに進めなければならない。

## (選 考)

第7条 出願先の学科・専攻において、学力審査（小論文含む）、書類審査及び面接により受け入れの是非を審査するものとし、必要に応じて学科において適切と認められる審査方法を加えることができるもの

とする。

**(許 可)**

第8条 転学部等の可否は、出願先の教授会で審議のうえ、学長がこれを許可し、直ちに出願者に通知する。

**(単位認定)**

第9条 許可者の既修得単位は転属した学科の単位として認定することができる。ただし、認定単位数の上限は各学部・学科で定めるものとし、認定された単位の評価は「認定」と表記する。

**(適用学則等)**

第10条 転学部等を許可されたときは、新所属の年次に該当する学則、履修要項および学費を適用する。

2 在学年限は、転学部等から起算して同一学年において3年以内とする。

**(制 限)**

第11条 転学部等をした者は、再び元の学科等に戻ることも転学部等を願い出ることできない。

**(規程の改廃)**

第12条 この規程の改廃は、大学運営協議会で行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成25年12月20日から施行し、全学生に適用する。

**附 則**

この規程は、平成29年3月7日に改正、施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年11月6日に改正し、平成30年4月入学生のうち、学生番号の入学年度2桁が18年度以降の者から適用する。

# 鈴鹿医療科学大学科目等履修生に関する内規

## (趣 旨)

第1条 この内規は、鈴鹿医療科学大学学則（以下、「学則」という。）第43条、鈴鹿医療科学大学大学院学則（以下、「院学則」という）第50条の規定に基づき科目等履修生に関する必要な事項を定める。

## (科目等履修生の受け入れ)

第2条 科目等履修生の受け入れは、学長が許可する。

## (入学資格)

第3条 大学又は大学院の科目等履修生となることができる者は、それぞれ次の各号の一に該当する者で、選考に合格したものとする。

### ア 大学

- (1) 大学の入学資格を有する者
- (2) 前号に準ずる学力があると本学において認めた者

### イ 大学院

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 前号に準ずる学力があると本学において認めた者

## (出願時期)

第4条 大学が特に指定しない限り、科目等履修の出願期間は、前期については2月下旬まで、後期については6月下旬までとする。

## (出願手続)

第5条 科目等履修を希望する者は、前条の出願期間に、学則第44条の別表Ⅲ又は院学則第53条の別表Ⅱに定める検定料を添えて、次の各号の書類を教務課に提出するものとする。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定様式）
- (2) 履歴書
- (3) 第3条を証明する出身学校の卒業（見込み）証明書または修了（見込み）証明書（本学出身者は不要）
- (4) 在職又は在学中の者は、所属責任者の承諾書、外国人の場合は外国人登録済証明書または旅券の写し
- (5) 学生証用写真1枚

## (在学期間・単位数・履修可能科目)

第6条 在学期間は1学期又は1年とする。ただし、願い出たときは、期間延長を許可することがある。

2 1学期間における履修の単位数は、大学10単位以内、大学院5単位以内を上限とする。ただし特別の事情があり学長が認めたときは、この限りではない。

3 原則として演習及び実験・実習科目は履修できない。ただし、学長が必要と認めた場合においては、履修を許可することがある。

4 通常の授業に支障がない範囲において履修が認められ、本学学生の履修者が無い科目については、不開講となり履修できないことがある。

## (授業料等)

第7条 履修を許可された者の入学金及び授業料は、学則第44条の別表Ⅲ又は院学則第53条別表Ⅱによる。

なお、実験実習費は別途徴収する。また、学則第50条又は院学則第59条を準用し、納付した入学金及び授業料、実験実習費は返還しない。

**(証明書の交付)**

第8条 科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。

**(その他)**

第9条 このほか大学又は大学院における科目等履修生に関する規定は、正規の学生に準ずる。

2 科目等履修生が本大学の諸規定に反する行為又は科目等履修生として相応しくない行為を行った場合は、科目等履修生の身分を剥奪する。

3 前項に関する処分は、学長が決定する。

**(内規の改廃)**

第10条 この内規の改廃は、大学協議会で決定する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年3月18日に改正し、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月1日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年3月18日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年2月19日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年3月15日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

# SUMSポイント制度規程

## (目 的)

第1条 鈴鹿医療科学大学（以下、「本学」）の建学の精神、教育の理念・目標を実現するために、正課外の活動に積極的に取り組み、他者に貢献する活動を通し広く高い社会性を学ぶ学生に対し、その程度に応じて報奨するSUMSポイント制度を設ける。

学内外の様々な活動に取り組むことによりポイントが付与され、そのポイントは2年に一回及び卒業時に集計される。ポイントの高い学生を社会性の高い学生として表彰する。学内外の活動に積極的に取り組むことで、良き医療人として自己研鑽に励む学生生活を送ることを期待するものである。

## (対 象 者)

第2条 本学学部学生とする。ただし、懲戒処分または学長による注意処分を受けた者は、表彰の候補者から除外する。

## (表彰の種類)

第3条

### (1) 社会貢献活動功労 高得点賞

2年生（全学50名程度）、4年生（薬学科10名程度）を翌年度初頭に学科長が表彰状を授与する。毎年度1月末日に2年間分の合計結果を基に、全学上位50名に含まれる学生について、所属学科へ提示し、学科が推薦する学生を表彰する。表彰されたことは、本人の社会性の高さの指標であるとして就職活動等の推薦状に以下のように盛り込む。「本学公認 社会貢献活動功労 高得点賞受賞 20\*\*年」

留年し2年生に在学する者は在学年数分の2とする。薬学科4年生は在学年数分の4とする。

### (2) 社会貢献活動功労 優秀賞 上位10名程度

卒業時に、学長が表彰状と記念品を授与する。

1月末時点における在学期間中の累計結果（4年以上在学する学生は在学年数分の4とする）を基に、全学上位10名が選出され、所属学科の意見を参考に、学長が決定する。

## (経 費)

第4条 学長裁量経費から支出する。

## (事 務)

第5条 庶務は大学事務局学生課が行い、システム担当は教務課とする。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、副学長（学生・社会貢献担当）、学友会顧問、ボランティアセンター長の改廃案を学長が承認したうえで、大学運営協議会が行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年10月3日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年3月5日から改正し、施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年6月1日に改正し、施行する。

## SUMSポイント制度導入について

学 長

世の中に貢献できる良き医療人として活動するためには、専門分野の学問を学ぶことと同じくらいに社会性を磨かなければなりません。鈴鹿医療科学大学では勉学以外の社会性を評価する手段の一つとして、色々な経験を積んで幅広い知識を得てもらうことを期待し、SUMSポイント制度を導入することとしました。2年に1度、1月末日時点の集計結果を基に、社会貢献度の高い学生50名程度に表彰するものとします。卒業時には、更に上位10名程度を表彰します。

### 【注意点】

1. 基本的には、学生の自己申告により発生するポイントです。
2. 2年に一度、社会貢献度の高い学生を表彰します。
3. 申請書は、本学所定の様式に限ります。(申請書は本学のホームページよりダウンロードが可能です。)
4. 申請期間は、行事および活動終了後、1カ月以内とします。
5. クラブ・サークル活動の部長・役員・部員は、半年以上活動したものとします。



# 研究倫理について

## 1. 研究倫理とは

科学研究は、科学者同士がお互いの研究に対して信頼できるということが前提で成り立っているため、研究者が研究において不正行為を行わないことが求められます。また、被験者の人格や人権、動物愛護、環境保全などにかかわる法令や規程、ガイドラインを遵守する必要があります。

## 2. 研究活動にかかる不正行為とは

「研究活動にかかる不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用などの不正な手段を用いてデータや研究成果を取得・公表・伝達することを指します。

**ねつ造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

**改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

**盗用** 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

この他にも、既に発表された、又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の論文を投稿する二重投稿や論文著作者が適正に公表されていない不適切なオーサーシップ<sup>注1</sup>などが不正行為として認識されるようになってきています。

注1（オーサーシップ）：論文の著者や共著者、実験やデータ分析などにかかわった人を記載すること。

## 3. 研究活動の留意事項

### ①研究計画を立てる

研究の意義を明確にし、学術的に妥当な研究計画を立てましょう。

### ②インフォームド・コンセント<sup>注2</sup>の尊重

研究活動に協力・参加していただく人や機関等に対して、事前に説明をして了解を得ることが必要です。

### ③人権の保護、個人情報の守秘

研究協力者プライバシーの侵害や、個人情報の漏えいには十分に配慮しなければなりません。

### ④著作権の尊重

他人の著作物をきちんと引用せず利用する場合は、著作権違反になるだけでなく、盗用とみなされることがあります。利用する場合は十分注意しましょう。

### ⑤共同研究での配慮

研究の役割分担や責任、データの収集、蓄積、共有方法、成果発表ルールとオーサーシップは事前に決めておきましょう。

### ⑥研究費の使用

研究費を使用して研究を実施する場合は、規定されたルールに従って適切に使用しましょう。

注2（インフォームド・コンセント）：被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に

関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて与える、被験者となること及び試料等の取り扱いに関する同意。

### 【研究倫理 e ラーニングコース】

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

※研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。また、修了すると修了証書が発行されます。



### 【参考資料】

#### ◆本学ホームページ

- ・研究者行動規範について

<https://www.suzuka-u.ac.jp/research-center/kodokihan.html>



- ・研究に関する規程・様式

<https://www.suzuka-u.ac.jp/research-center/document.html>



#### ◆日本学術振興会ホームページ

- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>



#### ◆文部科学省ホームページ

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)



#### 不正行為通報窓口

法人事務局 人事・厚生課

TEL : 059-340-0331 (直通) FAX : 059-383-9669

E-mail : houjinji@suzuka-u.ac.jp

# 鈴鹿医療科学大学研究者の行動規範

鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対して研究を遂行する上で求められる行動規範を以下の様に定める。

## I. 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断して行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すために最善の努力を尽くす。

(社会の中の研究者)

3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚し行動する。

(説明と公開)

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が人間と社会環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を認識し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

## II. 公正な研究

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に十分に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度と感謝の気持ちをもって取り扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の成果を自己の良心に沿って適切に批判すると共に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者と積極的に交流し理解を深める。

### Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性についても明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合は必要に応じて政策立案・決定者に対して社会への十分な説明を要請する。

### Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

14. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

15. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この規範は、令和4年11月22日に制定し、同日から施行する。

## 消費者ホットラインについて

令和4年（2022年）4月1日から、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に変わりました。

（成年年齢が引き下げられる意義）

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。このようなことから、今回、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。

成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。

大人になると、一人で契約などができるようになる半面、原則として一方的にやめることができなくなったりします。様々なクレジットカードの使い方や引越直後の訪問販売トラブルなど、不安に思った時、トラブルにあった時は、

「消費者ホットライン<sup>い や や</sup>188（局番無し）」に相談をしてください。

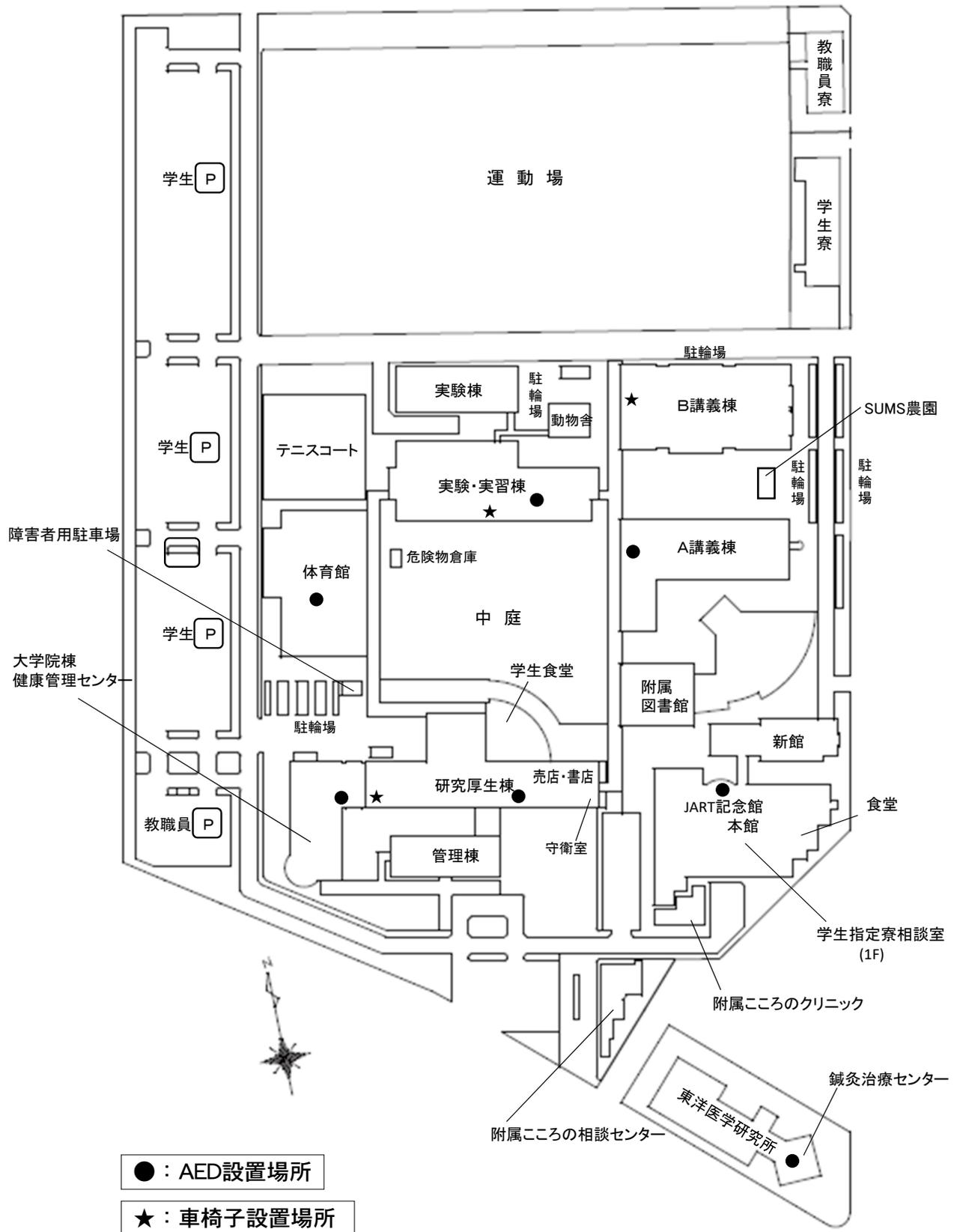
また、消費者庁の特設ページには、Twitter（#18歳から大人）や教育教材、動画講座などが紹介されていますので、ぜひ参考にしてください。

「18歳から大人」消費者庁



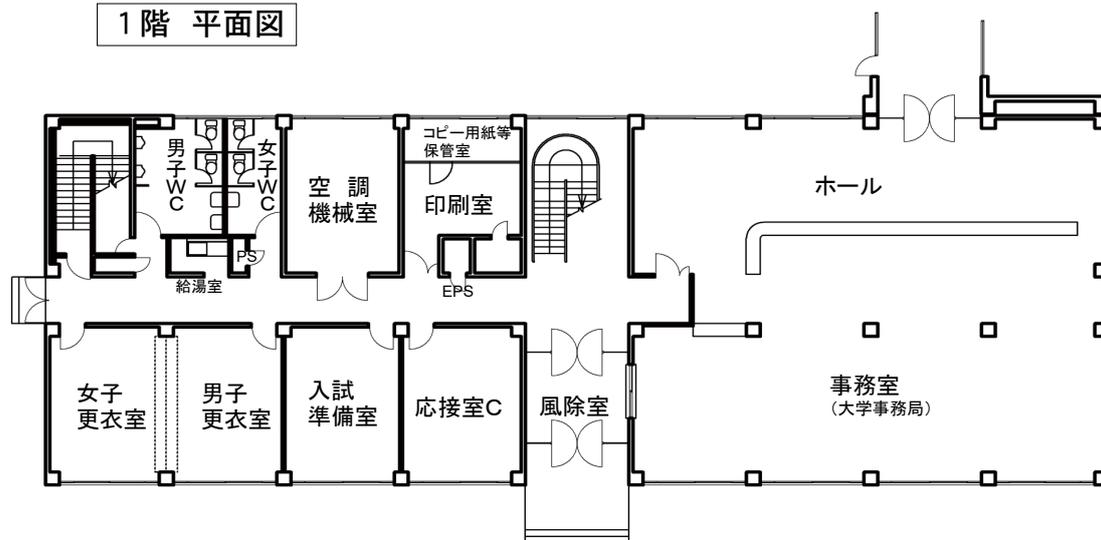
## 校内建物配置図

# 千代崎キャンパス 建物配置図

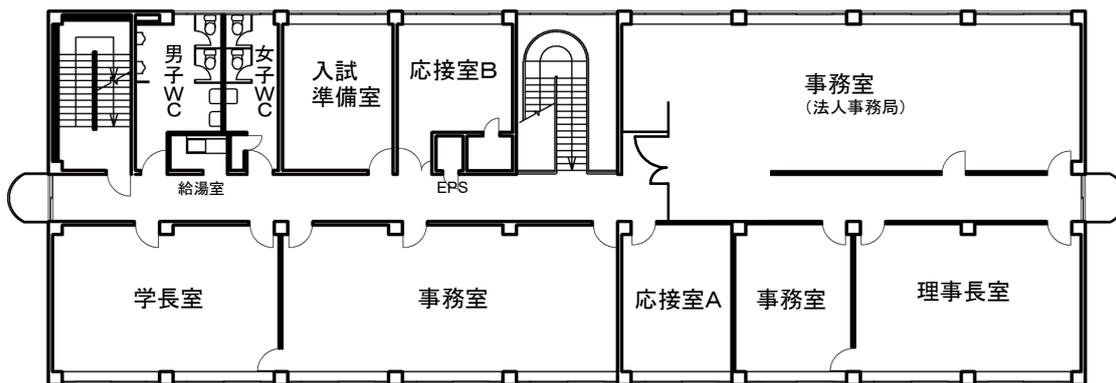


# 管理棟

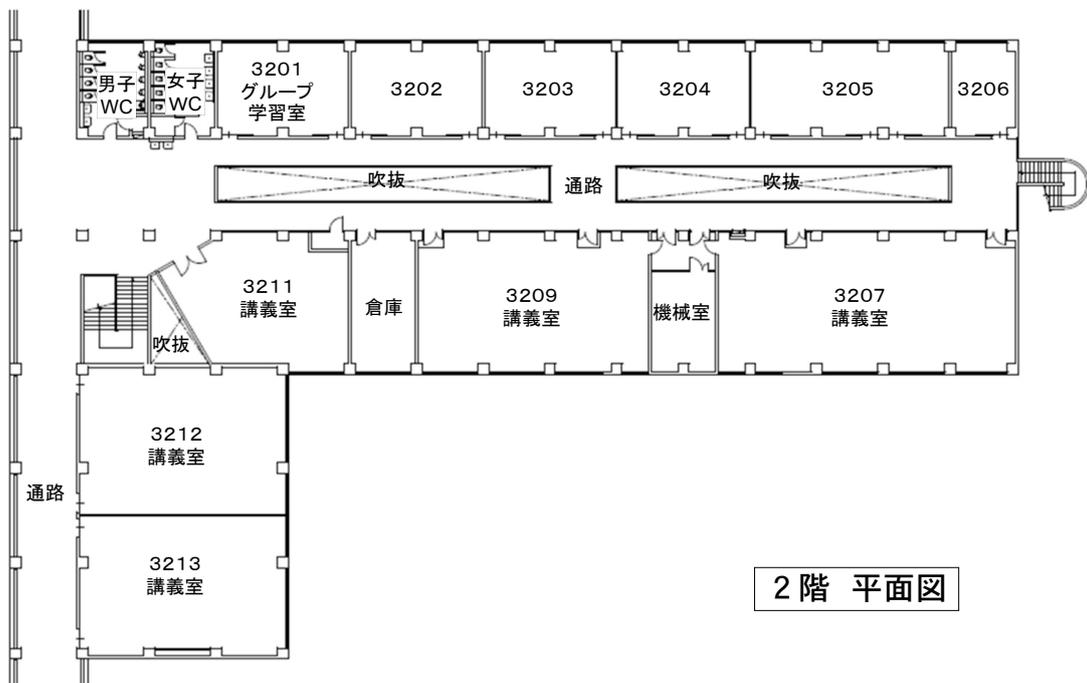
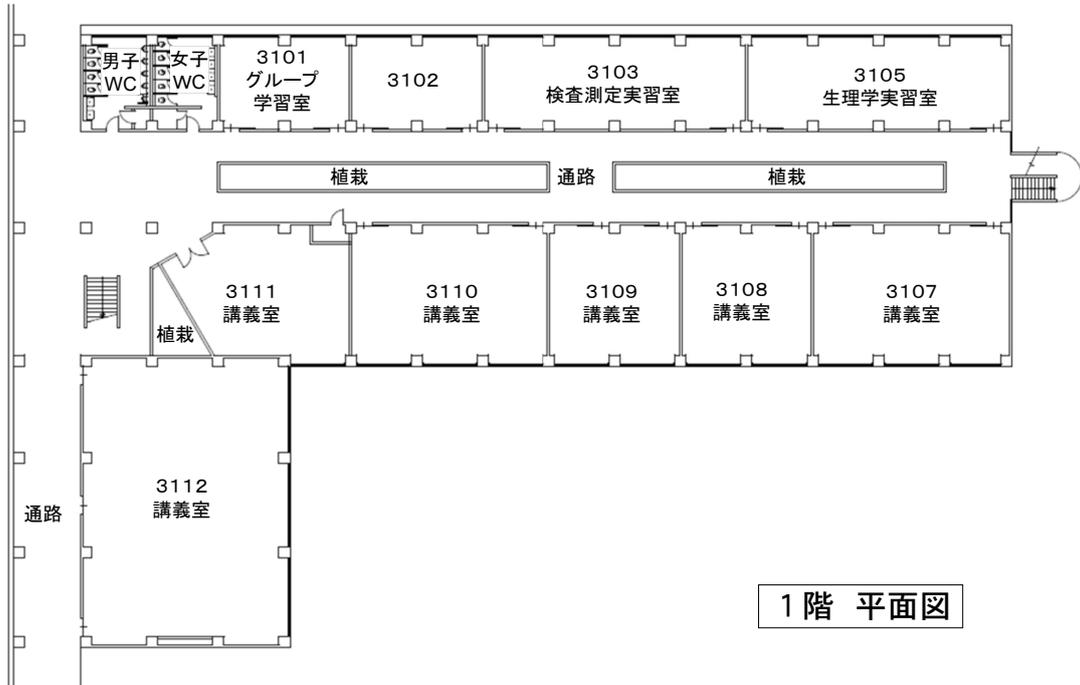
1階 平面図



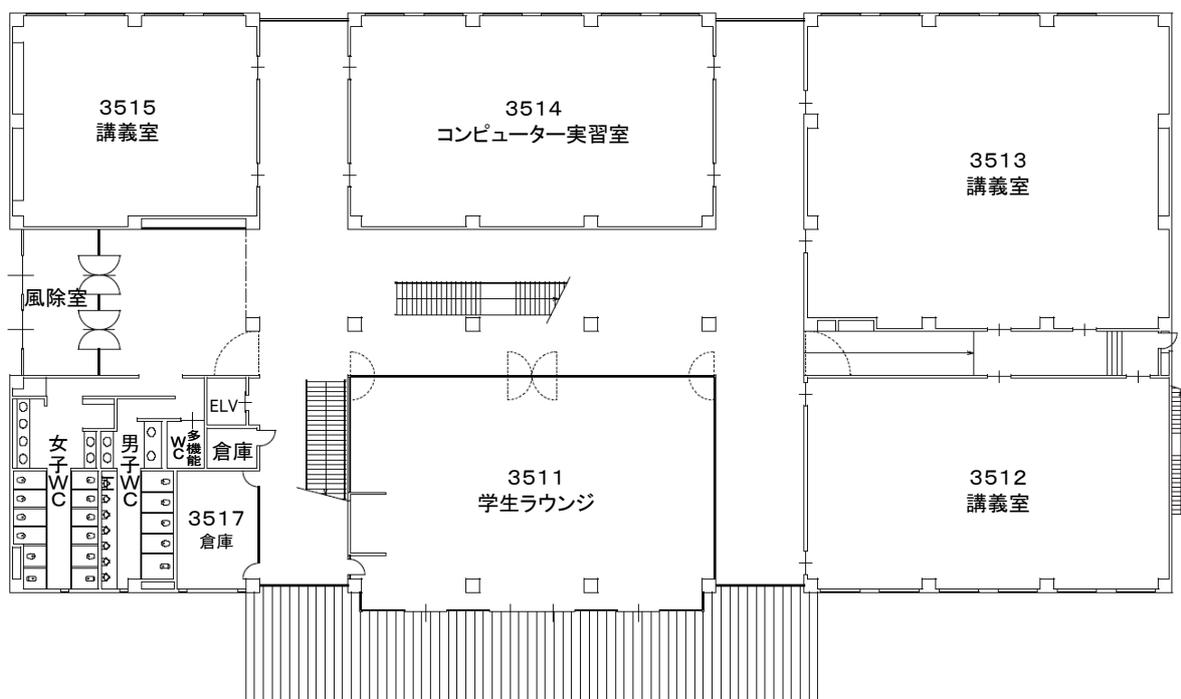
2階 平面図



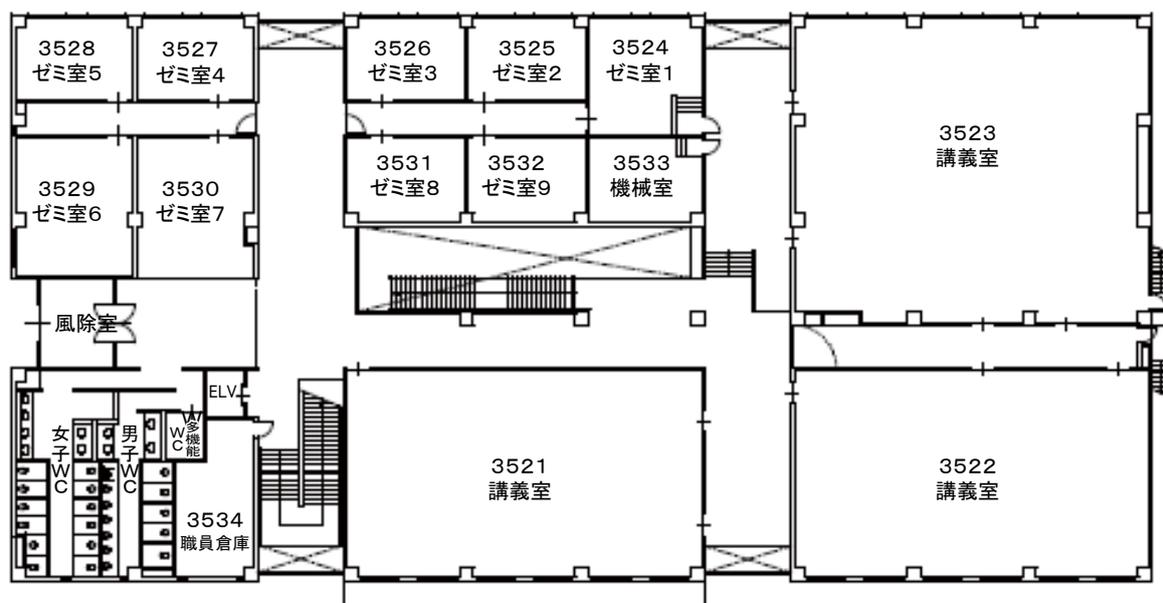
# A 講義棟



# B 講義棟



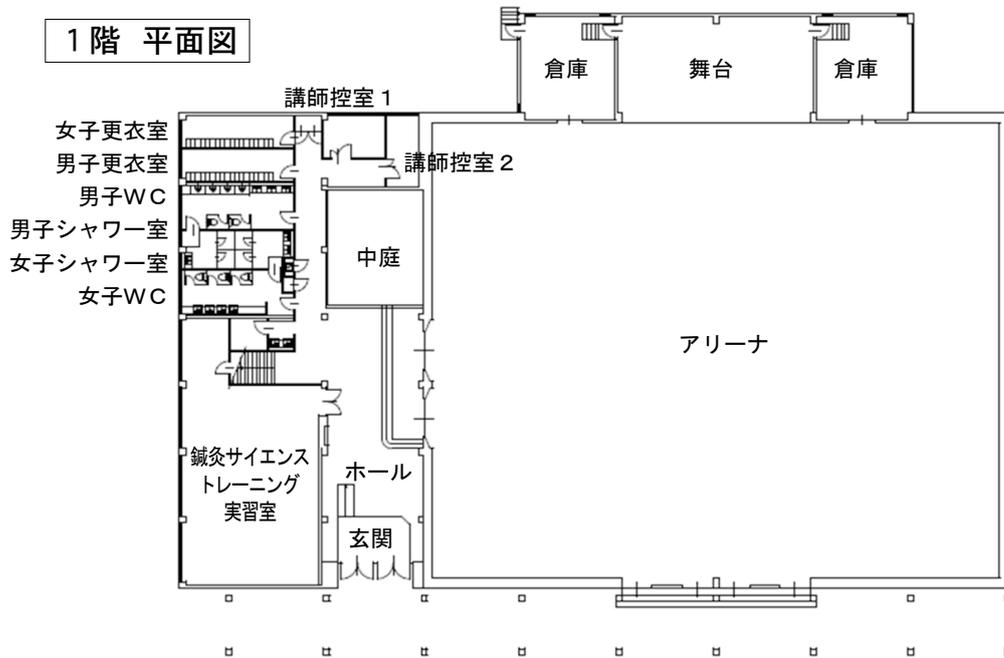
1階 平面図



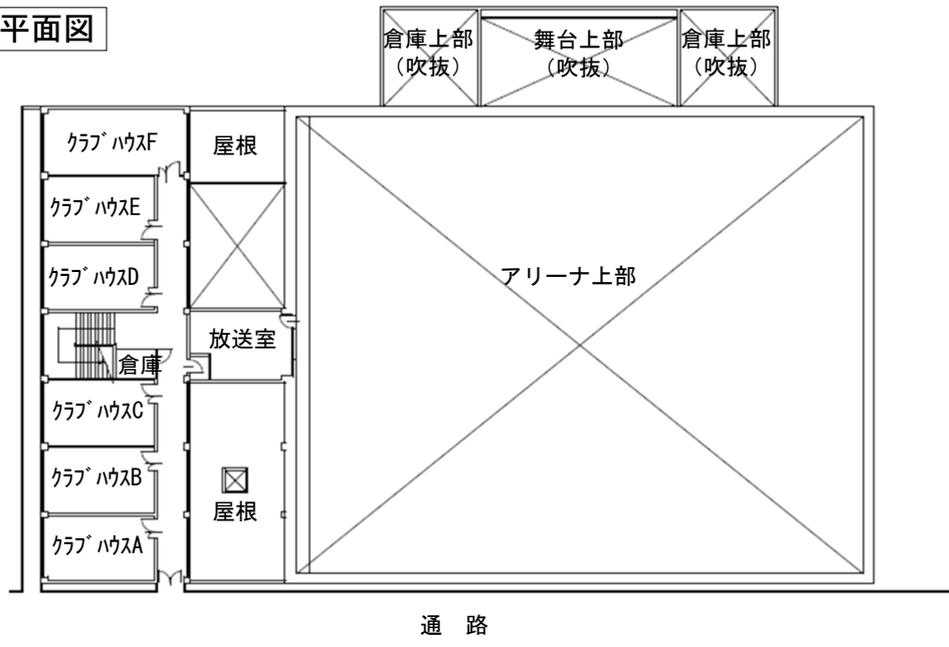
2階 平面図

# 体育館棟

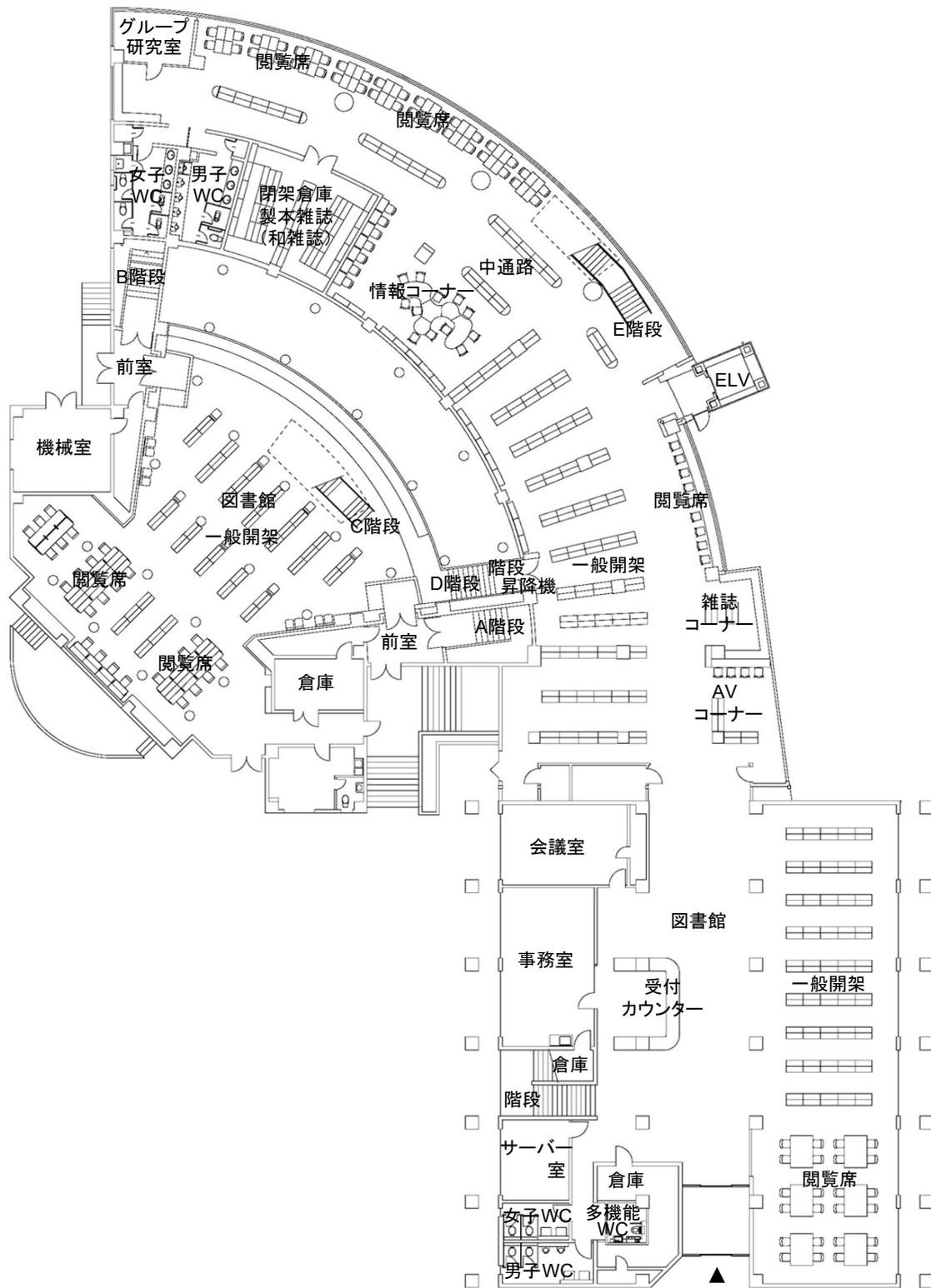
1階 平面図



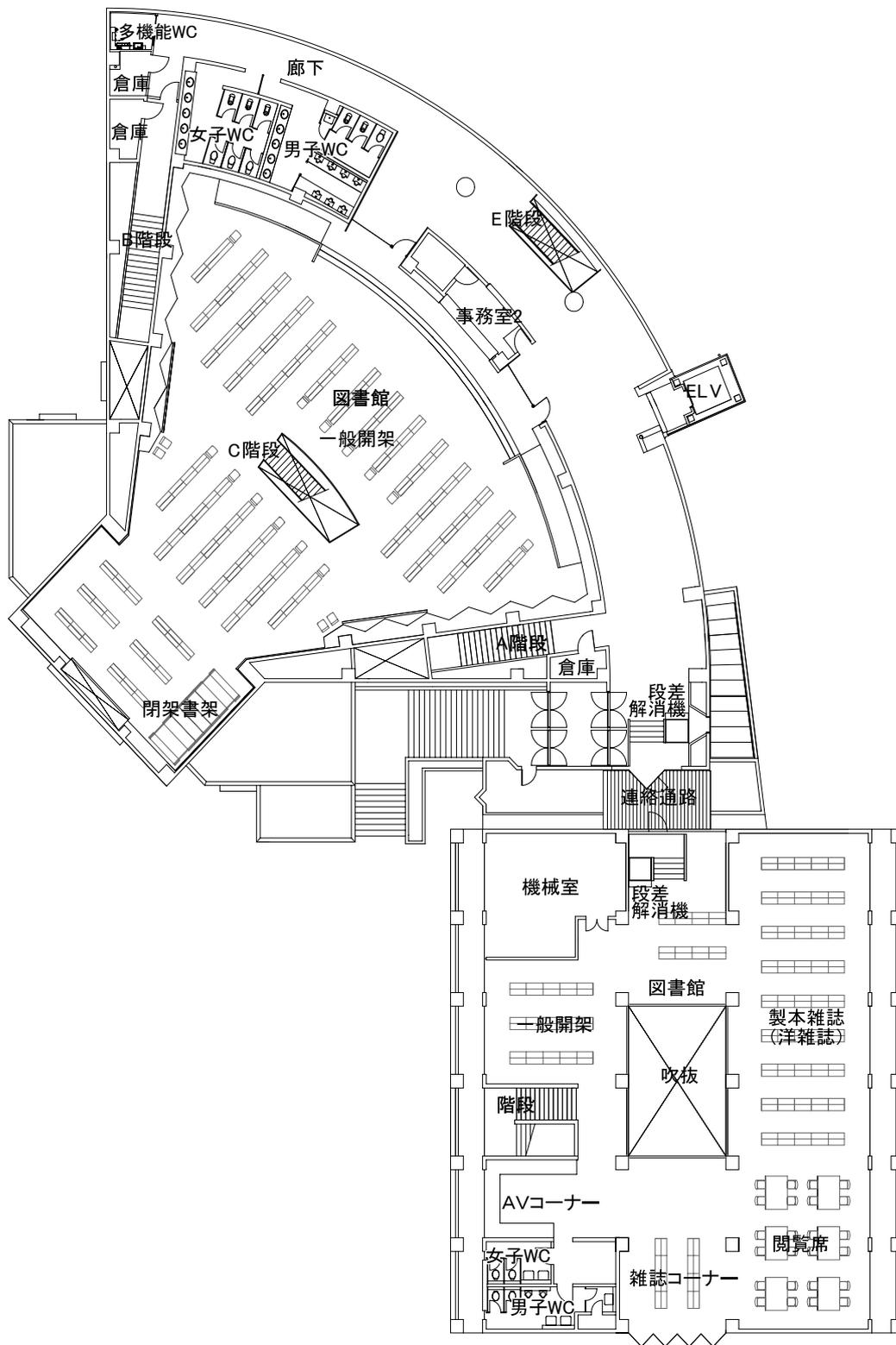
2階 平面図



# 図書館



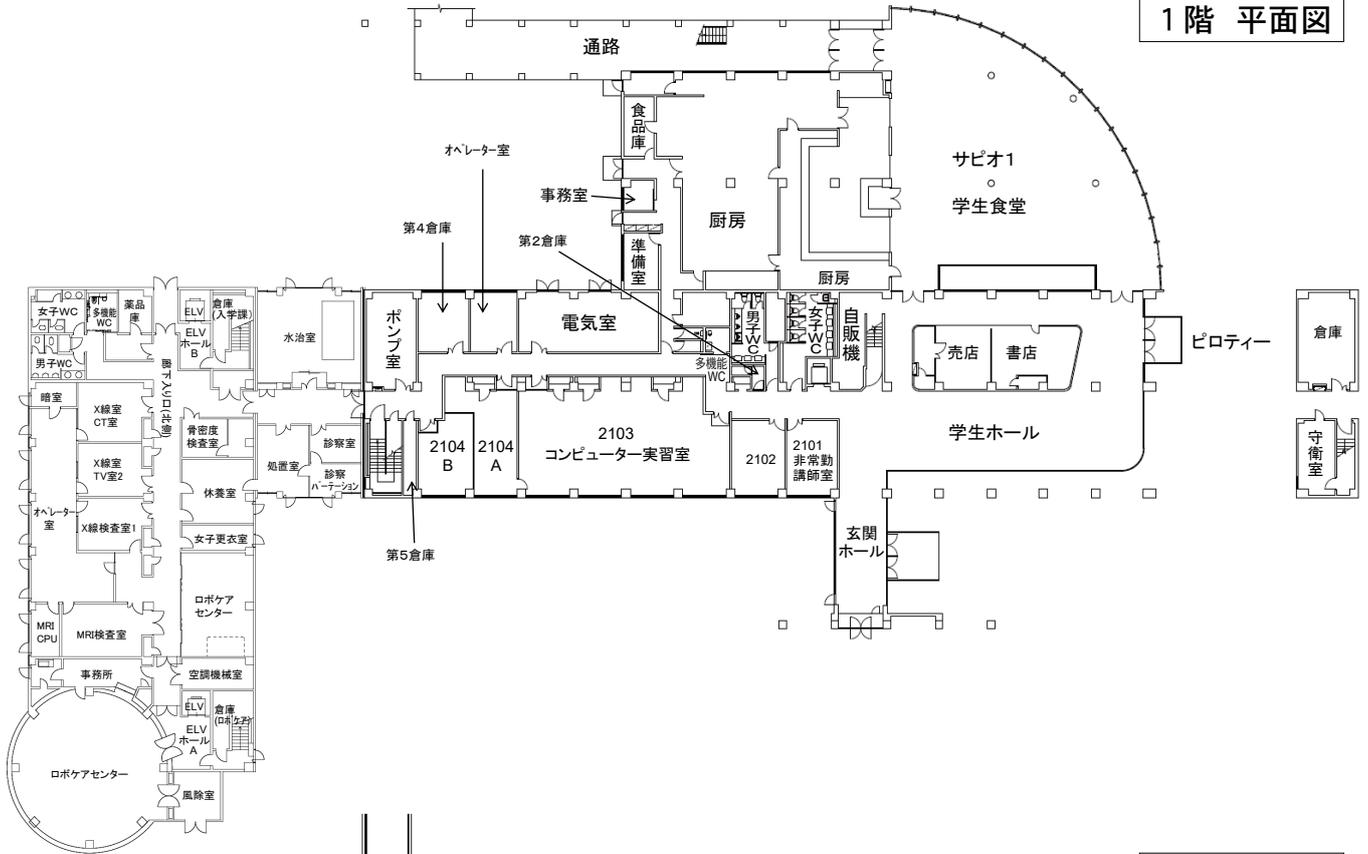
1階 平面図



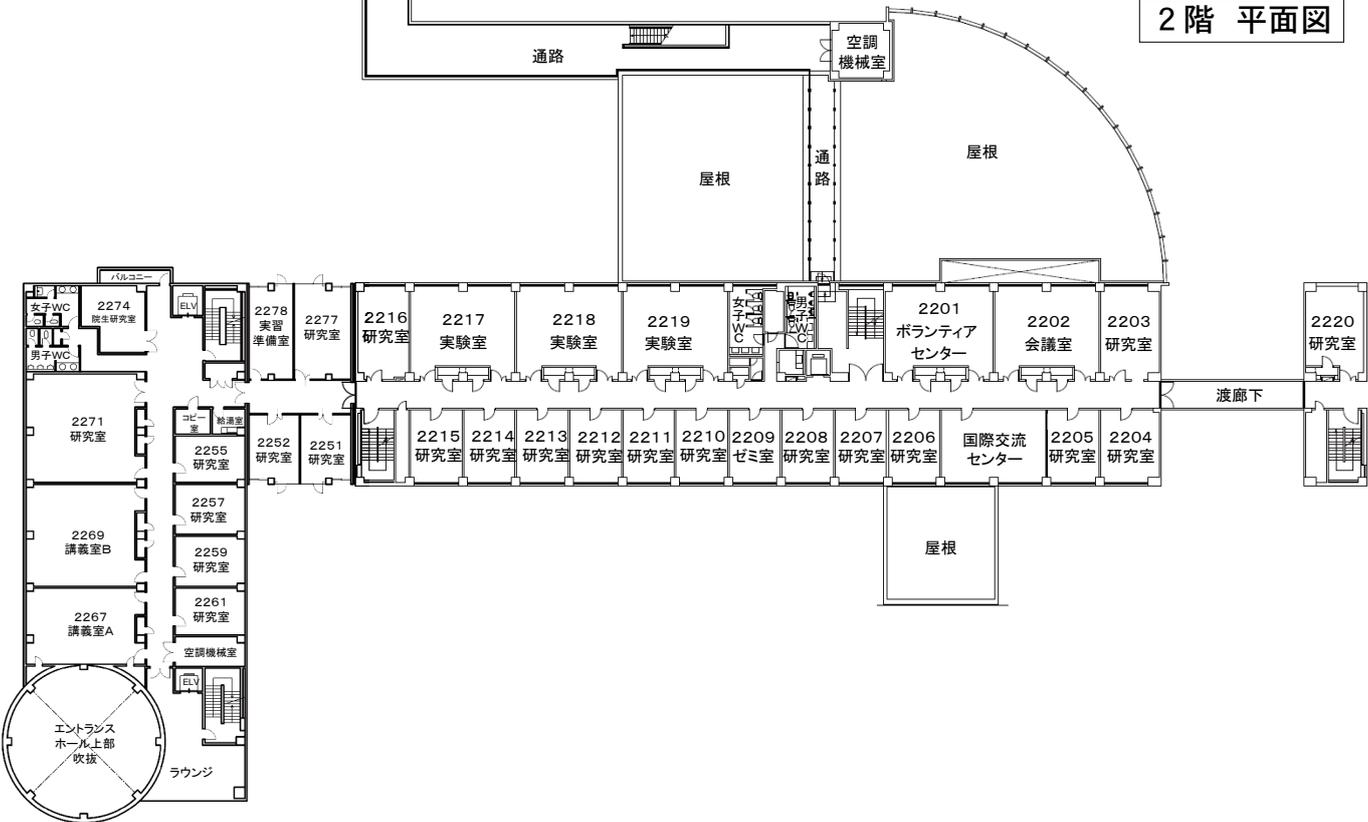
2階 平面図

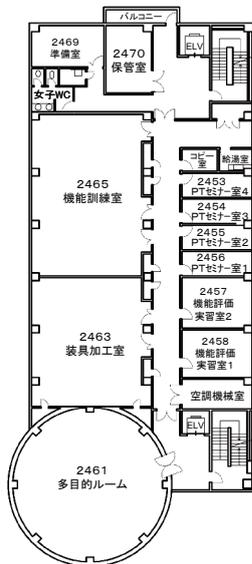
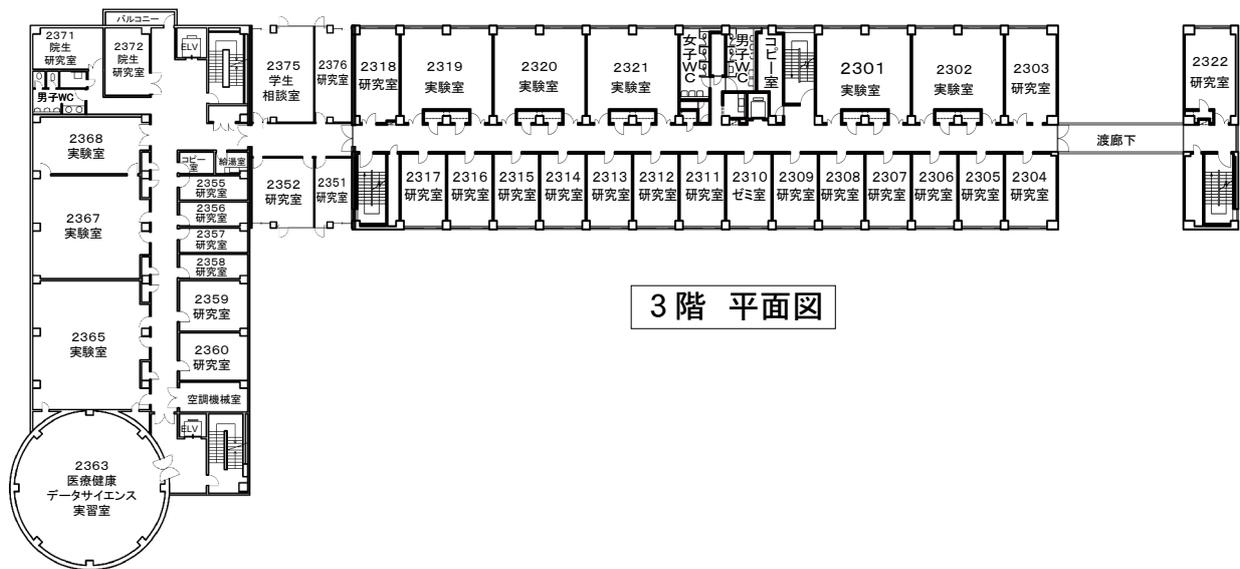
# 研究・厚生棟健康管理センター及び大学院棟

1階 平面図

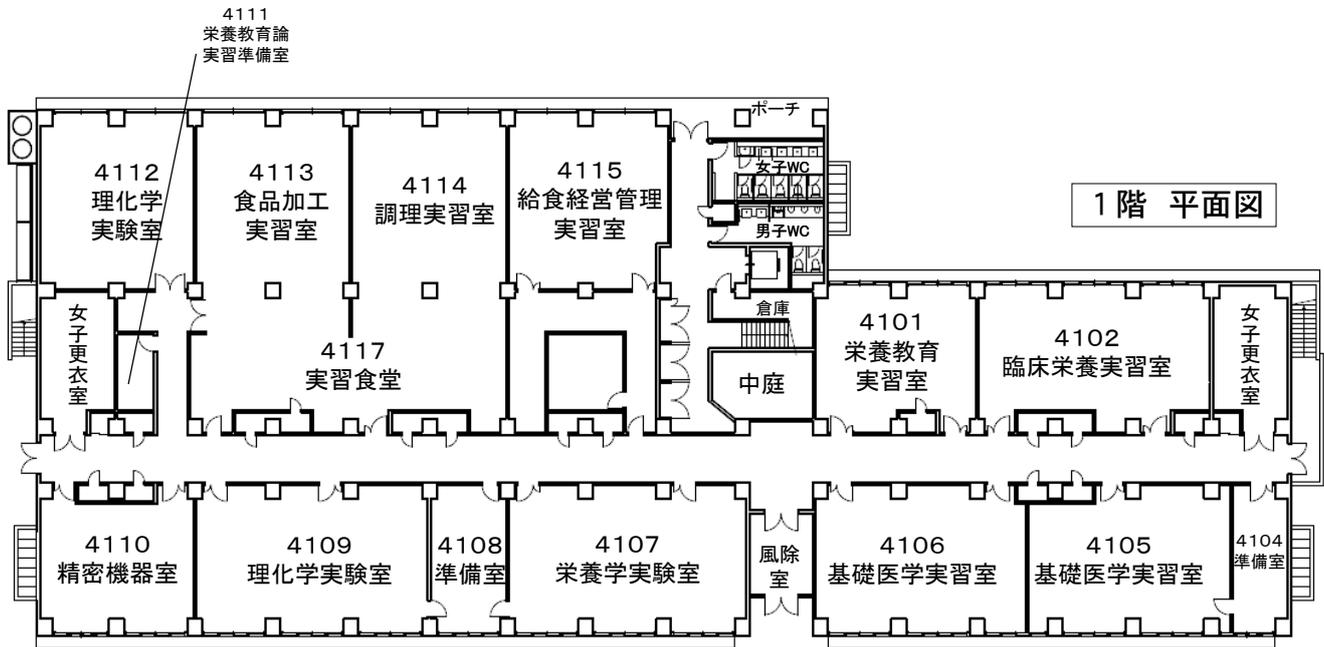


2階 平面図

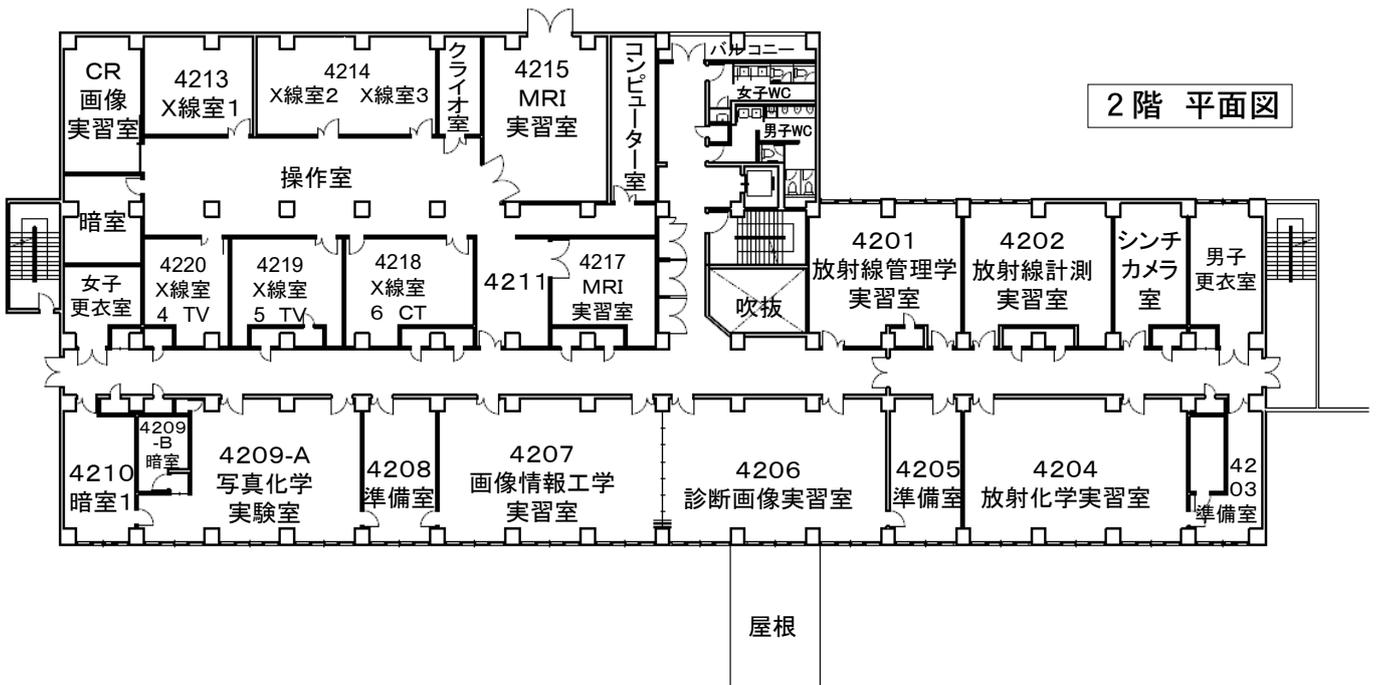




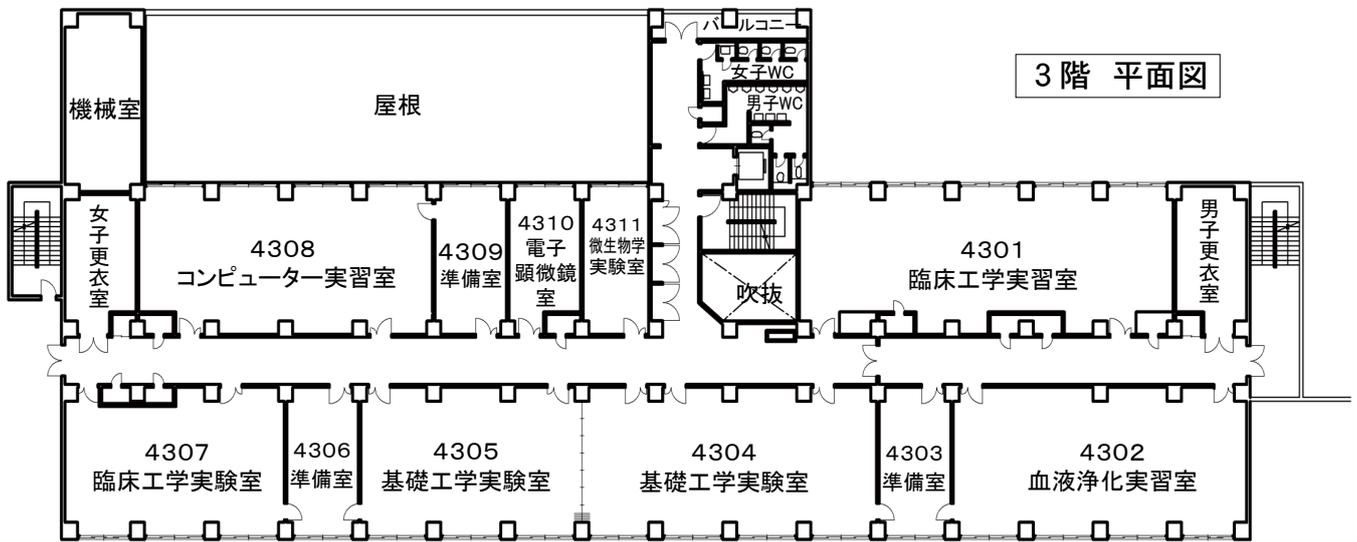
# 実験・実習棟



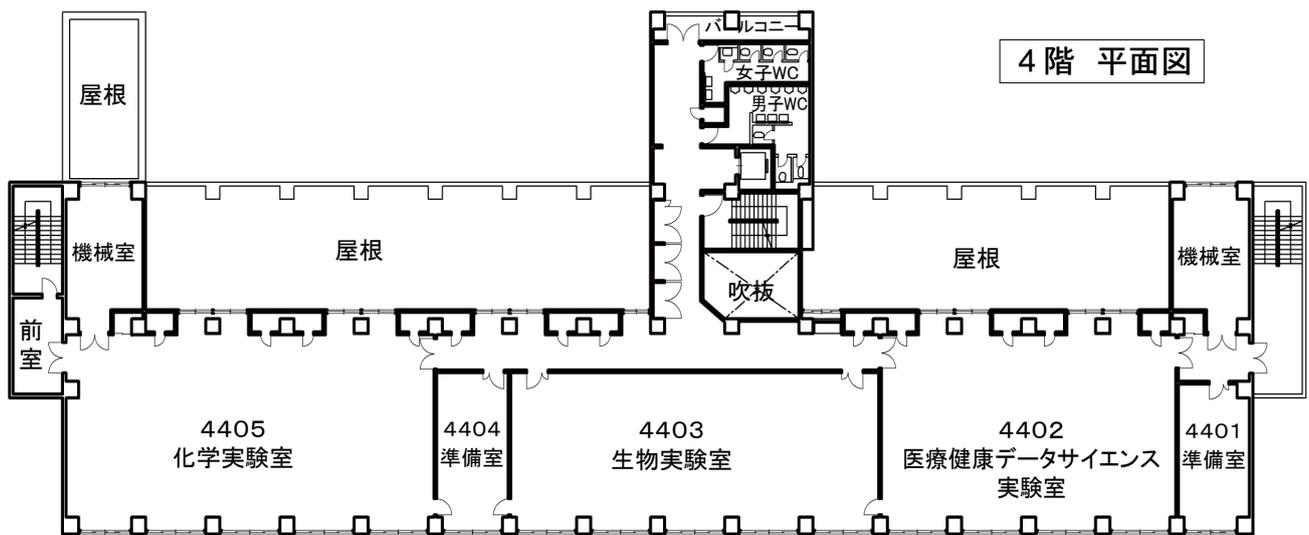
ポーチ



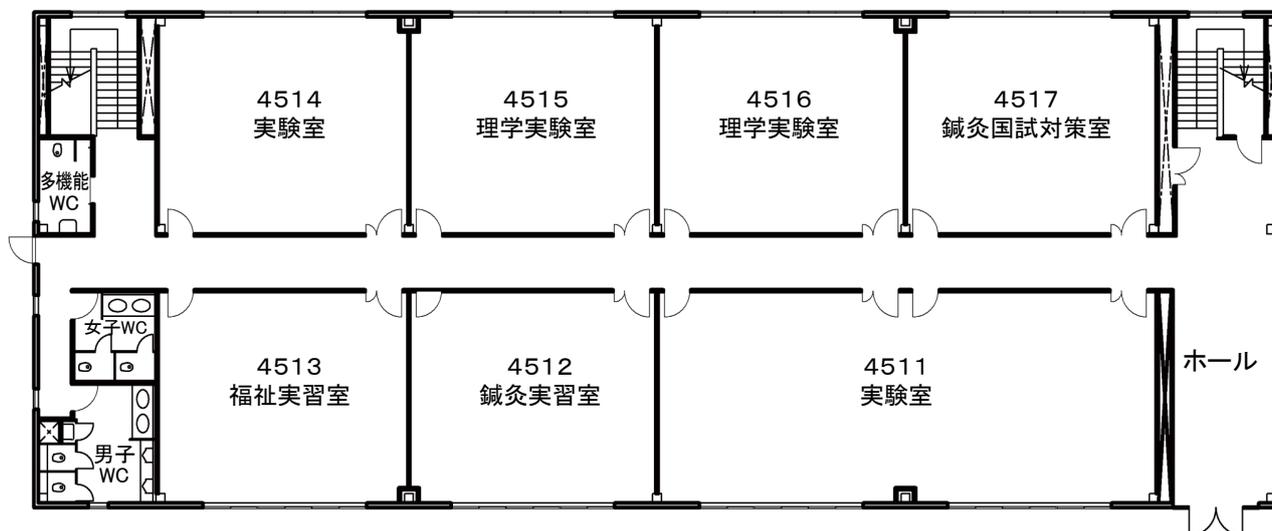
3階 平面図



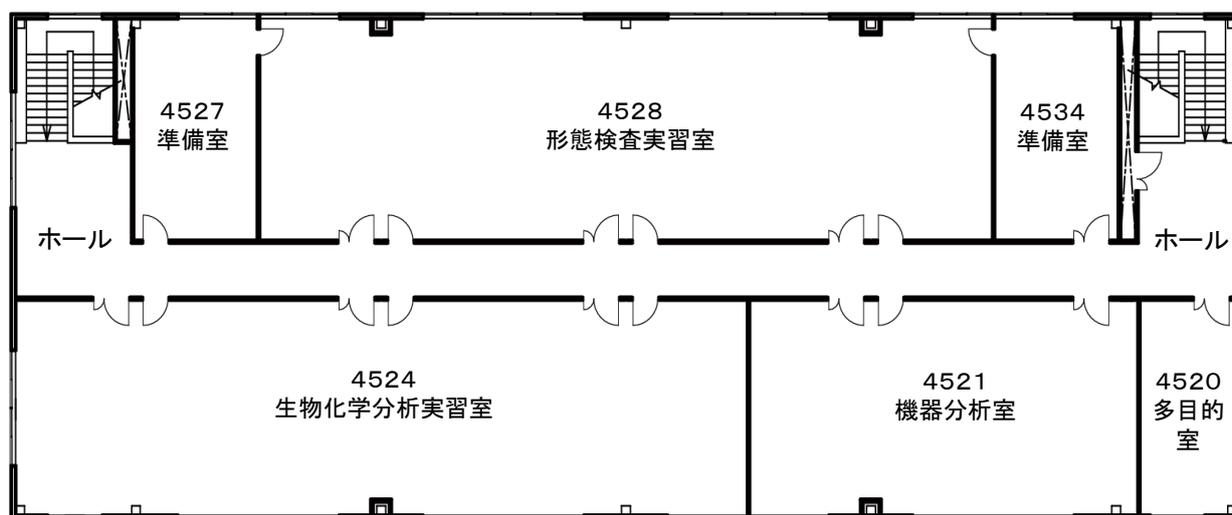
4階 平面図



# 実験棟

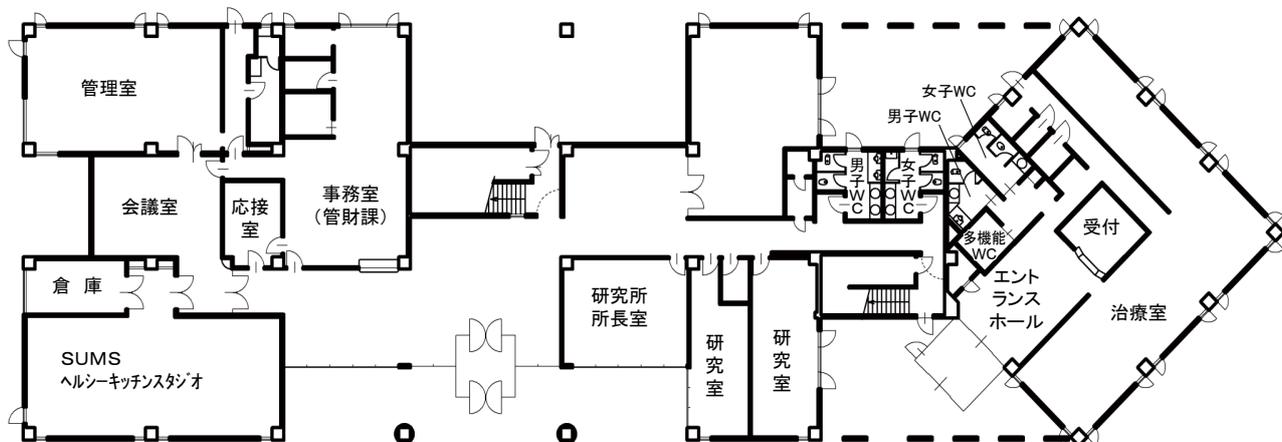


1階 平面図

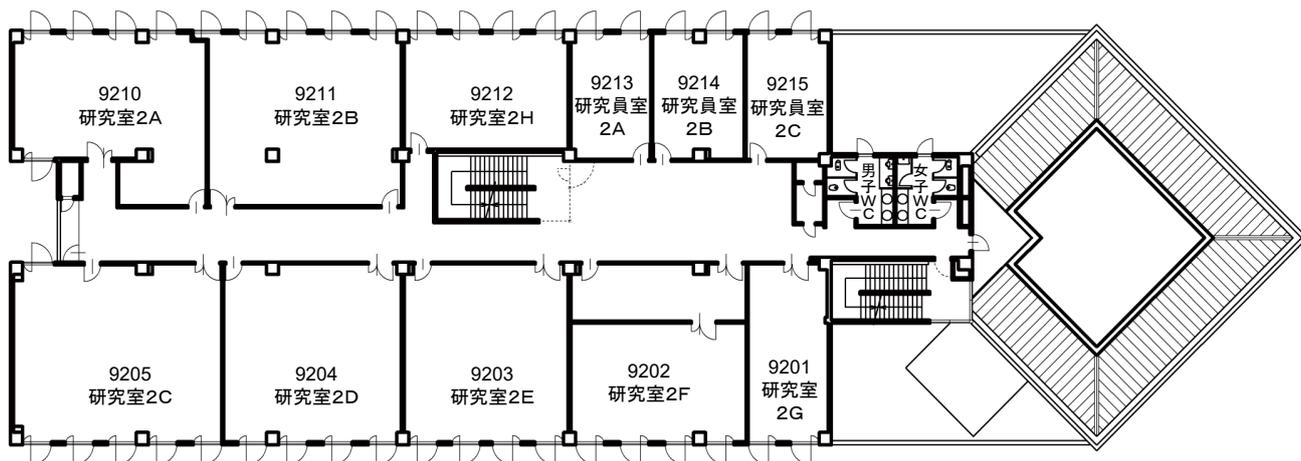


2階 平面図

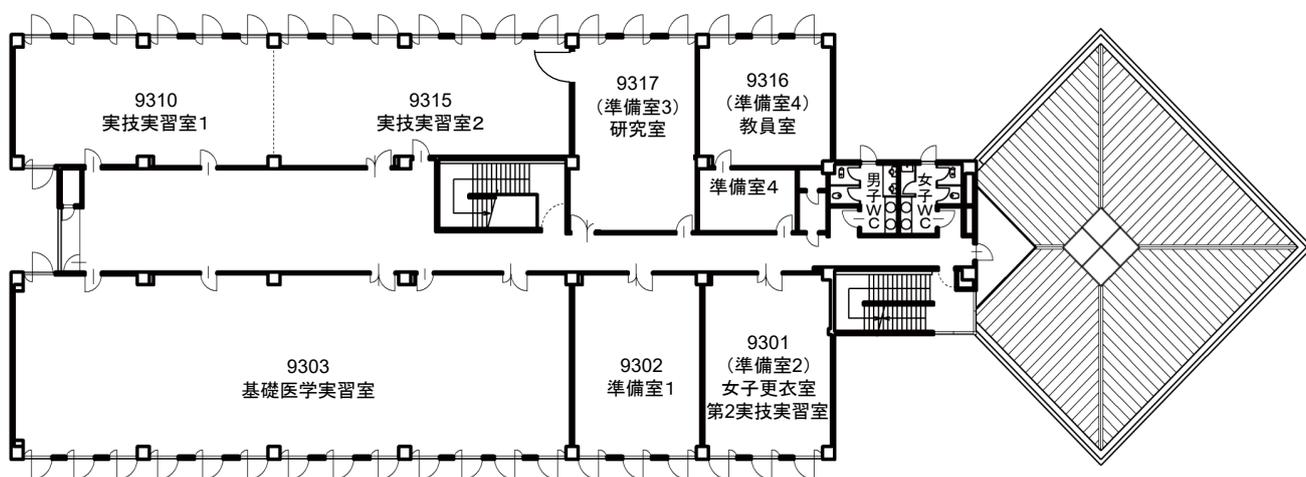
1階 平面図



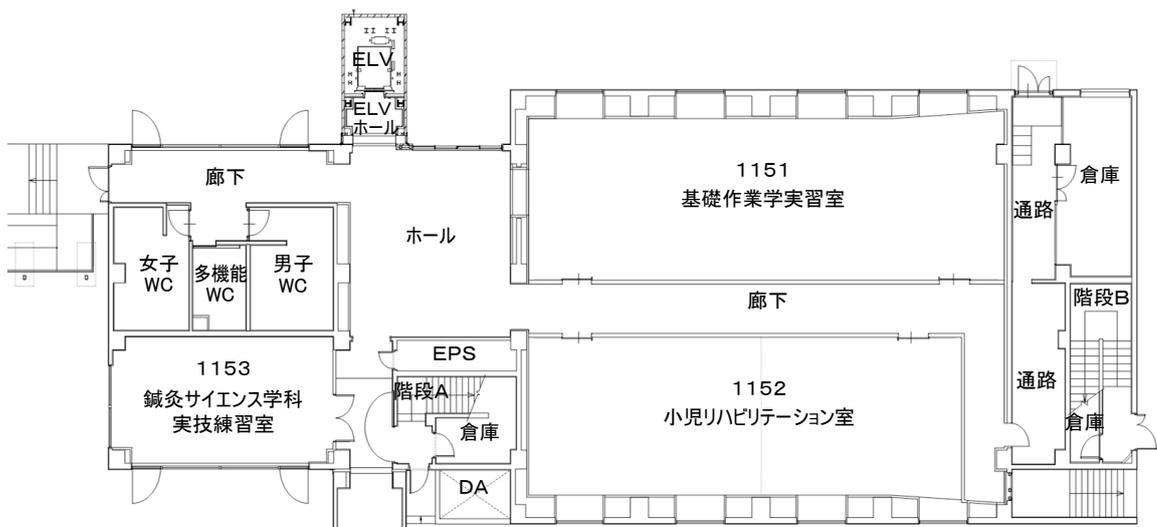
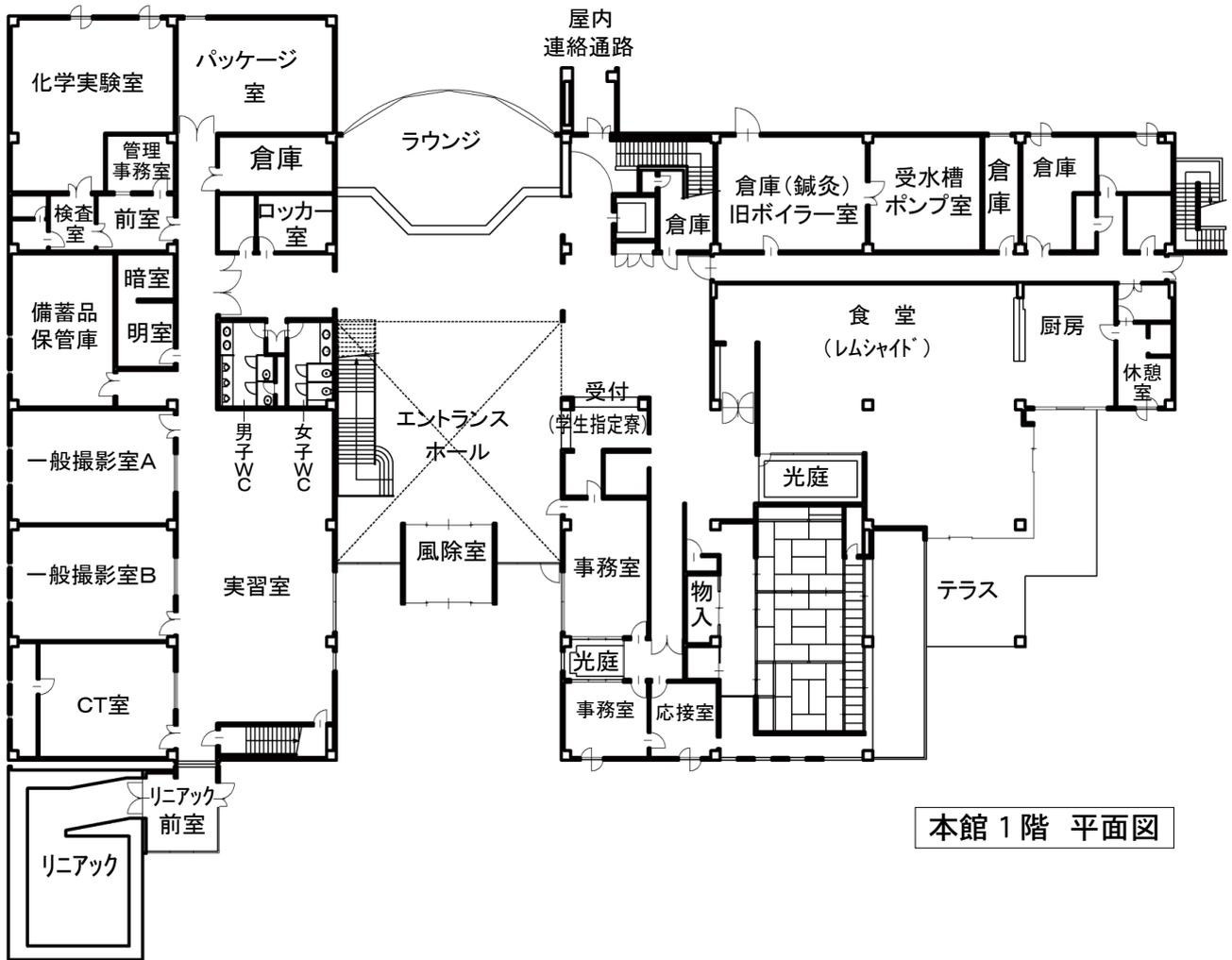
2階 平面図



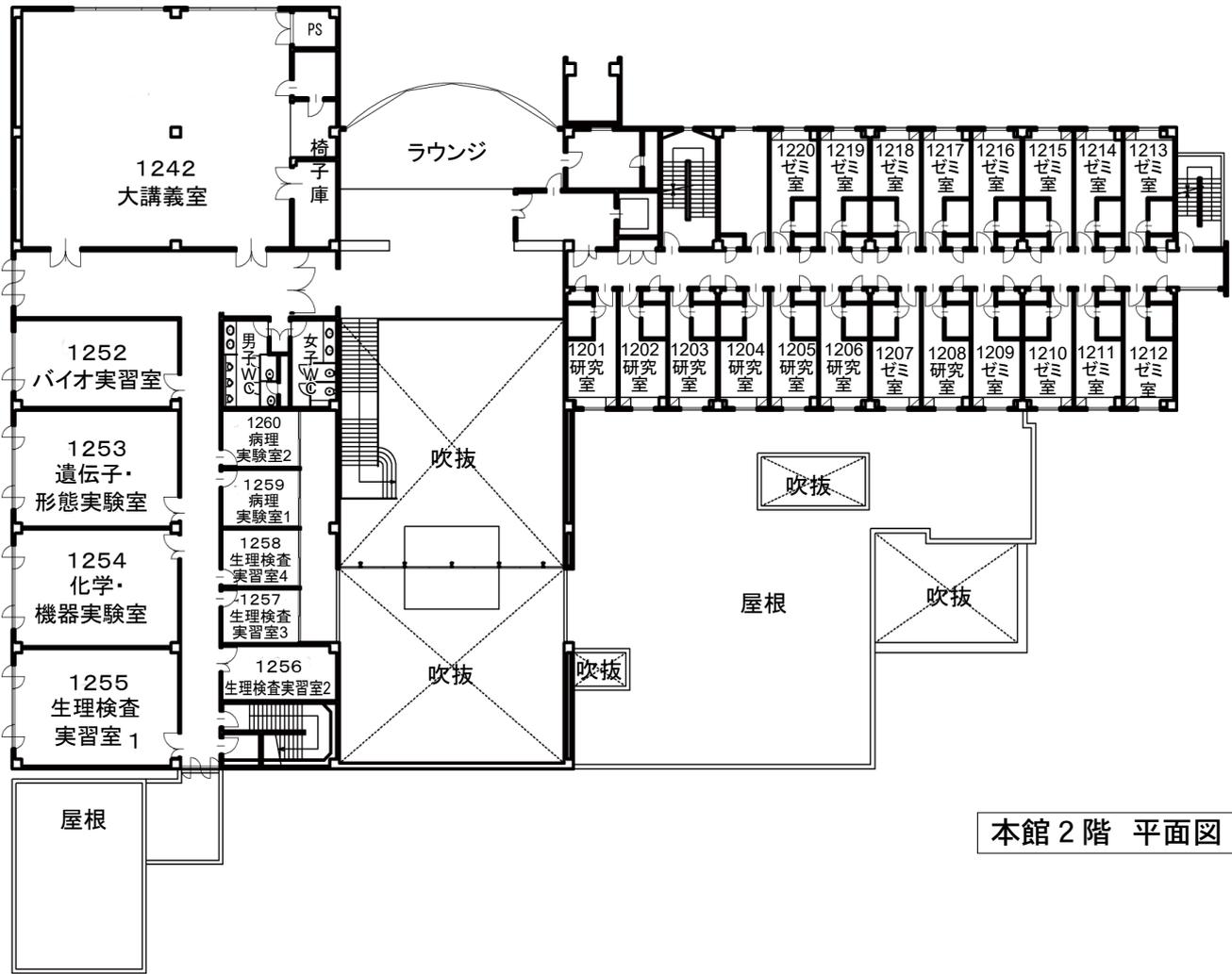
3階 平面図



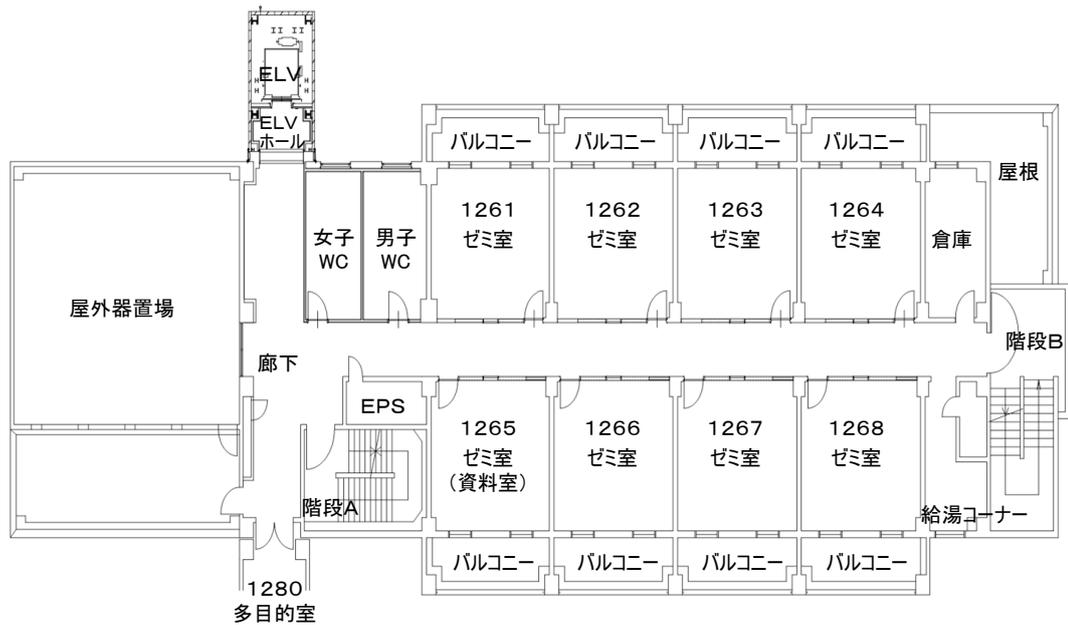
# JART 記念館 1階



# JART 記念館 2階

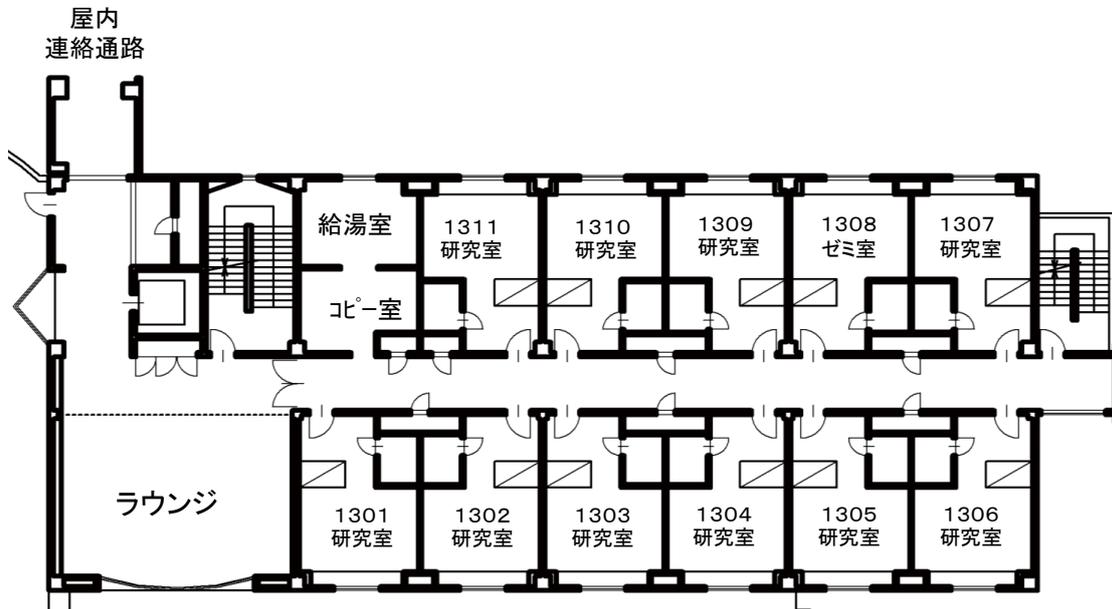


本館 2階 平面図

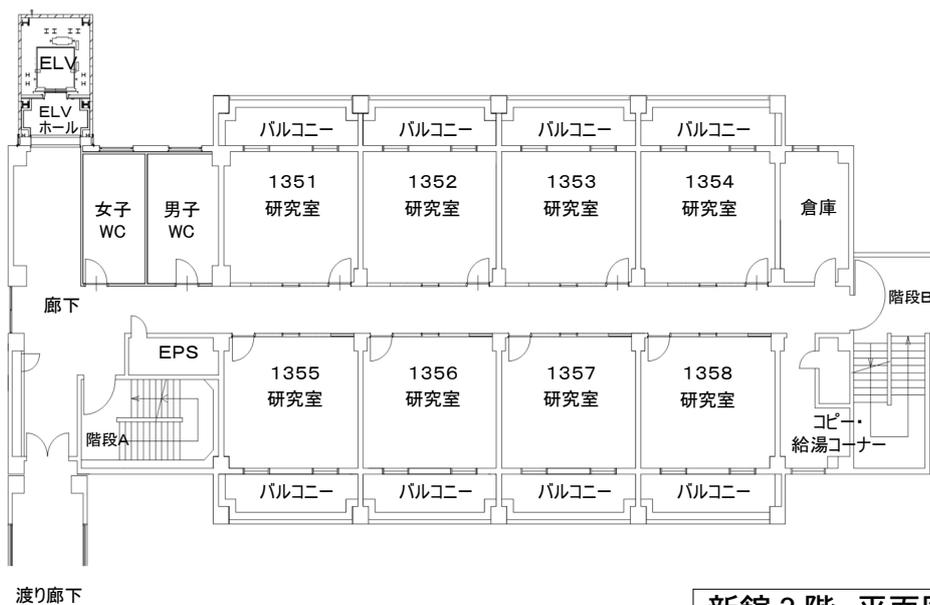


新館 2階 平面図

# JART 記念館 3階

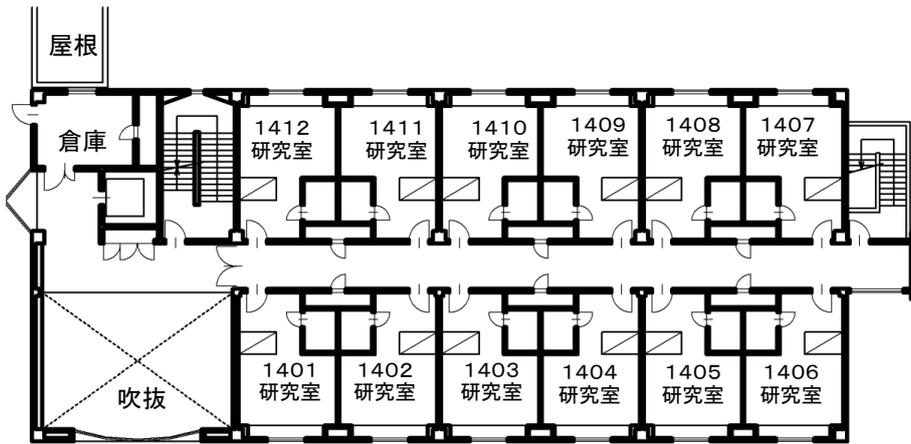


本館 3階 平面図



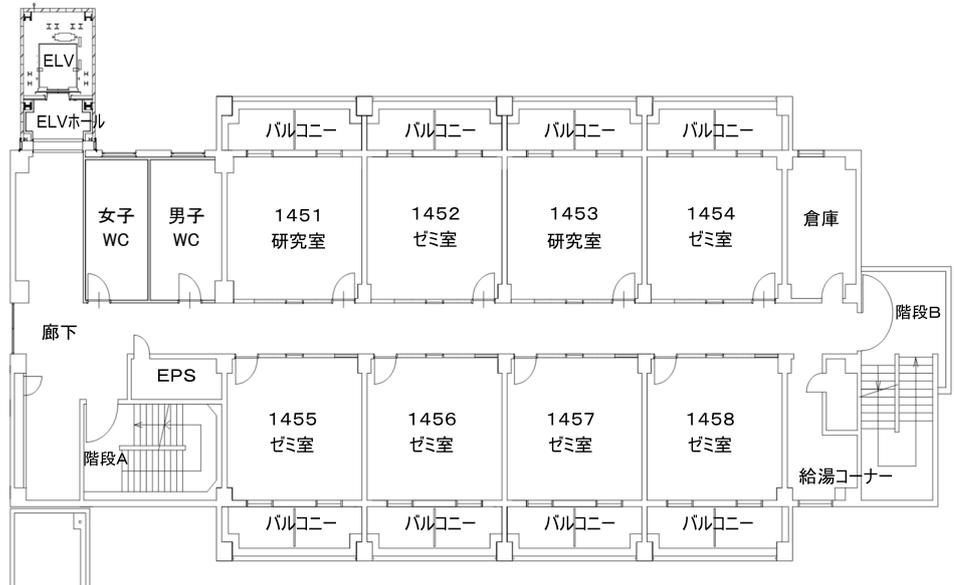
新館 3階 平面図

# JART 記念館 4・5階

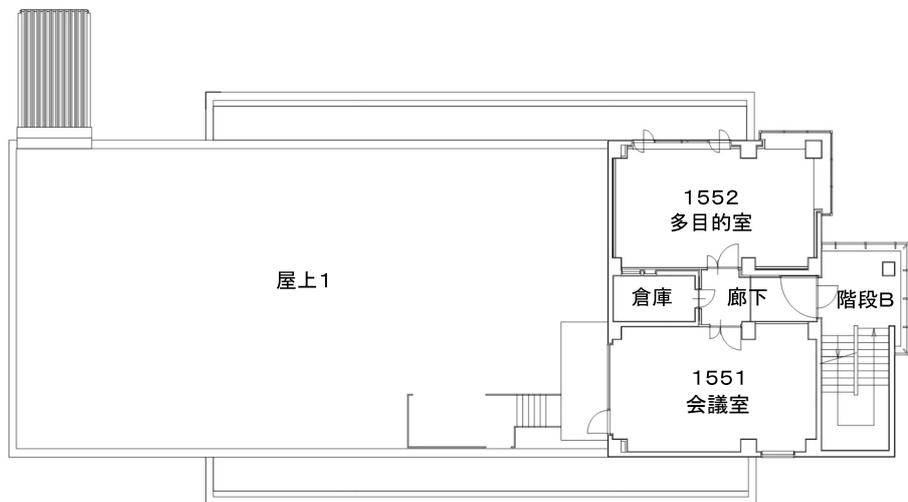


本館 4階 平面図

新館 4階 平面図

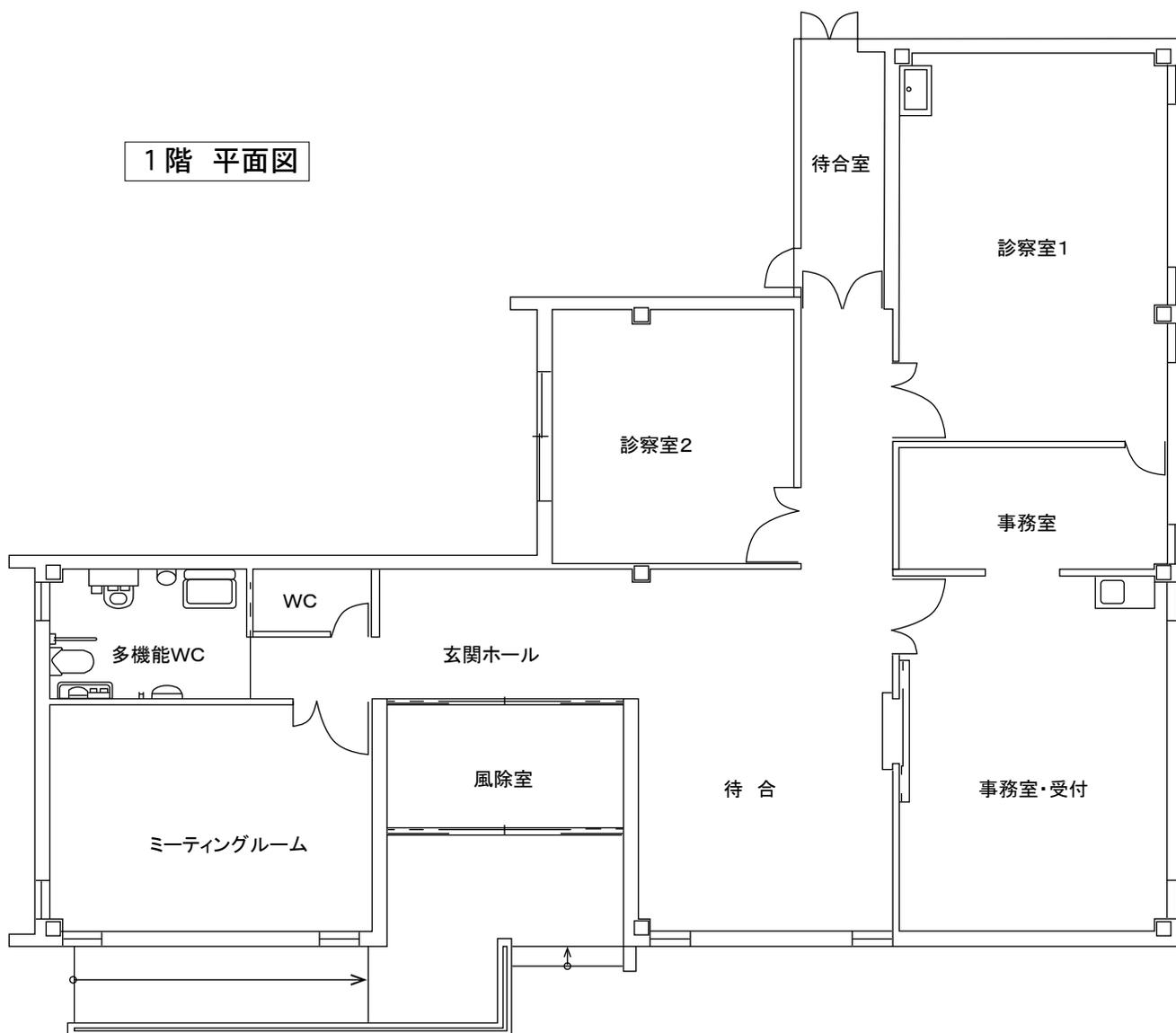


新館 5階 平面図

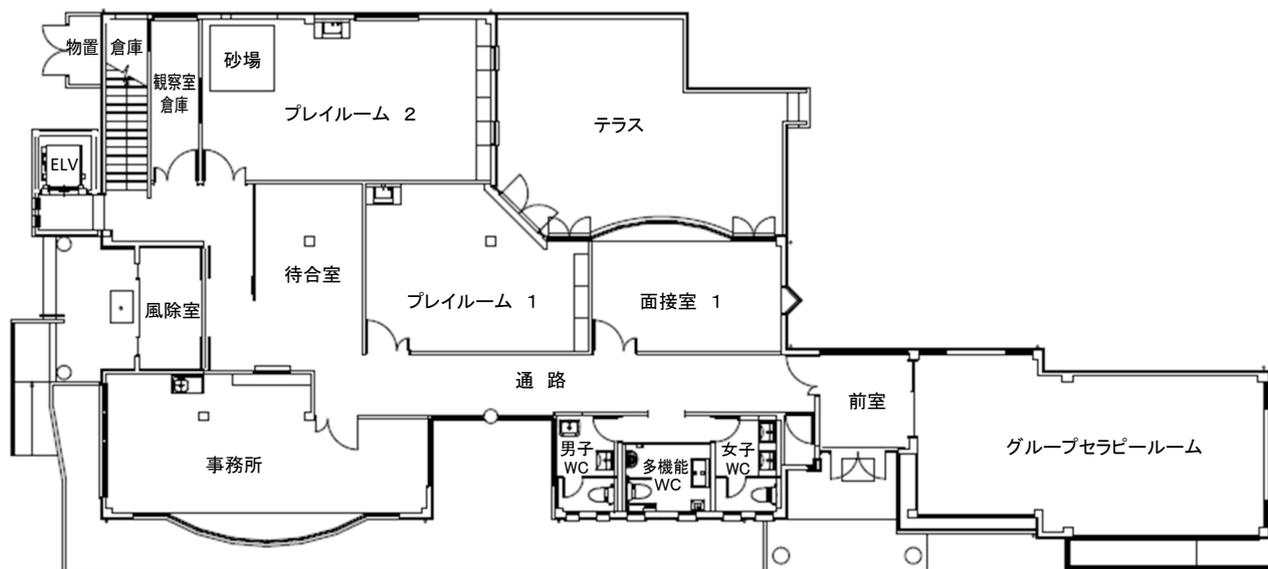


# 附属こころのクリニック

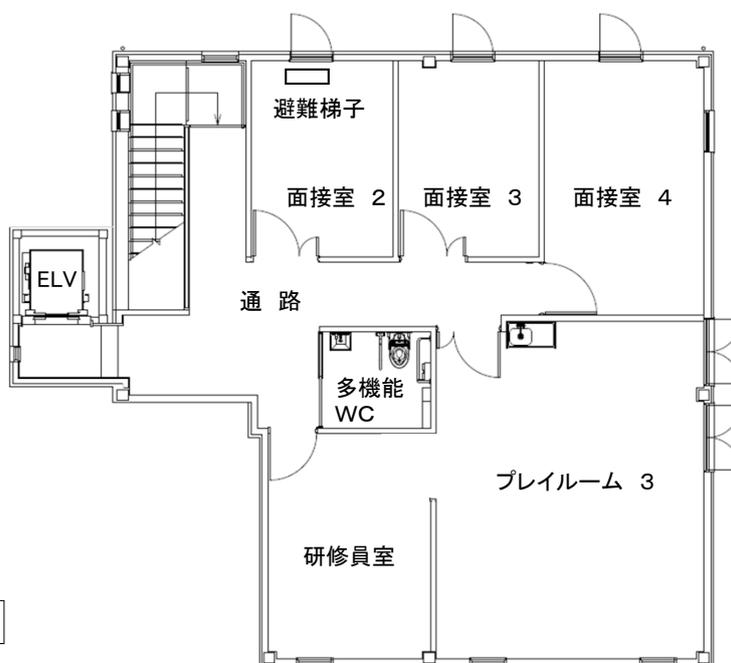
1階 平面図



# 附属こころの相談センター 1・2階



1階 平面図

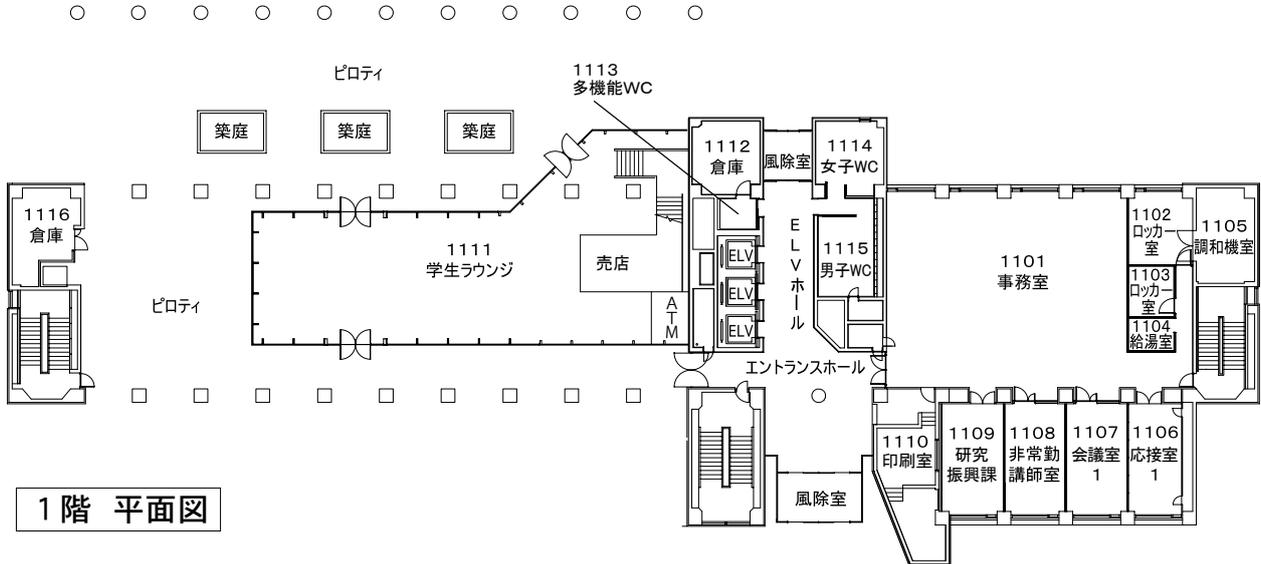


2階 平面図

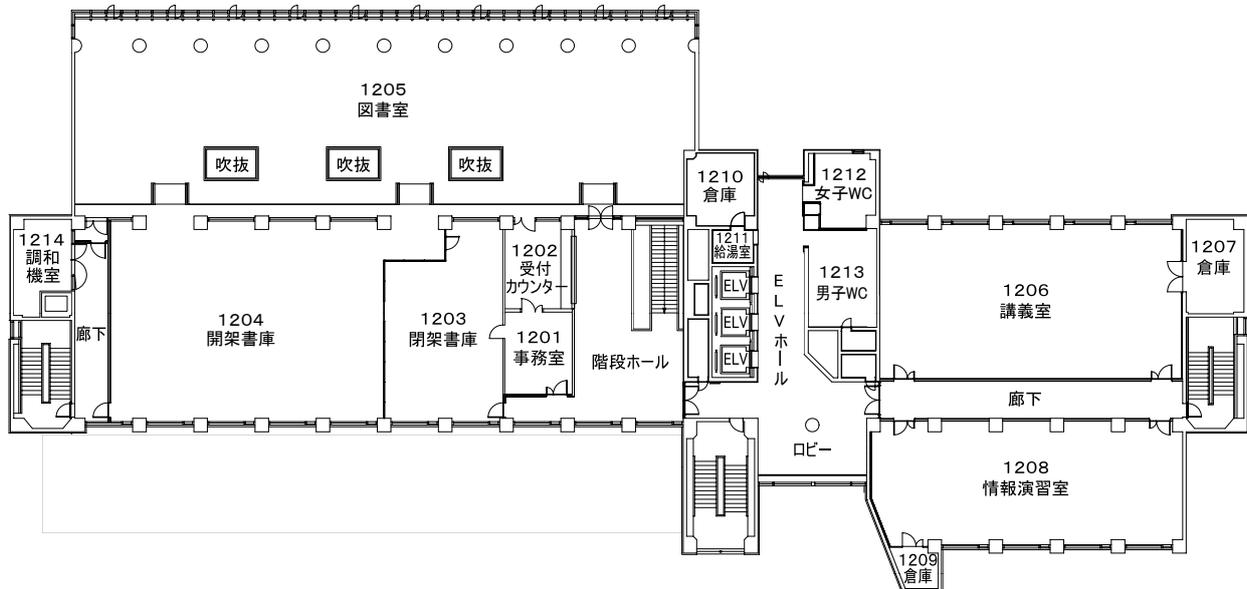
# 白子キャンパス 建物配置図



# 1号館 1・2階

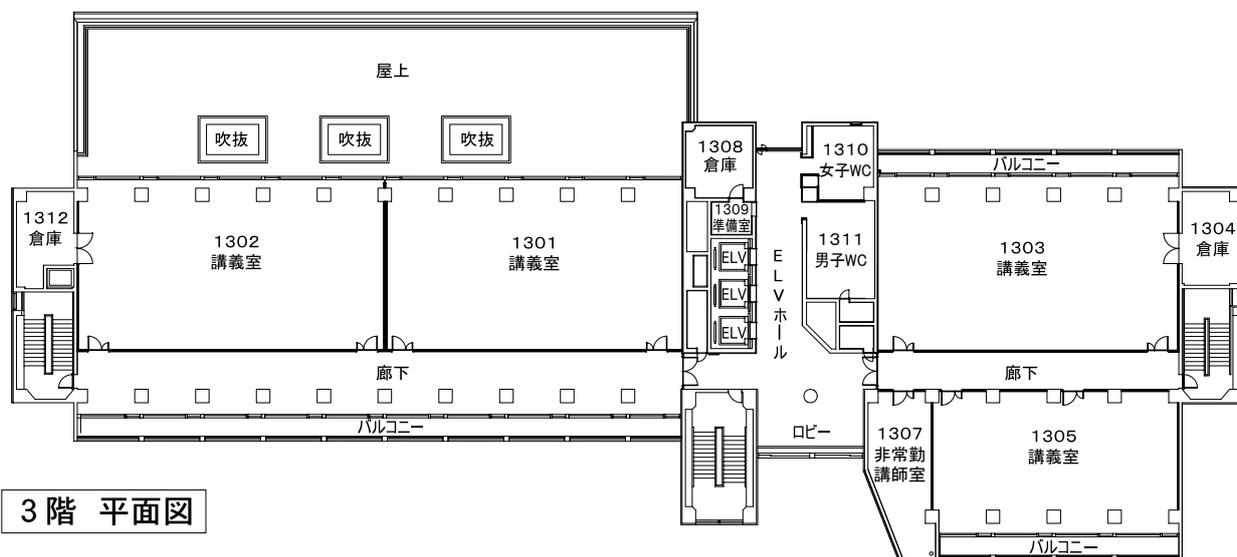


1階 平面図

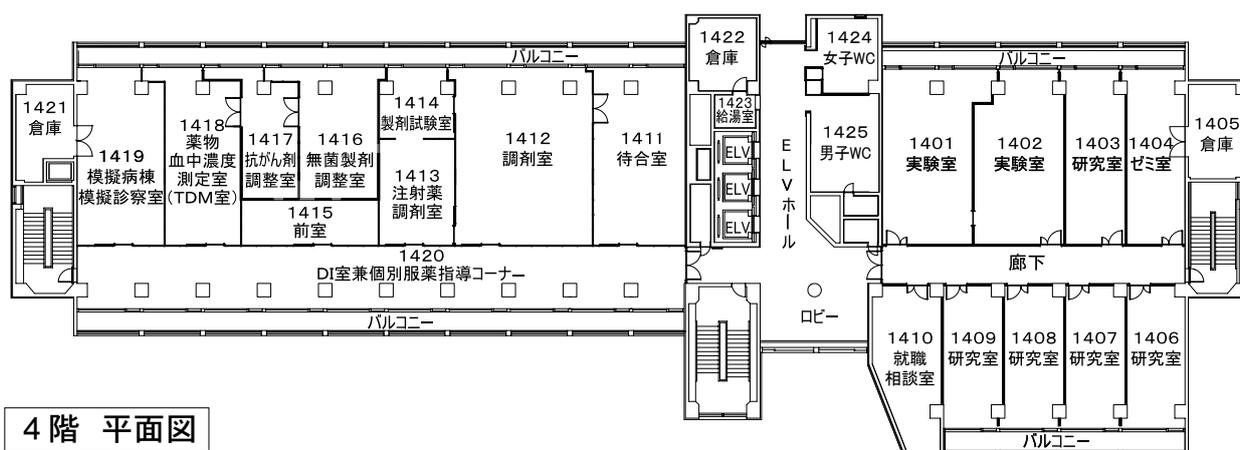


2階 平面図

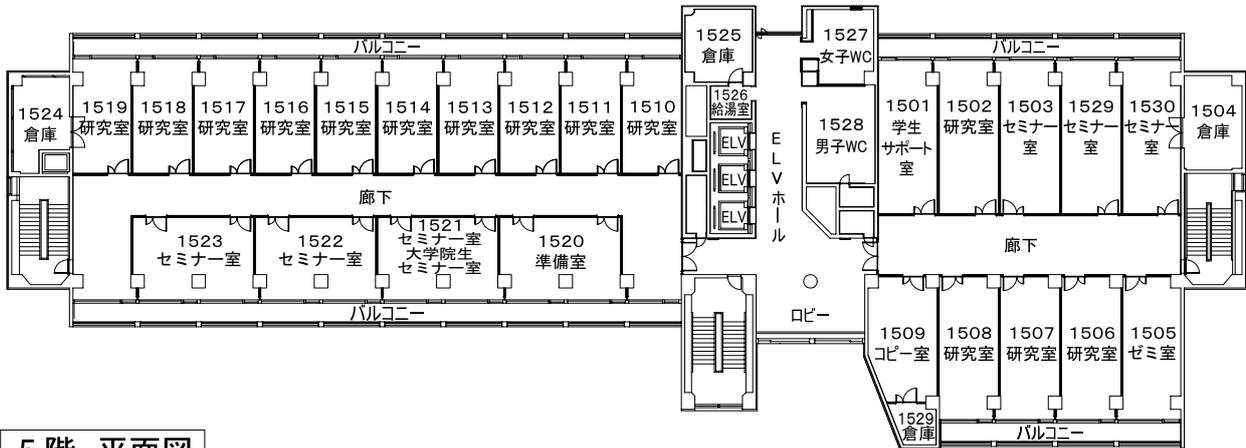
# 1号館 3・4階



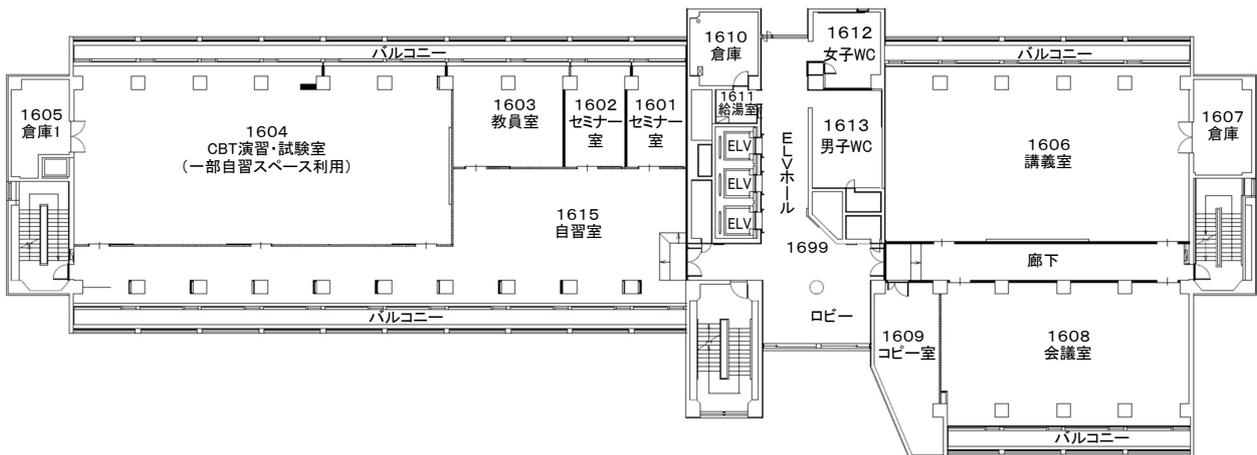
3階 平面図



4階 平面図

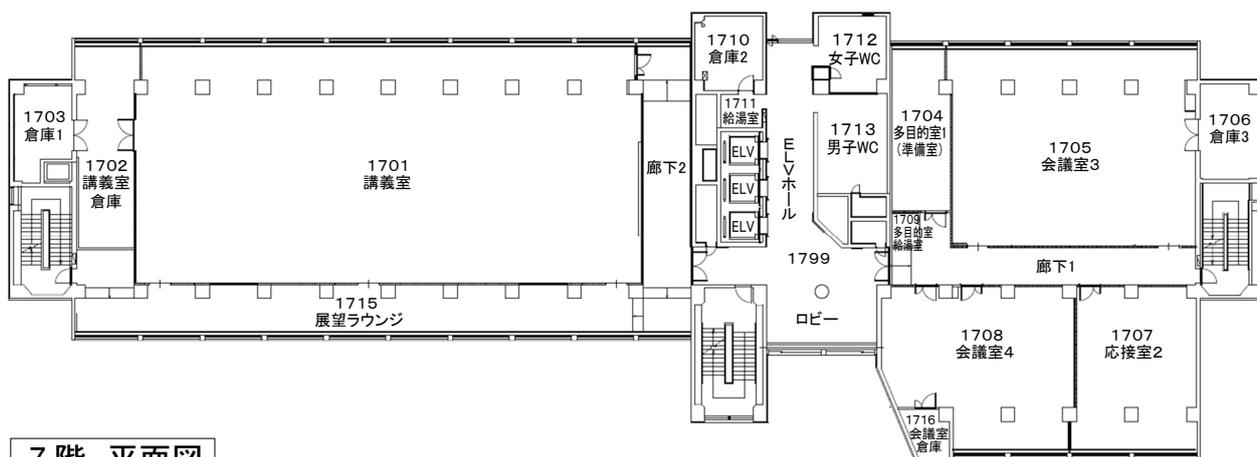


5階 平面図



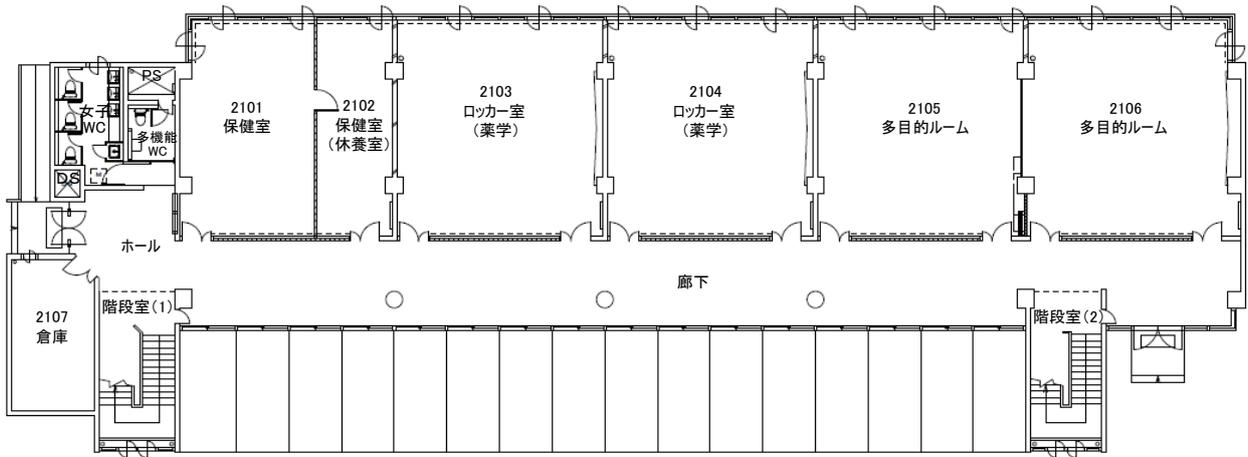
6階 平面図

# 1号館 7階

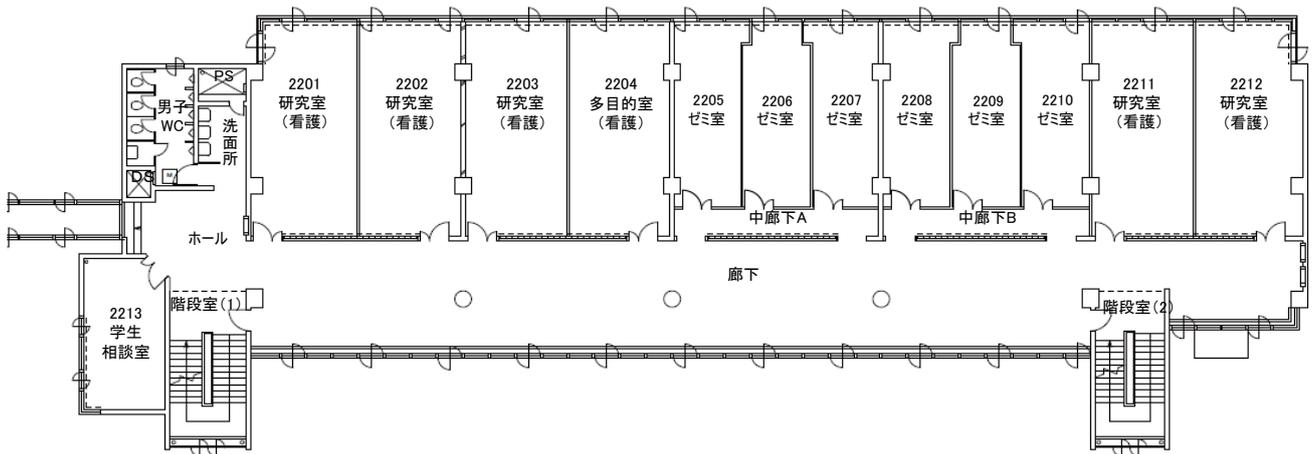


7階 平面図

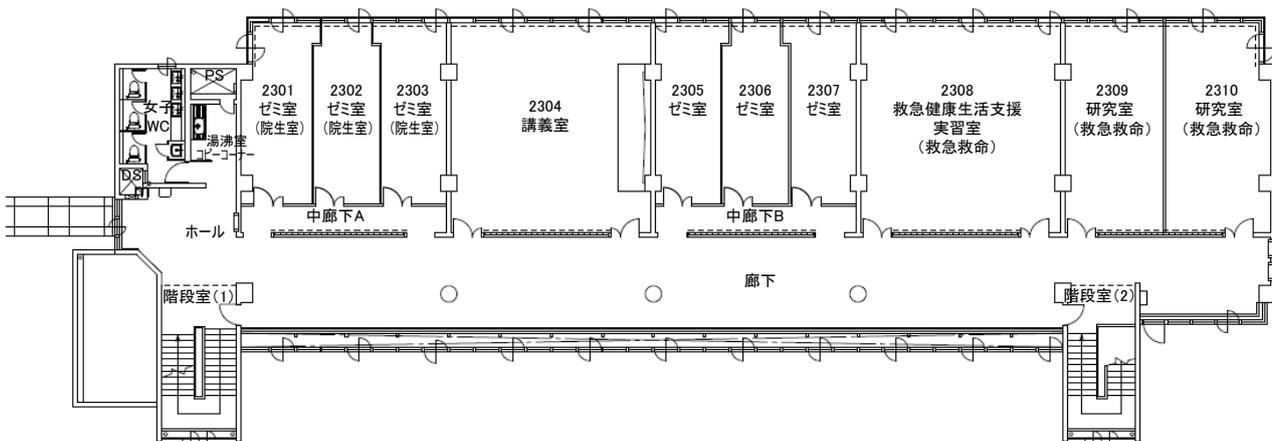
# 2号館 1・2・3階



1階 平面図

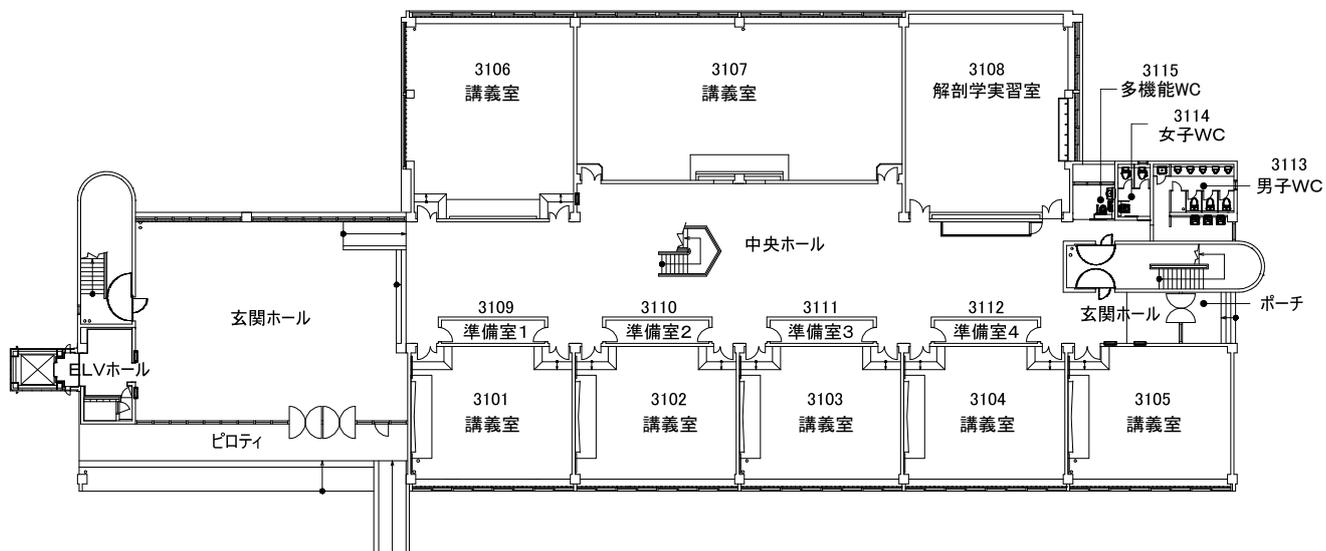


2階 平面図

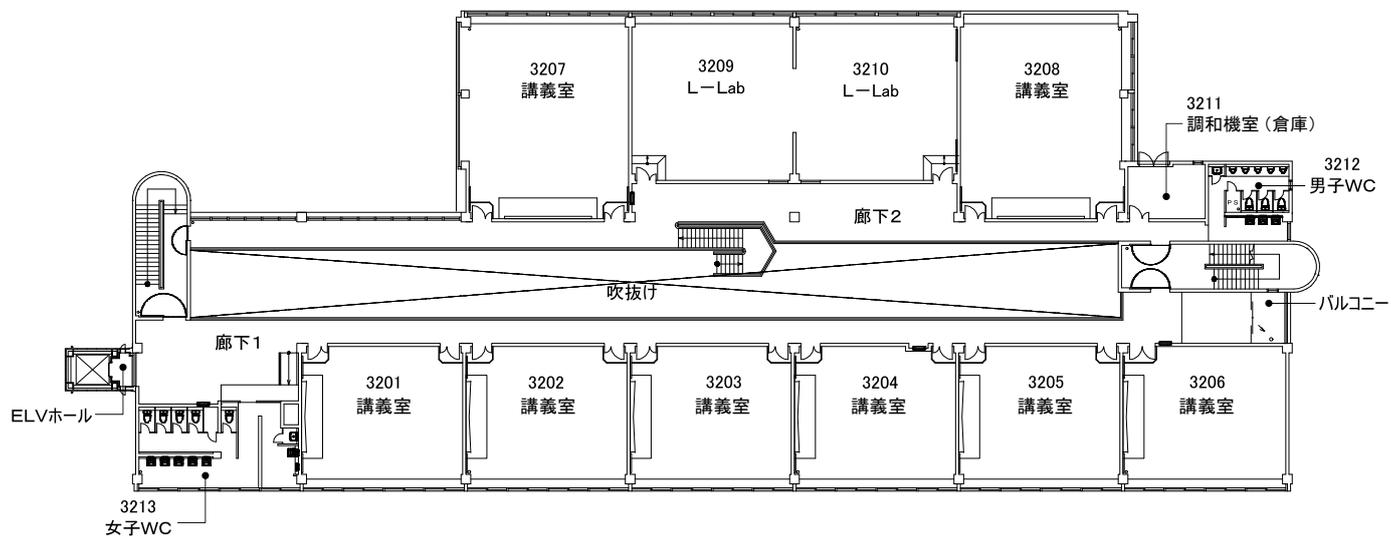


3階 平面図

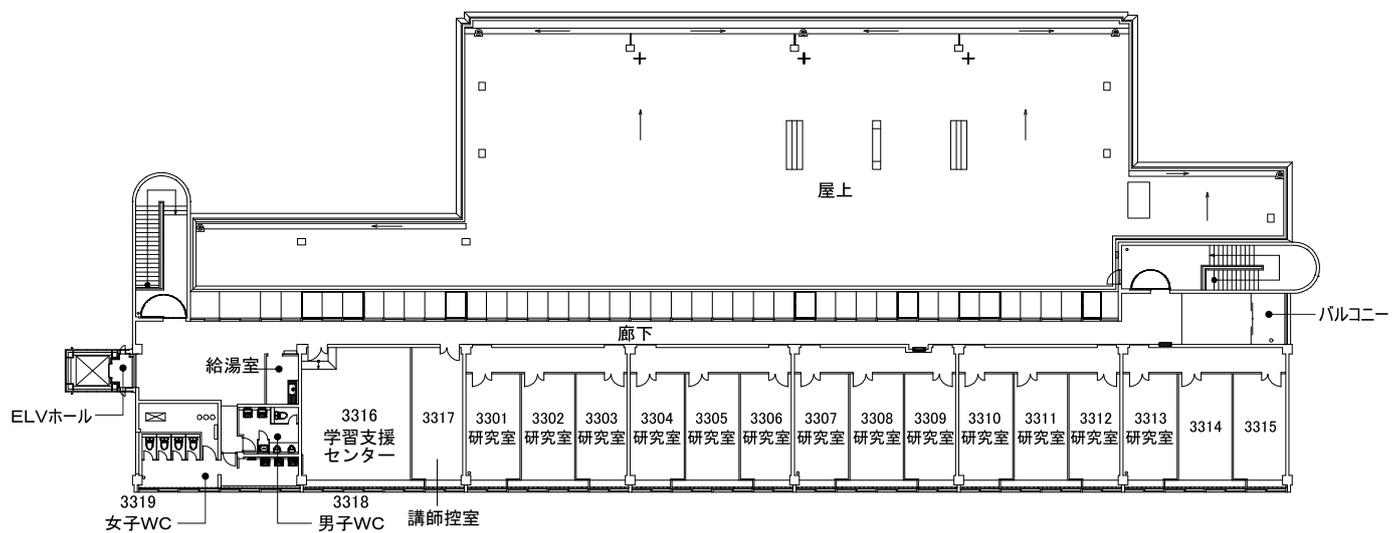
# 3号館 1・2階



1階 平面図

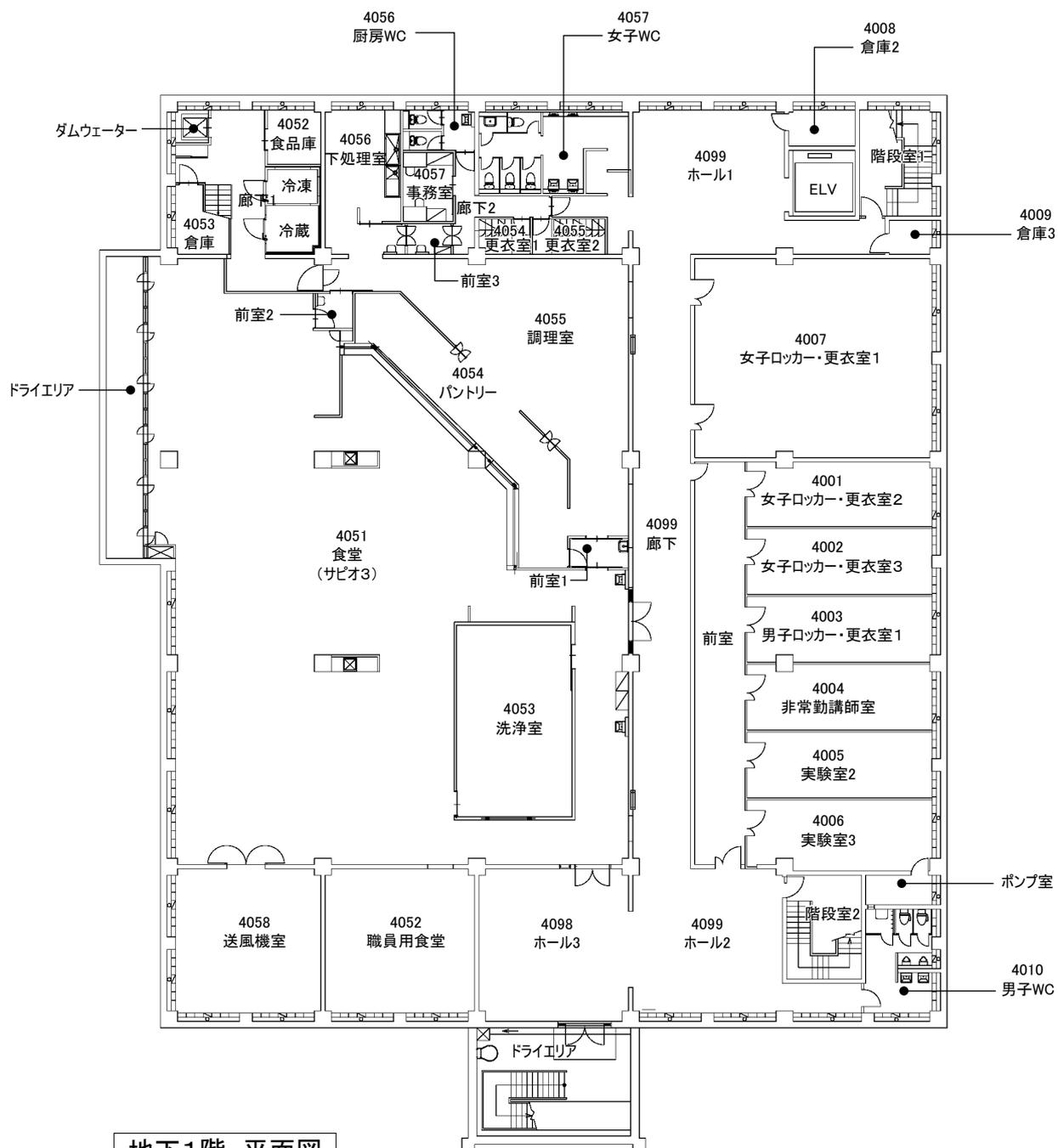


2階 平面図



3階 平面図

# 4号館 地下1階

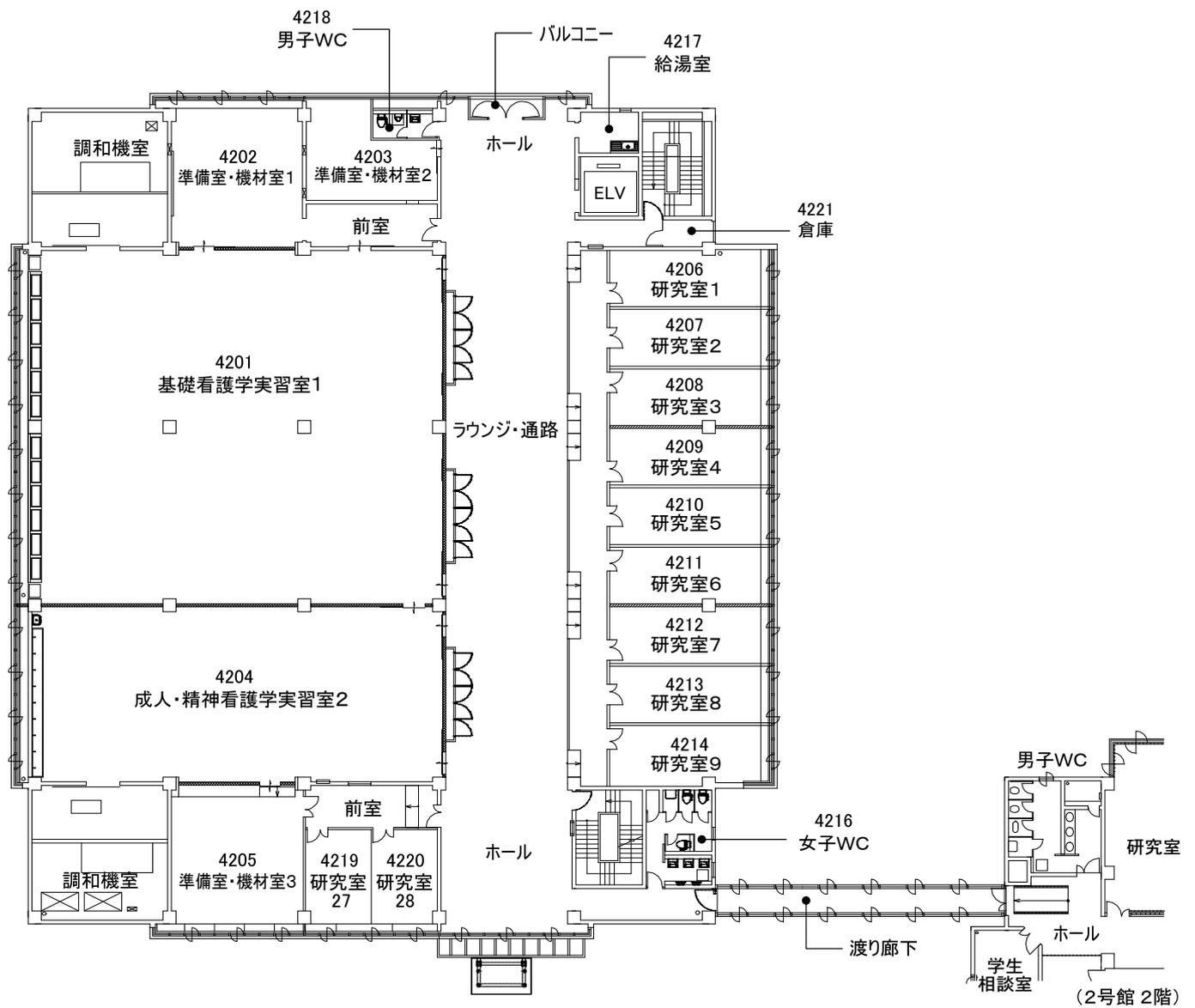


地下1階 平面図



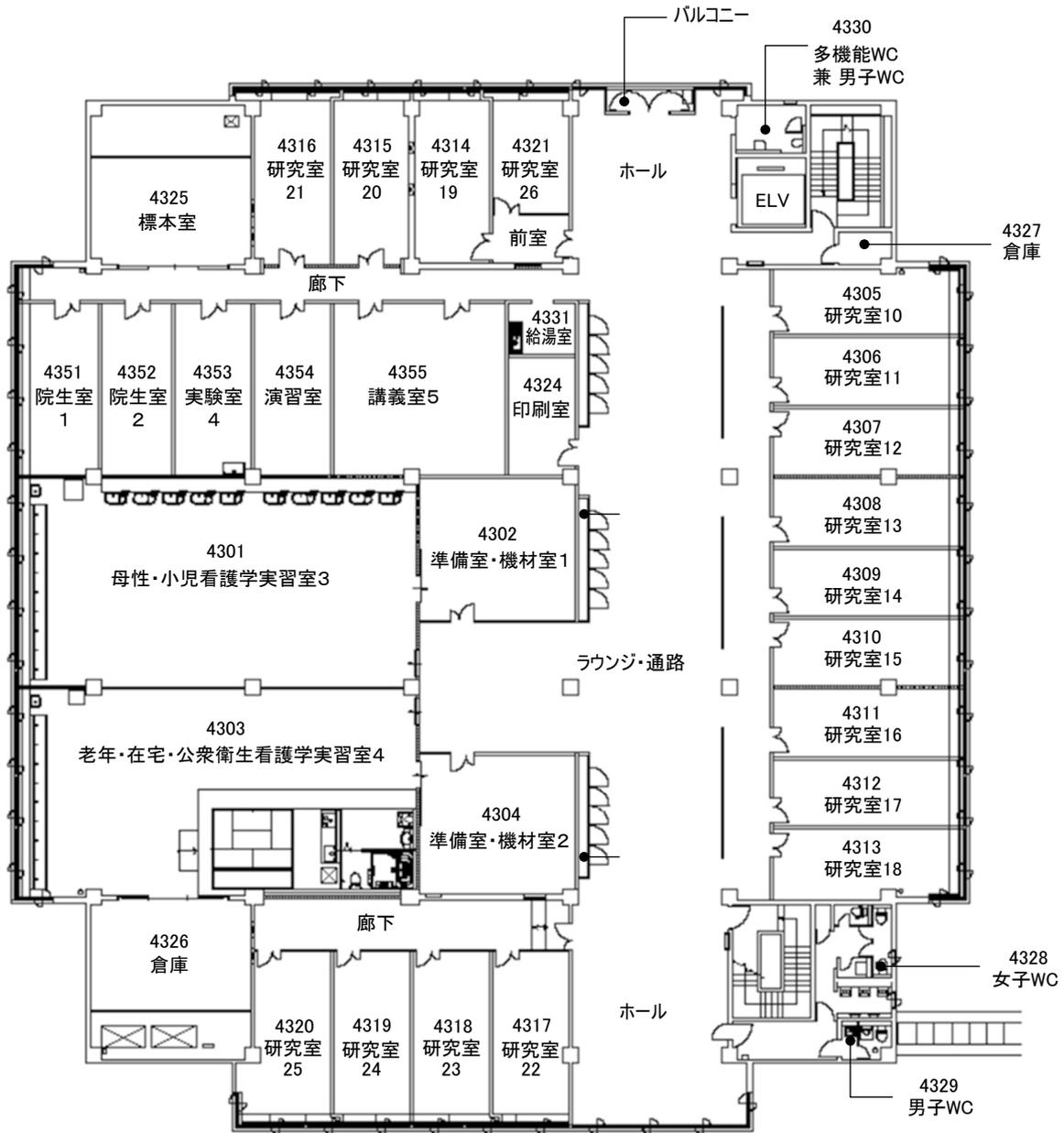
1階 平面図

# 4号館 2階



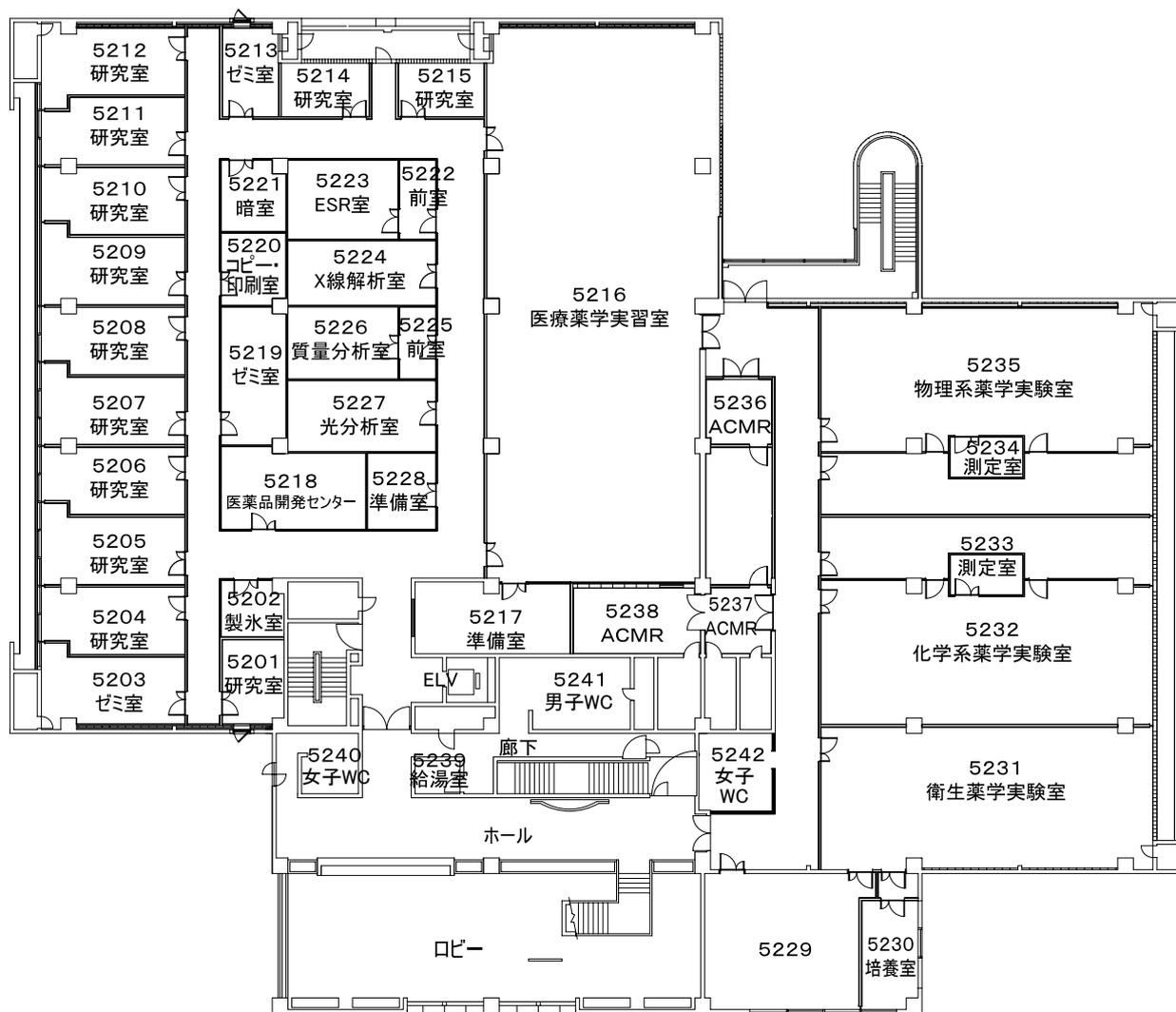
(2号館 2階)

2階 平面図



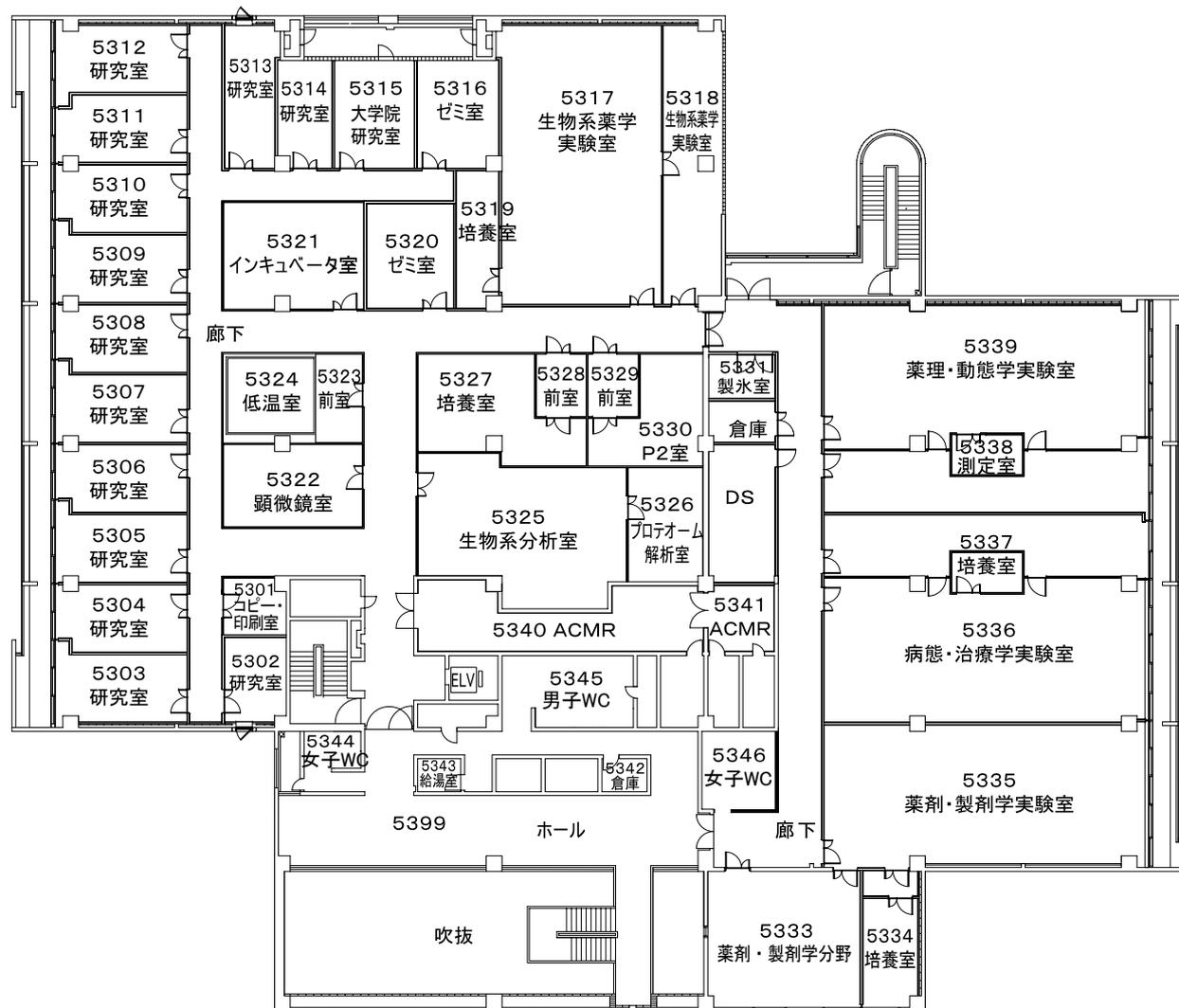
3階 平面図



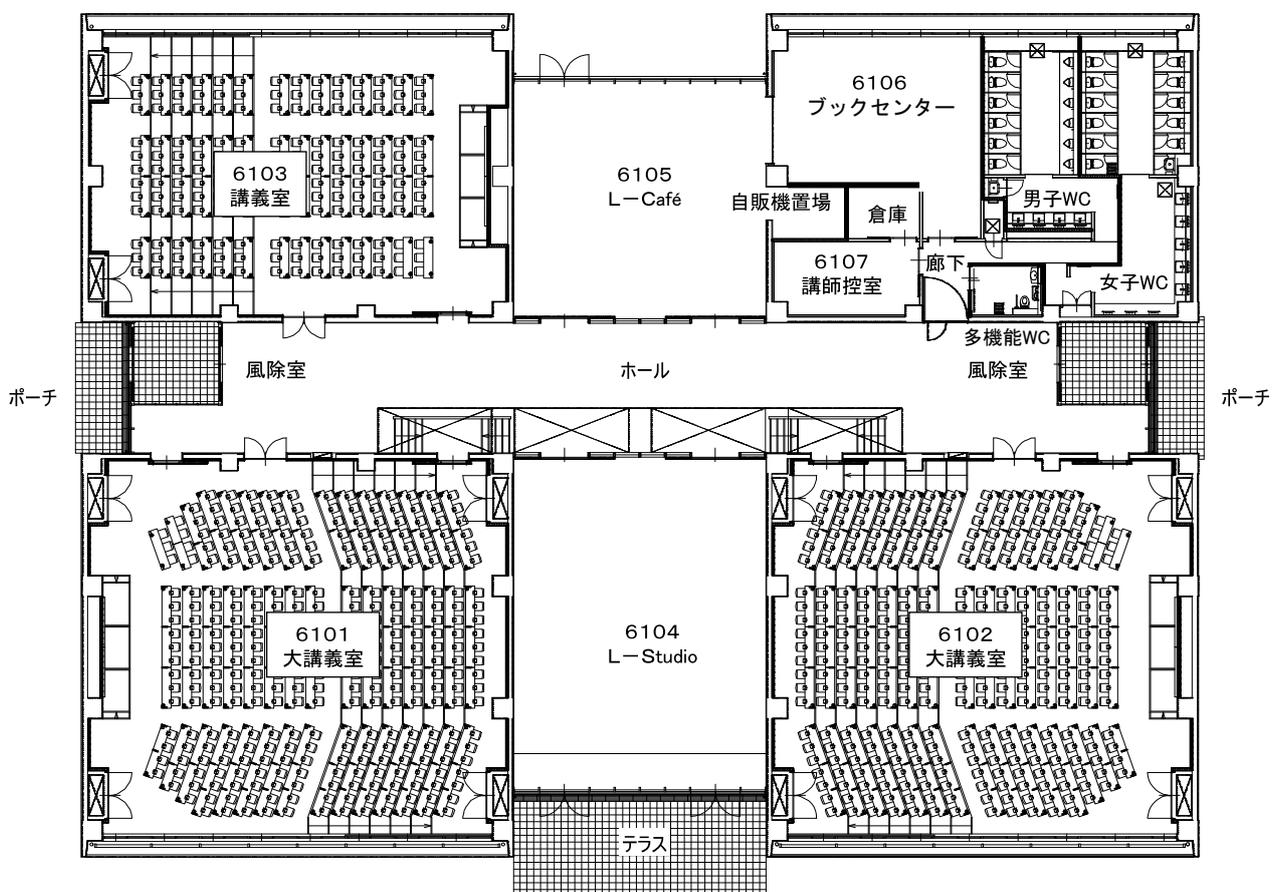


2階 平面図

# 5号館 3階

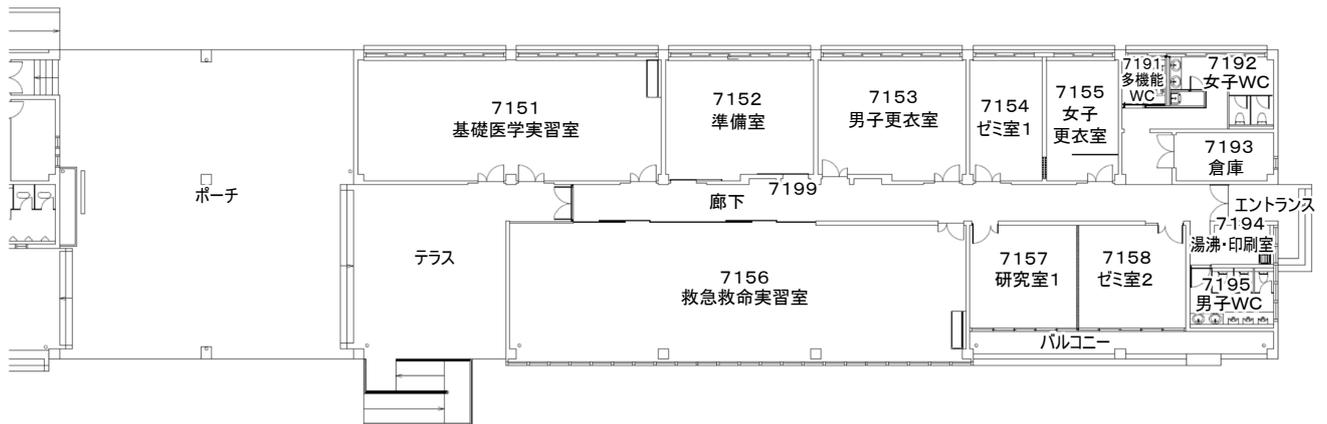


3階 平面図

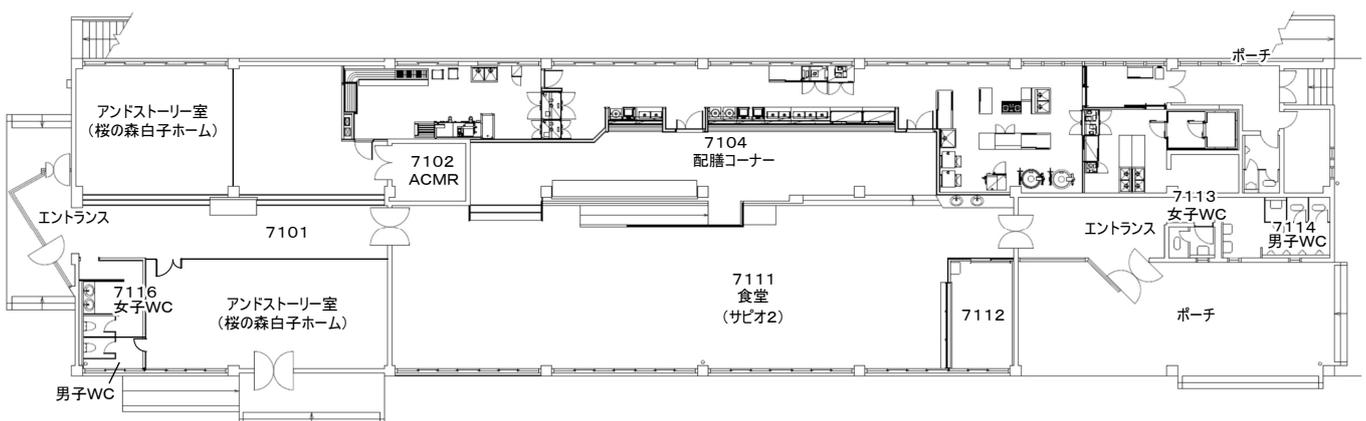


# 7号館・食堂

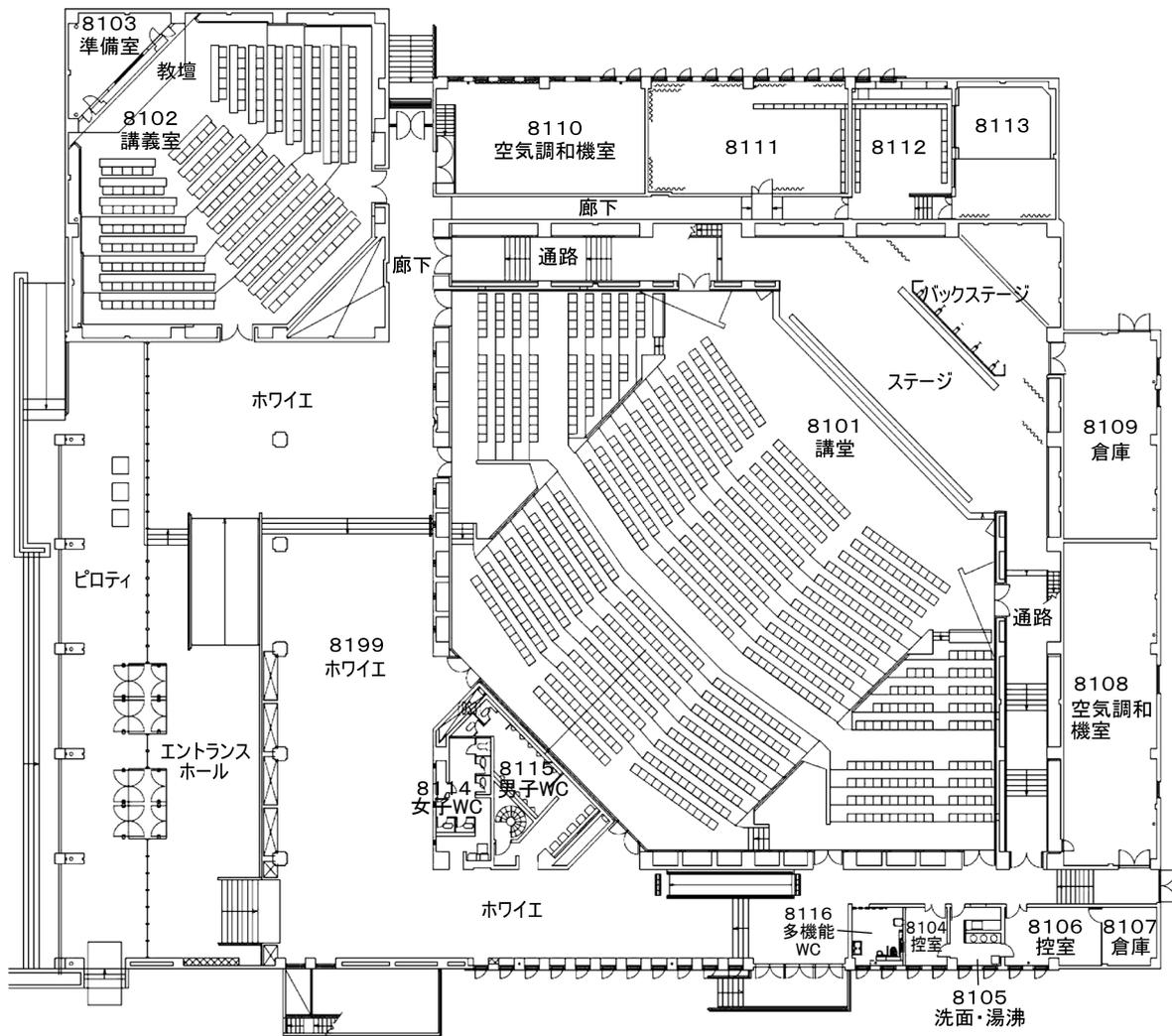
## 7号館



## 食堂棟1F



# 講堂



# 附属桜の森病院



## 学生要覧 2025

印刷 2025年 3月

発行 2025年 4月

編集  
発行者 鈴鹿医療科学大学

〒510-0293 鈴鹿市岸岡町1001番地1  
TEL 〈059〉383-8991 (代表)

印刷 伊藤印刷株式会社  
TEL 〈059〉226-2545 (代表)

## 鈴鹿医療科学大学

ホームページ <https://www.suzuka-u.ac.jp>

### 千代崎キャンパス

〒510-0293 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1  
TEL <059> **383-8991** (代表)  
FAX <059> **383-9666**

### 白子キャンパス

〒513-8670 三重県鈴鹿市南玉垣町3500番地3  
TEL <059> **340-0550** (代表)  
FAX <059> **368-1271**